

和歌山市地域防災計画

(災害対策計画)

令和7年3月

和歌山市防災会議

災害対策計画の構成

第1編 災害応急対策

第1章 迅速な活動体制を確立するために

- 第1節 災害対策組織
- 第2節 職員の動員体制
- 第3節 広域応援・派遣要請
- 第4節 民間団体等の協力

第2章 正確な情報を伝達するために

- 第1節 地震・津波情報及び気象警報等の伝達
- 第2節 被害情報の収集及び報告
- 第3節 災害救助法の適用
- 第4節 広報・広聴活動

第3章 円滑な避難体制を確立するために

- 第1節 避難指示等の発令
- 第2節 警戒区域の設定
- 第3節 避難誘導

第4章 災害の拡大を抑えるために

- 第1節 水防警戒活動
- 第2節 消防活動
- 第3節 医療救護活動
- 第4節 行方不明者及び遺体の捜索・収容・埋火葬
- 第5節 緊急輸送ネットワークの確保

第5章 被災者の生活を支えるために

- 第1節 避難所開設・運営対策
- 第2節 保健衛生対策
- 第3節 要配慮者支援対策
- 第4節 物資供給対策
- 第5節 廃棄物処理対策
- 第6節 学校及び幼稚園、保育所等の応急対策
- 第7節 罹災証明書等の交付
- 第8節 市民生活安定のための緊急措置

第6章 地域の生活基盤を支えるために

- 第1節 宅地等の応急危険度判定
- 第2節 応急住宅対策
- 第3節 公共土木施設等の応急対策
- 第4節 ライフライン施設等の応急対策

第2編 災害復旧・復興対策

- 第1節 財務計画
- 第2節 災害復旧事業の推進
- 第3節 災害復興計画の作成

第3編 広域停電事故応急対策・その他非常災害応急対策

- 第1節 広域停電事故応急対策
- 第2節 大規模断水事故応急対策
- 第3節 職員の配備・動員体制(その他非常災害)
- 第4節 その他非常災害応急対策

第4編 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 第1章 総則
- 第2章 関係者との連携協力の確保
- 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- 第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等
- 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
- 第6章 防災訓練計画
- 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第6編 様式

災害対策計画 目次

第1編 災害応急対策

第1章 迅速な活動体制を確立するために

第1節	災害対策組織-----	1
	〔本部事務局、各対策部〕	
第2節	職員の動員体制-----	23
	〔本部事務局、各対策部〕	
第3節	広域応援・派遣要請-----	31
	〔本部事務局、消防対策部、各対策部〕	
第4節	民間団体等の協力-----	40
	〔本部事務局、市民環境対策部、福祉対策部、産業交流対策部、消防対策部、各対策部〕	

第2章 正確な情報を伝達するために

第1節	地震・津波情報及び気象警報等の伝達-----	47
	〔本部事務局、福祉対策部、都市建設対策部、消防対策部〕	
第2節	被害情報の収集及び報告-----	72
	〔本部事務局、産業交流対策部、消防対策部、各対策部〕	
第3節	災害救助法の適用-----	84
	〔本部事務局、財政対策部、市民環境対策部、健康対策部、福祉対策部、都市建設対策部、上下水道対策部、教育対策部、消防対策部、各対策部〕	
第4節	広報・広聴活動-----	91
	〔本部事務局、市民環境対策部、各対策部〕	

第3章 円滑な避難体制を確立するために

第1節	避難指示等の発令-----	95
	〔本部事務局、福祉対策部、産業交流対策部、消防対策部〕	
第2節	警戒区域の設定-----	101
	〔本部事務局、消防対策部〕	
第3節	避難誘導-----	105
	〔本部事務局、市民環境対策部、消防対策部、各対策部〕	

第4章 災害の拡大を抑えるために

第1節	水防警戒活動-----	109
	〔本部事務局、産業交流対策部、都市建設対策部、消防対策部、建物を管理する各対策部〕	
第2節	消防活動-----	113
	〔消防対策部、各対策部〕	

第3節	医療救護活動 -----	117
	〔本部事務局、健康対策部、消防対策部〕	
第4節	行方不明者及び遺体の捜索・収容・埋火葬 -----	124
	〔本部事務局、市民環境対策部、健康対策部、都市建設対策部、消防対策部〕	
第5節	緊急輸送ネットワークの確保 -----	129
	〔本部事務局、財政対策部、市民環境対策部、産業交流対策部、 都市建設対策部、消防対策部、各対策部〕	

第5章 被災者の生活を支えるために

第1節	避難所開設・運営対策 -----	137
	〔本部事務局、財政対策部、市民環境対策部、健康対策部、福祉対策部、 産業交流対策部、都市建設対策部、上下水道対策部、教育対策部、各対 策部、建物を管理する各対策部〕	
第2節	保健衛生対策 -----	146
	〔本部事務局、市民環境対策部、健康対策部、都市建設対策部、各対策部〕	
第3節	要配慮者支援対策 -----	153
	〔本部事務局、健康対策部、福祉対策部、産業交流対策部、消防対策部〕	
第4節	物資供給対策 -----	157
	〔財政対策部、市民環境対策部、産業交流対策部、上下水道対策部、 教育対策部〕	
第5節	廃棄物処理対策 -----	165
	〔本部事務局、市民環境対策部、健康対策部、産業交流対策部、 都市建設対策部、上下水道対策部、消防対策部、建物を管理する各対策部〕	
第6節	学校及び幼稚園、保育所等の応急対策 -----	170
	〔福祉対策部、教育対策部、産業交流対策部〕	
第7節	罹災証明書等の交付 -----	174
	〔本部事務局、財政対策部、都市建設対策部、消防対策部〕	
第8節	市民生活安定のための緊急措置 -----	177
	〔本部事務局、財政対策部、市民環境対策部、健康対策部、福祉対策部、 産業交流対策部、都市建設対策部、出納対策部、上下水道対策部、 消防対策部、各対策部〕	

第6章 地域の生活基盤を支えるために

第1節	宅地等の応急危険度判定 -----	187
	〔都市建設対策部、建物を管理する各対策部〕	
第2節	応急住宅対策 -----	190
	〔都市建設対策部、福祉対策部、健康対策部〕	
第3節	公共土木施設等の応急対策 -----	196
	〔本部事務局、産業交流対策部、都市建設対策部、消防対策部、 建物を管理する各対策部、各対策部〕	
第4節	ライフライン施設等の応急対策 -----	202
	〔本部事務局、上下水道対策部〕	

第2編 災害復旧・復興対策

第1節	財務計画-----	213
	〔財政対策部、各対策部〕	
第2節	災害復旧事業の推進-----	215
	〔財政対策部、各対策部〕	
第3節	災害復興計画の作成-----	219
	〔都市建設対策部、各対策部〕	

第3編 広域停電事故応急対策・その他非常災害応急対策

第1節	広域停電事故応急対策-----	223
	〔本部事務局、上下水道対策部、消防対策部、健康対策部、産業交流対策部、 市民環境対策部、都市建設対策部、財政対策部、各対策部〕	
第2節	大規模断水事故応急対策-----	227
	〔本部事務局、財政対策部、健康対策部、福祉対策部、消防対策部、 各対策部〕	
第3節	職員の配備・動員体制（その他非常災害）-----	231
	〔危機管理局、関係各局〕	
第4節	その他非常災害応急対策-----	233
	〔危機管理局、消防局、関係各局〕	

第4編 東海地震の警戒宣言に伴う対応

-----	235
-------	-----

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節	推進計画の目的-----	237
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は 業務の大綱-----	237

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節	資機材、人員等の配備手配-----	237
-----	-------------------	-----

第 1 編 災害応急対策

第 1 章 迅速な活動体制を確立するために

第 2 章 正確な情報を伝達するために

第 3 章 円滑な避難体制を確立するために

第 4 章 災害の拡大を抑えるために

第 5 章 被災者の生活を支えるために

第 6 章 地域の生活基盤を支えるために

第 1 章 迅速な活動体制を確立するために

第1章 迅速な活動体制を確立するために

第1節 災害対策組織

計画の方針

迅速な応急対策及び警戒活動を実施するため、組織及び事務分掌を定める。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
3時間以内	第1回本部会議の開催

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 災害対策本部	本部事務局、各対策部	
第2項 災害警戒本部	本部事務局、各対策部	
第3項 災害復興本部	本部事務局、各対策部	

第1項 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

市長は、市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災害対策を実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、和歌山市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

災害対策本部は、市長が災害対策本部長（以下「本部長」という。）となり、各局長等を災害対策本部員（以下「本部員」という。）とする災害対策本部会議を開催する。

(1) 設置基準

災害対策本部の設置基準は、以下のとおりとする。

配備体制	地震・津波	風水害
第1 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 地震が発生し、市域で震度5弱又は5強を観測したとき。 津波警報が発表されたとき。 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 市長が必要と認めたとき（大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき等）。

配備体制	地震・津波	風水害
第2 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生し、市域で震度6弱以上を観測したとき。 ・大津波警報が発表されたとき。 ・災害救助法適用を必要とする災害が発生したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 ・市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（警戒レベル5相当）が発表されたとき。 ・災害救助法適用を必要とする災害が発生したとき。 ・市長が必要と認めたとき。

(2) 配備・動員体制

「災害対策計画第1編第1章第2節 職員の動員体制」参照

(3) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、以下のとおりとする。

ただし、本部長が必要と認めるときは、その他の代替設置可能な庁舎、民間施設等に設置する。

ア 本部事務局

消防局庁舎3階多目的ホール・6階災害対策本部室

イ 対策部

通常時の局配置場所

ウ 支部

支所、連絡所

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

2 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、災害対策本部会議、災害対策本部事務局、対策部、支部、現地対策本部で構成する。



(1) 本部長

市長が本部長となり、災害対策本部の諸活動を統括し、災害対策本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長

副市長が副本部長となり、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員

和歌山市事務分掌条例第1条に定める局の長・会計管理者・議会事務局長・公営企業管理者・企業局長・消防局長・教育長・教育局長が本部員となり、本部長の指示を受け、災害対策業務を遂行する。

(4) 災害対策本部事務局

災害対策本部に災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）の庶務及び各対策部との調整を行うために災害対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）を置き、以下の職員を配置する。

区分	指名職員	職務
事務局長	危機管理局长	本部長の命を受け、本部事務局の事務を掌理する。
事務局次長	市長公室長 総務局长	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代理する。
班長	「3（2）本部事務局及び対策部の事務分掌」に掲げる班長・班職員及び本部長が指名する者	事務局長の指示を受け、所管する班業務を統括し、班員を指揮監督する。
班員		上司の指示を受け、班業務を遂行する。

(5) 対策部

災害対策本部に所管の災害対応業務を遂行するため、対策部を置き、以下の職員を配置する。

区分	指名職員	職務
部長	「3（2）本部事務局及び対策部の事務分掌」に掲げる者及び本部長が指名する者	本部長の命を受け、対策部の業務を掌理する。
副部長		部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
班長		部長の指示を受け、所管する班業務を統括し、班員を指揮監督する。
班員		上司の指示を受け、業務を遂行する。

(6) 支部

本部長が必要と認めた場合、災害対策本部に各地区の被害状況等の掌握及び応急対策の円滑化を図るため、支部を設置し、以下の職員を配置する。

区分	指名職員	職務
支部長	支所・連絡所長	本部長の命を受け、支部業務を掌理する。
副支部長	本部長の指名する者	支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代理する。
避難所運営員		支部内避難所の開設及び運営を行う。
被害状況調査員		支部内の被害状況調査及び支部業務を遂行する。

(7) 現地対策本部

本部長は、一定の地域に係る防災活動を円滑かつ的確に実施するため、必要に応じて、災害対策本部に現地対策本部を設置し、以下の職員を配置する。

区分	指名職員	職務
現地対策本部長	本部長の指名する者	本部長の命を受け、現地対策本部業務を掌理する。
現地対策副本部長		現地対策本部長を補佐し、現地対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
班長		現地対策本部長の指示を受け、所管する班業務を統括し、班員を指揮監督する。
班員		上司の指示を受け、業務を遂行する。

3 災害対策本部の運営

(1) 本部会議

本部長は、副本部長及び本部員を招集し、その議長となり、和歌山市防災会議と緊密な連携を図り、地域防災計画の定めるところにより、市域における災害の予防及び災害応急対策、並びに市民の早期生活再建を支援するための対策の実施に関する基本方針を決定する。

項目	概要
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁が発表する地震・津波情報及び気象予警報に関すること。 ・ 市域、隣接他市町の災害情報及び被害情報に関すること。 ・ 職員参集状況、緊急出動状況及び現場活動状況等各部措置事項に関すること。 ・ 住民、自主防災組織、県、他市町村、防災関係機関等の活動状況に関すること。 ・ その他必要なこと。

項目	概要
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国の非常（緊急）災害現地対策本部、及び県の災害対策本部との調整事項に関する事。 ・応急対策に関する事。 ・高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関する事。 ・配備体制又は応援体制その他各部間調整事項に関する事。 ・自衛隊災害派遣要請の要否に関する事。 ・関係機関、他自治体等応援派遣要請の要否に関する事。 ・現地対策本部設置の要否に関する事。 ・災害情報の広報に関する事。 ・その他必要な事。
開催場所	原則として本部事務局が設置された場所において行う。
開催時期	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回目の本部会議は、発災後数時間後に開催する。 ・2回目以降は次の事項に留意し、本部会議にて決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ① おおむね発災当初は、日没や夜明けというような状況が変化する時期を契機として開催する。 ② 被災規模や災害応急対策の状況に応じて、一部の本部員をもって必要な時期に随時開催する。
出席要請	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、関係機関の出席を求める。 ・必要に応じて本部員の補佐として各部連絡員を本部会議に派遣する。
庶務	本部会議の庶務は、本部事務局が担当する。
緊急時の対応	本部長は、本部会議を開くいとまがないときは、副本部長及び関係本部員と協議の上、その事務を処理する。

(2) 本部事務局及び対策部の事務分掌

災害対策本部の本部事務局及び各対策部の事務分掌は以下のとおりとする。

なお、「和歌山市業務継続計画」による時系列に応じた優先業務の実施に配慮して、迅速な業務遂行を図る。

ア 本部事務局

事務局長 事務局次長	班 [班長]	班職員	事務分掌
[事務局長] ・危機管理局长 [事務局次長] ・市長公室長 ・総務局长	事務局統括班 [班長] 危機管理部長	・総合防災課 ・地域安全課 ・企画政策課	・災害対策本部の方針決定に関する事。 ・災害対策本部及び現地対策本部の設置、運営及び廃止に関する事。 ・本部会議の開催及び資料作成に関する事。 ・地震・津波情報、気象情報の収集・分

事務局長 事務局次長	班 [班長]	班職員	事務分掌
			析及び伝達に関すること。 ・国、県及び防災関係機関各本部との連絡調整及び応援要請に関すること。 ・自衛隊、協定市との連絡調整及び応援要請に関すること。 ・災害対策本部事務局各班の統括
	<u>情報整理・広報班</u> [班長] ・企画政策部長 ・監査事務局長	・企画政策課 ・シティプロモーション課 ・広報広聴課 ・監査事務局 ・総合防災課 ・地域安全課	・災害対策本部事務局各班情報の整理に関すること。 ・災害救助法適用時における求償事務の支援に関すること。 ・市民に対する災害広報に関すること。 ・報道機関への報道要請及び情報提供に関すること。 ・市ホームページの製作及び更新に関すること。
	<u>総務班</u> [班長] ・総務部長 ・人事委員会事務局長	・総務課 ・人事課 ・職員厚生課 ・行政経営課 ・デジタル推進課 ・人事委員会事務局 ・総合防災課 ・地域安全課	・本部要員の食料・寝具などの調達に関すること。 ・本部要員の健康管理に関すること。 ・公用車の配車に関すること。 ・職員参集状況の把握に関すること。 ・職員の配置調整に関すること。 ・他都市からの応援職員の受入れに関すること。 ・デジタル技術の活用に関すること。
	<u>各対策部連絡調整班</u> [班長] ・危機管理調整監	・各対策部統括班派遣職員 ・総合防災課 ・地域安全課	・各対策部被害情報及び活動状況の集約に関すること。 ・各対策部活動の調整に関すること。 ・各対策部統括班への伝達・指示に関すること。
	<u>秘書班</u> [班長] ・秘書課長	・秘書課 ・総合防災課 ・地域安全課	・本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ・被災地の慰問に関すること。 ・災害視察者、見舞者の応接に関すること。 ・災害に関する写真等による記録に関すること。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

事務局長 事務局次長	班 [班長]	班職員	事務分掌
	<u>広聴班</u> [班長] ・選挙管理委員会事務局長 ・農業委員会事務局長	・各対策部統括班派遣職員 ・広報広聴課 ・選挙管理委員会事務局 ・農業委員会事務局 ・総合防災課 ・地域安全課	・市民相談、要望の電話対応及び各対策部連絡調整班への伝達・要請に関すること。

イ 対策部

対策部 [部長] [副部長]	班 [班長]	班職員	事務分掌
<u>財政対策部</u> [部長] ・財政局長 [副部長] ・財政部長 ・税務部長	<u>対策部統括班</u> [班長] ・財政部長	・財政課	・各対策部共通を参照する。
	<u>財政班</u> [班長] ・財政課長	・財政課	・災害応急対策及び災害復旧対策に必要な予算措置に関すること。 ・被災者への物資輸送及び物資拠点の開設、運営に関すること。
	<u>調達供給班</u> [班長] ・調達課長	・調達課 ・産業交流対策部統括班派遣職員	・救援物資、義援物資等の受入れに関すること。 ・被災者の食料及び生活必需品の調達及び配給に関すること。 ・災害応急活動に必要な資機材及び燃料等の調達に関すること。
	<u>管財班</u> [班長] ・管財課長	・管財課	・非常用臨時電話の確保に関すること。 ・市有財産の被害調査に関すること。
	<u>罹災証明統括班</u> [班長] ・税務部長	・市民税課 ・資産税課 ・納税課 ・固定資産評価審査委員会事務	・被害状況調査員の出勤に関すること。 ・罹災証明書（火災を除く）交付及び家屋の被害認定調査に関すること。 ・被災者台帳の作成に関すること。 ・災害による市税の減免及び徴収猶予に

対策部 [部長] [副部長]	班 [班長]	班職員	事務分掌
		局 ・本部事務局統括班及び対策部統括班派遣職員	関すること。
<u>市民環境対策部</u> [部長] ・市民環境局長 [副部長] ・市民部長 ・環境部長	<u>対策部統括班</u> [班長] ・市民自治振興課長	・市民自治振興課	・各対策部共通を参照する。
	<u>広聴班</u> [班長] ・市民相談センター長	・市民自治振興課	・市民相談、要望の対応に関すること。
	<u>避難所統括班</u> [班長] ・市民部長	・市民自治振興課 ・男女共生推進課 ・人権同和施策課 ・本部事務局統括班及び対策部統括班派遣職員	・支部及び避難所の開設及び運営に関すること。 ・支部長、副支部長、避難所運営員の出勤に関すること。 ・地区内被害情報の集約及び各対策部連絡調整班への伝達・要請に関すること。 ・避難所情報の集約及び各部連絡調整班への伝達・要請に関すること。 ・支部及び避難所との連絡調整に関すること。
	<u>遺体対応班</u> [班長] ・市民課長	・市民課	・死亡届の受理及び埋火葬許可に関すること。
	<u>ボランティアセンター運営支援班</u> [班長] ・市民部長	・市民自治振興課 ・男女共生推進課 ・人権同和施策課	・災害ボランティアセンターとの調整に関すること。 ・その他防災ボランティアについての調整に関すること。
	<u>廃棄物収集・処理班</u>	・廃棄物対策課 ・青岸清掃センタ	・一般廃棄物及びがれきの処理に関すること。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

対策部 [部長] [副部長]	班 [班長]	班職員	事務分掌
	[班長] ・環境部長	— ・収集センター	・死亡獣畜（犬、猫等）の収集、処理に関すること。 ・その他廃棄物処理に関すること。
	<u>し尿対策班</u> [班長] ・浄化衛生課長 ・青岸清掃センター長	・浄化衛生課 ・青岸清掃センター —	・し尿の収集、処理に関すること。 ・汲取式応急仮設トイレに関すること。
	<u>環境保全班</u> [班長] ・環境政策課長	・環境政策課	・アスベスト飛散対策及び有害物質流出応急対策に関すること。 ・その他環境保全に関すること。
<u>健康対策部</u> [部長] ・健康局長	<u>対策部統括班</u> [班長] ・保険医療部長	・保険総務課	・各対策部共通を参照する。
[副部長] ・保健所長 ・保険医療部長 ・健康推進部長	<u>遺体対応班</u> [班長] ・保険総務課長	・保険総務課 ・指導監査課 ・介護保険課 ・地域包括支援課 ・国保年金課	・遺体の収容及び火葬に関すること。
	<u>医療救護班</u> [班長] ・健康推進部長	・総務企画課	・保健医療調整本部の統括に関すること。 ・医療関係機関との連絡・調査及び調整に関すること。 ・医療救護に関すること。 ・医薬品等及び医療資器材の調達に関すること。
	<u>保健活動班</u> [班長] ・地域保健課長	・保健対策課 ・地域保健課	・被災者の健康管理に関すること。 ・被災者のこころのケアに関すること。 ・感染症の予防に関すること。
	<u>衛生班</u> [班長] ・生活保健課長	・生活保健課 ・衛生研究所	・食品衛生及び環境衛生の維持に関すること。 ・飲料水（井戸水）の衛生指導に関すること。 ・消毒・防疫に関すること。

対策部 [部長] [副部長]	班 [班長]	班職員	事務分掌
			<ul style="list-style-type: none"> ・防疫資材の調達に関すること。 ・動物の収容及び救護に関すること。
<u>福祉対策部</u> [部長] ・福祉局長 [副部長] ・社会福祉部長 ・こども未来部長	<u>対策部統括班</u> [班長] ・社会福祉部長	・高齢者・地域福祉課	・各対策部共通を参照する。
	<u>要援護者支援班</u> [班長] ・高齢者・地域福祉課長	・高齢者・地域福祉課 ・障害者支援課	・避難行動要支援者対策に関すること。
	<u>生活再建班</u> [班長] ・高齢者・地域福祉課副課長	・高齢者・地域福祉課 ・生活支援第1課 ・生活支援第2課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会及び赤十字奉仕団との連絡・調整に関すること。 ・義援金の受け入れ及び配分に関すること。 ・被災者生活再建支援金に関すること。 ・災害弔慰金、災害見舞金等の支給に関すること。 ・災害援護資金の貸付けに関すること。
	<u>こども支援班</u> [班長] ・こども未来部長	・子育て支援課 ・こども家庭課 ・保育こども園課 ・こども家庭センター	・入所（園）幼児、児童及び入寮者の安全確保と施設の応急対策に関すること。
<u>産業交流対策部</u> [部長] ・産業交流局長 [副部長] ・産業部長 ・観光国際部長 ・文化スポーツ部長 ・農林水産部長	<u>対策部統括班</u> [班長] ・産業部長	・産業政策課	・各対策部共通を参照する。
	<u>商工振興班</u> [班長] ・商工振興課長	・商工振興課 ・産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工施設の被害状況の調査に関すること。 ・商工施設の復旧対策に関すること。 ・商工関係者に対する復旧資金の融資・貸付けに関すること。
	<u>観光振興班</u> [班長]	・観光課 ・和歌山城整備企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の被害状況の調査に関すること。 ・観光施設の復旧対策に関すること。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

対策部 [部長] [副部長]	班 [班長]	班職員	事務分掌
	・観光国際部長		・宿泊施設への避難者の受入れに関する こと。
	<u>外国人支援班</u> [班長] ・国際交流課長	・国際交流課	・外国人に対する情報提供及び通訳に 関すること。
	<u>文化スポーツ 施設班</u> [班長] ・文化スポーツ 部長	・文化振興課 ・スポーツ振興課	・文化財の被害調査及び応急復旧に 関すること。 ・文化施設及びスポーツ施設の被害調査 及び応急復旧に関すること。
	<u>農林水産班</u> [班長] ・農林水産部長 ・中央卸売市場 経営基盤強化 専門監	・農林水産課 ・中央卸売市場	・農業・林業被害状況調査に関する こと。 ・農林、水産関係者に対する復旧資金の 融資・貸付けに関すること。 ・農林、水産施設の被害状況の調査及び 復旧対策に関すること。 ・中央卸売市場の被害調査及び応急復旧 に関すること。 ・生鮮食料品の確保及び供給に関する こと。
	<u>復旧班</u> [班長] ・耕地課長	・耕地課	・水路、ため池、農道等の農業用施設の 被害状況の調査及び復旧対策に 関すること。 ・所管排水機場、樋門等の維持、操作に 関すること。
<u>都市建設対策 部</u> [部長] ・都市建設局長	<u>対策部統括班</u> [班長] ・建設総務課長	・建設総務課	・各対策部共通を参照する。
[副部長] ・建設総務部長 ・道路河川部長 ・建築住宅部長 ・都市計画部長	<u>地籍調査班</u> [班長] ・地籍調査課長	・地籍調査課	・地籍調査の計画策定に関する こと。
	<u>道路啓開班</u> [班長]	・道路管理課	・道路啓開に関する こと。

対策部 [部長] [副部長]	班 [班長]	班職員	事務分掌
	・道路管理課長		
	<u>生活再建班</u> [班長] ・建築住宅部長	・住宅政策課 ・耐震・空家対策課	・被災住宅の応急修理に関する事 ・被災者に対する住宅のあっせんに関する事 ・応急仮設住宅の建設に関する事
	<u>復興計画班</u> [班長] ・都市計画部長	・都市計画課 ・都市再生課 ・まちなみ景観課	・被災後の都市計画及び復興計画に関する事
	<u>開発指導班</u> [班長] ・都市計画課長	・都市計画課	・被災宅地危険度判定に関する事
	<u>建築指導班</u> [班長] ・建築指導課長	・建築指導課	・被災建築物応急危険度判定に関する事 ・災害による建築確認の相談及び指導に関する事
	<u>復旧班</u> [班長] ・建設総務部長 ・道路河川部長 ・建築住宅部長 ・都市計画部長	・建設総務課 ・技術管理課 ・用地課 ・道路政策課 ・道路建設課 ・河川港湾課 ・住宅第1課 ・住宅第2課 ・公共建築課 ・交通政策課 ・公園緑地課	・復旧資材の調達及び工事契約に関する事 ・道路及び橋梁の被害状況の調査及び応急復旧に関する事 ・所管河川の被害状況の調査及び応急復旧に関する事 ・土砂災害警戒区域等の調査及び県への報告に関する事 ・交通規制等の安全対策に関する事 ・地下通路の安全対策に関する事 ・河川漂流物の除去に関する事 ・所管ポンプ場、樋門等の維持、操作に関する事 ・市営住宅、公園、その他市有建築物の応急復旧に関する事 ・公共交通機関との連携に関する事
<u>出納対策部</u> [部長]	<u>対策部統括班</u> [班長]	・出納室	・各対策部共通を参照する。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

対策部 [部長] [副部長]	班 [班長]	班職員	事務分掌
・会計管理者 [副部長] ・出納室課長	・出納室課長		
	<u>出納班</u> [班長] ・出納室課長	・出納室	・災害関係費の出納に関すること。 ・義援金の出納に関すること。
<u>議会事務対策部</u> [部長] ・議会事務局長	<u>対策部統括班</u> [班長] ・議会政策課長	・議会政策課	・各対策部共通を参照する。
[副部長] ・副局長	<u>議会事務班</u> [班長] ・秘書広報課長	・秘書広報課	・市議会議員への情報伝達・連絡調整に関すること。
<u>上下水道対策部</u> [部長] ・公営企業管理者 [副部長] ・企業局長 ・経営管理部長 ・水道工務部長 ・下水道部長 ・水道技術管理者の職にある者	<u>対策部統括班</u> [班長] ・企業総務課長	・企業総務課 ・契約課 ・下水道企画建設課 ・下水道管理課	・各対策部共通を参照する。 ・資機材の調達に関すること。
	<u>応急給水班</u> [班長] ・営業課長	・契約課 ・経理課 ・営業課	・飲料水の確保及び供給に関すること。
	<u>水道管路復旧班</u> [班長] ・維持管理課長	・水道企画課 ・管路整備課 ・維持管理課	・水道管路の応急復旧に関すること。
	<u>下水道管路復旧班</u> [班長] ・下水道企画建設課長	・下水道企画建設課 ・下水道管理課	・下水道管路の応急復旧に関すること。 ・マンホールトイレ上部の設置に関すること。
	<u>施設復旧班</u> [班長] ・上・工業用水	・水道企画課 ・上・工業用水道管理課 ・下水道管理課	・水道施設の応急復旧に関すること。 ・下水道施設の応急復旧に関すること。 ・所管ポンプ場、樋門等の維持、操作に関すること。

対策部 [部長] [副部長]	班 [班長]	班職員	事務分掌
	道管理課長 ・下水道施設課長	・終末処理場管理課 ・下水道施設課	
<u>教育対策部</u> [部長] ・教育長 [副部長] ・教育局長	<u>対策部統括班</u> [班長] ・教育学習部長	・教育政策課	・各対策部共通を参照する。
	<u>教育施設班</u> [班長] ・教育施設課長	・教育施設課 ・生涯学習課 ・青少年課 ・読書活動推進課	・学校施設及びコミュニティセンターの被害調査及び応急復旧に関する事 ・その他の教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事。
	<u>学校対策班</u> [班長] ・学校教育部長	・学校支援課 ・学校教育課 ・教育研究所 ・保健給食管理課 ・各市立学校、幼稚園	・幼児、児童及び生徒の安全確保に関する事。 ・避難所の開設、運営の支援に関する事。 ・通学路の安全確認に関する事。 ・被災幼児、児童及び生徒に対する支援に関する事。 ・学校の保健衛生に関する事。 ・応急教育の実施等による学校教育の維持に関する事。
<u>消防対策部</u> [部長] ・消防局長 [副部長] ・消防副局長	消防局長が別に定める。		・消防団の活動に関する事。 ・広域消防相互応援に関する事。 ・火災証明書に関する事。 ・避難指示等の広報伝達並びに誘導に関する事。 ・水火災等の警戒及び防ぎよに関する事。 ・救助に関する事。 ・救急に関する事。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

【各対策部共通】

班	事務分掌
対策部 統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長及び副部長の補佐に関する事。 ・ 部内活動方針の決定に関する事。 ・ 部内連絡調整及び職員の配置調整に関する事。 ・ 部内被害情報及び活動状況の集約に関する事。 ・ 各対策部連絡調整班への報告及び連絡調整に関する事。 ・ 他対策部及び支部の応援に関する事。 ・ 災害救助法適用時における部内救助経費関係書類の取りまとめに関する事。
各班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況調査に関する事。 ・ 関係機関との連絡調整に関する事。 ・ 他班の応援に関する事。 ・ 災害救助法適用時における救助経費関係書類の整備に関する事。 ・ 平常時の事務分掌に関連するその他災害対応に関する事。 ・ その他本部長が指示する事務に関する事。
施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用者の安全確保と避難誘導に関する事。 ・ 被害状況の把握及び応急対策に関する事。 ・ 避難者の一時受入及び避難所運営の支援に関する事。

(3) 支部の運営

支部の事務分掌は以下のとおりとする。

- ア 支部内の被害状況調査に関する事
- イ 支部内の避難所開設・運営に関する事
- ウ 少数避難者の受入に関する事
- エ 支部内の各種団体との連絡調整に関する事
- オ 市（関係各対策部）との連絡調整に関する事
- カ その他本部長が指示する事務

(4) 現地対策本部の運営

本部長は、以下に示す事例を基に、現地対策本部の設置を検討する。

- ① 橋梁損壊、トンネル支障・道路損壊等により本部との連絡が困難となり、地域における応急対策活動を迅速かつ適切に指揮するために必要と認めるとき。
- ② 崖崩れ、土石流その他土砂災害の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難指示等の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき。
- ③ 被害が局地的である等のため、その地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮するために必要と認めるとき。

ア 事務分掌

現地対策本部	班	班職員	事務分掌
現地対策本部長 現地対策副本部長	総務班	本部事務局・財政対策部・支部の職員のうち、本部長が指名する者	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況及び応急対策実施状況の本部への報告、連絡調整 所管防災行政無線局の管理運用に関すること。 警戒及び応急対策用資機材、車両の調達及び確保 その他現地対策本部における庶務業務
	避難・救援対策班	市民環境対策部、健康対策部、福祉対策部、教育対策部の職員のうち本部長が指名する者	<ul style="list-style-type: none"> 住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取り 要配慮者等の安全確保対策 避難所の開設準備・開設、運営のとりまとめ業務 その他市民環境対策部、健康対策部、福祉対策部、教育対策部の所管する災害警戒、応急対策活動
	土木対策班	産業交流対策部、都市建設対策部、上下水道対策部の職員のうち本部長が指名する者	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集 道路交通に関する応急対策活動 農林業施設等に関する応急対策活動 上下水道施設等に関する応急対策活動 観光施設に関する応急対策活動 その他産業交流対策部、都市建設対策部、上下水道対策部の所管する災害警戒、応急対策活動

イ 災害対策に係る現地対策本部長の行為

現地対策本部長は、防災対策上緊急を要するときは、市長に代わって次の行為をすることができる。

この場合において、現地対策本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

- ① 高齢者等避難の発令（「災害対策基本法」第56条、市長の権限）
- ② 避難指示、緊急安全確保（「災害対策基本法」第60条、市長の権限）
- ③ 屋内での待避等の安全確保措置の発令（「災害対策基本法」第60条第3項、市長の権限）
- ④ 避難指示の発令（「水防法」第29条、水防管理者の権限）
- ⑤ 警戒区域の設定（「災害対策基本法」第63条、市長の権限）
- ⑥ 市道の通行規制の実施（「道路法」第46条、道路管理者の権限）

ウ 現地対策本部の廃止

現地対策本部は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は応急対策がおおむね完了したと認められるときにおいて、本部長が廃止する。

4 県災害対策本部等との連携

市（本部事務局）は、本部長指示のもと、災害対策本部を設置したときは、県総合防災情報システム等により、県及び関係機関に通知するとともに、国、県及び関係機関の災害対策本部、派遣職員（リエゾン）及び政府調査団と相互に連絡調整を図り、総合的かつ効果的な災害応急対策を推進する。

5 災害対策本部の廃止

市長は、次に示す場合、災害対策本部を廃止する。

なお、災害対策本部を廃止した場合は、上記「4 県災害対策本部等との連携」に準じて県及び関係機関に通知する。

- (1) 災害発生のおそれが解消したとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他本部長が必要なしと認めたとき

6 チーム組織の編成

災害時の即応力を強化し、迅速かつ効率的に被災者支援を行うため、状況により、以下の項目に配慮した、チーム組織を編成する。

チーム組織の編成は、本部会議において決定するとともに、関係班が相互に情報共有を図りながら、横断的業務について、進捗状況の確認及び必要な調整を行い、状況に応じて市（各対策部）に指示を行う。

また、運営状況について、関係する本部員に状況を報告するとともに、懸案事項が発生したときは、本部長又は本部会議から必要な指示を仰ぐ。

項目	各チームの活動内容及び構成
<p>情報収集・整理・伝達機能の強化</p>	<p>○統括チーム 情報及び資源の集約を図り、本部会議を支援する（方針決定を行う）とともに、迅速な広報活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チーム長：危機管理局長 ・副チーム長：市長公室長、総務局長 ・関係班：本部事務局全班（統括班・情報整理・広報班・総務班・各対策部連絡調整班・秘書班・広聴班） 財政対策部財政班・管財班、 議会事務対策部議会事務班、各対策部統括班
<p>救助・救護活動の強化</p>	<p>○救助・救護チーム 道路啓開、消防活動、応急医療活動の連携を図り、迅速な救助・救急活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チーム長：消防局長 ・副チーム長：健康局長 ・関係班：消防局、健康対策部医療救護班、 都市建設対策部道路啓開班
<p>被災者支援の強化（避難所）</p>	<p>○避難所運営チーム 避難所状況の集約を図り、必要な各施策を検討・実施し、避難所生活者の早期安定を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チーム長：市民環境局長 ・副チーム長：福祉局長、教育局長 ・関係班：本部事務局広報班、財政対策部調達供給班、 市民環境対策部避難所統括班・し尿対策班、 健康対策部保健活動班・衛生班、 福祉対策部要援護者支援班、 産業交流対策部外国人支援班、 上下水道対策部応急給水班・下水道管路復旧班、 教育対策部学校対策班、各対策部統括班
<p>被災者支援の強化（生活再建の支援）</p>	<p>○生活再建チーム 被災者の生活再建を支援するため、早期に、住家被害認定調査及び罹災証明書の交付を行うとともに、それに基づく各施策（ソフト系）の実施を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チーム長：財政局長 ・副チーム長：都市建設局長 ・関係班：本部事務局情報整理・広報班、 財政対策部調達供給班・罹災証明統括班、 福祉対策部生活再建班、都市建設対策部生活再建班、 教育対策部学校対策班、各対策部統括班

項目	各チームの活動内容及び構成
早期復旧の実現（生活基盤の復旧）	<p>○復旧チーム</p> <p>関係機関も含めた情報共有及び事業調整を行い、被災者の生活基盤を支えるための復旧工事（ハード系）を、効率よく早期に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チーム長：都市建設局長 ・副チーム長：産業交流局長、企業局長 ・関係班：財政対策部財政班、市民環境対策部廃棄物収集・処理班、産業交流対策部復旧班、都市建設対策部復旧班、上下水道対策部各復旧班、各対策部総括班

第2項 災害警戒本部

1 災害警戒本部の設置

市長は、災害対策本部の設置に至らないが、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合、危機管理局長又は危機管理局担当副市長を警戒本部長とする災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

災害警戒本部の設置基準は、以下のとおりとする。

配備体制	地震・津波	風水害
第1警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生し、市域で震度4を観測したとき。 ・和歌山県北部で長周期地震動階級3を観測したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴風（暴風雪を含む）に関する警報が発表されたとき。 ・危機管理局長が必要と認めたとき（軽微な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、警戒の必要があるとき等）。
第2警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報が発表されたとき。 ・和歌山県北部で長周期地震動階級4を観測したとき。 ・危機管理局長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、大雪に関するいずれかの警報が発表されたとき。 ・台風が接近し、本市に影響が及ぶおそれがあるとき。 ・危機管理局長が必要と認めたとき（小規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき等）。
第3警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理局担当副市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮に関する警報が発表されたとき。 ・大雨、洪水に関するいずれかの警報が発表され、且つ本市が台風の進路予報円内に含まれるとき。 ・線状降水帯等により重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき。 ・危機管理局担当副市長が必要と認めたとき（中規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき等）。

※消防局の体制については、消防局長が別に定める。

(2) 配備・動員体制

「災害対策計画第1編第1章第2節 職員の動員体制」参照

(3) 設置場所

「本節第1項1(3)設置場所」に準ずる。

2 災害警戒本部の組織

(1) 警戒本部長

第1及び第2警戒体制時は、危機管理局長が警戒本部長となり、災害警戒活動を統括し、災害警戒本部職員を指揮監督する。

第3警戒体制時は、危機管理局担当副市長が警戒本部長となる。

(2) 副警戒本部長

第1及び第2警戒体制時は、危機管理部長が副警戒本部長となり、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

第3警戒体制時は、危機管理局長が副警戒本部長となる。

3 災害警戒本部の運営

(1) 危機管理部兼務併任者会議等の開催

警戒本部長は、災害警戒本部全体の意思決定機関として、危機管理部兼務併任者会議を開催する。なお、第3警戒体制時は意思決定機関として各対策部の長を招集し、災害警戒本部会議を開催する。開催時期は、危機管理部兼務併任者会議に準ずる。

主な協議事項は、以下のとおりとし、庶務は、危機管理部が担当し、危機管理部兼務併任者会議の運営が円滑に行われるよう努める。

項目	概要
方針	<p>警戒本部長は、各種情報の集約・共有を図り、災害警戒活動の方針決定を行うため、危機管理部兼務併任者会議において、以下に掲げる事項について協議する。</p> <p>なお、各危機管理部兼務併任者は、被害情報及び災害警戒活動の状況その他必要な事項について危機管理部兼務併任者会議に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種情報の収集及び共有に関すること。 ・避難指示等に関すること。 ・情報の伝達及び広報に関すること。 ・警戒員の派遣に関すること。 ・各局の調整に関すること。 ・その他警戒活動に必要なこと。
開催場所	原則、災害警戒本部事務局が設置された場所において

	行う。
各局連絡員の派遣	各局は、必要に応じて危機管理部兼務併任者の補佐として連絡員を危機管理部兼務併任者会議に派遣する。
開催時期	発災から2時間後に第1回目の危機管理部兼務併任者会議を開催する。 なお、被災規模や災害応急対策の状況に応じて、一部の危機管理部兼務併任者をもって必要な時期に随時開催する。

(2) 事務分掌

災害警戒本部の事務分掌は、「本節第1項3(2)本部事務局及び対策部の事務分掌」に準ずる。

(3) 支部の運営

「本節第1項3(3)支部の運営」に準ずる。

(4) 現地対策本部の運営

「本節第1項3(4)現地対策本部の運営」に準ずる。

4 災害警戒本部設置の通知

「本節第1項4 県災害対策本部等との連携」に準ずる。

5 災害警戒本部の廃止

「本節第1項5 災害対策本部の廃止」に準ずる。

第3項 災害復興本部

市長は、災害応急対策がおおむね完了に向かう段階において、復興まちづくりに関する本格的な対策を要する場合、災害対策本部から移行する形で和歌山市災害復興本部（以下「災害復興本部」という。）を設置する。

災害復興本部は、市長が災害復興本部長（以下「本部長」という。）となり、副市長が副本部長となる。また、本部長の指示により、各局長等が災害復興本部員（以下「本部員」という。）となり、復興まちづくりに関する対策業務を遂行し、対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき廃止となる。

第2節 職員の動員体制

計画の方針

迅速な応急対策及び警戒活動を実施するため、職員の配備・動員体制を定める。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
直ちに	配備体制の伝達

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 職員の動員体制	本部事務局、各対策部	
第2項 職員の参集	本部事務局、各対策部	

第1項 職員の動員体制

1 動員体制

職員の動員体制は、原則として以下の職員をもって構成するが、動員区分にとらわれず、本部長（災害警戒本部設置時は警戒本部長）の裁量によるものとし、各対策部は、情報連絡員（2～3人）及び災害応急対策要員等を確保するとともに、災害対応の状況により、配備体制の移行を待たずに関係各課の動員を図る。

関係各課の課長は、各対策部長、副部長又は各対策班長の指示により、自身及び所属職員の動員を図る。

なお、長時間にわたる体制となる場合は、職員の動員は交代制をとることとする。

本部体制	配備体制	設置基準		動員体制
		地震・津波	風水害	
災害警戒本部	第1警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 地震が発生し、市域で震度4を観測したとき。 和歌山県北部で長周期地震動階級3を観測したとき。 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 暴風（暴風雪を含む）に関する警報が発表されたとき。 危機管理局长が必要と認めたとき（軽微な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、警戒の必要があるとき等）。 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理局全職員の2/3 「2 動員区分」に○を記した課の課長及び課長が指名する職員（各課2人程度の職員）

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

本部体制	配備体制	設置基準		動員体制
		地震・津波	風水害	
災害警戒本部	第2警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 津波注意報が発表されたとき。 和歌山県北部で長周期地震動階級4を観測したとき。 危機管理局長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、大雪に関するいずれかの警報が発表されたとき。 台風が接近し、本市に影響が及ぶおそれがあるとき。 危機管理局長が必要と認めたとき(小規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき等)。 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理局全職員 「2 動員区分」に○を記した課の課長及び課長が指名する職員(各課2人程度の職員)
	第3警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理局担当副市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 高潮に関する警報が発表されたとき。 大雨、洪水に関するいずれかの警報が発表され、且つ本市が台風の進路予報円内に含まれるとき。 線状降水帯等により重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき。 危機管理局担当副市長が必要と認めたとき(中規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき等)。 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理局全職員 副市長 公営企業管理者、教育長 各局長 「2 動員区分」に○を記した課の課長及び課長が指名する職員(各課2人程度の職員)
災害対策本部	第1配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 地震が発生し、市域で震度5弱又は5強を観測したとき。 津波警報が発表されたとき。 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 市長が必要と認めたとき(大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき等)。 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理局全職員 副市長 公営企業管理者、教育長 各局長 「2 動員区分」に○を記した課の課長及び課長が指名する職員(各課3人程度の職員)

本部体制	配備体制	設置基準		動員体制
		地震・津波	風水害	
災害対策本部	第2配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 地震が発生し、市域で震度6弱以上を観測したとき。 大津波警報が発表されたとき。 災害救助法適用を必要とする災害が発生したとき。 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（警戒レベル5相当）が発表されたとき。 災害救助法適用を必要とする災害が発生したとき。 市長が必要と認めたとき。 	全職員体制
		<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意もしくは巨大地震警戒）の動員体制については、市長が必要と認める体制とする。 消防局の動員については、消防局長が別に定める。 危機管理部兼務併任者、支部職員（支部長、副支部長、避難所運営員、被害状況調査員）及び緊急防災要員の動員については、危機管理局長が別に定める。 		

2 動員区分

局 (対策部)	部	課	第1警戒体制	第2警戒体制	第3警戒体制	第1配備体制
市長公室 (本部事務局)	企画政策部	・企画政策課		○	○	○
		・シティプロモーション課				○
		・秘書課	○	○	○	○
		・広報広聴課	○	○	○	○
総務局 (本部事務局)	総務部	・総務課	○	○	○	○
		・人事課		○	○	○
		・職員厚生課			○	○
		・行政経営課				○
		・デジタル推進課		○	○	○
危機管理局 (本部事務局)	危機管理部	・総合防災課	○	○	○	○
		・地域安全課	○	○	○	○
財政局 (財政対策部)	財政部	・財政課	○	○	○	○
		・管財課		○	○	○
		・調達課				○

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

局 (対策部)	部	課	第1 警戒 体制	第2 警戒 体制	第3 警戒 体制	第1 配備 体制
	税務部	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税課 ・資産税課 ・納税課 ・固定資産評価審査委員会事務局 			○	○ ○ ○ ○
市民環境局 (市民環境 対策部)	市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治振興課 ・市民課 ・男女共生推進課 ・人権同和施策課 	○	○	○	○ ○ ○ ○
	環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物対策課 ・環境政策課 ・青岸清掃センター ・収集センター ・浄化衛生課 		○	○	○ ○ ○ ○ ○
健康局 (健康対策部)	保険医療部	<ul style="list-style-type: none"> ・保険総務課 ・指導監査課 ・介護保険課 ・地域包括支援課 ・国保年金課 		○	○	○ ○ ○ ○ ○
	健康推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画課 ・生活保健課 ・保健対策課 ・地域保健課 ・衛生研究所 	○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
福祉局 (福祉対策部)	社会福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・地域福祉課 ・生活支援第1課 ・生活支援第2課 ・障害者支援課 	○	○	○	○ ○ ○ ○
	こども 未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課 ・こども家庭課 ・保育こども園課 ・こども家庭センター 		○	○	○ ○ ○ ○
産業交流局 (産業交流 対策部)	産業部	<ul style="list-style-type: none"> ・産業政策課 ・商工振興課 		○	○	○ ○
	観光国際部	<ul style="list-style-type: none"> ・観光課 ・国際交流課 ・和歌山城整備企画課 			○	○ ○ ○

局 (対策部)	部	課	第1 警戒 体制	第2 警戒 体制	第3 警戒 体制	第1 配備 体制
	文化 スポーツ部	・文化振興課 ・スポーツ振興課			○ ○	○ ○
	農林水産部	・農林水産課 ・耕地課 ・中央卸売市場	○	○ ○	○ ○	○ ○
都市建設局 (都市建設 対策部)	建設総務部	・建設総務課 ・技術管理課 ・用地課 ・地籍調査課		○	○	○ ○ ○ ○
	道路河川部	・道路政策課 ・道路建設課 ・道路管理課 ・河川港湾課	○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	建築住宅部	・住宅政策課 ・住宅第1課 ・住宅第2課 ・公共建築課 ・耐震・空家対策課	○	○	○ ○	○ ○ ○ ○
	都市計画部	・都市計画課 ・交通政策課 ・都市再生課 ・まちなみ景観課 ・公園緑地課 ・建築指導課	○	○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
出納室（出納対策部）					○	○
議会事務局 (議会事務対策部)		・議会政策課 ・秘書広報課	○	○	○	○ ○
企業局 (上下水道 対策部)	経営管理部	・企業総務課 ・契約課 ・経理課 ・営業課 ・技術管理課		○	○ ○ ○	○ ○ ○
	水道工務部	・水道企画課 ・管路整備課 ・維持管理課 ・上・工業用水道管理課		○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

局 (対策部)	部	課	第1 警戒 体制	第2 警戒 体制	第3 警戒 体制	第1 配備 体制
	下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道企画建設課 ・下水道管理課 ・終末処理場管理課 ・下水道施設課 	○	○	○	○
教育委員会 事務局 (教育対策部)	教育学習部	<ul style="list-style-type: none"> ・教育政策課 ・教育施設課 ・生涯学習課 ・青少年課 ・読書活動推進課 		○	○	○
	学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援課 ・学校教育課 ・教育研究所 ・保健給食管理課 ・各市立学校、幼稚園 	○	○	○	○
監査事務局 (本部事務局)					○	○
選挙管理委員会事務局 (本部事務局)					○	○
人事委員会事務局 (本部事務局)					○	○
農業委員会事務局 (本部事務局)					○	○

第2項 職員の参集

1 配備体制の伝達

市 (本部事務局) は、職員参集メール及び庁内放送により配備体制の伝達を行う。
市 (各対策部) は、必要に応じ、所属職員へ配備体制の伝達を行う。

2 職員の参集

(1) 本部事務局及び各対策部職員

職員は、所属長より、配備命令を受けたときは、原則として勤務場所へ参集する。

また、動員基準に該当することを知ったとき、若しくは該当することが予測されるときは、配備命令がない場合であっても、状況に応じて所属長に連絡をとり、又は自らの判断で、速やかに勤務場所に参集する。

(2) 支部職員

ア 支部長及び副支部長

以下の区分に基づき、支部へ参集し、活動を開始する。

なお、参集人数については、第1・第2警戒体制のときは、支部長・副支部長のいずれか1人、第3警戒体制のときは、支部長・副支部長のうち2人が支部へ参集する。

- (ア) 地震が発生し、市域で震度5弱以上を観測したとき
- (イ) 和歌山県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき（ただし、津波浸水想定区域内の支部の支部長及び副支部長は、支部活動要領に定める別の参集場所に参集する）。
- (ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意もしくは巨大地震警戒）が発表されたとき
- (エ) 大雨、洪水、暴風（暴風雪を含む）、高潮、大雪に関するいずれかの警報（波浪警報を除く）が発表されたとき
- (オ) 地区内に避難情報である「高齢者等避難」又は「避難指示」が発令されたとき
- (カ) 特別警報（警戒レベル5相当）が発表されたとき
- (キ) 避難者対応が必要な場合等、本部長が指示するとき
- (ク) 自主防災会から要請があったとき

イ 避難所運営員

以下の区分に基づき、避難所へ参集し、活動を開始する。

- (ア) 地震が発生し、市域で震度5強以上を観測したとき
- (イ) 和歌山県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき（ただし、津波浸水想定区域内の避難所の避難所運営員は、支部活動要領に定める別の参集場所に参集する）。
- (ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- (エ) 地区内に「高齢者等避難」又は「避難指示」が発令されたとき
- (オ) 避難者対応が必要な場合等、本部長又は支部長、副支部長が指示するとき
- (カ) 自主防災会から要請があったとき

ウ 被害状況調査員

本部長の指揮のもと被害状況調査業務を実施する。

「総則・予防計画第3編5-6-1 支部職員任命要領」参照

「災害対策計画第6編様式11 被災状況（被害状況調査員）調査報告書」参照

「災害対策計画第6編様式12 被災状況（地区別）報告書」参照

(3) 緊急防災要員

災害対策本部の初動体制の円滑適正を図るため、以下の区分に基づき、市（本部事務局）へ参集し、活動を開始する。

- ア 地震が発生し、市域で震度5弱以上を観測したとき。
- イ 和歌山県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- ウ 本部事務局の支援等、本部長が指示するとき。

「総則・予防計画第3編5-6-2 緊急防災要員任命要領」参照

3 職員の初期対応及び参集時の留意点

勤務時間内	勤務時間外
<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の安全確保と避難誘導 2 施設の被害状況の把握と緊急防護措置 3 通信手段の確保 4 配備についていない場合も、災害に関する情報に注意する。 5 勤務場所を離れる場合は、所属長と連絡をとり所在を明確にしておく。 6 不急の行事、会議等を中止する。 7 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。 8 災害現場に出動する場合は、名札等身分を明らかにできるものを携帯する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自身及び家族の安全確保 2 災害が発生し、動員基準に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、配備体制の伝達を待つことなく参集する。 3 可能な限り、参集途上の被害状況の把握に努め、参集後所属長に報告する。 市（各対策部）は職員の報告を取りまとめ、市（本部事務局）へ報告する。 4 参集時は、身分証明書や名札を携帯するとともに、状況により、食料やラジオ等の携行に努める。 5 参集途上において、負傷者等要救助者を発見した場合、又は救助を求められた場合は、その人命救助を優先する。 なお、独力で対応が不可能な場合は、近隣の市民等に救助を要請するとともに、救助後は、事情を説明した上で、参集を開始する。 6 道路の崩壊、交通の途絶等により、参集が不能となった場合は、最寄の支所・連絡所等の市施設へ参集し、当該施設管理者の指示を受け、災害応急対策に従事する。 なお、当該施設管理者は、参集職員の所属長へその旨を報告するとともに、適切な時期に参集職員の職場復帰を指示する。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第3節 広域応援・派遣要請

計画の方針

大規模な災害が発生し、市独自では対応しきれないと判断した場合は、本部会議の決定に基づき、県、指定地方行政機関、他市町村等の応援を要請するとともに、応援部隊の受入体制を確立する。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
1時間以内	和歌山県防災ヘリコプター運航要請

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 県、他市町村等	本部事務局、各対策部、消防対策部	県危機管理部、協定市等他市町村、指定地方行政機関、指定公共機関
第2項 自衛隊	本部事務局、各対策部	県危機管理部
第3項 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	本部事務局、各対策部	近畿地方整備局和歌山河川国道事務所
第4項 和歌山県防災ヘリコプター	本部事務局、消防対策部	県危機管理部、和歌山県防災航空センター
第5項 他市町村被災時の対応	本部事務局、各対策部	協定市

第1項 県、他市町村等

1 要請基準

要請基準はおおむね以下のとおりとする。

なお、市庁舎が甚大な被害を受け、災害応急対策・復旧対策の主体としての役割を果たせない場合は、直ちに県、国等へその旨を通報し全面的な救援活動の実施を要請する。

- (1) 耐震性が高いと推定される建築物の重大な被害が報告された場合
- (2) 多数の建物倒壊が報告された場合
- (3) 住宅密集地に延焼火災が発生していることが報告された場合

2 要請

(1) 法に基づく要請

ア 応援の要求

(ア) 他市町村長への要請

市長は、市域に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、本部会議の決定に基づき、他市町村長に応援を要請する。(災害対策基本法第67条)

(イ) 県知事への要請

市長は、市域に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、本部会議の決定に基づき、県知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。(災害対策基本法第68条)

(ウ) 事務手続き

要請は、以下に掲げる事項を明らかにして電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとし、必要な事務手続きは市(本部事務局)が行う。

なお、本部会議を開催するいとまがなく、市(各対策部)において、独自に応援要請を行う場合、臨時本部会議(各本部員を通じて本部長の許可を得る)の決定に基づくものとする。

項目	概要
事項	1 災害の状況及び要請理由 2 要請する職員の職種別人員数 3 要請する物資、資機材等の品名及び数量 4 要請する活動内容及び場所 5 期間 6 その他必要な事項
要請先	1 他市町村 2 県(県災害対策課) (1) 県 防 電話 300-403 F A X 300-496 (2) N T T 電話 441-2262 F A X 422-7652

イ 職員派遣の要請

(ア) 指定地方行政機関の長又は指定公共機関への要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、本部会議の決定に基づき、あらかじめ、県知事と協議を行った上で、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第29条第2・第3項)

(イ) 県知事及び他市町村長への要請

市長は、必要があると認めるときは、本部会議の決定に基づき、県知事又は他市町村長に対し、事前協議を行った上で、当該職員の派遣を要請する。(地方自治法第252条の17)

(ウ) 事務手続き

要請は、以下に掲げる事項を明らかにして電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとし、必要な事務手続きは市（本部事務局）が行う。

項目	概要
事項	1 派遣を要請する理由 2 派遣を要請する職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他勤務条件 5 その他必要な事項
要請先	1 指定地方行政機関、指定公共機関 2 県及び他市町村

ウ 職員派遣のあっせん要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、本部会議の決定に基づき、県知事に対して、事前協議を行った上で、指定（地方）行政機関、指定公共機関の職員の派遣についてあっせんに要請する。（災害対策基本法第30条）

要請は、以下に掲げる事項を明らかにして電話等で行い、事後速やかに文書を提出するものとし、必要な事務手続きは市（本部事務局）が行う。

項目	概要
事項	1 派遣のあっせんに求める理由 2 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他勤務条件 5 その他必要な事項
要請先	県（県災害対策課） 1 県 防 電話 300-403 F A X 300-496 2 N T T 電話 441-2262 F A X 422-7652

(2) 協定に基づく要請

市長は、市域に災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できないときは、本部会議の決定に基づき、中核市等協定締結先市町村長へ応援を要請する。

「総則・予防計画第3編5-1-1 応援協定都市連絡表」参照

3 受援調整

市（本部事務局）は、応援職員の受入を円滑に行うために、「和歌山市受援計画」に基づき、市（本部事務局）及び市（各対策部）における受援担当者の選定や応援職員の執務スペースの確保等を行い、以下に掲げる事項について、必要な調整を行う。

なお、専門性が高く、受援調整が非効率となる業務については、市（各対策部）で必要な調整を行う。

項目	概要
事項	1 市（各対策部）の受援ニーズの把握 2 他都市からの問い合わせ対応 3 宿泊施設の確保 4 応援職員活動状況の掌握（市（各対策部）からの報告による） 5 応援都市との連絡調整 6 その他
主な業務	指定避難所の運営、健康・保健活動、物資集積拠点の運営、住家被害認定調査、罹災証明書交付事務、道路啓開作業、災害廃棄物処理、その他
留意点	・会議室のレイアウトの工夫、Web会議の活用など感染症対策に配慮 ・応援職員の宿泊場所等の確保においては、下記の協定を参考とする。 災害発生時における施設の提供に関する協定書（和歌山ホテル協議会、和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合）

4 受入体制

応援を受ける市（各対策部）は、「和歌山市受援計画」に基づき、以下のとおり受入体制を整える。

市（消防対策部）は「和歌山市消防局受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の受入を行う。

（1）活動計画の作成

（2）オリエンテーションの実施

ア 応援職員の氏名、連絡先、宿泊先の確認

イ 情報提供

ウ 活動内容の説明

（3）現場担当者の配置

応援職員の活動状況を掌握するとともに、必要な協議を行い、活動の推進を図る。

（4）活動内容の記録

ア 応援職員到着日時

イ 搬入物資等の状況

ウ 活動内容

エ 撤収日時

オ その他必要な事項

5 派遣職員の身分等

要請により派遣された職員は、災害対策基本法施行令第17条及び地方自治法第252条の17の規定により、市職員の身分をあわせ有するものとし、身分、給与等の詳細は法の定めるところによる。

第2項 自衛隊

1 要請基準

要請基準は、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき
- (2) 地震、風水害、高潮、津波等の災害が発生し、又は災害が予想され、緊急措置のため、応援を必要とされるとき
- (3) 応急対策用資機材の輸送のため、応援を必要とするとき
- (4) 主要道路の応急復旧の応援を必要とするとき
- (5) 緊急措置のため、医療、防疫、給水、通信支援等の応援を必要とするとき

2 要請

市長は、自衛隊の応援を必要と判断した場合は、本部会議の決定に基づき、県知事に対し、自衛隊派遣要請を依頼する。

要請依頼は、以下に掲げる事項を明らかにして電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとし、通信途絶等により、県知事に対し依頼できないときは、自衛隊に対し直接通報を行い、事後速やかに県知事に対しその旨を通知し、所定の手続きを行う。

なお、必要な事務手続きは、市（本部事務局）が行う。

項目	概要
事項	1 災害の状況及び派遣要請を要求する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他必要な事項
要請先	1 和歌山県知事 (1) 県災害対策課 県 防 電話 300-403 F A X 300-496 N T T 電話 441-2262 F A X 422-7652 (2) 海草振興局地域づくり課 県 防 電話 300-415 F A X 300-490 N T T 電話 441-3477 F A X 423-9269 2 自衛隊 陸上自衛隊信太山駐屯地司令（第37普通科連隊長） 県 防 電話 第3科 392-400 F A X 392-499 当直司令室 392-401

	N T T 電話 0725-41-0090 (代表) (昼間) 第3科 (内238又は282) (夜間) 当直司令室 (内302)
根拠法令	自衛隊法第83条

「災害対策計画第6編様式16 部隊等の派遣要請依頼書」参照

3 受入体制

市(本部事務局)は、自衛隊の派遣が決定した場合、県及び市(各対策部)と連携して、以下のとおり受入体制を整備し、派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

(1) 活動計画の作成

(2) 連絡担当者の配置

必要な情報提供を行いながら活動内容の説明を行い、活動体制の推進を図る。

(3) 現場担当者の配置

派遣部隊の活動状況を掌握するとともに、自衛隊現地指揮官と協議を行い、活動の推進を図る。

(4) 活動内容の記録

ア 応援隊到着日時

イ 搬入物資等の状況

ウ 活動内容

エ 撤収日時

オ その他必要な事項

(5) 施設確保

県が開設する広域防災拠点(コスモパーク加太)の運用を含んだ、宿泊施設又は野営地の他、機材等の保管場所を確保するとともに、ヘリコプターを使用する派遣要請を行った場合は、「本節第4項3 ヘリポートの緊急整備」に準じて、ヘリポートの緊急整備を行う。

4 活動範囲

自衛隊に依頼する活動は、おおむね以下のとおりとする。

被害状況把握、避難援助、行方不明者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路の啓開、応急医療・救護及び防疫、通信支援、人員及び物資の緊急輸送、給食及び給水支援、入浴支援、交通規制の支援、危険物の保安及び除去、その他

5 撤収要請

市長は、本部会議の決定に基づき、派遣の目的が達成したとき又はその必要がなくなったと判断した場合、県(知事)に対し、自衛隊の撤収要請を依頼する。

なお、必要な事務手続きは、市(本部事務局)が行う。

「災害対策計画第6編様式17 部隊等の撤収要請依頼書」参照

第3項 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

1 要請基準

要請基準はおおむね以下のとおりとする。

- (1) 広範囲に被害が発生し、迅速にその全容把握を行う必要がある場合
- (2) 人命救助、避難所運営等他の災害対応に忙殺され、公共土木施設被害調査などに十分な人員がさけない場合
- (3) 被災現場の監視にあたり、その映像を災害対策本部室等で常時確認する必要がある場合
- (4) 事例の少ない特異な災害事象に対し、危険度判定、住民避難判断、応急対策方法等における技術的な助言がほしい場合

2 要請

市長は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の応援を必要と判断した場合は、本部会議の決定に基づき、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に対し、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の応援要請を依頼する。

要請依頼は、以下に掲げる事項を明らかにして電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとし、必要な事務手続きは、市（本部事務局）が行う。

なお、本部会議を開催するいとまがなく、市（各対策部）において、独自に応援要請を行う場合、臨時本部会議（各本部員を通じて本部長の許可を得る）の決定に基づくものとする。

項目	概要
事項	1 災害の状況及び派遣要請を要求する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他必要な事項
要請先	1 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所 防災課 平日昼間 073-402-0271 夜間、休日 073-424-2471 2 近畿地方整備局 防災室 直通 06-6942-1575 災害対策室 06-4790-7520

3 受入体制

市（本部事務局）は、市（各対策部）と連携して、「本節第2項3 受入体制」に準じて、受入体制を整備し、派遣隊の活動が十分行えるよう努める。

4 活動範囲

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）に依頼する活動はおおむね以下のとおりとする。

- (1) 被災状況調査
- (2) 情報通信支援
- (3) 高度な技術指導
- (4) 公共土木施設の応急対策及び被害拡大防止対策の支援

第4項 和歌山県防災ヘリコプター

大規模災害発生時には、高速道路や鉄道は壊滅的な被害を受け、一般道路も交通が輻輳し、緊急車両等の動きがとれず、救助や支援活動が困難な状況となる。

このことから、市長は、本部会議の決定に基づき、広域的かつ機動的な活動ができる和歌山県防災ヘリコプターの運航を要請する。

1 要請基準

県（知事）に対する県防災ヘリコプターの運航要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

- (1) 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

「総則・予防計画第3編5-3-4 和歌山県防災ヘリコプター応援協定」参照

2 要請

要請は、和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領に基づき、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行い、事後速やかに要請書をファクシミリにより、航空センターへ送付するものとし、必要な事務手続きは、市（本部事務局）が、市（消防対策部）と連携して行う。

項目	概要
事項	1 災害の種別 2 災害発生の日時、場所及び被害の状況 3 災害発生現場の気象状態 4 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法 5 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 6 応援に要する資器材の品目及び数量 7 その他の必要事項

要請先	和歌山県防災航空センター 県 防 電話364- 451, 400 F A X364-499 N T T 電話0739- 45-8211 F A X0739-45-8213
-----	---

「災害対策計画第6編様式18 和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要請書」参照

3 ヘリポートの緊急整備

要請を行った場合、市（本部事務局）は、市（消防対策部）と連携して、次のとおり、ヘリポートの緊急整備を行う。

項目	概要
昼間使用の場合	1 石灰等を用いてⓂの記号を表示し、着陸中心地を示す。 2 ヘリポート近くに発煙筒を設置し、上空から風向を視認できるようにする。
夜間使用の場合	1 昼間使用の場合と同様に着陸中心地を示す。 2 ヘリポート及び吹き流し等を照明する。
その他	上記以外に、別途申し合わせ等がある場合は、この限りではない。

「総則・予防計画第3編5-3-1 災害時ヘリコプター予定発着地」参照

「総則・予防計画第3編5-3-2 臨時ヘリポート」参照

第5項 他市町村被災時の対応

1 情報収集

市（本部事務局及び各対策部）は、協定締結先市町村において大規模な災害が発生した場合、被害情報の収集を速やかに行う。

なお、法令や協定に基づく職員の派遣については、その定めによる。

2 支援

市長は、支援活動を行う必要があると認めたときは、必要な支援（職員の派遣、救援物資・義援金の送付、広域一時滞在者の受入等）を行う。

なお、組織及び事務分掌は、「災害対策計画第1編第1章第1節 災害対策組織」に定める事項による。

第4節 民間団体等の協力

計画の方針

災害の拡大防止を図るため、民間団体やボランティアの協力を得て、円滑かつ迅速な応急対策を実施する。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
6時間以内	協定締結企業への協力依頼
3日以内	ボランティア活動拠点確保

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 民間団体の協力	各対策部、本部事務局、福祉対策部、消防対策部	市社会福祉協議会、福祉関係機関、市地区社会福祉協議会、市民生委員・児童委員協議会、自治会、ボランティア団体、日本赤十字社和歌山県支部
第2項 災害ボランティアセンターの協力	市民環境対策部、本部事務局、福祉対策部、各対策部	市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、市地区社会福祉協議会、市ボランティア連絡協議会、市民生委員・児童委員協議会、自治会、自主防災組織
第3項 ボランティアへの協力要請	市民環境対策部、本部事務局、福祉対策部、各対策部	県環境生活部、日本赤十字社和歌山県支部
第4項 自主防災活動団体の協力	本部事務局、消防対策部	自主防災組織、防火協力団体
第5項 事業者の協力	各対策部	
第6項 法に基づく住民の協力	消防対策部、各対策部	
第7項 その他要員の確保	産業交流対策部、各対策部	和歌山公共職業安定所、県福祉保健部

第1項 民間団体の協力

1 社会福祉協議会の協力

和歌山市社会福祉協議会は、市（各対策部）及び関係機関と連携して、被災者支援のための活動を行う。

項目	概要
主な活動内容	被災状況調査、被災世帯への救援物資等の配布・情報伝達、炊出し、救護等
関係機関	1 福祉関係機関 2 市地区社会福祉協議会 3 市民生委員・児童委員協議会 4 自治会 5 ボランティア団体 6 その他

2 赤十字奉仕団の協力

(1) 要請

市（本部事務局及び福祉対策部）は、本部会議の決定に基づき、日本赤十字社和歌山県支部に対して、赤十字奉仕団の活動協力について要請を行う。

項目	概要
主な要請内容	被災状況調査、被災世帯への救援物資等の配布・情報伝達、炊出し、救護等
赤十字奉仕団の編成	1 和歌山市地区赤十字奉仕団 2 特殊赤十字奉仕団 (1) 和歌山県点訳赤十字奉仕団 (2) 和歌山県赤十字特別救護隊 (3) 赤十字飛行隊 (4) 和歌山県赤十字特別看護奉仕団 (5) 和歌山県障害者支援赤十字奉仕団 (6) 和歌山県青少年赤十字賛助奉仕団 3 個人ボランティア
要請先	日本赤十字社 和歌山県支部 N T T 電話 422-7141 F A X 422-7148

(2) 受入体制

市（各対策部）は、「災害対策計画第1編第1章第3節第1項4 受入体制」に準じて、受入体制を整えるとともに、市（本部事務局）は、赤十字飛行隊の要請を行った場合は、市（消防対策部）と連携して、「災害対策計画第1編第1章第3節第4項3 ヘリポートの緊急整備」に準じて、ヘリポートの緊急整備を行う。

第2項 災害ボランティアセンターの協力

1 基本方針

ボランティアの活動は、あくまでも自主性を尊重するものとし、活動の方針決定や人員の派遣等の業務は、災害ボランティアセンターに委ねる。

2 設置・運営

和歌山市社会福祉協議会は、大規模な災害が発生した時は必要に応じて、ボランティアの調整窓口として、災害ボランティアセンターを設置し、市（市民環境対策部）及び以下の関係機関と連携を図りながら、運営業務を行う。

また、被害の規模等、必要に応じて、サテライト（センター本体の支所）を確保する。

- (1) 和歌山県社会福祉協議会
- (2) 和歌山市地区社会福祉協議会
- (3) 和歌山市ボランティア連絡協議会
- (4) 和歌山市民生委員・児童委員協議会
- (5) 自治会、自主防災組織

3 役割

災害ボランティアセンターは「被災者のニーズ」と、被災地の復興のために支援をしたいという「災害ボランティア活動」とを結びつけることにより、被災者に寄り添った生活環境の復興支援活動を円滑に行うための拠点となるものであり、主に以下に掲げる業務を行う。

- (1) 市及び関係機関との連絡調整
- (2) 広報
- (3) 情報収集
- (4) 運営に係る統計・調査
- (5) 各種相談・問い合わせ受付
- (6) 災害ボランティアの募集及び登録受付
- (7) 災害ボランティアの派遣調整
- (8) サテライトの運営
- (9) その他必要とされる業務

4 受入体制

和歌山市社会福祉協議会は、ボランティア組織が迅速に立ち上がり、その能力が十分に発揮されるよう、「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」に基づき、以下の各班を編成し、ボランティアの受付及びコーディネート等の業務を行う。

なお、一連の活動に従事するボランティアに対し、事故等により死亡又は負傷した場合の補償措置として、ボランティア保険加入促進を図る。活動が円滑に行われるよう常に新しい情報の提供及び収集に努める。

- (1) ボランティア受付・報告班

- (2) ニーズ受付班
- (3) マッチング・オリエンテーション班
- (4) 資機材班
- (5) 車両班
- (6) 総務班

5 市との連携・協力

市（市民環境対策部）は、「和歌山市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書」に基づき、和歌山市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置する場合、ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に係る事務等に関する委託契約を締結し、連携・協力する。

「総則・予防計画第3編5-1-2 防災関連（都市間、企業等）協定等一覧表」参照

6 災害救助法適用時の措置

市（市民環境対策部）は、災害救助法が適用された場合、必要な書類を整備する。
市（本部事務局）は、市（各対策部）の書類をとりまとめ、県（福祉保健部）へ報告を行う。

「災害対策計画第1編第2章第3節 災害救助法の適用」参照

第3項 ボランティアへの協力要請

市（市民環境対策部）は、市（各対策部）からのボランティア人材のニーズを把握したうえで、以下のとおり協力要請を行う。

1 一般ボランティア

一般ボランティアについては、災害ボランティアセンター内に、市（各対策部）との接点となる窓口を設置し、災害ボランティアセンターへ連絡員を派遣する。

2 防災ボランティア

県専門ボランティア登録団体について、市（各対策部）と連携のうえ、和歌山県防災ボランティア登録制度要綱第8条に基づき、県環境生活部宛て、次の事項を示して活動協力の要請を行う。

【県専門ボランティア登録団体に関する要請】

項目	概要
事項	1 応援を必要とする理由 2 従事場所 3 作業内容（ボランティアの分野等） 「総則・予防計画第2編第2章第5節第3項2 市との連携」参照 4 人員 5 従事期間

	6 集合場所 7 その他参考事項
要請先	県環境生活部 県民生活課 電話 441-2345 FAX 433-1771

なお赤十字奉仕団の活動協力については、第1項のとおり市（本部事務局及び福祉対策部）が要請する。

第4項 自主防災活動団体の協力

市（本部事務局）及び市（消防対策部）は、自主防災活動団体に、応急対策活動の協力を求める。

「総則・予防計画第3編2-6 防災ボランティア団体」参照

「総則・予防計画第3編2-7 自主防災組織結成状況」参照

「総則・予防計画第3編2-8 防火協力団体」参照

第5項 事業者の協力

市（各対策部）は、業務遂行に当たり、防災関係機関や他市町村応援職員と連携を図るとともに、協定先事業者等の協力を求め、災害の拡大防止を図る。

「総則・予防計画第3編5-1-2 防災関連（都市間、企業等）協定等一覧表」参照

第6項 法に基づく住民の協力

被災現場付近の住民は、必要に応じて、次の区分により市及び県等が実施する応急措置の協力を行う。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	市長（水防管理者）、消防団長（水防団長）、消防長
災害救助作業（救助法適用救助のため）	従事命令	災害救助法第7条	県知事（市長）※
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策作業	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事
	協力命令		
	保管命令		
	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長

	災害対策基本法第65条 第2項	警察官、海上保安官
	警察官職務執行法第4 条	警察官

※ (市長)は、県知事からの通知による。

第7項 その他要員の確保

1 労務供給の範囲

災害応急対策活動のための労務供給の範囲は、おおむね以下に掲げる場合とする。

- (1) 被災者の避難誘導要員
- (2) 医療及び助産における移送要員
- (3) 被災者の救出要員
- (4) 飲料水の供給要員
- (5) 救助物資の整理、配分及び輸送要員
- (6) 感染症発生予防のためのねずみ族、昆虫等の駆除及び被災家屋の消毒要員
- (7) 応急復旧資材の整理、配分及び輸送要員
- (8) 被災家屋等から排出されたごみ、がれき及び汚泥の搬出及び処理要員
- (9) その他の要員

2 要請

(1) 和歌山労働局

市(産業交流対策部)は、災害応急対策の要員について、相互応援や協定によってもいまだ不足する場合は、第一の段階として和歌山労働局に対し、必要とする理由、作業の種別、必要人員、必要時間及び賃金等の事項を記載した文書をもって、あっせんの要請をする。

ただし、緊急な場合においては電話によって要請し、事後文書を提出する。

(2) 和歌山公共職業安定所

市(産業交流対策部)は、緊急を要する場合で、前項による方法では迅速な労働者の確保が困難であると予想されるときは、以下に掲げる事項を明らかにして和歌山公共職業安定所へ電話又は文書により求人者の申込を行い、可及的速やかな労働者の確保に努める。

項目	概要
事項	1 求人者を必要とする理由 2 作業の種別 3 必要人員 4 必要期間 5 賃金 6 その他必要なこと。
要請先	和歌山公共職業安定所 住所 和歌山市美園町5丁目4の7 電話 425-8609

3 受入体制

市（各対策部）は、「災害対策計画第1編第1章第3節 広域応援・派遣要請」に基づき、受入体制を整えるとともに、雇い上げた労働者に対する賃金は、その時における通常の実費とする。

4 災害救助法適用時の措置

市（各対策部）は、災害救助法が適用された場合、必要な書類を整備する。

市（本部事務局）は、市（各対策部）の書類をとりまとめ、県（福祉保健部）へ報告を行う。

「災害対策計画第1編第2章第3節 災害救助法の適用」参照

第2章 正確な情報を伝達するために

第2章 正確な情報を伝達するために

第1節 地震・津波情報及び気象警報等の伝達

計画の方針

関連情報を迅速に収集し、災害発生危険性を予測しながら、複数の手段により、迅速な情報伝達を行う。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
直ちに	津波警報又は気象警報の伝達

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 地震・津波情報等の伝達	本部事務局、消防対策部	県危機管理部、大阪管区気象台、和歌山地方気象台
第2項 気象警報等の伝達	本部事務局、消防対策部	県危機管理部、県県土整備部、和歌山地方気象台
第3項 洪水予報等の伝達	本部事務局、消防対策部、福祉対策部、都市建設対策部	県危機管理部、県県土整備部、和歌山地方気象台、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所
第4項 土砂災害に関する情報の伝達	本部事務局、消防対策部、福祉対策部	県危機管理部、県県土整備部、和歌山地方気象台

第1項 地震・津波情報等の伝達

1 地震・津波情報等の種類と発表基準

気象台から発表される地震・津波情報等の種類、基準及び内容は次のとおりである。

(1) 地震

ア 地震発生後に気象庁から順次提供される情報

提供順序・種類	発表基準	発表内容
緊急地震速報 (* 1)	最大震度 5 弱以上、または、長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合	地震の発生時刻、発生場所〈震源〉の推定値、地震発生場所の震央地名、震度 4 以上、または、長周期地震動階級 3 以上が予想される地域名（本市は「和歌山県北部」）
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（本市は「和歌山県北部」）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度 3 以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値 ・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表

* 1 震度 6 弱以上、または、長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

イ 顕著な震源要素及び遠地地震が発生した場合に提供される情報

種類	発表基準	発表内容
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ・国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある 	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表（*2） 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

*2 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表。

(2) 津波

ア 津波警報等の種類と発表基準

発表種類・基準	発表内容（予想される津波の高さ）	
	数値での発表 (津波の高さ予測の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報（*3） 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大
	10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	
	5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	
津波警報 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い
津波注意報 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)

*3 大津波警報を特別警報と位置づける。

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第2編
第3編
第4編
第5編

○留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

イ 津波予報（地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に発表）

発表基準	発表内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表

ウ 津波情報

提供順序・種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区（本市は「和歌山県」）の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表。（発表される津波の高さの値は、（2）津波ア「津波警報等の種類と発表基準」に記載）。 ※ 到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
沖合の津波観測に関する情報（*4）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波観測に関する情報（*5）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表

○留意事項等

- ・津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予

報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、場所によっては予想される津波の高さより高くなる場合がある。

・各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮時刻が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

・津波観測に関する情報

津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

* 4 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予想区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、観測される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予想区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」と発表。

* 5 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【津波観測点（平成29年3月1日現在）】

名称	所在地
那智勝浦町浦神	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
串本町袋港	和歌山県東牟婁郡串本町袋港
白浜町堅田	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
御坊市祓井戸	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港
和歌山	和歌山県和歌山市和歌山港

(3) 南海トラフ地震に関する情報の種類と発表基準

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
------	-------	---------------

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

地震発生等から 5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計^{※4}での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内^{※5}のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内^{※5}のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内 ^{※5} のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※6} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※6}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内^{※5}のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域+海溝軸外側50km程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 東海地域、近畿地域及び四国地域に設置されている39点を使用している。
- ※5 科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域
- ※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

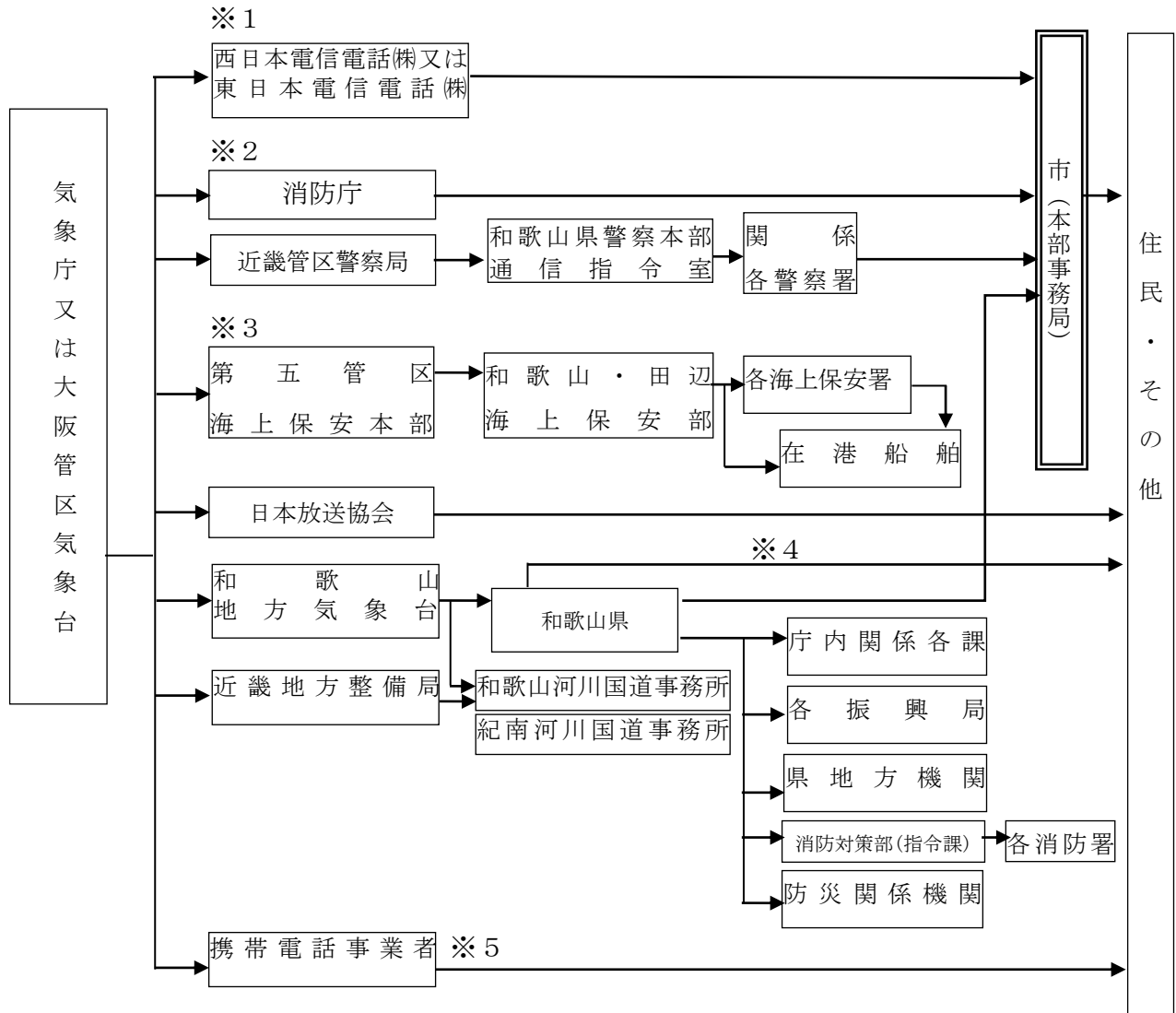
2 地震・津波情報の伝達

(1) 伝達経路

気象台が発表する津波警報等の伝達は、次により行う。

令和6年4月1日現在

津波警報等の配信経路



- (注) 1 ※1は、大津波警報、津波警報の発表及び解除のみ伝達する。
 2 ※2は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。
 3 ※3は、神戸地方気象台から伝達する。
 4 ※4は、防災わかやまメール配信サービス等による。
 5 ※5は、エリアメール、緊急速報メールによる。

(2) 住民への伝達

気象台により地震・津波情報の伝達を受けたときは、市（本部事務局、消防対策部）は、必要に応じて、その周知を図るため、複数の手段により、その特性を考慮しながら、伝達を行う。

なお、大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達については、住民のほか、釣り客等に対

し、広範囲に伝達を行う。

伝達方法		特性
音声	防災行政無線	受け手側にとっては何かをしながら受け取ることができるという長所があるが、一過性ゆえに聞き逃しや聞き間違いが発生する。
	防災行政無線戸別受信機	
	広報車両による広報	
	報道機関による音声放送	
	防災情報電話案内サービス	
文字	防災情報メール、緊急速報メール・エリアメール	受け手側の能動的な受信が必要という短所があるが、記録が残り、聞き逃しや聞き間違いがない。
	SNSによる情報配信	
	市ホームページ	
	テレビ（データ放送）	
	報道機関による文字放送	
	災害情報FAX配信サービス	

(3) 関係機関への伝達

避難指示等の避難情報を発令した時は、上記(2)により対象地区の住民に伝達を行うとともに、県及び県警等避難支援等関係者へ、以下のとおり伝達を行う。

担当部	伝達先（主な伝達手段）
本部事務局	県（和歌山県総合防災情報システム）
	県警の各警察署、自治会、自主防災組織（衛星携帯電話、電話）
福祉対策部	民生委員、社会福祉協議会（電話）
消防対策部	消防局、消防団（消防無線、電話）

(4) 職員への伝達

市（本部事務局）は、気象台により、災害警戒本部又は災害対策本部動員基準に該当する地震・津波情報の伝達を受けた場合は、庁内放送又は職員参集メールにより伝達を行う。

第2項 気象警報等の伝達

1 気象警報等の種類と発表基準

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる

際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発

特別警報・警報・注意報の種類		概要
		表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	注意報	大雨注意報
洪水注意報		河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報		大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報		強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

特別警報・警報・注意報 の種類	概 要
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、

特別警報・警報・注意報 の種類	概要
	冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※ 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

警報・注意報発表基準一覧表（令和5年6月8日現在）

発表官署 和歌山地方気象台

和歌山市	府県予報区		和歌山県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		紀北	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	24
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	150
	洪水		流域雨量指数基準	土入川流域=13.1、七瀬川流域=6.2 和歌川流域=22.4、亀の川流域=13.5 和田川流域=10.4、有本川流域=2.9 大門川流域=13.2、千手川流域=8.7 堤川流域=4.9、鳴滝川流域=9.3
			複合基準*1	七瀬川流域= (9, 5.4) 和田川流域= (9, 10.4)
		指定河川洪水予報	紀の川[三谷・船戸]	

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

		による基準				
	暴風	平均風速	陸上	20m/s*2		
			海上	25m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s*2 雪を伴う		
			海上	25m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm		
			山地	12時間降雪の深さ30cm		
	波浪	有義波高	6.0m			
	高潮	潮位	1.8m			
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	13		
			土壌雨量指数基準	105		
		洪水	流域雨量指数基準	土入川流域=10.4、七瀬川流域=4.9 和歌川流域=17.9、亀の川流域=10.8 和田川流域=8.3、有本川流域=2.2 大門川流域=10.5、千手川流域=6.9 堤川流域=3.9、鳴滝川流域=7.4		
			複合基準*1	七瀬川流域= (6, 4.9) 和田川流域= (6, 8.3) 堤川流域= (6, 3.9)		
			指定河川洪水予報 による基準	紀の川[船戸]		
強風		平均風速	陸上	12m/s*3		
			海上	15m/s		
風雪		平均風速	陸上	12m/s*3 雪を伴う		
			海上	15m/s 雪を伴う		
大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm		
	山地		12時間降雪の深さ15cm			
波浪	有義波高	3.0m				
高潮	潮位	1.3m				
雷	落雷等により被害が予想される場合					
融雪						
濃霧	視程	陸上	100m			
		海上	500m			
乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%					
なだれ	積雪の深さ 50cm 以上あり高野山 (アメダス) の最高気温 10℃以上又はかなりの降雨					
低温	沿岸部で最低気温-4℃以下					
霜	3月20日以降の晩霜 最低気温 3℃以下					
着氷						

	着雪	24時間降雪の深さ：平地 20cm 以上、山地 40cm 以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110 mm	

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 和歌山地方気象台、友ヶ島 (アメダス) の観測値は 25m/s を目安とする。

*3 和歌山地方気象台、友ヶ島 (アメダス) の観測値は 15m/s を目安とする。

※・本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。

・警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される場合に発表する。

・大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

・表中において、警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

・表中において、現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白としている。

・大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報 (浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報 (土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報 (土砂災害、浸水害)」として発表する。

・大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1 km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

・洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

・洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。

・洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を示している。

・洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「紀の川 [三谷・船戸]」は、洪水警報においては「指定河川である紀の川に発表された洪水予報において、三谷または船戸基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「船戸基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

・高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面 (TP) を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL (平均潮位) 等を用いる。

・地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用

することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

<参考>

表面雨量指数： 短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。

地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルという手法を用いて1 km 四方の領域ごとに算出する。

土壌雨量指数： 降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。

大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて1 km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数： 河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。

雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて1 km 四方の領域ごとに算出する。

(3) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時

種 類	概 要
危険度分布)	<p>間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（和歌山県北部、南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（和歌山県）で発表される。

大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 全般気象情報、近畿地方気象情報、和歌山県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、和歌山県と和歌山地方気象台から共同で発表される。和歌山市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(7) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(8) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位*で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位*で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(* 一次細分区域単位・・・和歌山県を北部と南部に分割した区域)

(9) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに和歌山地方気象台が和歌山県知事に対して通報し、県（災害対策課）は、これを「気象警報等の伝達経路（基本計画編）」によって本市に伝達する。

本部長は、和歌山地方気象台が行う、気象の状況から火災の危険がある旨の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項に基づき火災に関する警報（以下、火災警報）を発することができる。火災警報が発せられた場合、和歌山市火災予防条例第30条各号により火の使用について制限される。

火災気象通報の基準は「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準に該当すると予想された場合。但し、降雨、降雪が予想される場合は通報しない。

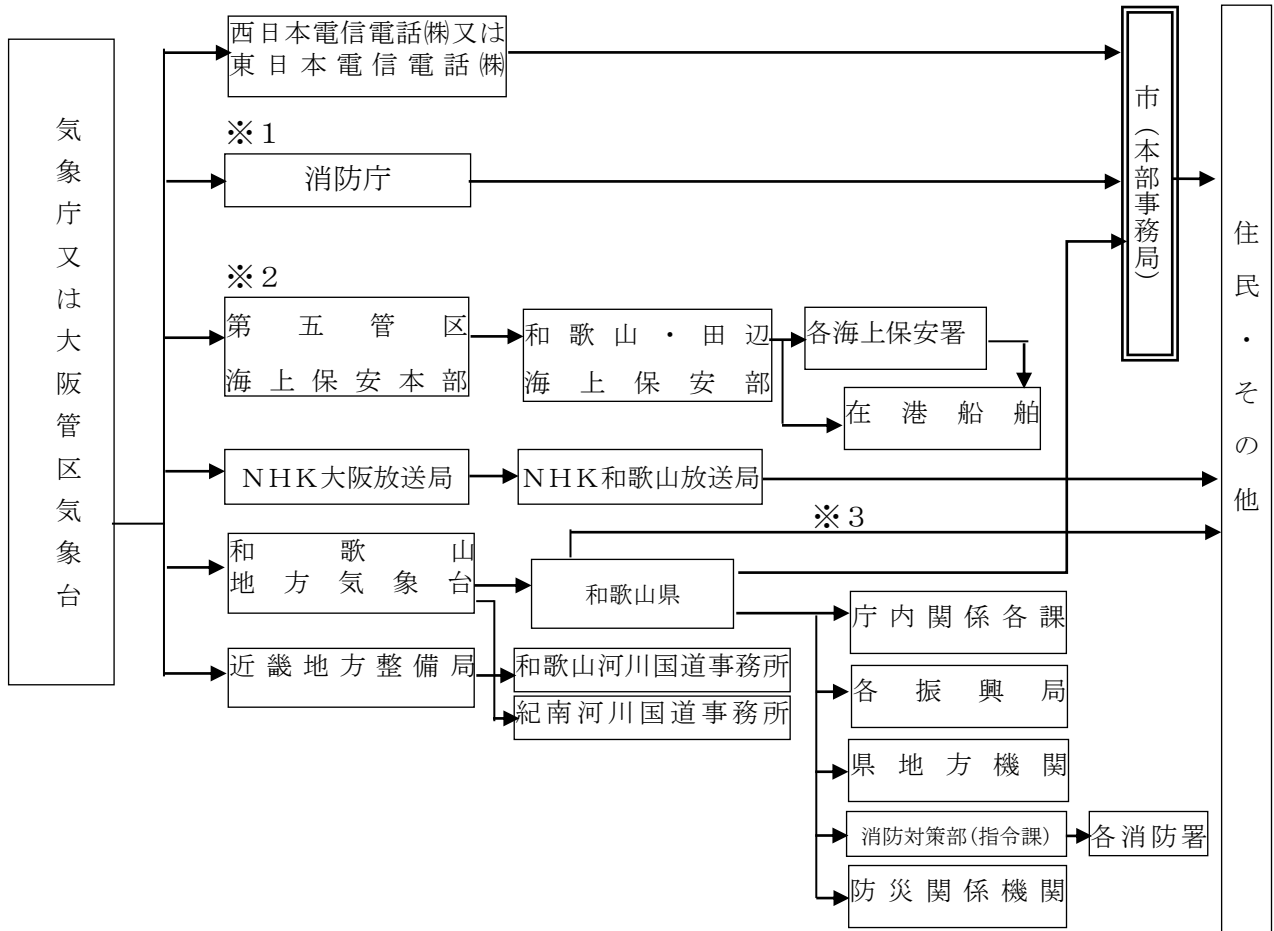
2 気象警報等の伝達

(1) 伝達経路

気象台が発表する気象等の伝達は、次により行う。

令和6年4月1日現在

警報等の配信経路



- (注) 1 ※1は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。
- 2 ※2は、神戸地方気象台から伝達する。
- 3 ※3は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。

(2) 住民への伝達

市（本部事務局、消防対策部）は、必要に応じて、その周知を図るため、「本節第1項2（2）住民への伝達」に準じ、伝達を行う。なお、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民への伝達の措置を執る。

第3項 洪水予報等の伝達

1 洪水予報等の種類と発表基準

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

(1) 紀の川に関する洪水予報

紀の川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所と和歌山地方気象台及び奈良地方気象台は共同して、洪水予報を発表する。警戒レベル2～5に相当する。

なお、市（本部事務局）は、紀の川の洪水対策及び氾濫が予想される場合の避難のため、県等を通じて上流都市町の気象、流入河川等の状況、災害対策の進展状況等についての情報収集を行う。

種類・情報名		発表基準
洪水警報	氾濫発生情報 [警戒レベル5相当]	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。
	氾濫危険情報 [警戒レベル4相当]	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険水位（五條8.1m、三谷4.8m、船戸7.0m）に到達したとき。（和歌山市発表基準：三谷、船戸） ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。
	氾濫警戒情報 [警戒レベル3相当]	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位（五條7.8m、三谷4.6m、船戸6.8m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。（和歌山市発表基準：三谷、船戸） ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。
洪水注意報	氾濫注意情報 [警戒レベル2相当]	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位（五條7.5m、三谷3.5m、船戸5.0m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。（和歌山市発表基準：船戸） ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
洪水注意報 (警報解除)	氾濫注意情報 (警戒情報解除) [警戒レベル2相当]	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）。
洪水注意報 解除	氾濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。

注1：予報区域のいずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、和歌山河川国道事務所と和歌山地方気象台が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

注3：大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

(2) 水位周知河川（和田川・亀の川）における水位到達情報

県は水防活動や住民の避難行動の参考となるように、水位周知河川の水位情報を通知する。

水位周知河川	水位観測所	水位（m）	
和田川	広見橋	氾濫危険水位	2.70
		避難判断水位	2.20
		氾濫注意水位	2.00
		水防団待機水位	1.80
亀の川	大師橋	氾濫危険水位	2.10
		避難判断水位	1.80
		氾濫注意水位	1.50
		水防団待機水位	1.20
	羽鳥橋	氾濫危険水位	2.60
		避難判断水位	2.20
		氾濫注意水位	2.00
		水防団待機水位	1.60

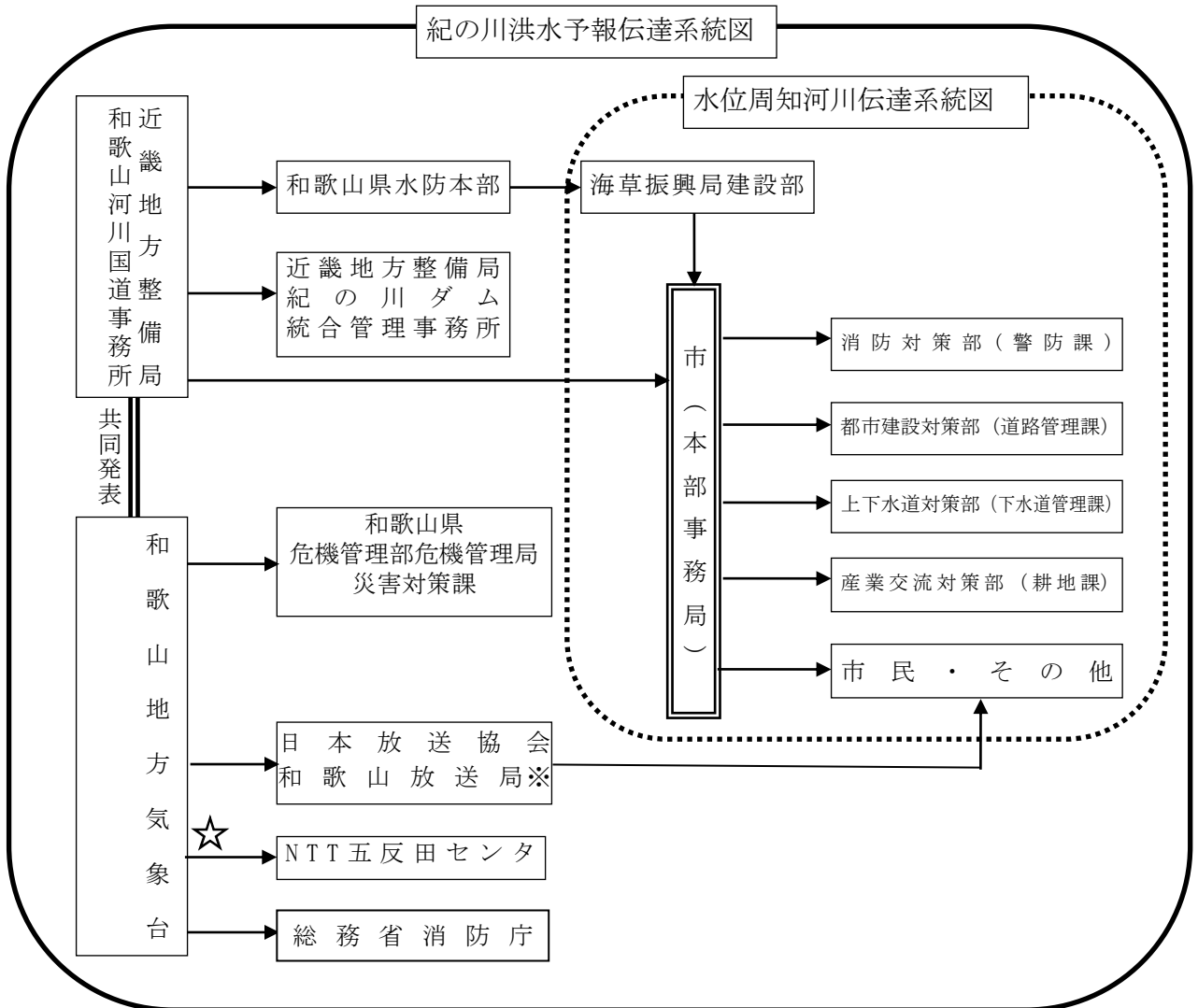
2 洪水予報等の伝達

(1) 伝達経路

気象庁長官及び国土交通大臣が共同して発表する紀の川洪水予報の伝達及び県が発表する水位周知河川（和田川・亀の川）の水位情報の伝達は、次により行う。

なお、市（本部事務局）は、県等を通じて上流域市町の気象、流入河川等の状況、災害対策の進展状況等についての情報収集を行う。

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編



☆印は、警報のみ伝達される。

※障害時や日本放送協会和歌山放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。

(2) 住民・関係機関への伝達

洪水予報等により、避難指示等の避難情報を発令したときは、市（本部事務局、消防対策部）は、「本節第1項2（2）住民への伝達」及び「本節第1項2（3）関係機関への伝達」に準じ、伝達を行う。

また、対象地区の要配慮者利用施設及び地下空間施設に、以下のとおり情報を伝達し、注意・警戒を促す。

担当部	伝達先（主な伝達手段）
本部事務局	要配慮者利用施設（戸別受信機）
福祉対策部	福祉施設（電話・FAX）
都市建設対策部	地下空間施設（電話・FAX）

「総則・予防計画第3編4-3-1 紀の川洪水浸水想定区域内の施設」参照

「総則・予防計画第3編4-3-2 和田川洪水浸水想定区域内の施設」参照

「総則・予防計画第3編4-3-3 亀の川洪水浸水想定区域内の施設」参照

第4項 土砂災害に関する情報の伝達

1 土砂災害に関する情報

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、和歌山県と和歌山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示等の発令や自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報である。

避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

発表基準	市内を1km四方に区切ったそれぞれの領域において、60分雨量及び土壌雨量指数の指標（スネークライン）が、土砂災害発生危険基準線を越えるおそれがある場合に発表される。
------	--

(2) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）、土砂災害警戒判定分布図

大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）、土砂災害警戒判定分布図は、1km四方の領域（メッシュ）ごとの土砂災害の危険度の高まりを5段階で表示し、土砂災害警戒情報を捕捉する情報である。

気象庁ホームページでは「大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）」、和歌山県河川／雨量防災情報では「土砂災害警戒判定分布図」として公開されており常時10分毎更新される。

(3) 土砂災害緊急情報

土砂災害緊急情報とは、大規模な土砂災害の発生により重大な被害が想定される場合、緊急調査による調査結果に基づき、国土交通省又は県が発表する情報である。

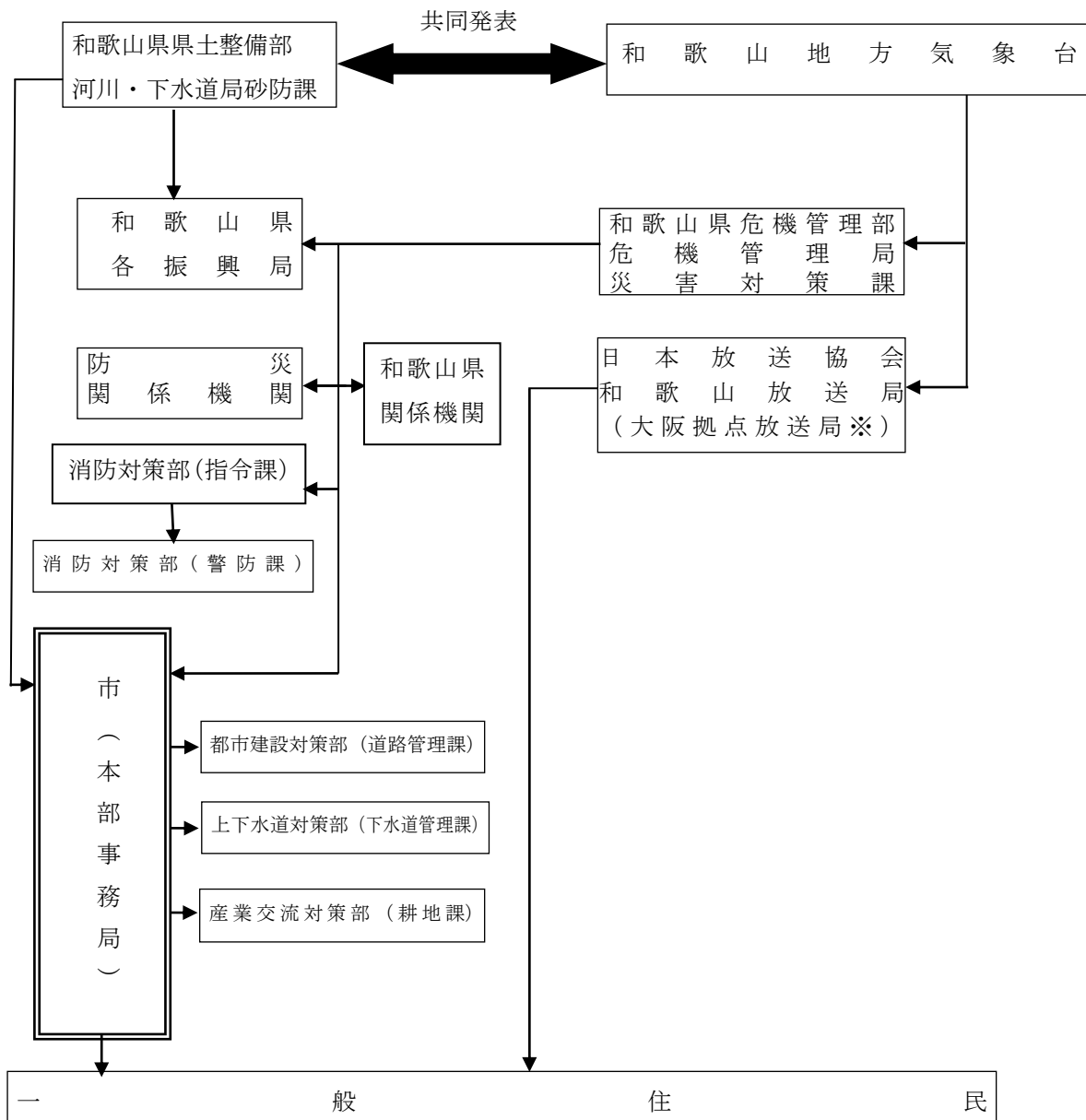
緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> ・天然ダムや火山噴火に伴う土石流、天然ダムの湛水（高度な技術を要する土砂災害）については、国土交通省が実施する。 ・地滑りにより被害が発生するおそれがある場合、県が実施する。
発表の内容	避難のための参考となる「重大な土砂災害が想定される区域及び時期」

2 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 伝達経路

気象台と県が共同で発表する土砂災害警戒情報の伝達は、次により行う。

令和5年3月9日現在



※夜間等の代行により日本放送協会大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

(2) 住民・関係機関への伝達

市（本部事務局）は、気象庁ホームページ及び和歌山県河川／雨量防災情報により 10 分ごとに更新される大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）及び土砂災害警戒判定分布図を確認し、本市において土砂災害発生の危険度が高まっている領域（1 km メッシュ）を把握する。

土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報により、避難指示等の避難情報を発令したときは、市（本部事務局、消防対策部）は、「本節第1項2（2）住民への伝達」及び「本節第1項2（3）関係機関への伝達」に準じ、伝達を行う。

また、対象地区の要配慮者利用施設に、以下のとおり情報を伝達し、注意・警戒を促す。

担当部	伝達先（主な伝達手段）
本部事務局	要配慮者利用施設（戸別受信機）
福祉対策部	福祉施設（電話・FAX）

「総則・予防計画第3編4-3-4 土砂災害（特別）警戒区域内の施設」参照

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第2節 被害情報の収集及び報告

計画の方針

応急対策を実施していく上で不可欠な情報を、迅速に収集し被害の全容を把握する。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
1時間以内	県への報告（第1報）

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 被害情報の収集	本部事務局、各対策部	県、防災関係機関
第2項 県への報告	本部事務局	県総務部
第3項 火災・災害等即報 要領に基づく報告	本部事務局、消防対策部、 産業交流対策部	県総務部、消防庁
第4項 災害記録の資料整理	各対策部	

第1項 被害情報の収集

1 発災直後の情報の収集

市域に震度5強以上の地震が発生したとき、又は風水害等による災害が発生するおそれがある場合、被害の規模を推定し、状況により現場へ職員を派遣し、人命の救助や被害拡大防止等、初動期における災害対応の方針を決定するため、概括的な情報収集活動を行う。

項目	内容
各種気象情報	1 地震、津波情報 2 その他気象警報等の情報
人的被害情報	1 死者及び負傷者の発生情報 2 要救助者情報
危険箇所情報	1 火災の発生情報 2 重点警戒箇所の被害情報
活動支障情報	1 道路交通施設状況 2 ライフライン状況 3 市有施設・設備等の損壊状況

(1) 職員の参集途上における情報の収集（勤務時間外の場合）

職員は、参集途上における情報収集に努めるものとし、災害応急対策上、重要であると認める被害現場を視認したときは、登庁後、「災害対策計画第6編様式1 被災状況（参集途上）調査報告書」を作成し、市（各対策部）が取りまとめの上、市（本部事務局）に報告する。

(2) 市民通報等の対応

市（各対策部）は、市民又は県及び防災関係機関から通報又は各種情報を受信したときは、その緊迫性を判断し、応急対策が特に必要であると認める事項にあつては、状況により当該区域へ職員を派遣し、必要な応急措置を実施し、その状況を、「災害対策計画第6編様式3 被災状況通報受信書」により、市（本部事務局）に報告する。

(3) 警戒活動

重点警戒箇所へ職員を派遣し、情報収集活動を行う。

なお、調査により被害を確認したときは、状況に応じて県及び関係機関へ通報を行うとともに、必要な応急措置を実施し、その状況を「災害対策計画第6編様式4 緊急被災状況調査報告書」により、市（本部事務局）に報告する。

「災害対策計画第1編第4章第1節 水防警戒活動」参照

2 被害情報の収集

市（本部事務局、各対策部）は、それぞれ担当する所掌事務に関する被害情報の収集を行う。

情報区分	収集する被害情報	担当対策部
人的被害 ・取りまとめは本部事務局が行う。	死者、行方不明者、負傷者（県警及び各警察署より把握）	本部事務局
	行方不明者、負傷者（避難所において把握）	市民環境対策部
	死者（遺体収容所にて把握）	健康対策部
	死者、負傷者（応急医療活動による把握）	
	行方不明者、負傷者（避難行動要支援者名簿を活用して把握）	福祉対策部
	死者、負傷者（消防活動による把握）	消防対策部
	負傷者（各職場にて、職員及び利用者について把握）	各対策部
建物被害（住家）	住家被害状況	都市建設対策部
建物被害 （市有建物） ・取りまとめは財政対策部が行う。	庁舎の被害状況	財政対策部
	支所連絡所の被害状況	市民環境対策部
	清掃施設の被害状況	
	斎場の被害状況	健康対策部
	保育所の被害状況	福祉対策部
	観光施設の被害状況	産業交流対策部
	中央卸売市場の被害状況	

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第2編
第3編
第4編
第5編

情報区分	収集する被害情報	担当対策部
	市営住宅の被害状況	都市建設対策部
	学校施設の被害状況	教育対策部
	その他市有施設の被害状況	関係各対策部
建物被害 (商工建物)	商工施設の被害状況	産業交流対策部
医療施設	医療機関の被害状況及び診療状況	健康対策部
福祉施設	福祉施設の被害状況	福祉対策部
農林水産関係被害	農林水産施設の被害状況	産業交流対策部
	山地災害による被害状況	
	農林水産業の被害状況	
土木施設被害	土木施設の被害状況	都市建設対策部
土砂災害	土砂災害による被害状況	都市建設対策部
公共交通施設被害	公共交通施設の被害状況	都市建設対策部
ライフライン被害	電気・ガス・電話の被害状況	本部事務局
	下水道施設の被害状況	上下水道対策部
	水道施設の被害及び断水状況	上下水道対策部
避難所情報	避難所開設及び避難状況	市民環境対策部
火災情報	建物、危険物施設の火災発生状況	消防対策部
その他	放送施設の被害状況	本部事務局
	郵便事業施設の被害状況	本部事務局
	物流機能の被害状況	財政対策部
	ボランティア受入状況	市民環境対策部
	金融機関の被害状況	出納対策部

3 防災関係機関等からの情報収集

市（本部事務局、各対策部）は、以下のとおり、防災関係機関等から情報を収集する。

なお、防災関係機関等との連絡を確実にを行うため、連絡責任者を指定し、迅速な連絡体制を確保するとともに、情報収集及び応急対策の実施等において、必要に応じ、防災関係機関等に対し、災害対策本部事務局へ情報連絡要員を派遣するよう要請を行う。

担当対策部	収集する情報（収集先）
本部事務局	1 地震・津波及び気象等に関する情報（和歌山地方気象台） 2 電気・ガス・電話の被害と復旧状況（関西電力送配電(株)和歌山配電営業所・大阪ガスネットワーク(株)南部事業部・西日本電信電話(株)和歌山支店及び各通信事業者） 3 死者、行方不明者及び交通規制状況（県警又は各警察署） 4 県内の被害状況（県総務部） 5 放送施設の被害と復旧状況（日本放送協会和歌山放送局・(株)和歌山放送・(株)テレビ和歌山）

担当対策部	収集する情報（収集先）
	6 郵便事業施設の被害と復旧状況（日本郵便㈱和歌山中央郵便局） 7 無人航空機等の撮影による被災現場等の状況（㈱未来図、鴻池運輸(株)和歌山支店）
財政対策部	物流機能の被害と復旧状況（近畿運輸局和歌山運輸支局・和歌山県トラック協会・和歌山県倉庫協会・日本通運(株)）
市民環境対策部 福祉対策部	ボランティア受入状況（社会福祉協議会）
健康対策部	1 医療機関の被害及び診療状況 2 医療従事者の確保状況 3 DMAT等医療チームの活動状況 4 負傷者（応急医療活動による把握） （災害拠点病院等医療機関・市医師会・市薬剤師会・市歯科医師会・県看護協会・県病院協会・日本赤十字社和歌山県支部）
福祉対策部	1 行方不明者、負傷者（避難行動要支援者名簿を活用して把握） （避難行動要支援者） 2 福祉施設の被害状況（協定締結先福祉施設等）
産業交流対策部	1 観光施設の被害と復旧状況（和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合・和歌山ホテル協議会） 2 商工施設の被害と復旧状況（商工会議所・商工会等商工業関係団体） 3 農林水産施設及び農林水産業の被害と復旧状況（土地改良区・農業協同組合・森林組合・漁業協同組合）
都市建設対策部	1 土木施設の被害と復旧状況（国及び県が管理する道路、河川、海岸、港湾、漁港並びに阪和自動車道）（近畿地方整備局和歌山河川国道事務所・近畿地方整備局和歌山港湾事務所・県県土整備部・西日本高速道路㈱関西支社和歌山高速道路事務所） 2 土砂災害の被害状況（県県土整備部） 3 公共交通施設の被害と復旧状況（西日本旅客鉄道㈱和歌山支社・南海電気鉄道(株)・和歌山電鐵(株)・和歌山バス(株)・南海フェリー(株)）
出納対策部	金融機関の被害と復旧状況（指定金融機関等）

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

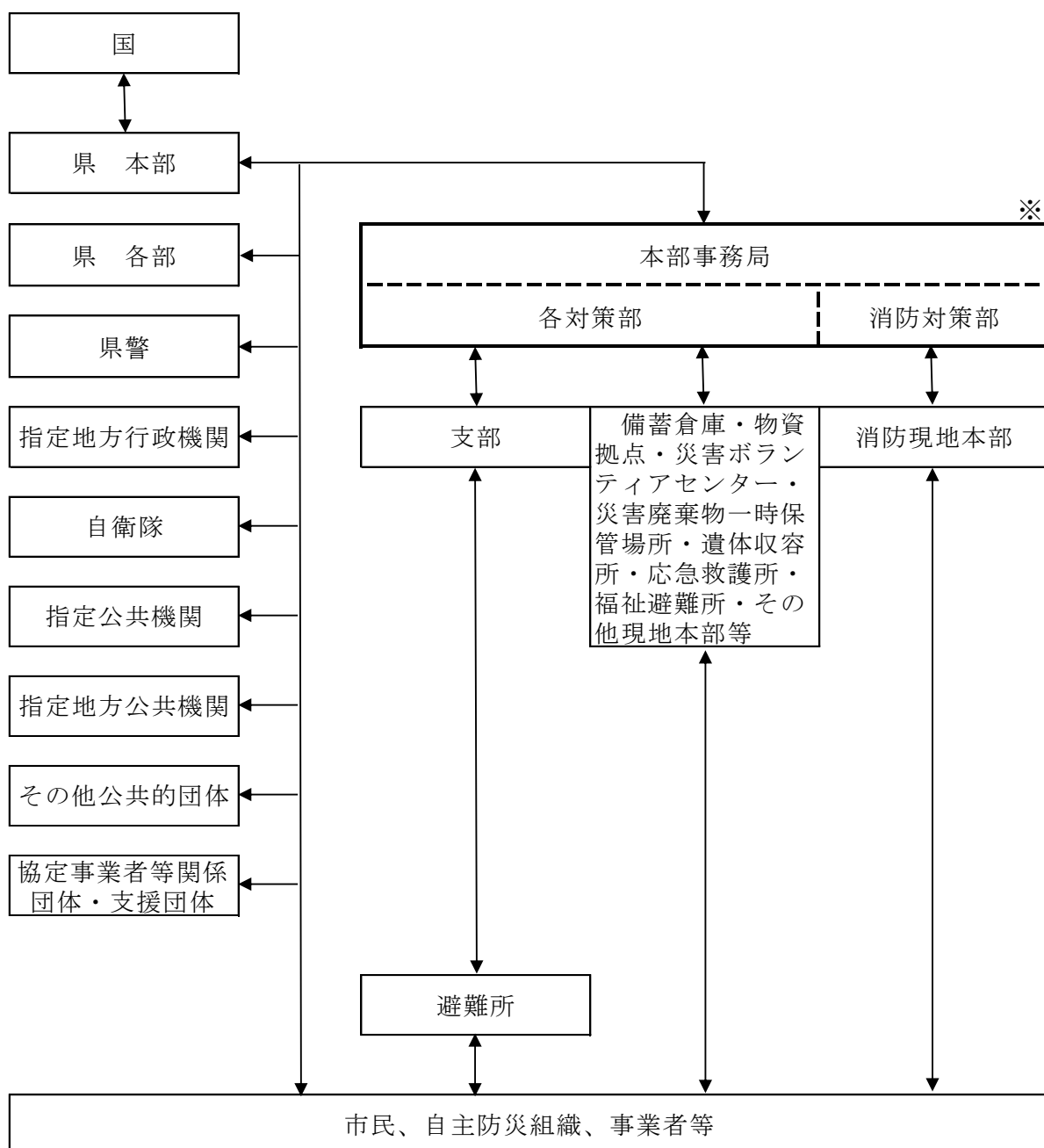
4 情報連絡体制

本市及び県、防災関係機関等との情報受伝達の概要は、次のとおりである。

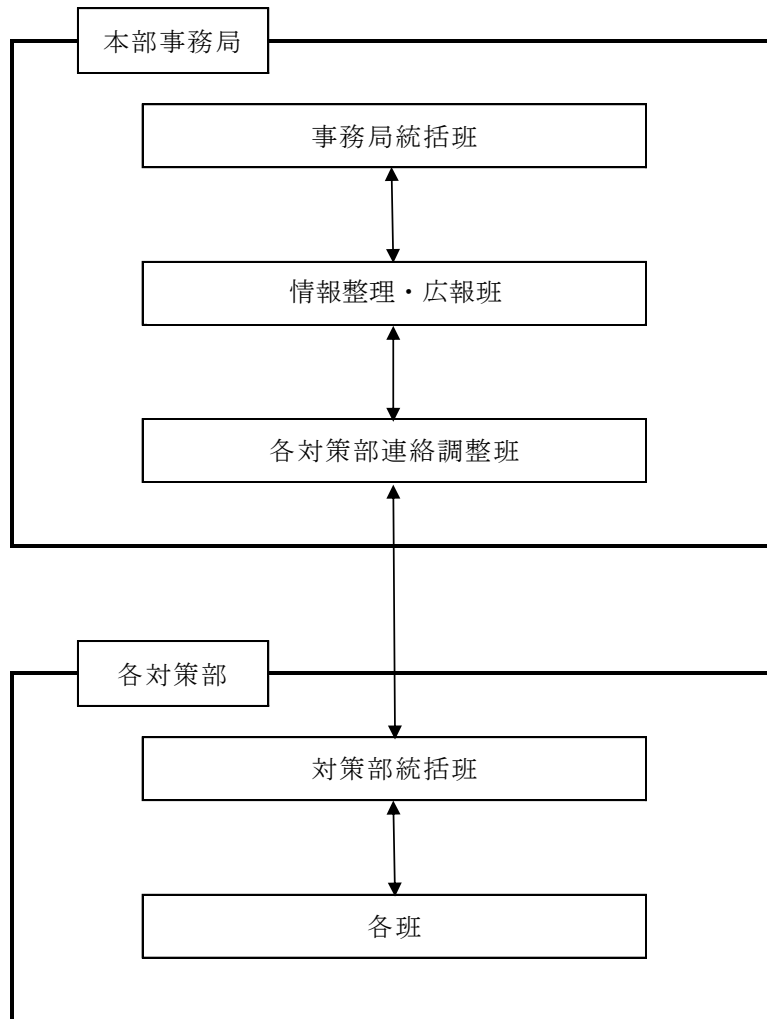
なお、市（本部事務局）は通信機器が不足する場合においては、近畿総合通信局に貸与を要請する。

項目	概要
要請先	近畿総合通信局 防災対策推進室 電話 06-6942-8504・FAX06-6942-1849 休日・夜間 090-8889-0807
要請内容	災害対策用移動通信機器及び移動電源車の貸与

【情報受伝達系統図】



※ 本部事務局と各対策部の情報受伝達系統図



第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

第2項 県への報告

市（本部事務局）は、以下に示す災害が発生した場合、被災状況等を取りまとめ、県へ報告を行う。詳細が把握できない状況下でも、迅速な当該情報の報告に努める。

- 「災害対策計画第6編様式14 被災状況（県）報告書」参照
- 「災害対策計画第6編様式15 土砂災害緊急FAX送付状（第1報）」参照

- 1 災害警戒本部又は災害対策本部を設置した災害
- 2 地震が発生し、市の区域内で震度4以上を観測した災害
- 3 災害が2府県以上にまたがるもので、市における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害
- 4 救助法の適用基準に合致する災害
- 5 災害の発生が県下で広域に及び、それが及ぼす社会的影響等からみて報告をする必要があると認められる災害

第3項 火災・災害等即報要領に基づく報告

市（本部事務局）及び市（消防対策部）は、火災・災害等即報要領の即報基準に該当する事故災害が生じたときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として覚知後30分以内）分かる範囲で、その第一報を県に報告する。以後、「災害対策計画第6編様式13 即報様式」に定める事項について、判明したものから逐次報告する。

また、直接即報基準に該当する場合は、県に加えて国（消防庁）にも報告する。

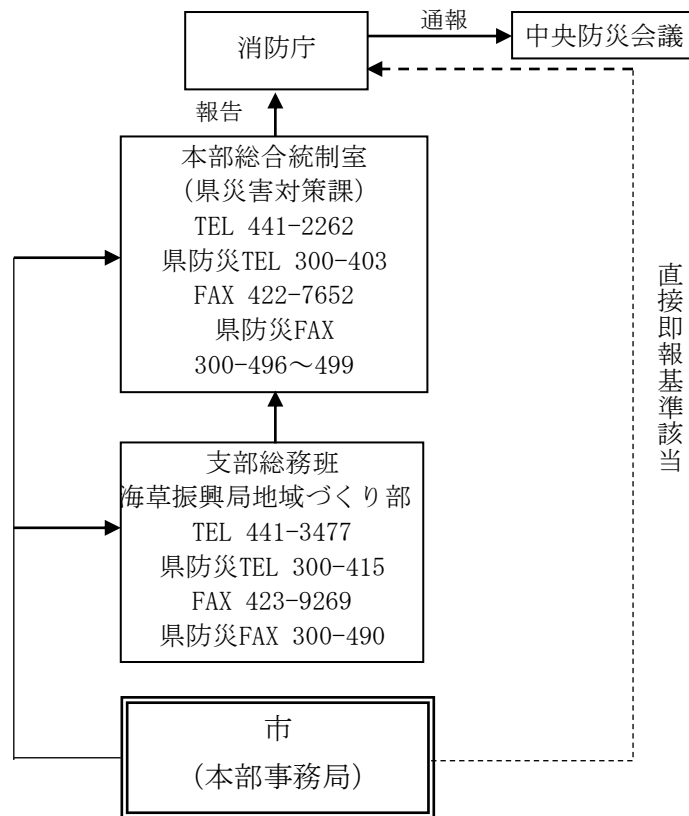
1 災害即報

市（本部事務局）は、以下の基準に従い、県及び国（消防庁）へ報告を行う。

	即報基準	直接即報基準
一般基準	1 災害救助法の適用基準に合致するもの 2 災害対策本部を設置したもの 3 災害が2府県以上にまたがるもので、1の府県における被害は軽微でも、全国的にみた場合に同一の災害で大きな被害を生じているもの 4 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの ※特別警報 ・気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪等） ・津波に関する特別警報（大津波警報） ・地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度6弱以上） 5 自衛隊に災害派遣を要請したもの	— — — —
個別基準	1 地震 （1）市域内で震度5弱以上を観測したもの （2）市域内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無は問わない。） （3）人的被害又は住家被害を生じたもの 2 津波 （1）津波警報又は津波注意報が発表されたもの （2）人的被害又は住家被害を生じたもの （3）死者又は行方不明者を生じたもの 3 風水害 （1）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの	— ● — — — ● —

	(2) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの (3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの (4) 死者又は行方不明者を生じたもの	— — ●
	4 雪害 (1) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの (2) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの	— —
社会的影響 基準	上記に該当しない災害であっても、報道機関に大きくとり上げられるなど社会的影響度が高いもの	—

【災害即報系統図】



- (注) 1 市は、通信途絶等により被害状況等を県に即報できない場合は、消防庁に直接報告する。(基本法第53条第1項)
2 本部が設置されない場合も上図に準じる。

2 火災等即報

市（消防対策部）は、以下の基準に従い、県及び国（消防庁）へ報告を行う。

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

なお、林野火災が発生した場合、火災即報とは別に、市（産業交流対策部）は、県（海草振興局・森林整備課）を通じて、国（林野庁）へ報告を行う。

即報基準		直接即報 基準
一般 基準	1 死者が3人以上生じたもの	—
	2 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの	—
	3 自衛隊に災害派遣を要請したもの	—
個別 基準	1 火災	
	(1) 建物火災	
	ア 特定防火対象物で死者の発生した火災	—
	イ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの	—
	ウ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災	—
	エ 特定違反對象物の火災	—
	オ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災	—
	カ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災	—
	キ 損害額1億円以上と推定される火災	—
	(2) 林野火災	
	ア 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの	—
	イ 空中消火を要請又は実施したもの	—
	ウ 住宅等へ延焼するおそれがあるもの	—
	(3) 交通機関の火災	
	ア 航空機火災	●
	イ タンカー火災	●
	ウ 船舶火災であって社会的影響度が高いもの	●
	エ トンネル内車両火災	●
	オ 列車火災	●
	(4) その他	
	以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等	—
2 石油コンビナート等特別防災区域内の事故		
(1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故	●	
(2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの	●	
(3) 特定事業所内の火災（(1)以外のもの）	—	
3 危険物等に係る災害	(注1)	

即報基準	直接即報基準
<p>危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（2の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）</p> <p>(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの</p> <p>(2) 負傷者が5名以上発生したもの</p> <p>(3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの</p> <p>(4) 500キログラム以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故</p> <p>(5) 海上、河川への危険物等流出事故</p> <p>(6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故</p> <p>4 原子力災害等</p> <p>(1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>(2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの</p> <p>(3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの</p> <p>(4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>5 その他特定の事故</p> <p>可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの</p> <p>6 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故</p>	<p>●</p> <p>●</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>(注2)</p>
<p>社会的影響基準</p>	<p>一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。</p>

(注1) ※危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 ※危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

- ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

※市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

※市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(注2) ※ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

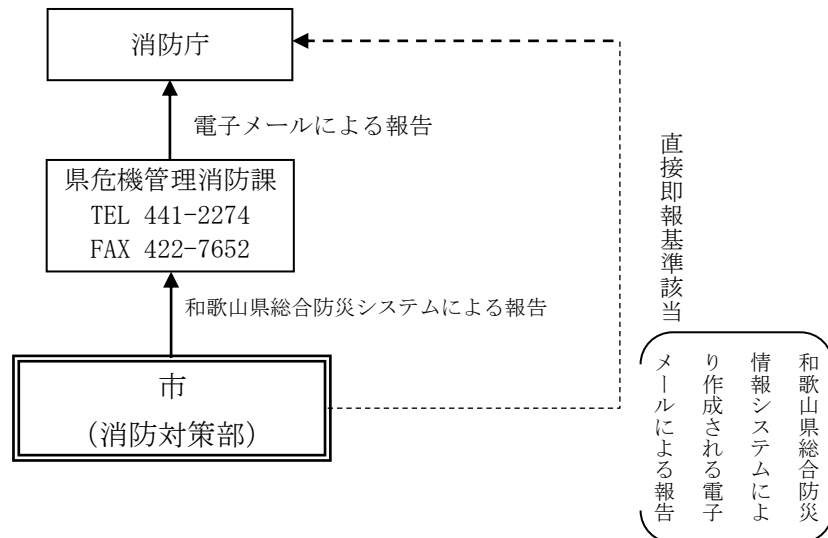
※爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。)

3 救急・救助事故即報基準

市(消防対策部)は、以下の基準に従い、県及び国(消防庁)へ報告を行う。

即報基準	直接即報基準
1 死者5人以上の救急事故	—
2 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故	—
3 要救助者が5人以上の救助事故	—
4 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故	—
5 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故	—
6 消防職団員の救急、救助活動に伴う重大事故	—
7 自衛隊に災害派遣を要請したもの	—
8 その他報道機関に大きくとり上げられる等社会的影響度が高い救急救助事故	—
9 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの	
(1) 列車、航空機、船舶等の衝突、転覆等による救急・救助事故	●
(2) バスの転落等による救急・救助事故	●
(3) ハイジャックによる救急・救助事故	●
(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所での救急・救助事故	●
(5) その報道機関に大きくとり上げられる等社会的影響度が高いもの	●

【災害即報系統図】



消防庁連絡番号

連絡手段		連絡先	
		平日 (9:30~18:15) (消防庁応急対策室)	平日(左記時間帯以外)・休日 (消防庁宿直室)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	7-048-500-90-49013	7-048-500-90-49102
	FAX	TN 7-048-500-49033	TN 7-048-500-49036

第4項 災害記録の資料整理

市(各対策部)は、所管施設等に関する被災状況を、後に行う応急・復旧対策とともに、災害記録として整理する。

なお、資料整理は、全到達情報のチェック漏れ点検を兼ねて、毎日定時に行う。

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

第3節 災害救助法の適用

計画の方針

大規模災害発生により明らかに被害の程度が一定の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、災害救助法の適用を知事に要請し、法に基づく救助実施の決定を求める。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
24時間以内	災害救助法適用要請

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 適用基準		
第2項 災害救助法の適用要請	本部事務局、各対策部	県福祉保健部
第3項 救助の実施	本部事務局、消防対策部、市民環境対策部、福祉対策部、上下水道対策部、健康対策部、財政対策部、都市建設対策部、教育対策部	県福祉保健部
第4項 報告	本部事務局、消防対策部、市民環境対策部、福祉対策部、上下水道対策部、健康対策部、財政対策部、都市建設対策部、教育対策部	県福祉保健部

第1項 適用基準

以下のいずれかの基準に該当する場合、災害救助法の適用を受ける。

区分	概要
基準1	市における全壊、全焼、流失等による住家を失った世帯数が150世帯以上に達したとき。
基準2	県内の滅失世帯数が1,000世帯以上に達する場合において、市の住家の滅失世帯数が75世帯以上に達したとき。

区分	概要
基準3	<p>県内の滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合、又は災害が隔絶した地域で発生した場合である等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令（※）で定める特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。</p> <p>※ 災害を受けた者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害を受けた者の救出について特殊の技術を必要とするとき。</p>
基準4	<p>多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。</p> <p>※適用においては、都道府県及び市町村において災害対策本部が設置されていることが必要（令和5年8月31日内閣府通知）。</p>
基準5	<p>災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部より告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするとき。</p>

※ 災害救助法での「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位とし、滅失世帯数の算定に際しては、全壊・全焼・流失世帯を基準とするが、半壊・半焼した世帯については2世帯をもって、床上浸水・土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす

第2項 災害救助法の適用要請

災害救助法は、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び住民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

救助に係る費用は、都道府県が支弁することを原則とし、国はその一定額を負担すると定められている。

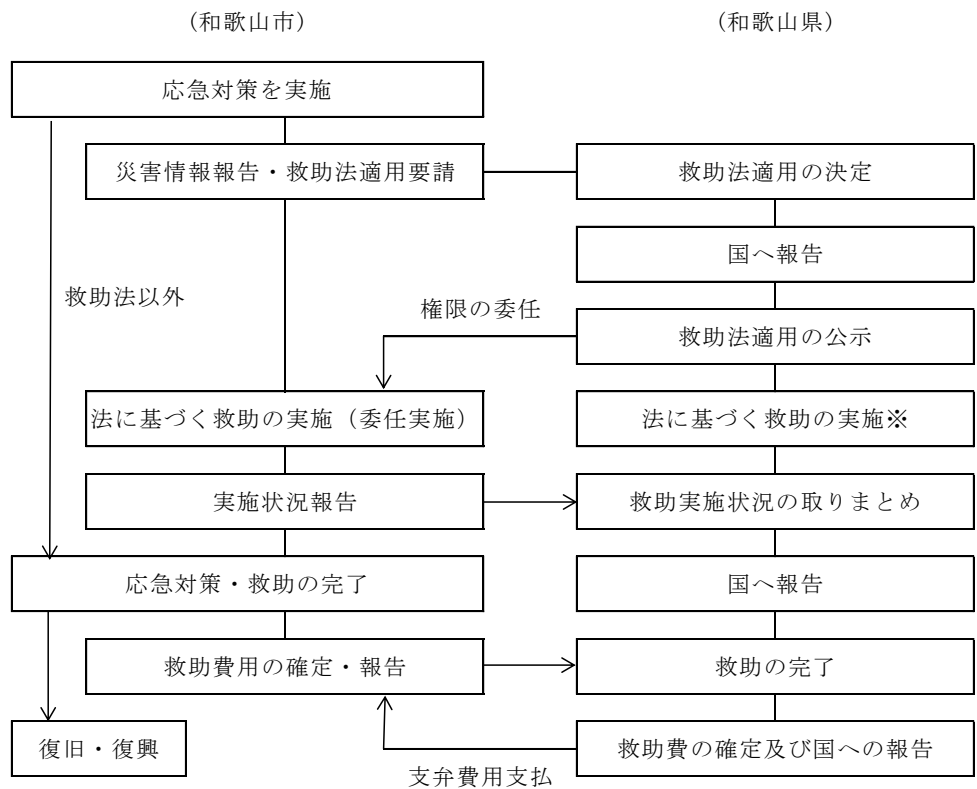
そのため、本部長は速やかに被害情報を収集し、災害の規模が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、県（知事）に対し、被害状況等を報告し、同法に基づく国及び県の救助の実施を求める。

なお、市（各対策部）は県が行う救助を補助するが、救助をより迅速に行う必要があると県が認めるときは、政令で定めるところにより、県の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行う。

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

項目	概要
適用の要請	市（本部事務局）は、被害の程度が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、本部長の承認を得て、県（知事）に対し、被害状況等を報告し、災害救助法の適用を要請する。 また、県知事が当該災害への災害救助法適用を公示したときは、市（本部事務局）は、市（各対策部）にその旨を通知する。
報告事項	1 災害発生の日時・場所 2 災害の原因及び被害状況 3 既に行った措置及び今後の措置 4 その他必要な事項
要請先窓口	県福祉保健部 福祉保健総務課 県 防 電話 300-455 F A X 300-510 N T T 電話 441-2471 F A X 425-6560

【災害救助法適用の流れ】



※ 和歌山県は、日本赤十字社和歌山県支部へ、委託契約に基づく、医療・助産・死体処理を行う救護班の派遣を要請する。

第3項 救助の実施

災害救助法による、救助の種類及び実施（完了）期間は、次のとおりである。

なお、市（本部事務局）は、市（各対策部）の実施状況をふまえ、状況により、本部長の承認を得た上で、県へ実施期間の延長を要請する。

救助の種類	関係対策部	実施期間
1 被災者の救出	消防対策部	災害発生から3日以内に完了
2 避難所の設置 (福祉避難所の設置)	市民環境対策部 福祉対策部	災害発生から7日以内に完了※
3 炊き出しその他食品の給与	市民環境対策部	災害発生から7日以内に完了
4 飲料水の供給	上下水道対策部	災害発生から7日以内に完了
5 助産	健康対策部	分べん日から7日以内に完了
6 被服、寝具その他生活必需品 の給与又は貸与	財政対策部	災害発生から10日以内に完了
7 死体の捜索	消防対策部	災害発生から10日以内に完了
8 死体の処理	健康対策部	災害発生から10日以内に完了
9 埋葬	健康対策部	災害発生から10日以内に完了
10 障害物の除去	都市建設対策部	災害発生から10日以内に完了
11 医療	健康対策部	災害発生から14日以内に完了
12 学用品の給与（教科書以外）	教育対策部	災害発生から15日以内に完了
13 応急仮設住宅の供与	都市建設対策部	災害発生から20日以内に着工※
14 学用品の給与（教科書）	教育対策部	災害発生から1か月以内に完了
15 被災した住宅の応急修理	都市建設対策部	災害発生から3か月以内に完了※

※救助の期間の詳細については、「総則・予防計画第3編5-6-4 災害救助法による救助の程度・方法及び期間」参照

第4項 報告

市（各対策部）は、各救助種目の救助実施状況の記録及び実施した救助費用に係る書類を整理・保存する。

市（本部事務局）は、市（各対策部）の書類をとりまとめ、県（福祉保健部）に提出する。

救助の種類	関係対策部	提出書類
1 被災者の救出	消防対策部	(1) 救助実施記録日計票 (2) 物資受払状況（救出用機械器具燃料） (3) 被災者救出状況記録簿 ※ 添付書類 ・被災者救出用関係支払証拠書類

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

救助の種類	関係対策部	提出書類
2 避難所の設置	市民環境対策部 福祉対策部	(1) 救助実施記録日計票 (2) 物資受払状況（避難所用物資） (3) 避難所設置及び収容状況 ※ 添付書類 ・避難者名簿 ・避難所設置に要した支払証拠書類 ・避難所設置に要した物品受払証拠書類
3 炊き出しその他による食品の給与	市民環境対策部	(1) 救助実施記録日計票 (2) 物資受払状況（炊き出しその他による食品給与物品） (3) 炊き出し給与状況 ※ 添付書類 ・炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類
4 飲料水の供給	上下水道対策部	(1) 救助実施記録日計票 (2) 物資受払状況（給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材） (3) 飲料水の供給簿 ※ 添付書類 ・飲料水供給のための支払証拠書類
5 助産	健康対策部	(1) 救助実施記録日計票 (2) 物資受払状況（衛生材料等） (3) 助産台帳 ※ 添付書類 ・助産関係支出証拠書類
6 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	財政対策部	(1) 救助実施記録日計票 (2) 物資受払状況 (3) 物資の給与状況 ※ 添付書類 ・物資購入関係支払証拠書類 ・備蓄物資払出証拠書類
7 遺体の搜索	消防対策部	(搜索) (1) 救助実施記録日計票 (2) 物資受払状況（搜索用機械器具燃料） (3) 死体の搜索状況記録簿 ※ 添付書類 ・死体搜索用関係支出証拠書類
8 遺体の処理	健康対策部	(処理) (1) 救助実施記録日計票

救助の種類	関係対策部	提出書類
		(2) 死体処理台帳 ※ 添付書類 ・死体処理費支出関係証拠書類
9 埋葬	健康対策部	(1) 救助実施記録日計票 (2) 埋葬台帳 ※ 添付書類 ・埋葬費支出関係証拠書類
10 障害物の除去	都市建設対策部	(1) 救助実施記録日計票 (2) 障害物除去の状況 ※ 添付書類 ・障害物除去支出関係証拠書類
11 医療	健康対策部	(医療) (1) 救助実施記録日計票 (2) 物資受払状況 (医薬品衛生材料) (3) 救護班活動状況 (4) 病院、診療所医療実施状況 ※ 添付書類 ・診療報酬に関する証拠書類 ・医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
12 学用品の給与(教科書以外)	教育対策部	(1) 救助実施記録日計票 (2) 学用品の給与状況 ※ 添付書類 ・学用品購入関係支払証拠書類 ・備蓄物資払出証拠書類
13 応急仮設住宅の供与	都市建設対策部	(1) 救助実施記録日計票 (2) 応急仮設住宅台帳 ※ 添付書類 ・応急仮設住宅用敷地貸借契約書 ・応急仮設住宅使用貸借契約書 ・応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 ・応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
14 学用品の給与(教科書)	教育対策部	(1) 救助実施記録日計票 (2) 学用品の給与状況 ※ 添付書類 ・学用品購入関係支払証拠書類 ・備蓄物資払出証拠書類

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

救助の種類	関係対策部	提出書類
15 被災した住宅の応急修理	都市建設対策部	(1) 救助実施記録日計票 (2) 住宅応急修理記録簿 ※ 添付書類 ・住宅応急修理のための契約書、仕様書等 ・住宅の応急修理関係支払証拠書類

応急救助のための輸送

対象とする救助活動	実施期間及び整備書類
1 被災者の避難に係る支援 2 被災者の救出 3 飲料水の供給 4 死体の搜索 5 死体の処理 6 医療及び助産 7 救済用物資の整理配分	(実施期間) 当該救助の実施が認められている期間 (整備書類) (1) 救助実施記録日計票 (2) 物資受払状況 (燃料及び消耗品) (3) 輸送記録簿 ※ 添付書類 ・輸送費関係支払証拠書類

応急救助のための賃金職員等

対象とする救助活動	実施期間及び整備書類
1 被災者の避難に係る支援 2 被災者の救出 3 飲料水の供給 4 死体の搜索 5 死体の処理 6 医療及び助産 7 救済用物資の整理配分	(実施期間) 当該救助の実施が認められている期間 (整備書類) (1) 救助実施記録日計票 (2) 賃金職員等雇上げ台帳 ※ 添付書類 ・賃金職員等雇上費支払関係証拠書類

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第4節 広報・広聴活動

計画の方針

情報不足による混乱を防止し、市民生活の安定を図るため、報道機関への情報提供を始め、市民に対して、適切な手段により各種広報活動を実施するとともに、本庁舎等に相談窓口を設置し、市民からの各種相談に迅速に対応する。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
5日以内	市民相談窓口の開設

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 広報活動の実施	本部事務局、各対策部	県知事室、県危機管理部
第2項 報道機関への情報提供	本部事務局	県知事室、県危機管理部
第3項 相談窓口の設置	各対策部、市民環境対策部	県環境生活部

第1項 広報活動の実施

市（本部事務局）は、災害発生後の応急活動期や復旧活動期における、市民生活の安定を図るため、市（各対策部）と連携して、多様な手段を活用しながら、積極的に広報活動を実施する。

また、巡回訪問による広報紙の配布や、ボランティア等の協力を得た多言語・点字版広報紙の作成等、要配慮者に配慮した広報活動を実施する。

項目	概要
災害情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震・津波や風水害等の情報に関すること。 2 火災の状況に関すること。 3 被害の概要に関すること。 4 避難指示等に関すること。 5 帰宅困難者に対する災害・避難情報に関すること。 6 その他市民の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む）。 7 市及び防災関係機関の対応状況に関すること。 8 災害復旧の見込みに関すること。

項目	概要
支援情報	1 避難場所及び避難所に関すること。 2 医療救護所の開設に関すること。 3 救援物資の配付に関すること。 4 給水、給食に関すること。 5 防疫に関すること。 6 被災者等の安否情報に関すること。 7 不安解消のための住民に対する呼びかけ 8 その他市民生活に必要なこと。
ライフライン復旧情報	1 交通機関、道路の状況及び復旧に関すること。 2 電気、ガス、電話、水道、下水道等の復旧に関する こと。

「災害対策計画第1編第2章第1節 地震津波情報及び気象警報等の伝達」参照

第2項 報道機関への情報提供

市（本部事務局）は、各種情報を整理し、報道機関へ情報提供を行う。
 また状況により、あらかじめ場所及び時間を指定し、定期的記者会見を開催し、情報提供を行うとともに、緊急時には随時情報提供を行う。
 なお、必要に応じて、市関係各部と共同して、記者会見を行うとともに、市民への要請など特に重要な事項については、本部長が直接に記者会見を行う。

主な内容
1 災害の概要（発生日時・規模）
2 主な被害情報（人的・物的・機能的被害）
3 避難指示等発令状況
4 避難所開設状況
5 応急対策活動状況
6 その他情報（生活支援情報・市窓口業務情報・注意喚起情報）

【報道機関一覧】

名称	所在地	電話	F A X
朝日新聞	和歌山市七番丁17	422-2131	422-2133
毎日新聞	和歌山市六番丁5	431-1411	433-0650
読売新聞	和歌山市雑賀屋町東ノ丁16	422-1144	422-1146
産経新聞	和歌山市六番丁43	422-1915	435-3018
日本経済新聞	和歌山市片岡町1-1	423-1134	426-0714
日本放送協会	和歌山市吹上2丁目3-47	424-8121	424-8149
和歌山放送	和歌山市湊本町3丁目3	432-7161	428-0785

名称	所在地	電話	F A X
テレビ和歌山	和歌山市栄谷151	455-3211	453-9543
共同通信	和歌山市八番丁11	428-2255	433-4310
時事通信	和歌山市西汀丁36	422-5529	423-7759
地方記者クラブ	和歌山市七番丁23（和歌山市役所内）	432-0032	432-0032

第3項 相談窓口の設置

市（各対策部）は、被災者からの各種相談に対応するため、関係機関と連携して、必要に応じて相談窓口を設置する。相談窓口は、各対策部の設置場所を基本とするが、状況により各避難所等への巡回相談を実施する。

想定される相談	医療、福祉相談・住宅相談・各種生活相談・法律相談・安否確認（※）
---------	----------------------------------

※ 安否確認

市（市民環境対策部）は、本部会議の決定に基づき、住基システムを活用し、問い合わせ者の身元を特定しながら、避難者名簿及び安否情報システム等を基に安否情報の提供を行う安否相談窓口を設置する。

また、市（本部事務局及び市民環境対策部）は、県が安否不明者情報を公表することで、対象者の名乗り出を促し、捜索対象者を絞り込める効果が期待できることから、県に対し必要な情報提供を行うことを検討する。

なお、県への情報提供に当たっては、DV等支援措置に基づく住民基本台帳の閲覧制限や住民票の交付制限といった個人情報の保護に留意する。

問い合わせ者	情報提供する内容
同居親族	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷又は傷病の状況（生死を含む） ・ 居所 ・ 連絡先 ・ その他安否確認に必要な事項
親族、職場関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷又は傷病の状況（生死を含む）
知人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の有無

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第3章 円滑な避難体制を確立するために

第3章 円滑な避難体制を確立するために

第1節 避難指示等の発令

計画の方針

市民の生命及び身体を災害から保護するため、避難指示等の発令について、先行的な判断を行うとともに、各種媒体を利用して、迅速な情報発信を行う。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
1時間以内	避難所の開設

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 避難指示等の発令	本部事務局、消防対策部、福祉対策部、産業交流対策部	県危機管理部、県警、和歌山海上保安部、自衛隊、和歌山地方気象台、各河川管理者
第2項 解除	本部事務局	

第1項 避難指示等の発令

市長は基本法に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると判断したときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等を発令する。

避難指示等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達する。

なお、状況により和歌山地方気象台や河川管理者（国、県）等に必要な助言を求めるとともに、避難をすることによって、かえって危険がおよぶおそれがあると判断した場合は、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示する。

1 避難指示等の発令種別、屋内待避等の安全確保措置

(1) 高齢者等避難 [警戒レベル3]

- 発令される状況：災害のおそれあり

- 第1編
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第2編
- 第3編
- 第4編
- 第5編

●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難

- ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

- ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

(2) 避難指示 [警戒レベル4]

●発令される状況：災害のおそれが高い

●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難

- ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

(3) 緊急安全確保 [警戒レベル5]

●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）

●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保

- ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

2 実施責任者

(1) 市長

基本法で定めるところにより、市長は一義的責任者として以下のとおり避難指示等発令を行う。

実施責任者	種別	災害の種類	要件
市長 (本部長) (水防管理者)	高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるとき。 (根拠：基本法第56条、第60条)
	避難指示 緊急安全確保	水害全般	洪水、雨水出水、津波又は高潮によって危険が切迫している認めるとき。 (根拠：水防法第29条)

(2) 災害現場に派遣された職員

あらかじめ市長が権限を委任した職員は、災害現場において緊急を要する場合には以下のとおり避難指示等の発令を行う。

実施責任者	種別	災害の種類	要件
市職員	高齢者等避難 避難指示	災害全般	危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が立ち退きの指示がで

実施責任者	種別	災害の種類	要件
	緊急安全確保		きないときは、代行措置として発令できる。 (根拠：基本法第60条、地方自治法第153条)
消防職員	高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	災害全般	住民に対して高齢者等避難を発令する必要があると認めた場合に発令する。 住民の生命、身体に危険が切迫し、市長に要請する暇が無く緊急に避難させる必要がある場合に避難指示を発令する。 (根拠：基本法第56条、第60条、地方自治法第153条、和歌山市消防局地震警備計画第15条、和歌山市風水害等消防活動計画第24条～27条)

(3) 市以外の機関

市以外の機関の行う避難指示等の発令は、以下のとおりとする。

実施責任者	種別	災害の種類	要件
知事	避難指示 緊急安全確保	災害全般	災害の発生により市長が避難指示等の発令を行うことができない場合に代行して発令しなければならない。 (根拠：基本法第60条第6項)
	避難指示 緊急安全確保	水害全般	洪水、雨水出水、津波又は高潮によって危険が切迫している認めるとき。 (根拠：水防法第29条)
警察官	避難指示 緊急安全確保	災害全般	市長がその措置を行うことができないとき、あるいは市長から要請があったとき。 (根拠：基本法第61条第1項)
		災害全般	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で危険な事態がある場合に警告を発し、特に急を要する場合はこれを引き留め、若しくは避難することを命じ、又は自らその措置をとることができる。 (根拠：警察官職務執行法第4条)
海上保安官	避難指示 緊急安全確保	災害全般	市長がその措置を行うことができないとき、あるいは市長から要請があったとき。 (根拠：基本法第61条第1項)
自衛官 (災害派遣)	避難指示 緊急安全確保	災害全般	特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に警告を発し、若しくは避難することを命じ、

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

			又は自らその措置をとることができる。 (根拠：自衛隊法第94条第1項)
--	--	--	--

3 発令基準

市長は、避難指示等の発令を「和歌山市避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、以下の災害種別ごとに、夜間も考慮して各発令を行う。

- (1) 水害（外水氾濫）
 - ア 洪水予報河川（紀の川）
 - イ 水位周知河川（和田川、亀の川）
 - ウ その他河川（堤川、土入川、鳴滝川、千手川、大門川）
- (2) 水害（内水氾濫）（七瀬川、高川、前代川、永山川、平尾川）
- (3) 津波
- (4) 高潮
- (5) 土砂災害

4 避難指示等の伝達

(1) 内容

避難指示等の発令の実施の際には、以下の内容を対象者へ伝達する。

- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 避難すべき理由
- エ 対象地区（域）及び対象者
- オ 警戒レベル
- カ 避難先（状況による）
- キ 避難経路（状況による）
- ク その他必要な事項

(2) 伝達文例

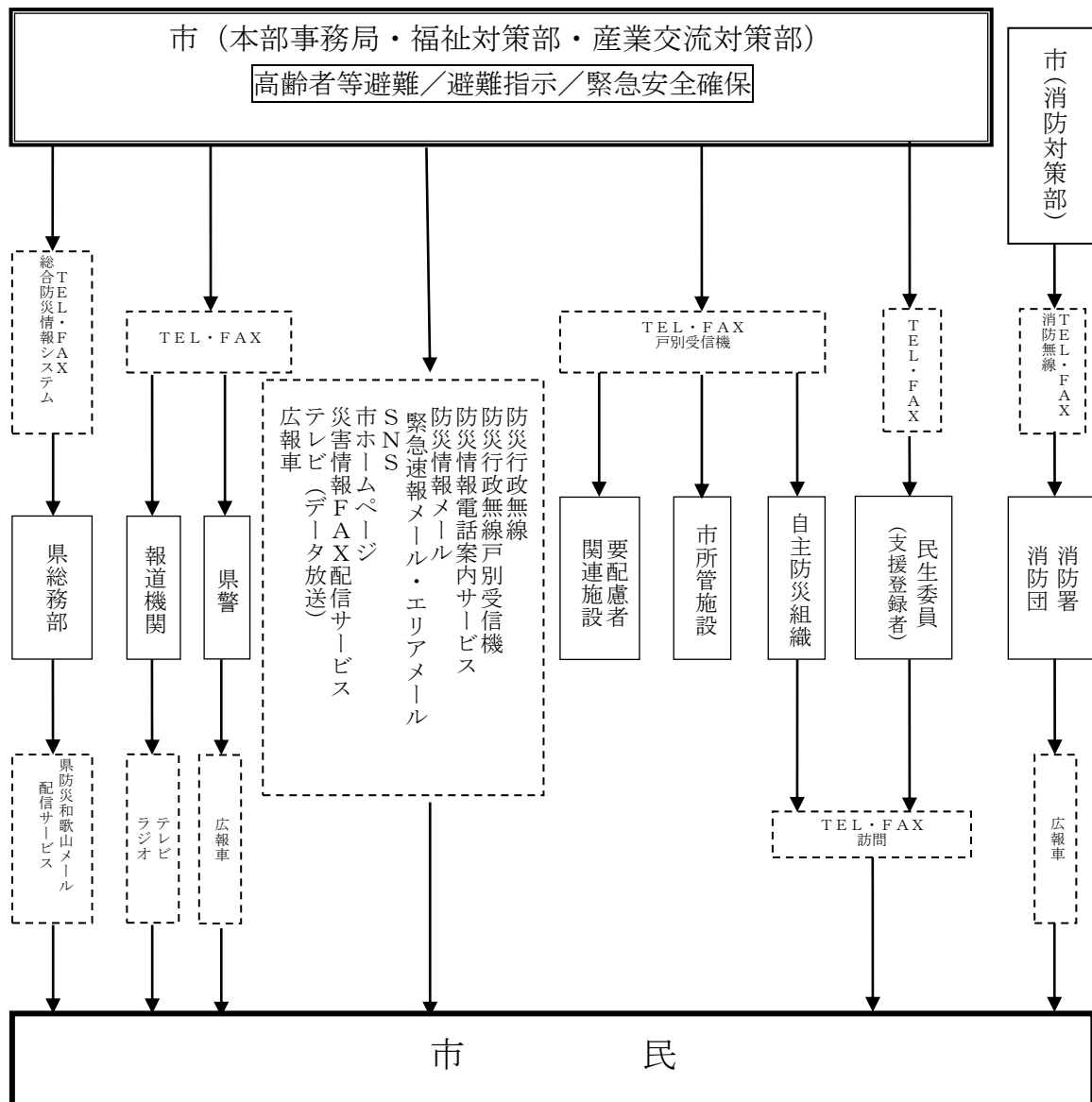
＜河川水害による避難指示の伝達文の場合＞

警戒レベル4、避難指示、警戒レベル4、避難指示、こちらは、防災和歌山市です。大雨により、〇〇川が氾濫する危険が高まったため、〇〇地区、〇〇地区を対象に、警戒レベル4、避難指示を発令しました。直ちに低い場所などから離れ、できるだけ安全な場所へ避難してください。 等

(3) 方法

避難指示等発令時の伝達経路は、次のとおりとするが、災害の特性、状況、対象戸数等を考慮して、最善の方法を執るものとする。

(避難指示等発令時の伝達経路)



5 県等への報告及び通知

市（本部事務局）は、避難指示等が発令されときは、上記4（3）の伝達経路のとおり、以下の事項を直ちに県へ報告するとともに、警察その他の関係機関へ通知する。

- (1) 避難指示等の日時
- (2) 避難指示等の発令者
- (3) 避難地区（域）・対象者
- (4) 避難先
- (5) 避難指示等の理由
- (6) その他必要な事項

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

第2項 解除

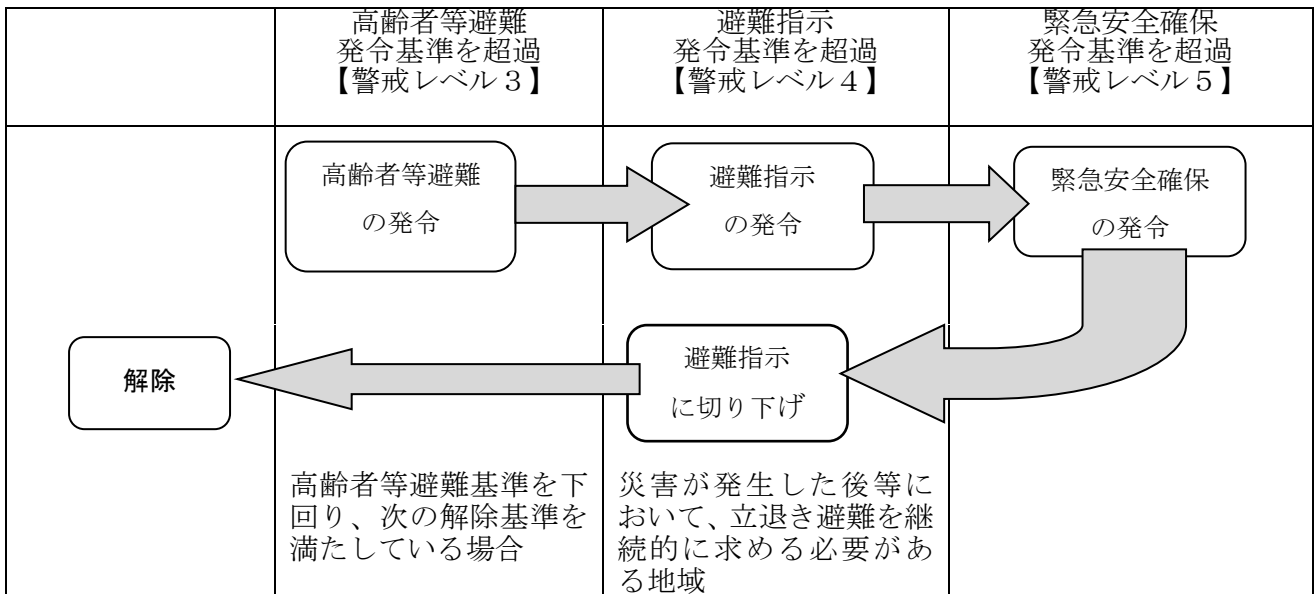
市長は、危険が消滅し、再度危険が高まらない場合に次の事項に留意した上で避難指示等の解除を行う。

なお、市（本部事務局）は避難指示等が解除されたとき、「本節第1項5 県等への報告及び通知」に準じて県へ報告するとともに関係機関へ通知する。

避難情報の発令の解除は、危険が消滅し、再度危険が高まらない場合に、一度に完全に解除することを基本とするが、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域においては、必要に応じ警戒レベル5 緊急安全確保から警戒レベル4 避難指示に切り替えることとする。

なお、土砂災害防止法第32条の規定により、土砂災害に係る避難情報を解除しようとする場合、必要と認めるときは、国土交通大臣又は県知事に対し助言を求めることができる。

【避難情報の発令の切り替えイメージ】



第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第2節 警戒区域の設定

計画の方針

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある市民に対する危険を防止するために特に必要があると認める場合、警戒区域を設定し、その区域にあるものについて立入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
随時	警戒区域の設定

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 警戒区域の設定	消防対策部、本部事務局	県危機管理部、県警、和歌山海上保安部、自衛隊
第2項 解除	本部事務局	

第1項 警戒区域の設定

基本法で定める警戒区域の設定は、市長の権限で行うが、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は市の職員から要求があったときは、警察官、海上保安官又は自衛官が代行してその措置をとることができる。

また、ここでは基本法で定める警戒区域のほか、消防法及び水防法で定める警戒区域についても明記する。

1 基本法で定める警戒区域の実施責任者

(1) 市長

基本法で定めるところにより、市長は一義的責任者として以下のとおり警戒区域を設定する。

実施責任者	災害の種類	要件
市長 (本部長) (水防管理者)	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。 (根拠：基本法第63条第1項)

(2) 災害現場に派遣された職員

あらかじめ市長が権限を委任した職員は、災害現場において緊急を要する場合には以下のとおり警戒区域を設定する。

実施責任者	災害の種類	要件
市職員 消防職員	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、現場において市長の代理として警戒区域を設定する。 (根拠：基本法第63条第1項、地方自治法第153条)

(3) 市以外の機関

市以外の機関の行う警戒区域の設定は、以下のとおりとする。

実施責任者	災害の種類	要件
知事	災害全般	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行えなくなった場合において、市長に代わって設定を行わなければならない。 (根拠：基本法第73条)
警察官	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合に設定する。 (根拠：基本法第63条第2項)
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等がある場合に設定する。 (根拠：警察官職務執行法第4条)
海上保安官	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合に設定することができる。 (根拠：基本法第63条第2項)
自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその現場にいない場合に限り設定する。 (根拠：基本法第63条第3項)

2 消防法で定める警戒区域の実施責任者

(1) 火災警戒区域

実施責任者	災害の種類	要件
消防吏員 消防団員	火災	ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しく被害を与えるおそれがあるとき、消防局長、消防署長は火災警戒区域を設定する。 (根拠：消防法第23条の2第1項)

実施責任者	災害の種類	要件
		消防局長又は消防署長から委任を受けた消防吏員(現場最高指揮者)、消防団員は上記要件のとき、火災警戒区域を設定する。 (根拠：消防法第23条の2第2項、和歌山市消防局警防規程)
警察署長	火災	上記要件のとき、委任を受け当該区域の設定を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防局長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。 (根拠：消防法第23条の2第2項)

(2) 消防警戒区域

実施責任者	災害の種類	要件
消防吏員 消防団員	水災を除く 災害	火災の現場においては、消防吏員(現場最高指揮者)又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。 (根拠：消防法第28条第1項・第36条第8項、和歌山市消防局警防規程)
警察官		上記要件のとき、委任を受け消防警戒区域の設定を行う消防吏員又は消防団員が現場にいないとき若しくは消防吏員又は消防団員から要求があった場合 (根拠：消防法第28条第2項・第36条第8項)

3 水防法で定める警戒区域の実施責任者

(1) 水防警戒区域

実施責任者	災害の種類	要件
消防機関 に属する者 (消防職員) (消防団員)	洪水 津波 高潮	水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じることができる。 消防吏員(現場最高指揮者)は、現場における危険の防止又は風水害等の対策活動のため緊急の必要がある場合 (根拠：水防法第21条第1項、和歌山市風水害等消防活動計画)
警察官	洪水 津波 高潮	上記要件のとき、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。 (根拠：水防法第21条第2項、和歌山市風水害等消防活動計画)

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

4 実施方法

市（消防対策部）及び現場活動を行う市（各対策部）は、実施責任者指示のもと、おおむね以下の要領で警戒区域の設定を行う。

(1) 基本法で定める警戒区域

- ア 災害の規模や拡大方向を考慮して範囲を決定する。
- イ 適当な場所に「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、ロープ等で明示する。
- ウ 避難指示等の発令と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。
「災害対策計画第1編第3章第1節 避難指示等の発令」参照
- エ 可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。
- オ 区域内における残留者の確認を確実に行うとともに、命令に従わないものに対しては、罰則規定について説示を行う。

(2) 消防法、水防法で定める警戒区域

- ア 火災警戒区域の設定は、ロープ等で区域を明示する他、和歌山市消防局警防規程及び同規程運用要綱に基づき実施する。
- イ 消防警戒区域の設定は、ロープ等で区域を明示する他、和歌山市消防局警防規程及び同規程運用要綱に基づき実施する。
- ウ 水防警戒区域の設定は、和歌山市風水害等消防活動計画に基づき実施する。この際、上記ア及びイについても準用し実施する。

5 県等への報告及び通知

市（本部事務局）は、警戒区域の設定が行われたときは、以下の事項について、直ちに県へ報告するとともに、警察その他の関係機関へ通知する。

- (1) 警戒区域設定の日時
- (2) 警戒区域設定の発令者
- (3) 避難地区（域）・対象者
- (4) 避難先
- (5) 警戒区域設定の理由
- (6) その他必要な事項

「災害対策計画第1編第3章第1節第1項5 県等への報告及び通知」参照

第2項 解除

市長は、危険が消滅し、再度危険が高まらないと判断した場合に警戒区域の解除を行う。

なお、市（本部事務局）は、警戒区域の解除が行なわれたときは、「本節第1項5 県等への報告及び通知」に準じて、県へ報告するとともに関係機関へ通知する。

第3節 避難誘導

計画の方針

避難指示等が出された場合、避難支援等関係者、施設管理者等は、速やかに避難誘導の実施に努めるとともに、被災者の受入において、市単独では措置できないと判断した場合は、県、協定締結団体等へ、被災者の広域避難のための輸送及び受入を要請する。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
1時間以内	避難所の開設

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 避難誘導	消防対策部、各対策部、市民環境対策部、本部事務局	自治会、自主防災組織、民生委員、各警察署、社会福祉協議会関係、公共交通機関管理者、施設管理者
第2項 広域避難	本部事務局	

第1項 避難誘導

1 誘導

避難指示等が発令された場合、避難支援等関係者及び公共交通機関管理者並びに施設管理者は、速やかに避難誘導の実施に努める。

なお多数の人が集まっている施設は、自主的な統制による避難を原則とするが、災害の状況により、避難支援等関係者の協力を得て安全な場所へ避難を行う。

対象	避難誘導実施者
住民	消防対策部、県警、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会関係
乗客	公共交通機関管理者
児童生徒	施設管理者（校長（園長）、教職員）
市有施設利用者	施設管理者（市（各対策部）職員、指定管理者等）
病院・社会福祉施設等利用者	施設管理者（防火・防災管理者（自衛消防隊等）、施設管理者、職員）

対象	避難誘導実施者
その他不特定多数のものが利用する施設の利用者	施設管理者（防火・防災管理者（自衛消防隊等）、施設管理者、職員）

2 留意事項

(1) 市（本部事務局）は、次のことに留意の上、避難支援等関係機関と協力して避難誘導の実施に努める。

- ア 対象地区（域）に係わる避難所の開設状況。
- イ 対象地区（域）の世帯数、対象者数、残留者の確認。
- ウ 避難所までの移動手段及び所要時間。
- エ 浸水域、急傾斜地等の二次災害の危険性が少ない避難経路の選定。
- オ 災害状況を考慮し、屋内待避（自宅2階以上）等の指示による避難誘導中止。
- カ 対象地区（域）拡大に備えた増員準備。
- キ 県等への報告及び報道資料作成に資する現地情報の収集、一元化。
- ク 孤立地区の発生等、必要に応じて関係機関の協力を得て、車両、ヘリコプター、船舶による避難対策を行う。

(2) 住民は、次の点を考慮して避難行動をとる。

- ア 早期集団避難
要配慮者の避難支援を呼びかけながら、できる限り早い段階での集団避難を行う。
- イ 徒歩による避難
できるだけ自家用車の使用を避け、徒歩で避難する。
- ウ 津波からの避難
大きな揺れや、長い周期の揺れを感じた場合は、津波警報の発表を待たずに、海岸から離れた高台等安全な場所へ避難する。
- エ 自己判断
道路の寸断等が予想されることから、避難先は状況により自己の判断で選定する。

3 避難所の開設

市（本部事務局）は、災害の規模に鑑み、可能な限り当初から避難所を開設するよう指示する。

また、市（市民環境対策部）は、必要と認める避難所へ避難所運営員を派遣の上、避難収容者の確認及び各種情報の収受を行う。

「災害対策計画第1編第5章第1節 避難所開設・運営対策」参照

第2項 広域避難

市（本部事務局）は、本部会議の決定に基づき、被災地域が広域で、市単独では措置できないと判断した場合は、以下の事項を明らかにして、県、民間団体等へ、被災者の輸送及び受入を要請する。

- 1 避難希望地域
- 2 避難人員
- 3 避難期間
- 4 輸送手段
- 5 その他必要な事項

「総則・予防計画第3編5-1-2 防災関連（都市間、企業等）協定等一覧表」参照

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第4章 災害の拡大を抑えるために

第4章 災害の拡大を抑えるために

第1節 水防警戒活動

計画の方針

大雨等に起因して発生する浸水、土砂崩れ等の災害の早期発見及び軽減を図るため、河川、漁港、ため池、土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。

なお、河道閉塞、地すべりにより重大な土砂災害の急迫しているときにおいて、「土砂災害緊急情報」（国土交通大臣又は県知事から「土砂災害防止法」に基づく緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報）が通知された際には、警戒区域等の設定等の対応を適切に行う。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
1時間以内	情報収集及び市民通報の受信

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 職員の派遣	消防対策部、産業交流対策部、都市建設対策部、建物を管理する各対策部	
第2項 派遣職員の活動	本部事務局、消防対策部、産業交流対策部、都市建設対策部、建物を管理する各対策部	県土整備部、県農林水産部、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所

第1項 職員の派遣

市長は、災害の発生が予想される場合（河川水位の上昇、ため池水位の上昇等）又は住民等から災害の危険を知らせる通報があったときは、現地の状況収集活動等を行うため、当該地域へ警戒員を派遣する。

警戒員は、応急対策に必要な器具、資機材等を確保し、特に工事中の箇所及び危険箇所（以下、「重点警戒箇所」という。）の警戒活動を重点的に行う。

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

重点警戒箇所	<ol style="list-style-type: none"> 1 「和歌山市水防計画」重要水防箇所 2 土砂災害警戒区域等 土砂災害警戒区域、特別警戒区域、砂防三法指定区域、山地災害危険地区 3 過去に被害が発生した箇所 4 工事施工中の箇所 5 その他
--------	--

1 消防隊員の派遣

市（消防対策部）は、降雨量等の観測を実施し、下記の事項に該当するときは、調査活動を行う。調査活動については、「和歌山市風水害等消防活動計画」に基づき実施する。

基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 20mm以上の時間雨量を認めた場合又はその可能性があると認められる場合 2 土砂災害警戒情報が発表され、又は1時間後に発表されると予想される場合 3 河川の水位状況が通報（指定）水位（水防団待機水位）に達し、かつ、当該河川の上流域で時間雨量20mm以上の降雨が予測される時、又は河川の水位が警戒水位（氾濫注意水位※）に達したとき。 4 その他、風水害等の発生が予測される場合
----	--

【氾濫注意水位等】

河川名	水位観測所	所在地	設置場所	水位（m）	
紀の川 （洪水予報河川）	船戸	宮	岩出橋 右岸下流 約200m	氾濫危険水位	7.00
				避難判断水位	6.80
				氾濫注意水位	5.00
				水防団待機水位	4.00
和田川 （水位周知河川）	広見橋	相坂	広見橋右岸 下流100m	氾濫危険水位	2.70
				避難判断水位	2.20
				氾濫注意水位	2.00
				水防団待機水位	1.80
亀の川 （水位周知河川）	大師橋	海南市且来	大師橋左岸 下流直近	氾濫危険水位	2.10
				避難判断水位	1.80
				氾濫注意水位	1.50
				水防団待機水位	1.20
	羽鳥橋	内原	羽鳥橋右岸 下流30m	氾濫危険水位	2.60
				避難判断水位	2.20
				氾濫注意水位	2.00
				水防団待機水位	1.60

河川名	水位観測所	所在地	設置場所	水位 (m)	
大門川	伊勢橋	北新金屋町	伊勢橋右岸	氾濫注意水位	1.70
				水防団待機水位	1.20
大門川	鳴神橋	鳴神	鳴神橋左岸 上流10m	氾濫注意水位	3.00
				水防団待機水位	2.50
堤川	加太	加太	山田橋右岸 上流500m	氾濫注意水位	1.50
堤川	加太	加太	山田橋右岸 上流500m	水防団待機水位	1.00
				氾濫注意水位	1.50
土入川	報国橋	島橋西ノ丁	報国橋左岸 上流300m	氾濫注意水位	2.20
土入川	報国橋	島橋西ノ丁	報国橋左岸 上流300m	水防団待機水位	1.70
				氾濫注意水位	2.20
鳴滝川	鳴滝橋	園部	鳴滝橋左岸 下流30m	氾濫注意水位	2.20
鳴滝川	鳴滝橋	園部	鳴滝橋左岸 下流30m	水防団待機水位	1.80
				氾濫注意水位	2.20
千手川	観音橋	六十谷	参詣橋右岸 下流70m	氾濫注意水位	2.00
千手川	観音橋	六十谷	参詣橋右岸 下流70m	水防団待機水位	1.50
				氾濫注意水位	2.00

2 関係職員の派遣

(1) 重点警戒箇所の警戒

市（産業交流対策部及び都市建設対策部）は、降雨量等の観測を実施し、以下の基準に該当するとき、住民等から災害の危険を知らせる通報があったとき又は危機管理局長が必要と判断したときは、市（消防対策部）及び関係機関と連携を図りながら、所管する重点警戒箇所の警戒活動を行う。

基準	<p>1 第1警戒活動 基準雨量表（※）による降雨量があったとき、又は土砂災害警戒情報が発表されたときは、当該区域に職員を巡回させ、情報等の収集に努める。</p> <p>2 第2警戒活動 基準雨量表（※）による降雨量があり、異常が生じるおそれがあるときは、当該区域に職員を配備する。</p>
----	---

- 「総則・予防計画第3編1-1 山地災害危険地区一覧表」参照
- 「総則・予防計画第3編1-2 砂防指定地一覧表」参照
- 「総則・予防計画第3編1-3 急傾斜地崩落危険区域一覧表」参照
- 「総則・予防計画第3編1-4 地すべり防止区域一覧表」参照
- 「総則・予防計画第3編1-6 防災重点農業用ため池一覧」
- 「総則・予防計画第3編1-7 重要水防箇所一覧表」参照
- 「災害対策計画第6編様式5 ため池警戒区域調査表」参照
- 「災害対策計画第6編様式6 河川・海岸警戒区域調査表」参照
- 「災害対策計画第6編様式7 急傾斜地等警戒区域調査表」参照
- 「災害対策計画第6編様式8 土石流警戒溪流調査表」参照
- 「災害対策計画第6編様式9 高潮・洪水（内水）警戒区域調査表」参照
- 「災害対策計画第6編様式10 警戒区域一覧表」参照

【基準雨量表】

区 分	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までに降雨がない場合
第1警戒活動	当日の日雨量が50mmをこえたとき。	当日の日雨量が80mmをこえたとき。	当日の日雨量が100mmをこえたとき。
第2警戒活動	当日の日雨量が50mmをこえ時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmをこえ時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmをこえ時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。

(2) 市有建築物の警戒

市（建物を管理する各対策部）は、降雨量等各種情報に注視し、所管する建物の警戒活動を行う。

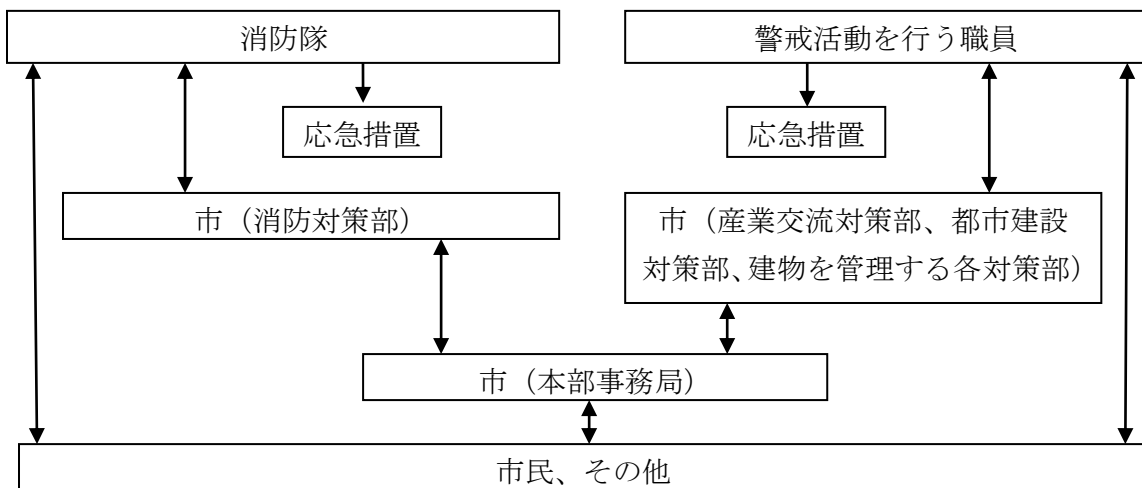
第2項 派遣職員の活動

警戒活動を行う職員は、安全確保に十分注意しながら、以下の活動を実施する。

なお、市（本部事務局）及び市（消防対策部）は、派遣職員からの報告に基づき、必要に応じて、複数の手段により、避難指示等の伝達を行う。

活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒（巡視による危険情報収集）及び報告 2 状況に応じた通行止め・進入防止等の応急措置 3 危険が切迫し、緊急対応が必要なときの避難指示等及び誘導 4 水防工法の実施 5 警戒区域の設定 6 その他必要な応急措置
----	---

【情報収集伝達系統図】



第2節 消防活動

計画の方針

市（消防対策部）は、市（各対策部）及び関係機関と必要な連携を図りながら、消火、救助、救急、水防、避難誘導の各消防活動を行う。消防活動は、延焼火災防止を最優先として、市消防力による対処の可否を早めに判断し、必要に応じて協定等に基づいた応援要請を行う。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
1時間以内	消防活動の実施
6時間以内	応援要請

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 消防活動	消防対策部、各対策部	県危機管理部、県警、自衛隊
第2項 広域消防応援の要請	消防対策部	県危機管理部、協定締結先

第1項 消防活動

市（消防対策部）は、市（各対策部）及び県警、自衛隊、海上保安部、日本赤十字社等関係機関と必要な連携を図りながら、「和歌山市消防局地震警備計画」及び「和歌山市風水害等消防活動計画」に基づき消防活動を以下のとおり実施する。

1 消火活動

大規模災害は人命に係る多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するものは二次的に発生する火災であり、これを鎮圧できる唯一の機関は消防機関である。したがって、地震時における警防活動は、総力をあげて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図る。

また、火災が各地域で続発した場合は、木造及び防火造の建物が密集した地域を優先する。（出来る限り放任火災をなくすよう消防力を分散して投入する。）

なお、人命救助優先の活動とするが、火災発生と救助事案が同一場所で混在する場合は、火災対応を優先する。

2 救急活動

救急出動を最優先しつつ、駆け込み傷病者への応急手当も実施する。また、署内の安全な場所に応急救護所を設営し、応急手当を行う。

傷病者は、原則として管内の医療機関に一時的に搬送し、必要に応じ転院搬送する。

3 救助活動

家屋の倒壊、崖崩れ、自動車などの衝突、危険物、毒劇物の流出、漏洩等の災害により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ、自らその危険を排除することができない者について、その危険を排除し、又は安全な状態への救出を行う。

なお、各災害が複合して発生し、大規模人身災害への発展に伴う救助事案が消防の救助能力を上回る場合は、原則として生存率の高い事案から救助するとともに住民へ現有資機材の内、貸し出し可能な機材を貸出し、協力を得て救助活動を行う。

4 水防活動

水防活動は、人命救助を主眼とするほか、河川、道路、公共施設及び公共に重大な影響を及ぼすおそれのある対象物に対して風水害等の災害による被害を軽減するための応急処置を行うことを原則とする。

また、現場の状況変化に対して十分な監視体制をとり、併せて緊急時の避難措置を講じる等、二次災害防止に努める。災害発生又は異常現象の拡大があった場合、直ちに現場最高指揮者に報告し、又は緊急を要する場合は直接活動隊員に通報する等の措置を講じる。

なお、活動従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、活動従事者が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

5 避難誘導活動

避難誘導は、緊急を要する地域や施設から行い、高齢者等避難行動要支援者から、安全な経路を選択し、照明器具を活用しながら避難誘導を行う。

第2項 広域消防応援の要請

市（消防対策部）は、災害が発生した場合、必要に応じ協定等に基づいた応援要請を行い、迅速かつ的確な対応を図る。

1 相互応援協定に基づく応援要請

和歌山県下消防広域相互応援協定	和歌山県下30市町村、和歌山県下4消防組合
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	和歌山県、和歌山県下30市町村、和歌山県下4消防組合
和歌山広域消防指令共同運用に係る消防相互応援協定	和歌山市、那賀消防組合、海南市、有田市、紀美野町

阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道消防相互応援協定	堺市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉州南消防組合、和歌山市、海南市、那賀消防組合、有田川町、御坊市、日高広域消防事務組合、湯浅広川消防組合、田辺市
阪和林野火災消防相互応援協定	[大阪府] 河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町、泉州南消防組合 [和歌山県] 和歌山市、橋本市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、那賀消防組合、伊都消防組合
和歌山北部臨海都市広域消防協定	和歌山市、海南市、有田市、御坊市
和歌山北部臨海地域事業場消防相互応援協定	日本製鉄株式会社関西製鉄所（和歌山）、日本製鉄株式会社関西製鉄所（海南）、花王株式会社和歌山工場、ENEOS和歌山石油精製株式会社海南工場、コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場、ENEOS株式会社和歌山製油所、関西電力株式会社御坊発電所
消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定	和歌山市、堺市、姫路市、徳島市
和歌山海上保安部と和歌山市との消防業務協定	和歌山海上保安部、和歌山市
建設機械器具に関する消防業務協定	和歌山市、一般財団法人日本建設機械レンタル協会和歌山支部

2 その他応援要請

緊急消防援助隊	<p>市（消防対策部）は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合、消防庁長官の求めに応じ又は指示に基づき出動する緊急消防援助隊の派遣要請を行う。</p> <p>1 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」による。（総務省消防庁策定H16.2.6、変更H31.3.8）</p> <p>(1) 統括指揮支援隊 指定順位 第1位 大阪市消防局 第2位 京都市消防局</p> <p>(2) 指揮支援隊 大阪市消防局、神戸市消防局、京都市消防局、名古屋市消防局、堺市消防局</p> <p>(3) 第1次出動都道府県（4府県） 第1次隊 三重、京都、奈良、大阪</p> <p>(4) 出動準備都道府県（12県） 石川、福井、岐阜、静岡、愛知、滋賀、兵庫、鳥取、島</p>
---------	---

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第1編		<p>根、岡山、徳島、香川</p> <p>2 「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」による。(総務省消防庁策定H28.3.29、変更R2.7.17)</p> <p>(1) 応援指揮支援隊 優先順位</p> <p>第1位 大阪市消防局</p> <p>第2位 新潟市消防局</p> <p>(2) 応援都道府県大隊</p> <p>○即時応援都道府県大隊</p> <p>中部地方が大きく被災(1県) 富山</p> <p>近畿地方が大きく被災(3県) 栃木、埼玉、富山</p> <p>四国地方が大きく被災(2県) 福島、富山</p> <p>九州地方が大きく被災(1県) 福島</p> <p>○被害確認後応援都道府県大隊(19都府県)</p> <p>茨城、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、広島、山口、福岡、熊本、鹿児島、沖縄</p>
第1章	広域航空消防応援	<p>市(消防対策部)は、大規模特殊災害が発生した場合、発生都道府県域を超えた航空消防応援要請を行う(消防組織法第44条)。</p> <p>「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。(総務省消防庁)</p>
第2章	ガス漏れ及び爆発事故等の防災対策に関する申し合わせ	和歌山市消防局、大阪ガスネットワーク株式会社

第3編

第4編

第5編

第3節 医療救護活動

計画の方針

傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施し、市民の生命を最優先に守るため、市医師会等関係機関と連携して、初期医療活動を実施する。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
1時間以内	保健医療調整本部の設置

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 保健医療調整本部の設置	健康対策部	県福祉保健部、市医師会、市薬剤師会、市歯科医師会、県病院協会、県看護協会、県助産師会、日赤和歌山県支部、災害拠点病院、災害支援病院、救護拠点医療機関、災害医療コーディネーター、透析医療機関、周産期施設、自衛隊、県警、自主防災組織
第2項 初動医療体制	健康対策部	
第3項 重症者搬送体制	健康対策部、消防対策部	
第4項 後方医療体制	健康対策部、本部事務局	
第5項 専門医療体制	健康対策部	
第6項 住民及び自主防災組織の活動		

第1項 保健医療調整本部の設置

市（健康対策部）は、災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うため、保健医療調整本部を保健所に設置する。また、保健医療調整本部の判断で各保健センターに地域の保健医療活動拠点を設置する。

なお、保健衛生対策についても、第1編第5章第2節のとおり保健医療調整本部において被災者の健康管理等の保健衛生活動を行う。

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長（保健所長） ・ 市健康対策部（医療救護班、保健活動班、衛生班） ・ 地域災害医療コーディネーター（和歌山労災病院、済生会和歌山病院、日赤等の医師） ・ 市医師会、市薬剤師会 ・ 市歯科医師会、県看護協会、県助産師会、県病院協会
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関等の被害状況についての情報収集、整理、分析 ・ 保健医療ニーズ等についての情報収集、整理、分析 ・ 保健医療活動における関係機関の連携調整 ・ 外部から派遣された災害時健康危機管理支援チーム(DH E A T)及び保健医療活動チームの受入れ ・ 保健医療活動チームの避難所等への派遣調整 ・ 県災害医療本部、DMA T活動拠点本部、市災害対策本部等への連絡員の派遣

第2項 初動医療体制

市（健康対策部）は、保健医療調整本部において、県災害医療調整本部、DMA T活動拠点本部、市医師会等関係機関との連携による災害時医療救護体制の構築を図る。

1 医療救護所の開設

(1) 開設

各種被害情報を収集・精査し、現地医療活動を支援するために、必要と判断した時は、医療救護所（精神科救護所含む。）を開設する。

項目	概要
判断基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所等に傷病者が多数存在する場合 2 災害現場に傷病者が多数存在する場合 3 傷病者の搬送に時間を要し、現場での対応が必要な場合
開設場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 衛生状態が良好であり、かつ二次災害のない安全な場所。ただし、震度6弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ決められた場所とする。 2 学校に併設した場合は原則、保健室とする。 3 被災していない市内医療機関
機能確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信手段の確保 2 医薬品、医療用資器材の補給 3 活動要員の食料、飲料水の確保 4 交代要員の確保 5 その他医療救護所の運営に必要な事項

(2) 医療救護班の派遣要請

医療救護所の開設を決定したときは、以下に掲げる事項を明らかにして、医療救護班の派遣要請を行う。

要請先	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般社団法人 和歌山市医師会 (TEL: 435-5199) 2 一般社団法人 和歌山市薬剤師会 (TEL: 428-1250) 3 日本赤十字社和歌山県支部 (TEL: 442-7141) 4 県福祉保健部 (TEL: 441-2471)
事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生の日時及び場所 2 災害の原因及び状況 3 医療救護班の派遣先の場所 4 派遣を要する班数 5 医療救護班の派遣期間 6 その他必要な事項

(3) 医療救護班の編成

市医師会等関係機関は、要請に基づき、医療救護班を編成する。ただし、震度6弱以上の地震が発生した場合は、速やかに医療救護班を編成し、あらかじめ決められた場所へ参集する。

項目	概要
編成	医療救護班は、原則として医師1～2名、看護師職1～3名、事務職員1名及び薬剤師1～2名の計4～7名で1班を構成する。
派遣場所	保健医療調整本部より指示された、医療救護所とする。 なお、現地医療活動に用いる医薬品等は可能な限り携行することとする。
医療活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者の傷病の程度判定 (トリアージの実施) 2 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置 3 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 4 転送困難な傷病者及び軽症者に対する処置 5 被災者のこころのケア等を考慮した医療活動 6 助産活動 7 死体の検案 8 医療救護活動の記録及び保健医療調整本部への活動状況の報告
移動	原則として、医療関係機関で所有する車両等を活用し、移動する。

2 各種派遣医療チームの調整

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

県災害医療本部及びDMAT活動拠点本部との調整のもと、災害派遣医療チーム(DMAT)、こころのケアチーム(DPAT)、日本医師会災害派遣医療チーム(JMAT)を始め医療関係団体より派遣される各医療チームの調整を行い、適切な配置、初動医療体制の構築を図る。

3 医薬品等の調達・確保

保健所備蓄倉庫に医薬品集積所を設置し、県及び市薬剤師会等関係機関の協力のもと、医薬品、医療用資器材、血液製剤等を調達・確保・流通調整する。

項目	概要
関係機関の協力	市薬剤師会等関係機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器等の調達・確保に努め、流通調整を行い、血液製剤の確保については、県福祉保健部を通じて日本赤十字社和歌山県赤十字血液センターに要請する。
県への要請	医薬品等が不足する場合、県福祉保健部に対して供給の要請を行う。

4 災害救助法適用時の措置

市(健康対策部)は、災害救助法が適用された場合、必要な書類を整備する。

市(本部事務局)は、市(各対策部)の書類をとりまとめ、県(福祉保健部)へ報告を行う。

「災害対策計画第1編第2章第3節 災害救助法の適用」参照

第3項 重傷者搬送体制

市(健康対策部)は、市(消防対策部)と連携して、保健医療調整本部において、医療機関の収容可能人員を把握するとともに、救命が必要な重症者を病院へ搬送できる体制を構築する。

1 EMIS(和歌山県広域災害・救急医療情報システム)等による情報収集

EMIS(和歌山県広域災害・救急医療情報システム)及びその他の災害関連情報システムを通じて、県内医療機関の被災状況(診療の可否やライフラインなどの状況)、医療スタッフや医薬品などの状況等を把握する。

2 重症者の搬送

項目	概要
災害現場からの搬送	市(消防対策部)は、災害現場において傷病者の応急手当を実施するとともに、医療救護所及び市内の医療機関情報を把握して、迅速に重傷者の搬送を行う。
医療救護所からの搬送	市(健康対策部)は、市(消防対策部)に搬送を依頼するとともに、状況により、県災害医療本部を通じて警察、自衛隊等に協力を要請する。

広域搬送	被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプターを活用した搬送体制を構築する。 「災害対策計画第1編第1章第3節 広域応援・派遣要請」参照
------	---

第4項 後方医療体制

市（健康対策部）は、保健医療調整本部において、災害拠点病院、災害支援病院、救護拠点医療機関等に後方医療活動を要請する。

1 要請

(1) 災害拠点病院及び災害支援病院への要請

項目	概要
要請先	1 総合災害拠点病院 (1) 日本赤十字社和歌山医療センター (2) 和歌山県立医科大学附属病院 2 地域災害拠点病院 和歌山労災病院 3 災害支援病院 済生会和歌山病院
要請内容	1 重症患者の処置及び収容 2 他の医療機関の支援、医療チームの派遣

(2) 救護拠点医療機関への要請

項目	概要
要請先	今村病院、宇都宮病院、上山病院、河西田村病院、向陽病院、嶋病院、誠佑記念病院、伏虎リハビリテーション病院、中谷病院、中江病院、橋本病院、堀口記念病院、和歌山生協病院、月山チャイルドケアクリニック、西和歌山病院、向井病院、和歌浦中央病院
要請内容	1 おもに中等度傷病者の処置及び収容 2 対応不可能な重傷傷病者等の災害拠点病院等への搬送

(3) 市外医療機関への要請

市内の医療機関において、傷病者の診察と処置対応が困難な場合は、県と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

2 医療機関の体制整備

各医療機関は、必要な体制整備を図り、迅速な医療活動を行う。

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

- (1) 医療機関内の災害対策本部の設置
- (2) 医師・看護師等医療従事者の確保
- (3) 災害時における医療機能（トリアージ・応急処置・搬送体制等）の維持・確保
- (4) 重症者等の入院・一次収容スペースの確保
- (5) 遺体の一時保管場所の確保

3 ライフラインの確保

市（健康対策部）は、災害拠点病院を始め、和歌山市内の医療機関、医療救護所への水、電力、ガス等の優先供給について、市（本部事務局）を通じて、ライフライン関係機関に要請する。

第5項 専門医療体制

市（健康対策部）は、保健医療調整本部において、専門医療を要する方が継続して医療を受けられるよう、以下のとおり関係機関等と連携して専門医療体制を確保する。

対象	概要
人工呼吸器使用者	医療機関の被災状況及び受け入れ状況等について情報収集し、電気、水等の医療継続のために必要な支援についての関係機関への要請や、患者搬送調整を行う。 また、在宅患者については、個別支援計画に基づき、訪問看護ステーションの協力を得て、患者の安否、被災状況及び医療機器の継続使用の可否を確認し、必要に応じて関係機関と連携し、医療機関情報を提供するとともに、医療の継続に必要な物品の確保や本人の状態に適した医療環境を確保する。
透析患者	透析医療機関の被災状況及び受け入れ状況等について情報収集し、水、電気、食料などの供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整する。また、患者及び医療機関等への情報提供を行う。
難病患者等	関係機関等と連携して、難病患者、小児慢性特定疾病患者等の安否や被災状況を把握し、療養に必要な医療情報を提供する。
新生児・妊産婦	和歌山周産期情報センター（和歌山県立医科大学内）と連携して、周産期医療情報を提供するとともに、搬送について調整を行う。
感染症患者	感染症指定医療機関の被災状況等について情報収集し、関係機関と調整して対応する。
精神疾患患者	医療機関の被災状況等について情報収集し、関係機関と調整して対応する。

第6項 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、軽症者について、医療救護用品を用いて処置するとともに、必要に応じて傷病者を最寄りの医療救護所、医療機関等に搬送する。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第4節 行方不明者及び遺体の捜索・収容・埋火葬

計画の方針

災害により行方不明者や死亡者が発生したときは、関係機関と連絡を密にして、その者の捜索、収容、埋火葬等の応急措置を遅滞なく実施し、人心の安定を図る。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
2日以内	遺体収容所の設置

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 行方不明者及び遺体の捜索	市民環境対策部、消防対策部、都市建設対策部、本部事務局	県警、和歌山海上保安部、自衛隊、日本赤十字社、自主防災組織、県福祉保健部
第2項 遺体の収容	健康対策部、本部事務局、市民環境対策部	県警、市医師会、自主防災組織、市歯科医師会、県環境生活部、県福祉保健部
第3項 市民への情報提供	本部事務局、市民環境対策部、健康対策部	県警
第4項 埋火葬	市民環境対策部、健康対策部、本部事務局	県環境生活部、県福祉保健部
第5項 従事者のこころのケア	健康対策部	県福祉保健部

第1項 行方不明者及び遺体の捜索

1 対象者

災害のために行方不明の状態にある者又は周囲の事情から既に死亡していると推定される者に対して行う。

2 搜索活動

項目	概要
行方不明者相談窓口の設置	市（市民環境対策部）は、各避難所に行方不明者相談所を開設し、行方不明者情報を受け付ける。 受理した情報（住所、氏名、年齢、性別等）は、管轄の警察署へ届け出る。
搜索活動	市（消防対策部）は、県警、和歌山海上保安部、自衛隊、日本赤十字社等の公的防災機関や協定締結先と連携を密にし、迅速に必要な人員・資機材を投入し可能な限り早期に行方不明者を発見・収容できるよう努める。 また、自主防災組織と連携した安否確認の実施や自主防災組織等地域各種団体の協力を得るとともに、道路啓開等のため建設重機が必要となる場合は、民間事業者又は市（都市建設対策部）に協力を要請する。

3 発見した場合の措置

項目	概要
負傷者又は生死不明者を発見した場合	搜索活動を行う各機関は、負傷者又は生死不明者を発見した場合、応急手当を実施するとともに、負傷の状況に応じて医療救護所又は医療機関へ搬送する。 なお、市（本部事務局）は、状況により「本計画第1編第1章第3節 広域応援・派遣要請」に準じて、ヘリコプターの要請を行う。
遺体を発見した場合	搜索活動を行う各機関は、遺体を発見した場合、直ちに県警へ連絡の上、遺体収容所へ搬送する。

4 災害救助法適用時の措置

市（消防対策部）は、災害救助法が適用された場合、必要な書類を整備する。

市（本部事務局）は、市（各対策部）の書類をとりまとめ、県（福祉保健部）へ報告を行う。

「災害対策計画第1編第2章第3節 災害救助法の適用」参照

第2項 遺体の収容

1 対象者

遺体の収容は、災害の際に死亡した者で、遺族等が社会の混乱期のために遺体の引き取りが困難である場合又は遺族がいない場合に行う。

2 遺体収容所の選定

市（健康対策部）は、県警等搜索活動を行う各機関と協議を行い、市斎場及び体育館のうちから、遺体収容所を選定する。

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

また、被害の状況により遺体収容所を複数選定するとともに、市斎場及び体育館以外の施設を遺体収容所とする場合は、以下の条件に配慮して選定する。

なお、設置した場所に避難住民がいる場合は、別の避難所への移動を促す。

選定条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋内施設であること。 2 医療救護所など他の用途と競合しない施設であること。 3 検視・検案用スペース確保が可能な一定の広さを有する施設であること。 4 身元不明遺体の一時保存（安置）場所として使用可能な施設であること。 5 水、通信等のライフライン及び交通手段の確保について、可能な限り考慮すること。
------	---

3 遺体の収容

項目	概要
収容	<p>市（健康対策部）は、医療機関関係者の協力を得て、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行うとともに、棺・ドライアイス・ビニールシート等遺体の収容に必要な資機材を調達し、一時保存を行う。</p>
検視・検案	<p>検視及び検案は、遺体収容所において行うこととし、検視にあつては県警が検視班等を編成してこれを行い、検案にあつては市医師会等が医療救護班を編成してこれを行う。</p> <p>また、状況により、遺体収容所以外の場所（医療機関等）において検視・検案を行う。</p>
警察との連携	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体の身元確認 市（健康対策部）及び県警は、検視及び検案が終了した遺体について、自主防災組織等地域各種団体、市歯科医師会等の協力を得て、身元不明者の身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。 2 身元不明者の対応 身元が確認できない遺体については、行旅死亡人として取り扱い、遺体、所持品等を写真に撮り、併せて、人相、着衣、その他特徴を記録するとともに遺留品を保管する。 3 死亡者の確定 検視・検案を終えた遺体は死亡者数として確定するとともに、市（市民環境対策部）及び県警は死亡者に関する情報を相互に共有する。

項目	概要
報告	市（健康対策部）は、遺体収容状況について、市（本部事務局）へ報告を行う。
県への応援要請	市（健康対策部）は、遺体の搬送、棺・ドライアイス等葬祭用品の確保や遺体処理に係る役務の提供、遺体収容所の設置等について県の支援が必要と判断したときは、「和歌山県遺体処理に係る支援事務処理要領」に基づき、県環境生活部へ応援を要請する。

4 災害救助法適用時の措置

市（健康対策部）は、災害救助法が適用された場合、必要な書類を整備する。

市（本部事務局）は、市（各対策部）の書類をとりまとめ、県（福祉保健部）へ報告を行う。

「災害対策計画第1編第2章第3節 災害救助法の適用」参照

第3項 市民への情報提供

市（本部事務局）は、市（市民環境対策部及び健康対策部）と連携し、必要な情報提供を行う。

項目	概要
実施事項	行方不明者に関する情報及び遺体搬送先等について、警察等関係機関と協議の上、統一的に情報提供を行う。

第4項 埋火葬

1 対象者

埋火葬は、災害の際に死亡した者で、遺族等が社会の混乱期のために遺体の引き取りが困難である場合又は遺族がいない場合に行う。

2 埋火葬の実施

項目	概要
関係書類の交付	市（市民環境対策部）は、死亡届の受理及び埋火葬許可等関係法令上必要な手続きを行う。
埋火葬の実施	市（健康対策部）が行う埋火葬は、応急的な仮葬とし、次の範囲内において現物をもって給付する。 なお、引取人のない遺骨及び遺留品並びに身元不明遺体の遺骨は、市今福霊園その他の適切な施設で保管する。 1 棺（附属品を含む。）、骨つば、骨箱等の埋火葬に必要な物資の提供 2 埋火葬に伴う役務の提供

項目	概要
報告	<p>1 施設状況</p> <p>市（健康対策部）は、市域内死者数及び火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動可能性並びに火葬場の火葬能力の把握を行い、市（本部事務局）及び県環境生活部へ報告する。</p> <p>2 火葬状況</p> <p>市（健康対策部）は、市が設置する火葬場において火葬を実施した場合、その実績について、広域火葬及び、死亡の原因による区分をして、市（本部事務局）及び県環境生活部へ報告する。</p>
県への応援要請	<p>市（健康対策部）は、広域火葬が必要と判断したときは、「和歌山県広域火葬実施要綱」に基づき、県環境生活部へ応援を要請する。</p>

3 災害救助法適用時の措置

市（健康対策部）は、災害救助法が適用された場合、必要な書類を整備する。

市（本部事務局）は、市（各対策部）の書類をとりまとめ、県（福祉保健部）へ報告を行う。

「災害対策計画第1編第2章第3節 災害救助法の適用」参照

第5項 従事者のこころのケア

市（健康対策部）は、従事者のこころのケアに関して十分留意し、必要に応じて、県や医療機関と連携し、専門医への相談・受診等の情報提供を行う。

第5節 緊急輸送ネットワークの確保

計画の方針

迅速に、重傷者及び防災活動上必要な物資、資機材、人員等の緊急輸送を行うため、関係機関と連携して、道路等の応急復旧を図り、緊急輸送網を整備する。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
1時間以内	被害状況の把握

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 緊急輸送の対象		
第2項 交通支障状況の把握	都市建設対策部、産業交流対策部、本部事務局、消防対策部	県県土整備部（和歌山下津港湾事務局含む）、県農林水産部、県危機管理部、県企画部、県警、公安委員会、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所、西日本高速道路（株）関西支社和歌山高速道路事務所、近畿地方整備局和歌山港湾事務所、和歌山海上保安部
第3項 緊急輸送道路等の応急復旧	都市建設対策部、産業交流対策部、各対策部、市民環境対策部	
第4項 交通規制の実施	都市建設対策部	
第5項 緊急輸送の実施	本部事務局、各対策部、財政対策部、産業交流対策部、都市建設対策部	

第1項 緊急輸送の対象

緊急輸送は、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施を最優先とし、対象は、おおむね以下のとおりとする。

項目	概要
第1段階（活動初期）	1 救急・救助活動、医療活動、人命救助に要する人員及び物資 2 消防、応急対策活動等に要する人員及び物資 3 負傷者等（市内医療機関等への搬送）

項目	概要
	4 輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制に必要な人員及び物資 5 初期の災害対策に必要な人員及び物資
第2段階（応急活動期）	1 上記第1段階の続行 2 食料、水等生命の維持に必要な物資 3 被災者（被災地外への搬送） 4 応急対策に必要な人員及び物資
第3段階（復旧活動期）	1 上記第2段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

第2項 交通支障状況の把握

関係機関と連携を図り、緊急輸送道路を始めとする緊急輸送上重要な道路等の被害状況の調査及び情報収集を行う。

項目	概要
道路に関する情報	市（都市建設対策部）及び各道路管理者は、緊急車両等の通行を確保するため、道路の被害状況及び放置車両の状況調査を速やかに行う。 「災害対策計画第1編第6章第3節 公共土木施設等の応急対策」参照
港湾・漁港に関する情報	各管理者は、二次災害防止を図るため、所管施設の被害状況調査を速やかに行う。 市（産業交流対策部）は、雑賀崎・田ノ浦漁港の被害調査を行うとともに、市（都市建設対策部）は、港湾管理者等から、被害状況の収集を行う。 「災害対策計画第1編第6章第3節 公共土木施設等の応急対策」参照
公共交通機関	市（都市建設対策部）は、公共交通機関の被害状況及び運行状況の収集を行う。
ヘリポート予定発着場	市（本部事務局）は、市（消防対策部）と連携して、ヘリコプター予定発着場の被害状況を調査し、活用の可否を判断する。

第3項 緊急輸送道路等の応急対策

輸送車両等の通行を確保するために、次のとおり道路等の応急対策を行う。

なお、応急対策は、他の管理者等と連携を図りながら行うとともに、人命救助活動を行う各機関及び市（各対策部）の応急活動を支援するための道路啓開を適宜実施する。

項目	概要
道路 の応急復旧	市（都市建設対策部）は、被災箇所の通行確保のため、各道路管理者等と連携を図りながら、道路の応急復旧を速やかに行う。 「災害対策計画第1編第6章第3節 公共土木施設等の応急対策」参照
港湾・漁港 の応急復旧	市（産業交流対策部）及び各管理者は、調査結果に基づき、危険性が高いと判断された箇所について、被害の拡大及び二次災害防止を図るため、必要な応急対策を速やかに行う。 「災害対策計画第1編第6章第3節 公共土木施設等の応急対策」参照
除去物の処理	除去した障害物の処理について、市（市民環境対策部）と調整を図り行う。 「災害対策計画第1編第5章第5節 廃棄物処理対策」参照

第4項 交通規制の実施

1 国道・県道・市道の交通規制

災害発生時に通行規制もしくは緊急優先通行を図る必要が生じた場合、各実施者は次のとおり規制を行う。

項目	実施者	概要
被災地への 流入規制	県警	道路交通法に基づき、火災の発生その他の事情により危険な状態にある道路の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、インターチェンジ等から緊急輸送道路の流入を禁止し又は制限する。
緊急輸送道路 の確保	公安委員会 県警	災害対策基本法に基づき、災害応急対策が円滑に行えるように、緊急輸送道路について、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限する。
危険状態にあ る道路の規制	道路管理者	道路法に基づき、道路の損壊、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合等は区間定めて道路の通行を禁止し又は制限する。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

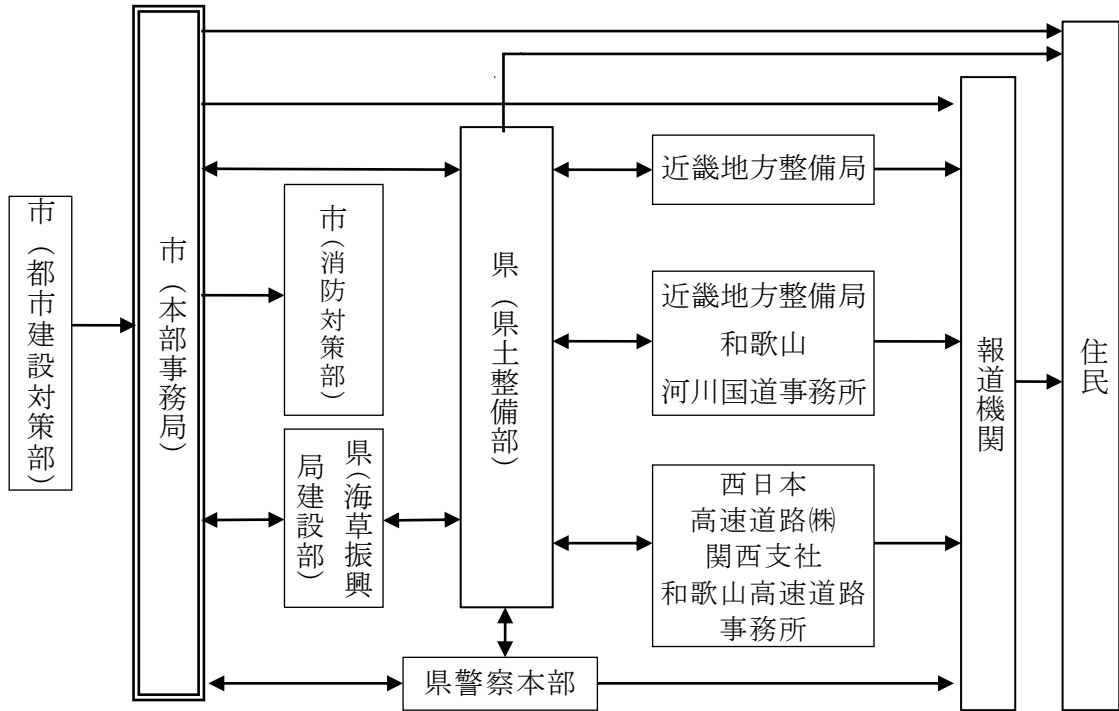
第2編

第3編

第4編

第5編

【報告系統】



2 交通規制実施に伴う措置

市（都市建設対策部）及び各道路管理者は、交通規制を行った場合、警察署及び関係機関に通知するとともに、以下の措置を行う。

項目	概要
現地周知	通行禁止道路指定区間、規制区間等の内容を記載した標示版を設置する。 「災害対策計画第6編様式20 交通規制及び緊急通行車両に関する各様式」参照
現地指導	状況に応じて、現地において指導にあたる。 1 進入禁止 2 移動命令
放置車両の移動	緊急通行車両の通行の妨害となっている放置車両の移動措置を行う。
迂回路の設定	必要に応じて、迂回路を設定する。
広報の実施	各種広報により、内容の周知を行う。

3 交通規制の基準等

(1) 阪和自動車道

西日本高速道路(株)関西支社和歌山高速道路事務所が管理する道路の交通規制は次のとおりである。

項目	概要
基準	1 地震 (1) 通行規制：計測震度4.0以上 (2) 通行止め：計測震度5.0以上 2 大雨 (1) 通行規制：連続雨量110mm以上 (2) 通行止め：阪南 I C～和歌山 I C 連続雨量290mm以上又は時間雨量45mm以上で連続雨量160mm以上 和歌山 I C～有田 I C 連続雨量290mm以上又は時間雨量45mm以上で連続雨量160mm以上
実施方法	1 交通規制を実施する場合は、警察、周辺道路管理者及び関係機関に必要な協議・通知を行う。 2 速度による交通規制を実施する必要があると認められる場合は、その実施を警察に要請する。 3 通行止めを実施する場合には、可変情報板等により、通行中の車両に対して通行止めの表示を行うとともに、通行止め区間内のインターチェンジ又は通行止め区間外の本線から通行止め区間内に車両が流入しないように措置する。 4 通行止め区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、巡回車及びラジオ等により、原則として西日本高速道路(株)が指定するインターチェンジ等から速やかに流出するなど、適切な行動をとるよう指示する。

(2) 京奈和自動車道

京奈和自動車道（和歌山市管内）の交通規制は次のとおりである。

項目	概要
基準	大雨通行止め：岩出根来 I C～和歌山 I C 連続雨量 210 mm以上 組合せ雨量（連続）160 mm （時間）45 mm
実施方法	1 交通規制を実施する場合は、警察、周辺道路管理者及び関係機関に必要な協議・通知を行う。 2 速度による交通規制を実施する必要があると認められる場合は、その実施を警察に要請する。

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

	<p>3 通行止めを実施する場合には、道路情報板等により、通行中の車両に対して通行止めの表示を行うとともに、通行止め区間内のインターチェンジ又は通行止め区間外の本線から通行止め区間に車両が流入しないように措置する。</p> <p>4 通行止め区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、巡回車等により、インターチェンジ等から速やかに流出するなど、適切な行動をとるよう指示する。</p>
--	---

(3) 県道和歌山貝塚線・岬加太港線・和歌山阪南線

県道和歌山貝塚線・岬加太港線・和歌山阪南線（和歌山市管内）の交通規制は次のとおりである。

項目	概要
基準	<p>県道和歌山貝塚線 規制区間（所在地）：和歌山市滝畑 延長：1.0km 通行止め：連続降雨量150mm以上</p>
	<p>県道岬加太港線 規制区間（所在地）：和歌山県・大阪府界～和歌山市深山 延長：5.0km 通行止め：連続降雨量150mm以上</p>
	<p>県道和歌山阪南線 規制区間（所在地）：和歌山市中、和歌山市梅原 延長：2.6km 通行止め：連続降雨量250mm以上</p>
実施方法	<p>1 交通規制を実施する場合は、警察、周辺道路管理者及び関係機関に必要な協議・通知を行う。</p> <p>2 通行止めを実施する場合には、標識看板の設置等により通行中の車両、歩行者等道路利用者に対して周知を行うとともに、バリケードを設置し通行止め区間内に車両が進入しないように措置する。</p>

4 海上の交通規制

和歌山下津港長又は和歌山海上保安部長は、災害により船舶交通に危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生じるおそれがある場合、当該水域における危険の防止又は混雑の緩和のため、関係法令に基づき船舶交通の整理・指導、制限・禁止等の航行規制を実施し、必要に応じて適切な情報提供を行いながら、緊急輸送を行う船舶が、円滑に航行できるように努める。

なお、航行規制を行った場合は、航行警報、水路通報、テレビ・ラジオ放送、巡視船艇等による広報、和歌山海上保安部ホームページ「海の安全情報（和歌山海上保安部）」（※）への掲載等により広く一般に周知を図るとともに、必要に応じて標識を設置する。

※ホームページURL <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/wakayama/kinkyu.html>

港名	実施責任者	連絡先
和歌山下津港	和歌山下津港長	和歌山海上保安部 TEL 402-5852 FAX 402-5855

第5項 緊急輸送の実施

1 貸出用公用車両の確保

市（本部事務局）は、貸出用公用車両の被害状況を確認するとともに、市（各対策部）への配車についての管理を行う。

項目	概要
被害状況の確認	市（本部事務局）は、貸出公用車両の被害状況を確認する。
緊急通行車両の確保	市（本部事務局）は、貸出公用車両の「事前届出済証」を県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊又は警察署に提出し、「確認証明書」及び「確認標章」の交付を受ける。 なお、事前届出を行っていない車両については、必要書類を警察署に届け出て、「確認証明書」及び「確認標章」の交付を受ける。 「災害対策計画第6編様式20 交通規制及び緊急通行車両に関する各様式」参照
配車	市（本部事務局）は、市（各対策部）からの依頼に基づき配車を行う。
車両の使用	市（各対策部）は、車両運行の際は、前面の見やすい場所に「確認証明書」及び「確認標章」を提示し、規制現場の警察官等から提示を求められた場合はこれを提示する。

2 要請による確保

緊急輸送をより円滑に行うため、必要に応じて各要請を行う。

項目	概要
車両燃料の確保	市（財政対策部）は、市指定の供給業者又は協定締結団体へ燃料の供給を要請する。
民間車両の確保	市（本部事務局）は、市（財政対策部）と連携して、県及び民間事業者へ車両確保を要請する。
船舶、鉄道の確保	市（本部事務局）は、陸路に大きな被害が発生したとき又は車両輸送が困難なときで、船舶、鉄道等の公共交通機関の輸送が適切であると判断される場合、関係機関へ協力を要請する。 市（産業交流対策部及び都市建設対策部）は、港湾・漁港施設の使用について、各管理者と必要な調整を行う。

第1編
 第1章
 第2章
 第3章
 第4章
 第5章
 第6章
 第2編
 第3編
 第4編
 第5編

項目	概要
ヘリコプターの確保	本部長は、防災ヘリによる活動が必要と判断するとき、知事に対し、ヘリコプターの要請を行う。 「災害対策計画第1編第1章第3節 広域応援・派遣要請」参照

「総則・予防計画第3編5-4-3 輸送車両の調達先等（市有トラック）」参照

「総則・予防計画第3編5-4-4 輸送車両の調達先等（調達先）」参照

「総則・予防計画第3編5-1-2 防災関連（都市間、企業等）協定等一覧表」参照

3 紀の川緊急用河川敷道路の活用

市（各対策部）は、状況により、紀の川右岸 8.6km（距離標 2.0～9.6k）、紀の川左岸 7.6km（距離標 0.2～7.8k）の区間における緊急用河川敷道路及び船着場（有場地先）を活用し、迅速な業務遂行を図る。

4 交通手段途絶時の措置

市（各対策部）は、業務遂行において、適切な輸送手段がなく又は輸送手段が不能に陥ったときは、市民等の協力を得て人力等による輸送を行う。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第5章 被災者の生活を支えるために

第5章 被災者の生活を支えるために

第1節 避難所開設・運営対策

計画の方針

迅速に避難所を開設し、避難者の安全確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮した避難者が安心して避難できる環境整備を行うとともに、スフィア基準等を踏まえた避難所運営の推進を図る。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
1時間以内	避難所の開設
1週間以内	避難所の閉鎖・期間延長の決定

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 避難所の開設	市民環境対策部、産業交流対策部、福祉対策部、本部事務局、各対策部	県危機管理部、県福祉保健部、避難所緊急開放協力員、施設管理者、地域各種団体
第2項 避難所の運営	市民環境対策部、健康対策部	県危機管理部、施設管理者、地域各種団体
第3項 避難所の環境整備	市民環境対策部、本部事務局、財政対策部、産業交流対策部、健康対策部、福祉対策部、都市建設対策部、上下水道対策部、教育対策部、建物を管理する各対策部	
第4項 避難所外避難者への支援	市民環境対策部、健康対策部	地域各種団体
第5項 帰宅困難者への支援	都市建設対策部	公共交通機関
第6項 ホームレスへの支援	市民環境対策部、福祉対策部	

第1項 避難所の開設

1 開設

市（避難所運営員）及び避難所緊急開放協力員は、「避難所開設・運営マニュアル」及び「和歌山市避難所緊急開放協力員による開放要領」に基づき、避難所を開設する。

項目	概要
開設の時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等を発令した場合 2 自主的な避難があった場合 3 その他必要と判断した場合
開設の手順	<p>市（市民環境対策部）は、災害が発生し又は発生するおそれがあり、避難指示等を発令した場合、又は避難の必要が迫られた者が生じた場合、あらかじめ避難所として指定している施設から開設避難所を決定し、市（避難所運営員）に開設を指示し、又は避難所緊急開放協力員に開設の要請を行う。</p> <p>なお、平日昼間等で施設管理者がいる場合、避難所運営員が到着するまでの間、施設管理者が開設・受入れ等を行うものとする。</p> <p>また、少数の自主的な避難があった場合は、支所・連絡所等の小規模な公共施設を受け入れ施設として開設する。</p>
設置期間	<p>避難所の設置は、災害発生の日から7日以内とする。7日の期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、災害発生後7日以内に本部長は県本部長に延長を要請する。県本部長は、延長の必要を認めた場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間延長を行う。期間延長は、次の事項を明示して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 延長の期間 2 期間の延長を要する地域 3 期間の延長を要する理由 4 その他 <p>災害が落ち着くに従い、避難所の収容人員が次第に減少するときは、本部長は避難所を逐次整理し、その都度この旨を県本部に報告する。</p>

2 混雑及び収容人数超過に対する対応

市（本部事務局及び市民環境対策部）は、感染症対策が必要な場合、又は発災した災害や被災者の状況等により避難所の不足が予測される場合には、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設するとともに、市（産業交流対策部）と連携して、ホテル・旅館等民間施設や市外を含めて代替施設の確保を図る。

また、市（本部事務局及び市民環境対策部）は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等で混雑状況を市民へ周知する。

3 被災者の他地区への移送等

市（市民環境対策部）は、避難者数が避難所の収容可能人員を超えていると判断した場合、他の避難所と調整を図りながら、避難者を、受け入れ可能な避難所へ誘導する。

また、市（本部事務局、市民環境対策部及び各対策部）は、避難所設置施設への危険がある場合、ライフラインの回復に時間を要するなど避難所設置維持が困難な場合、被災者が多数のため市内に避難所を確保できない場合、その他全体的に避難所の不足が予測される場合は、前項と同様に代替施設を確保し、県・関係機関・団体・事業所等の協力を得て、移送手段の確保を図る。

「総則・予防計画第3編5-1-2 防災関連（都市間、企業等）協定等一覧表」参照

4 福祉避難所の開設

市（福祉対策部）は、一般の避難所で生活している要配慮者（高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等）に対し、状況に応じ、それぞれの特性に応じた必要な配慮を行うため、あらかじめ指定する施設を、二次避難所（福祉避難所）として開設する。ただし、事前に市が開設の可否を確認した上での直接避難は可能とする。

「総則・予防計画第3編5-2-1 災害時避難所・避難場所・津波避難目標地点一覧表」参照

福祉避難所への避難の流れ	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時にまず避難所（津波時は高台等）に避難する。 2 避難所において、市職員等が避難者の身体状態や介護などの状況を考慮し、共同スペースにおける避難生活が難しい方を要配慮者スペースに誘導する。 3 要配慮者スペースでの避難生活が困難で、介護保険施設や医療機関等に入院・入所するに至らない程度の方を福祉避難所への対象者とし優先順位を決定する。 4 福祉避難所は避難スペースの確保、スタッフの配置など受入れ態勢が整った段階で開設し、決定した避難対象者を受け入れる。 5 避難所から福祉避難所への移送は、避難対象者の家族や避難所のスタッフなどにより行うが、家族での移送が困難な場合は、福祉車両等を活用する。 6 介護などを必要とする避難者については、当該避難者の介護者（1名）も福祉避難所への避難の対象とする。
--------------	--

「総則・予防計画第2編第3章第4節 避難体制の整備」参照

第1編 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第2編 第3編 第4編 第5編	こどものための福祉避難所への避難の流れ	1 災害時にまず避難所（津波時は高台等）に避難する。 2 避難所に避難した場合は、要配慮者スペースに誘導。 3 こどものための福祉避難所は、避難スペースの確保、スタッフの配置など受入れ体制が整った段階で開設を行う。 4 避難所から福祉避難所への移送は、避難対象者の家族や避難所のスタッフなどにより行うが、家族での移送が困難な場合は、福祉車両等を活用する。なお、自宅から福祉避難所へ直接避難する場合は、開設の連絡を受けた後、原則、避難対象者の家族により避難を行う。 5 当該避難者の家族も福祉避難所への避難の対象とする。
---	---------------------	---

5 開設時の初動対応

市（避難所運営員）は、避難所開設後、以下の初動対応を実施する。

（1）安全点検

地震により避難所を開設する場合は、施設管理者等と協力して、「避難所開設運営マニュアル（状況報告書）」により確認を行う。

確認により使用不可と判断される建物については、張り紙、ロープ等により立ち入り禁止措置を行う。

（2）誘導

避難所へ避難してきた住民の誘導を行う。

（3）避難者名簿の作成

誘導後、避難者名簿を作成する。

（4）負傷者及び行方不明者の把握

負傷者及び透析患者等、緊急に救護又は医療を要する者の把握に努めるとともに、市（市民環境対策部）からの指示により「行方不明者相談窓口」を設置し、地域各種団体の協力を得て、地区内行方不明者情報の収集を行う。

（5）備蓄食料の配布

避難者の状況を考慮し、適切な時期に、備蓄食料物資を配布する。

「総則・予防計画第3編4-2-2 備蓄保管場所一覧表」参照

「総則・予防計画第3編4-2-3 物資備蓄品目」参照

6 報告

各支部長は、支部内の避難所状況を取りまとめ、市（市民環境対策部）へ報告する。

市（本部事務局）は、避難所が開設されたときは、必要事項を県本部へ報告するとともに、

必要に応じて防災関係機関へ通知する。

避難所の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の安全点検結果 2 避難者数（世帯数及び人数） 3 懸案事項（行方不明者、救助案件、必要物資等） 4 ライフライン状況（水道、電気、ガス） 5 連絡手段 6 参集途上における地区状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 土砂崩れ 「 有（場所 ） ・ 無 」 (2) 火災 「 有（場所 ） ・ 無 」 (3) 道路状況 「 通行不可（場所 ） ・ 通行可能 」 (4) 建物倒壊 「 有（場所 ） ・ 無 」
--------	--

7 避難所の集約及び解消

市（市民環境対策部）は、避難所生活の改善及び施設本来の機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ避難所の縮小、一部閉鎖、集約、変更又は解消を図る。

なお、避難所として学校施設を使用している場合は、学校機能部分と避難所機能部分との区域分けを行うとともに、教育活動の再開に支障を来たす場合は、可能な限り、教育施設以外の対応可能な施設へ統合を図る。

8 災害救助法適用時の措置

市（市民環境対策部）は、災害救助法が適用された場合、必要な書類を整備する。

市（本部事務局）は、市（各対策部）の書類をとりまとめ、県（福祉保健部）へ報告を行う。

「災害対策計画第1編第2章第3節 災害救助法の適用」参照

第2項 避難所の運営

1 運営方針

市（避難所運営員）は、施設管理者、避難者、市民、自主防災組織をはじめとした地域各種団体及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力を得ながら、避難所の混乱防止に努めるとともに、避難者が相互に協力し、要配慮者や女性及び孤立避難者に配慮した、秩序ある避難所運営の推進を図る。

2 運営組織の立ち上げ

市（避難所運営員）は、避難者及び地域各種団体と連携し、以下のとおり避難所運営組織の形成に努め、各代表者等の選出については男女双方が配置されるよう配慮する。

(1) 運営代表者（本部長）及び副代表者（副本部長）の選出

地域住民による自治を基本とした運営を目指すため、地域各種団体長や避難者の中から選出する。

(2) 居住グループの編成

複数の世帯による居住グループの編成を行う。各居住グループにリーダーを置き、グループ内の各世帯はお互いに協力しながら、避難所生活をおくる。

(3) 活動班の設置

避難所運営をスムーズに進めるために活動班を設置し、各活動班に班長を置き、避難所運営を行う。

3 利用スペースの確保

市（避難所運営員）は、あらかじめ定めたスペースを確保するが、必要に応じて施設管理者と協議を行い、追加変更を行う。

4 運営会議の開催

運営代表者、各居住グループリーダー及び活動班の班長による運営会議を定期的で開催する。会議には、市（避難所運営員）及び施設管理者も参加するとともに、必要に応じて、周辺で応急対策活動を実施している関係機関にも参加を要請する。

5 運営状況の報告

市（避難所運営員）は、避難所の状況を支部を通じて市（市民環境対策部）へ報告する。

項目	概要
日報	毎日（翌朝10時頃）
重要事項	その都度報告

6 教職員による避難所対応への支援

教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間、児童生徒に関する指導等、業務に支障のない範囲内で避難所の運営を支援する。

7 避難所における感染症対策について

市（避難所運営員）は、避難所における感染症の拡大を防ぐため、次のような点に留意して感染症対策に努める。

(1) 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

頻繁に手洗いするとともに、マスクの着用や咳エチケット等の基本的な感染対策を行い、避難者に対しても同様に徹底してもらう。

(2) 避難所の衛生環境の確保

定期的及び目に見える汚れがあるときは、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境に十分配慮する。

(3) 十分な換気の実施、スペースの確保等

避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。

(4) 発熱等の症状がある避難者への対応

ア 発熱、咳等の症状がある避難者は、可能な限り専用の個室スペースを確保するとともに、専用のトイレを確保するように努める。

イ やむを得ず同じ症状等がある避難者を同室とする場合には、パーティションで区切るなど工夫する。

ウ 症状がある避難者専用のスペースやトイレは、一般の避難者とゾーンや動線を分けるように努める。

エ 発熱や咳等の症状がある避難者に、継続的に健康チェックを行うなど健康管理に努める。

(5) 避難者が感染症を発症した場合

感染症を発症した場合の対応については、市（避難所運営員及び健康対策部）は十分に連携の上で、適切に対応する。

8 感染症の自宅療養者に対する支援について

避難情報が発令されるおそれがある場合に、市（健康対策部）は、市（本部事務局）と連携して、自宅療養者に対して、在宅避難を含めた避難行動を呼びかける。

また、自宅療養者が指定避難所以外の市の公共施設へ避難する可能性を考慮し、避難所運営に必要な情報を共有する。

9 避難所内の要配慮者への支援について

市（避難所運営員）は、避難所運営において、特に要配慮者（高齢者、妊産婦、災害孤児、外国人、視覚障害のある人、聴覚・言語障害のある人、肢体不自由のある人、内部障害のある人、知的障害のある人、発達障害のある人、精神障害のある人、難病患者・人工透析患者、LGBTや性同一性障害のある人等）に対して、避難者の状況に応じた配慮に留意する。

第3項 避難所の環境整備

市（市民環境対策部）は、市（避難所運営員）からの報告を基に、市（各対策部）と連携して以下のとおり避難所の環境整備を図る。

担当部	概要
本部事務局	・災害状況、支援情報等を記載した、各種情報誌の作成、配布
財政対策部 産業交流対策部	・食料及び物資の確保、提供（食物アレルギーのある者や乳幼児等の要配慮者に配慮する）

担当部	概要
市民環境対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所状況取りまとめ ・ごみ・し尿の収集 ・汲取式応急仮設トイレの設置
健康対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師等による健康相談及び避難者の健康管理（こころのケア含む） ・避難所の衛生管理向上のための必要な指導
福祉対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に要配慮者専用窓口を設置し、要配慮者からの相談対応、福祉サービス等の情報伝達及び福祉避難所への受入を要請 ・避難支援関係者等の協力を得て、「避難行動要支援者名簿」を活用した安否確認の実施
上下水道対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・マンホールトイレ上部の設置 ・応急給水の実施
教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営の支援
建物を管理する各対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者に配慮した応急的な措置（電気工事、修繕）の実施

第4項 避難所外避難者への支援

1 避難所外避難者の把握

(1) 状況調査

市（市民環境対策部）は、市（避難所運営員）及び自主防災会等地域各種団体と連携し、自治会館等指定避難所以外の場所へ避難した者及び車中泊避難者（「避難所外避難者」という。）について、その所在及び必要とされるニーズの把握に努める。

(2) 自己申告

避難所外避難者は、最寄りの避難所等に、現況を連絡する。

2 避難所外避難者への支援

(1) 支援

市（市民環境対策部）は、市（避難所運営員）からの報告を基に、受入可能な避難先を提供するとともに、市（各対策部）と連携して、避難所外避難者に対して、上記第3項に準じた必要な支援を行う。

(2) 健康対策

市（健康対策部）は、避難所以外で長期にわたり生活している避難者の健康状態や生活環境の状況を把握するため、保健師等の健康調査を実施するとともに、必要な保健指導を実施する。

また、運動不足等によるエコノミークラス症候群の発症を予防するため、ストレッチ運動やこまめな水分摂取について、避難者に呼びかけを行う。

第5項 帰宅困難者への支援

市（都市建設対策部）は、道路被害や公共交通機関の運行状況に関する情報を広報し、学校や職場等から帰宅が困難な場合には、むやみに駅などに向かわず、安全に滞在できる場所に留まるよう呼びかけを行う。

また、市（都市建設対策部）は、公共交通機関等と連携し、主要な駅周辺等、帰宅困難者の発生が予想される場所の状況を把握し、必要に応じ、帰宅困難者の避難所等への誘導、その他情報提供等の支援を行う。

第6項 ホームレスへの支援

市（避難所運営員）は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるとともに、市（福祉対策部）へ情報提供を行う。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第2節 保健衛生対策

計画の方針

被災者の健康管理を始め、被災した愛護動物等への対応を含めた保健衛生活動を実施し、災害の発生に伴う二次的な健康障害の予防を図る。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
24時間以内	避難所等での健康管理活動

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 健康管理活動	健康対策部	県福祉保健部
第2項 精神保健福祉活動	健康対策部	県福祉保健部
第3項 食品衛生の監視・指導	健康対策部	県環境生活部
第4項 防疫活動	健康対策部	県福祉保健部
第5項 動物の収容・救護活動	健康対策部	県環境生活部、獣医師会
第6項 アスベスト飛散及び有害物質流出による健康被害の防止	市民環境対策部、都市建設対策部、本部事務局、各対策部	県環境生活部

第1項 健康管理活動

市（健康対策部）は、被災後の二次的健康障害の予防を図るため、保健医療調整本部において、以下のとおり各活動を実施する。

1 活動体制

項目	概要
体制	被災地の健康及び医療のニーズを把握しながら、活動を展開する。また必要に応じ、保健医療活動チームの派遣を要請し、その支援の下活動を実施する。 保健師、栄養士、歯科衛生士等によって班を編成し、

	健康管理活動を行う。
活動場所	1 避難所 2 居宅等（車中泊含む）

2 活動内容

項目	業務
保健師活動	1 被災者の健康状況及び要配慮者の把握 2 被災者の健康ニーズ調査実施及び把握 3 被災者の医療ニーズの把握 4 感染症の発生予防対策 5 保健医療情報の提供 6 被災者の健康管理 7 関係機関との連絡調整
栄養士活動	1 保健師と連携した被災者の食事ニーズの把握 2 支援食料の配分調整・炊き出しに関する助言指導 3 被災者の食生活面での健康管理 4 関係機関との連絡調整
歯科衛生士活動	1 保健師との連携した被災者の健康管理 2 歯科診療のニーズの把握 3 歯科医療情報の提供 4 巡回歯科相談、口腔ケアの啓発 5 関係機関との連絡調整

3 書類の整備

健康管理活動を実施した場合は、次の書類を整備する。

(1) 保健師活動

- ア 保健師活動日報
- イ 地域活動記録
- ウ 避難所活動記録
- エ 健康相談票
- オ 仮設住宅入居世帯調査票

(2) 栄養士活動

- ア 避難所栄養相談報告書
- イ 被災地状況把握シート（食）
- ウ 被災者栄養相談票

(3) 歯科衛生士活動

- ア 活動・相談報告書

市（健康対策部）は、被災者等の状況を把握し、保健医療調整本部において、状況に応じた適正な活動を実施し、被災者の精神の安定を図る。

また、支援者のメンタルヘルスにも十分配慮した精神保健福祉活動を実施し、継続した活動を行う。

1 活動体制

項目	概要
体制	被災地の精神保健福祉に関する情報を収集し、初動体制の構築を図る。 1 精神障害者の被災状況の把握 2 被災者のストレス状況を含めた状況把握 3 被災地の精神科医療機関等の被災状況把握 4 地域生活支援事業所等の被災状況の把握 5 こころのケアに関する初期方針の決定 6 支援者の確保
活動場所	1 避難所 2 居宅等（車中泊含む）

2 活動内容

項目	業務
初動時	被災体験による精神的ストレスや避難生活に伴うストレス、精神障害者の支援を円滑に行うために避難所等において、次の活動を行う。 1 災害時メンタルヘルスに関する普及啓発活動 2 こころの相談窓口の開設及び必要に応じ精神科救護所の開設 3 地域巡回活動などアウトリーチ活動の組織化と展開 4 地域のこころのケアに関するニーズ把握を行い、こころのケア活動を実施 5 精神保健福祉専門職ボランティアのコーディネート 6 関係機関との連絡調整及びネットワークの形成
中長期以降	被災体験後のストレスによるPTSD（心的外傷後ストレス障害）などの症状に対する早期発見、早期治療に結びつける活動や、精神障害者の安定した生活支援のために次の活動を行う。 1 避難所や仮設住宅等への地域精神保健福祉活動の継続 2 精神保健福祉相談・こころのケア活動の継続 3 精神障害者の日常生活相談・支援体制の構築 4 災害時のメンタルヘルスの視点を含んだ平常活動へ

項目	業務
	の移行 (1) こころのケア健康教育 (PTSD・うつ・アルコール依存等) (2) こころの健康調査の実施 5 関係機関との連絡調整 6 被災者同士の連携を支援 7 支援者のこころの支援 8 支援体制の運用・維持・終結

3 書類の整備

精神保健福祉活動を実施した場合は、次の書類を整備する。

- (1) 精神保健福祉活動実施状況報告書
- (2) 精神保健相談記録
- (3) こころのケア活動時用記録
- (4) その他

第3項 食品衛生の監視・指導

市（健康対策部）は、災害時の食品衛生を確保するため、保健医療調整本部において、以下のとおり適切な指導を行う。

1 活動体制

項目	概要
組織	食品衛生監視員を中心にして班を編成し、監視、指導を行う。
対象施設	1 避難所 2 臨時給食施設 3 営業施設及び給食施設

2 活動内容

項目	概要
避難所	避難所における食品取扱管理者の設置を促進し、その管理者に対し、次に挙げる衛生管理を実施するよう指導する。 1 食品等の衛生管理 2 器具容器等の衛生管理 3 使用水の衛生管理 4 調理担当者等の衛生管理
臨時給食施設	臨時給食施設の設置状況に応じ、次に挙げる衛生管理

項目	概要
	やその施設に即した衛生管理方法を指導する。 1 食品の衛生管理 2 器具容器等の衛生管理 3 使用水の衛生管理 4 調理従事者等の衛生管理
営業施設及び給食施設	営業施設及び給食施設の被災状況を把握し、施設及び器具機材の消毒や手洗いの励行等の衛生指導を実施する。 また、被災により直ちに営業等ができない施設が営業再開する場合、施設の補修及び調理器具等の消毒実施を確認する。

3 書類の整備

食品衛生の監視・指導を実施した場合は、次の書類を整備する。

- (1) 臨時給食施設調査関係書
- (2) 被災営業施設調査関係書
- (3) 被災給食施設調査関係書

第4項 防疫活動

市（健康対策部）は、災害に伴う衛生状態の悪化による感染症等を防止し被災地における感染症の発生と流行の未然防止を図るため、保健医療調整本部において、健康管理活動と連携を図り、以下のとおり防疫活動を実施する。

1 活動体制

項目	概要
体制	被災地の衛生状況、感染症の発生状況等を把握し、災害の規模、特性、季節等に応じて活動する。
対象地域	1 避難所 2 感染症対策上必要と認める場所又は地域 3 その他浸水等により、衛生状態が良好でない地域

2 活動内容

感染症対策上必要があると認める場合には、被災地の消毒及びねずみ族・昆虫等の駆除を行うとともに、被災地の家屋周辺の清掃について、指導又は指示を行う。また、井戸水の衛生指導等を行う。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所及び感染症発生のおそれのある場所の消毒

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「基本法」により、消毒を実施する。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、区域を指定し、駆除を実施する。

(3) 物件及び建物に係る措置

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、感染症の発生を予防し、若しくは、まん延を防止するために必要な措置を講じる。

(4) 井戸水の飲用使用に係る指導

必要に応じ、井戸水の水質検査を実施し、飲用使用について、必要な指導を行う。

3 防疫用薬剤等の調達・確保

感染症予防用薬剤、防疫用薬剤、資機材の調達・確保に努めるとともに、市所有分で不足するときは、県及び関係機関に協力を要請する。

4 書類の整備

感染症予防の措置を講じた場合は、次の書類を整備する。

- (1) 感染症発生状況報告書
- (2) 感染症予防活動状況報告書
- (3) 感染症予防経費所要見込額及び関係書類
- (4) 傷病者台帳
- (5) 防疫作業日誌

作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域・期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。

第5項 動物の収容・救護活動

市（健康対策部）は、保健医療調整本部において、被災地域における動物の収容活動、救護活動等を行う。

特定動物については、飼育施設の被災状況を把握し、破損等がある場合には所有者等に逸走防止等を図るように指示し、安全確保を行う。

1 活動体制

項目	概要
体制構築	県、獣医師会、動物関係団体等と連携し、獣医師を中心とした、組織を編成する。
活動場所	1 避難所 2 その他

2 活動内容

項目	業務
動物の保護	所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護

項目	業務
	については、獣医師会や動物関係団体等と協力し、動物の保護に努める。 (1) 負傷した動物の収容・治療・保管 (2) 飼養困難な動物の一時保管 (3) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 (4) 動物に関する相談の実施等
避難所における指導	飼い主とともに避難した動物の飼育方法、衛生管理方法等に関して、適正な指導に努める。

3 医薬品等の調達・確保

動物用医薬品、動物用医療機器、災害時動物救護用物資等の調達・確保に努めるとともに、市所有分で不足するときは、県、関係機関等に協力を要請する。

第6項 アスベスト飛散及び有害物質流出による健康被害の防止

1 アスベスト飛散対策

アスベストを含む建材使用のおそれがある建築物の所有者等は、アスベスト飛散防止の応急対策及び修繕、解体作業時に必要な対策を実施する。

市（市民環境対策部）は、市（都市建設対策部）及び県（環境生活部）と連携して、アスベスト台帳に基づき、アスベストを含む建材使用のおそれがある建築物の損壊状況を把握し、建築物所有者等に対し、必要な対策を実施するよう指導する。なお、被災建築物の解体工事については、平常時と同じく解体等事業者に対し、労働基準監督署と連携して、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則で規定される飛散防止措置を指導する。

また、市（災害対策本部事務局及び各対策部）と連携して、災害ボランティア、復興従事者及び近隣住民等に対し、防じんマスクの着用を周知する。

2 有害物質流出応急対策

市（市民環境対策部）は、県が作成した「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」に基づき、県（環境生活部）及び事業者と連絡を取り、対象有害物質流出の有無、汚染状況を迅速かつ的確に収集するとともに、事業者が講じた応急の措置が十分でないとは判断される場合は指導を行う。

第3節 要配慮者支援対策

計画の方針

「避難行動要支援者名簿」を活用した避難支援体制の確立等、災害発生後の各段階において、避難所滞在及び在宅の要配慮者の安全確保を図るため、必要な支援を行う。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
1時間以内	避難支援等関係者による避難誘導

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 避難支援	本部事務局、福祉対策部 消防対策部、健康対策部	県危機管理部、県福祉保健部、県警、自主防災組織、
第2項 避難所等における支援	福祉対策部、健康対策部、 本部事務局	民生委員、市社会福祉協議会、専門ボランティア関係団体、ライフライン関係機関
第3項 外国人への支援	産業交流対策部	県企画部

第1項 避難支援

1 情報伝達

(1) 市域への伝達

市長は、市民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と判断した場合は、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令する。

市（本部事務局）は、避難指示等の避難情報の発令が決定された場合、市関係対策部と連携して、複数の伝達手段により、その特性及び災害の状況を考慮して、最善の方法により情報伝達を行う。

「災害対策計画第1編第3章第1節 避難指示等の発令」参照

(2) 避難支援等関係者への情報伝達

避難支援等関係者への情報伝達については、以下のとおり行う。

担当部	伝達先
消防対策部	消防局、消防団
本部事務局	県警の各警察署、自治会、自主防災組織
福祉対策部	民生委員、市社会福祉協議会

2 避難誘導

避難支援等関係者は、避難情報等の収集に努めながら、あらかじめ提供を受けている「避難行動要支援者名簿」を活用して、地域の避難支援者の共助を得て、避難行動要支援者へ避難情報の伝達を行い、避難所等安全な場所へ避難誘導を行う。

また、避難行動要支援者の被災状況について、市（福祉対策部）又は避難先の市（避難所運営員）に連絡を行う。

「災害対策計画第1編第3章第3節 避難誘導」参照

3 安否確認

市（福祉対策部及び健康対策部）は、必要に応じ、市で保管している「避難行動要支援者名簿（全体版）」を活用し、避難支援等関係者の協力により、安否確認を行い、安否が確認できない者については、各避難所に設置する「行方不明者相談窓口」を通じて、管轄の警察署へ届け出る。

「災害対策計画第1編第4章第4節 行方不明者及び遺体の捜索・収容・埋火葬」参照

第2項 避難所等における支援

1 健康状態の把握

市（福祉対策部）は、市（健康対策部）と連携して、安否確認により把握した避難所、自宅等に滞在する避難行動要支援者等の巡回健康調査を実施する。

2 福祉避難所への受入

市（福祉対策部）は、巡回健康調査の結果や介護状況等を踏まえ、必要に応じて、協定締結先の福祉施設管理者へ、福祉避難所の開設・受入要請を行う。

なお、避難所から福祉避難所への移送は、避難対象者の家族、近隣住民等の協力を得て行うが、それが困難な場合は、福祉車両等を調達の上、移送を行う。

「総則・予防計画第3編5-2-1 災害時避難所・避難場所・津波避難目標地点一覧表」参照

3 専門ボランティアの派遣

市（福祉対策部）は、巡回健康調査の結果を踏まえ、介護、手話通訳等を必要とする避難所に、関係団体の協力により、専門ボランティアを派遣する。

4 要配慮者専用窓口の設置

市（福祉対策部）は、地域の避難支援者等と連携して、必要に応じ、避難所に要配慮者専用窓口を設置し、要配慮者からの相談対応を行いながら、福祉サービスに関する情報提供及び生活必需品の支給を行う。

また、情報提供に当たり、地域の避難支援者等の協力を得て、要配慮者への広報連絡体制の整備を図るとともに、要配慮者の特性を踏まえ、日常生活を支援する通信機器（聴覚障害者の携帯電話メール、視覚障害者の電話メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者のフリーハンド用機器を備えた携帯電話等）等の防災情報伝達手段の活用を図る。

5 県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請

市（福祉対策部）は、市（健康対策部）と連携し、大規模災害時に避難所等で生活をしている要配慮者の状況を踏まえて、福祉的な支援が必要と判断した場合、県に対して県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請する。

6 避難所における環境整備

市関係各対策部は、連携して要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備を図る。

「災害対策計画第1編第1章第4節 民間団体等の協力」参照

「災害対策計画第1編第5章第1節 避難所開設・運営対策」参照

「災害対策計画第1編第5章第4節 物資供給対策」参照

7 社会福祉施設の安全確保対策

社会福祉施設の施設管理者は、発災後、速やかに避難誘導を実施し、入所者の安全確保を図るとともに、施設の早期復旧と業務の早期再開及び支援業務の充実に努める。

なお、市（福祉対策部及び健康対策部）は、社会福祉施設に対する電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が得られるよう、市（本部事務局）を通じて、各事業者に要請する。

第3項 外国人への支援

市（産業交流対策部）は、災害時の外国人支援活動を、以下のとおり行う。

1 被災状況の確認

県及び多言語通訳者の協力を得て、住民基本台帳に基づき、外国人の被災状況を把握する。

2 情報の提供

災害時の生活を支援するため、数箇国語による臨時版広報紙を作成し、避難所やホームページ、SNSに掲示を行う。また、多言語による情報提供を報道機関に要請する。

3 相談窓口の開設

多言語通訳者、語学ボランティア等の協力を得て、外国人被災者を対象とした相談窓口を開設する。また、県の相談窓口とも連携し、外国人の生活相談に係る情報の共有化を図る。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第4節 物資供給対策

計画の方針

発災直後は、スピードを重視し、必要不可欠な備蓄物資を迅速に供給する。応急復旧や支援体制の進捗状況に応じて、民間物流業者等の協力を得て、被災者のニーズ及び数量を把握して、必要な生活必需品を確保し、品目拡大を図る。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
6時間以内	応急給水の実施
12時間以内	備蓄倉庫物資配送
12時間以内	物資拠点開設

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 給水	上下水道対策部、市民環境対策部、教育対策部	県福祉保健部
第2項 食料・生活必需品	財政対策部、産業交流対策部	県福祉保健部
第3項 炊き出し	市民環境対策部	県福祉保健部
第4項 物資拠点	財政対策部	県危機管理部

第1項 給水

1 応急給水

市（上下水道対策部）は、以下のとおり応急給水を行う。

（1）給水対象者

災害による断水のため、水（医療用水、飲料水及び生活用水）を確保することができない者

（2）目標給水量

発災直後は、生命維持に最小限必要な量として、1人1日3リットルを目標として給水する。

また、応急復旧の進捗状況に応じ、柔軟に給水方法の転換、継続、組合せを行いながら、給水地点数、給水量の拡大を図り、炊事、洗面などを行えるよう給水量の目標水準を徐々に

増やしていく。

(3) 給水方法

ア 拠点給水

浄水場、配水池及び飲料水兼用耐震性貯水槽設置施設に給水施設を設け、拠点給水を行う。

イ 運搬給水

人員、車両、応急給水用資機材を適正に配置し、各拠点から効率的に被災地へ給水する。

(ア) 運搬給水拠点の設置

浄水場・配水池施設を運搬給水拠点とする。給水地区、給水車の運行計画は、被害状況に応じ、運搬給水拠点ごとに策定する。

(イ) 優先運搬給水場所

人命にかかわる医療施設を最優先とし、福祉施設及び被災者の収容先となる避難所を優先給水場所とする。

(ウ) 運搬給水場所

道路事情、人口密集度等に配慮した上で、断水地域住民が自宅から1 km以内の距離で安全に給水を受けられるよう、できるだけスペースに余裕のある地点（公園、広場等）を運搬給水場所として指定する。

運搬給水は、住居から1 km以内の給水を目途とするが、給水体制の整備、復旧の進捗状況によっては、さらに狭い間隔で給水する。

ウ 仮設給水所の設置

応急復旧の進捗状況に応じ、復旧した配水管の消火栓に仮設給水所を設ける。

応急復旧第1ステップでは、断水地域住民が自宅から1 km以内で給水を受けられる場所に設ける。

それ以降は、住民が給水を受けられる距離を徐々に縮めていく。

エ その他給水（避難所）

市（市民環境対策部及び教育対策部）と連携して、避難所において応急給水を行う。

(ア) 学校受水槽

応急給水の要請に基づき、小中学校の受水槽への給水を行う。

(イ) 緊急時用浄水装置等

小中学校のプール水等を水源とし、緊急時用浄水装置等による給水を行う。

オ その他給水（井戸水の活用）

井戸水については、生活用水として活用する。

【応急給水の目標水準】

段階	第1段階 発災～3日	第2段階 ～10日	第3段階以降 ～21日	第4段階以降 ～28日
給水目標	30 ／ (人・日)	200 ／ (人・日)	1000 ／ (人・日)	2500 ／ (人・日)
水の運搬距離	住居より 1km以内	住居より 250m以内	住居より 100m以内	住居より 10m以内
拠点給水 (配水池)	◎	◎	○	△
拠点給水 (耐震性貯水槽)	◎	○		
運搬給水	◎	○	△	△
仮設給水所 (幹線、準幹線)		◎	◎	
仮設給水所 (支線)			◎	○
仮設給水所 (仮配管)				◎

◎：効果を期待できるもの ○：有効なもの △：補完的役割のもの

- 「総則・予防計画第3編4-2-4 設備等の状況（応急給水用機器の保有状況）」
- 「総則・予防計画第3編4-2-5 設備等の状況（緊急時用浄水装置等設置場所）」
- 「総則・予防計画第3編4-2-6 設備等の状況（配水池の有効貯水量）」
- 「総則・予防計画第3編4-2-7 設備等の状況（その他）」 参照

2 飲料水の衛生対策

市（上下水道対策部）は、水質の安全性を確保するため、塩素消毒を強化するとともに、飲用に供される水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

残留塩素が確保されていない場合は、塩素消毒剤を追加し、消毒を徹底した上で給水する。

又は、生活用水として活用する。

3 応援要請

市（上下水道対策部）は、被害の状況に応じて、協定締結の水道事業体、関係団体等へ応援要請を行うとともに、他自治体等から応援の申し出があった場合は、必要な調整を行った上で受入れを行う。

「総則・予防計画第3編5-1-2 防災関連（都市間、企業等）協定等一覧表」参照

4 災害救助法適用時の措置

市（上下水道対策部）は、災害救助法が適用された場合、必要な書類を整備する。

市（本部事務局）は、市（各対策部）の書類をとりまとめ、県（福祉保健部）へ報告を行う。

「災害対策計画第1編第2章第3節 災害救助法の適用」参照

第2項 食料・生活必需品

1 食料・生活必需品の供給

市（財政対策部及び産業交流対策部）は、協力して以下のとおり食料・生活必需品（以下「食料等」という。）を供給する。

(1) 供給対象者

- ア 避難所へ収容された者
- イ 全半壊（焼）、流失、床上浸水等により自宅で炊事できない者
- ウ 救助作業等その他の緊急災害対策業務に従事する者
- エ 帰宅困難者その他の本部長が必要と認める者

(2) 供給基準

一人当たりの食料供給基準は、一食当たり乾パン1缶（約100グラム）、又は精米200グラムを目安とする。

(3) 供給方針

- ア 市立小中学校等に備蓄している食料等から供給を開始する。
- イ 備蓄拠点倉庫からの供給については発災直後の情報の寸断、錯そう等による必要量把握が困難な状況が予想されることから、避難所からの要請がなくとも、必要に応じて見込み量で備蓄拠点倉庫からの供給を開始する。
- ウ 調達食料等については協定先等の物資供給事業者へ、見込み発注をかけて備蓄食料に不足が生じた場合でも即応できる体制を準備しておく。
- エ 応急復旧や支援体制の進捗状況に応じて、被災者のニーズ及び数量を把握するとともに、食料については栄養士の助言を得てアレルギー保有者や乳幼児等の要配慮者に配慮した上で、確保及び品目拡大を図る。
- オ 避難所への配送は、物流業者の協力を得ながら実施するが、車両のみならず、状況に応じてバイク、自転車等も活用する。
- カ 原則として、配布は避難所にて衛生に配慮しながら、市（避難所運営員）及び避難所内自治組織の協力を得ながら行うが、在宅避難者等のうち自ら受け取りにくることが出来ない要配慮者には、地域各種団体の協力を得て供給を行う。
- キ 供給食料等が不足する場合は、要配慮者への優先配布に努める。
- ク 生理用品や下着等女性向け物資の配布については、女性が担当するよう配慮する。

(4) 供給物資

- ア 直接備蓄物資
避難所に保管する物資の他、備蓄倉庫保管分を各避難所に分配供給する。
- イ 調達物資
おおむね次の品目について、協定先等の物資供給事業者の協力を得て調達し、供給する。

なお、調達食料等は避難所へ直接配送することを原則とするが、これが困難な場合は、物資拠点に一時受入れの上、配送する。

(ア) 食品

(米、パン類、生鮮食品、果物、飲料、インスタント食品、缶詰等)

(イ) 炊事用品

(鍋、包丁、使い捨て食器類、ホイル・ラップ、箸、スプーン、ゴミ袋等)

(ウ) 寝具・被服等

(毛布、布団、タオル、作業服、軍手、肌着、履物等)

(エ) 衛生用品

(ティッシュ、トイレットペーパー、簡易トイレ、マスク、生理用品、紙おむつ、哺乳瓶、洗剤・石鹸、歯ブラシ等)

(オ) 光熱機器類・燃料

(投光器、懐中電灯、石油ストーブ、簡易コンロ・ボンベ、石油類、LPガス、固形燃料、石炭、乾電池、ライター、マッチ、蚊取り線香、カイロ等)

(カ) その他

(ラジオ、スコップ、バケツ、雨具、土のう袋、防水シート、ロープ等)

ウ 救援物資

県及び他市町村からの救援食料、生活必需品その他の義援物資（以下「救援物資」という。）は、物資拠点に一時受入れの上、避難所へ配送する。

エ 義援物資

市は、原則として県、他市町村及び日本赤十字社和歌山県支部を介さない、直接の義援物資の受付は行わない。

「総則・予防計画第3編4-2-2 備蓄保管場所一覧表」参照

「総則・予防計画第3編4-2-3 物資備蓄品目」参照

「総則・予防計画第3編5-1-2 防災関連（都市間、企業等）協定等一覧表」参照

2 応援要請

「災害対策計画第1編第1章第3節 広域応援・派遣要請」参照

「災害対策計画第1編第1章第4節 民間団体等の協力」参照

3 災害救助法適用時の措置

市（財政対策部及び産業交流対策部）は、災害救助法が適用された場合、必要な書類を整備する。

市（本部事務局）は、市（各対策部）の書類をとりまとめ、県（福祉保健部）へ報告を行う。

「災害対策計画第1編第2章第3節 災害救助法の適用」参照

第3項 炊き出し

1 炊き出し

市（市民環境対策部）は、以下のとおり炊き出しを行う。

なお、実施については、避難状況、ライフライン復旧状況等を勘案し決定する。

（1）実施場所

炊き出しは、施設管理者と協議の上、調理施設のある公共施設を利用して実施することを原則とする。

被災等により、炊き出しを実施する施設に不足が生じた場合は、調理施設のない公共施設においても、必要資器材等を調達の上、実施する。

（2）応援

炊き出しの実施に必要な要員、資器材等が不足する場合は、以下の事項について本部を通じて県及び協定先の市町村、事業者等に応援を要請する。

ア 人員

イ 必要資器材

ウ 実施場所・期間

エ その他必要な事項

（3）方法

ア 市（避難所運営員）、施設管理者、避難所内自治組織、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て行う。

イ ボランティアその他の団体からの炊き出しの申し出については、調整の上実施する。

ウ 炊き出しの実施にあたっては、衛生管理に十分留意して行う。

「総則・予防計画第3編5-1-2 防災関連（都市間、企業等）協定等一覧表」参照

2 応援要請

「災害対策計画第1編第1章第3節 広域応援・派遣要請」参照

「災害対策計画第1編第1章第4節 民間団体等の協力」参照

3 災害救助法適用時の措置

市（市民環境対策部）は、災害救助法が適用された場合、必要な書類を整備する。

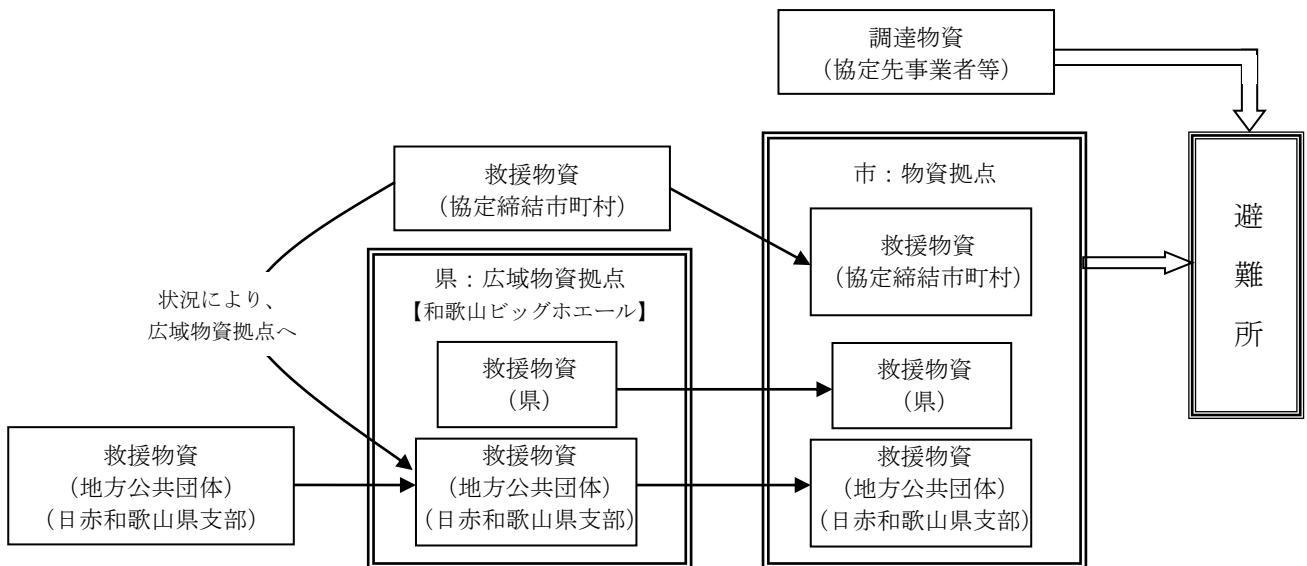
市（本部事務局）は、市（各対策部）の書類をとりまとめ、県（福祉保健部）へ報告を行う。

「災害対策計画第1編第2章第3節 災害救助法の適用」参照

第4項 物資拠点

物資拠点とは、県、他市町村及び日本赤十字社和歌山県支部からの救援物資を受入、仕分け、数量等を管理するための一時保管施設のことで、備蓄倉庫とは別に設けられるものである。

救援物資の流れは、おおむね次のフロー図のとおりとする。



1 開設・運営

市（財政対策部）は、民間物流業者等の協力を得て、以下のとおり物資拠点の開設・運営を行う。

(1) 基準

あらかじめ選定している予定地及び民間物流業者管理施設の中から、災害の場所や規模等に応じ、適した場所へ物資拠点を開設する。

「総則・予防計画第2編第3章第6節 物資の備蓄及び確保体制の整備」参照

(2) 受入れ

物資拠点では、民間物流業者等から配送された、次に掲げる物資を受け入れる。

なお、市は原則として県、他市町村及び日本赤十字社和歌山県支部を介さない、直接の義援物資の受付は行わない。

- ア 救援物資
- イ 調達物資
- ウ その他救援活動に必要な物資

(3) 仕分け・管理

民間物流業者の協力を得て、仕分け、在庫数量について本部と情報共有を図りながら管理

する。

(4) 配送

民間物流業者、協定先事業者の協力を得て、避難所へ配送する。

2 広域物資拠点との連携

市（財政対策部）は、県が開設する広域物資拠点からの物資受入れ等を円滑に行うため県危機管理部と必要な調整を行う。

連絡先	県危機管理部（災害対策課）
	県 防 電 話 300- 403
	F A X 300- 496
	N T T 電 話 441-2262
	F A X 422-7652

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第5節 廃棄物処理対策

計画の方針

地域の環境衛生を保全し、各応急活動を支援するため、和歌山市災害廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正に一般廃棄物及びがれきを収集・処理する。また、市民、事業者に対しては分別等排出ルールの順守協力を求める。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
3日以内	収集・運搬体制の確立

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 家庭ごみの収集・処理	市民環境対策部、本部事務局、健康対策部	県環境生活部、県福祉保健部
第2項 災害ごみの収集・処理	市民環境対策部、産業交流対策部、都市建設対策部、消防対策部、建物を管理する各対策部、本部事務局、	県環境生活部、県福祉保健部、県県土整備部
第3項 し尿の収集・処理	市民環境対策部、上下水道対策部、本部事務局、健康対策部	県環境生活部、県福祉保健部
第4項 動物の死体（犬、猫等）の収集・処理	市民環境対策部	県環境生活部、県福祉保健部
第5項 報告	市民環境対策部	県環境生活部

第1項 家庭ごみの収集・処理

項目	概要
体制	市（市民環境対策部）は、災害の状況によりごみ排出量を推定し、ごみ処理班を編成する。班の編成は、次の被害規模に応じて、あらかじめ定めている人員及び車両の配置と出勤日数で運用する。

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

項目	概要
	A級：全市的に被害を受けた場合 B級：市の約半分程度被害を受けた場合 C級：市の3分の1程度部分的に被害を受けた場合
収集・処理	1 仮設集積場（避難所ごみ等の集積場）、分別区分及び収集期間を決定する。 2 道路啓開後、収集開始 3 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋の配布 4 焼却炉等で処理。焼却炉での焼却が不可能な場合又は収集運搬能力を超えるごみが発生した場合は、仮置場を選定する（生活ごみを除く。）。
住民への広報	市（本部事務局）と連携して、各種媒体により広報を実施する。 1 仮設集積場及び収集期間の周知 2 分別及び腐敗しやすいごみ等の優先処理の啓発
応援要請	原則、現有の人員、機材等によって対応するが、必要に応じて、機材等の借上げや民間事業者に協力を求める。 特に、甚大な被害を受けて、収集・処理能力を超えるごみが発生した場合や、処理施設等の被害により支障が生じる場合は、市（本部事務局）と調整の上、国、県、他自治体等の機関や協定締結者、民間事業者、団体等に応援要請を行う。
感染症に対する措置	感染症発生地区及びその周辺の清掃作業は、市（健康対策部）の協力を得て、感染拡大防止に配慮して行う。

「総則・予防計画第3編5-5-1 ごみ処理班編成表」参照

「総則・予防計画第3編5-5-3 処理施設の状況」参照

「総則・予防計画第3編5-1-2 防災関連（都市間、企業等）協定等一覧表」参照

第2項 災害ごみの収集・処理

項目	概要	
体制	市（市民環境対策部）	災害によって発生する廃棄物の適切な収集体制を構築する。
	市（産業交流対策部）及び港湾・漁港管理者	施設内及びふ頭周辺の航路障害物の除去を行う。
	市（都市建設対策部）及び道路・河川管理者	民間業者の協力を得て、路上に散乱している交通障害物及び河川障害物の除去を行う。

項目	概要	
	市（消防対策部）	民間事業者や市（都市建設対策部）の協力を得て、活動の支障となる工作物等の除去を行う。
	市（建物を管理する各対策部）及びその他所有者	原則、所管する建設物の障害物の除去を行う。
一時集積等を行う仮置場の確保	災害廃棄物の発生量を推定し、収集した災害廃棄物を処分するまでの間の仮置き、分別、所有者不明の工作物の保管等を円滑に行う一時集積等の仮置場を確保する。	
処理	1 処理量を少なくし木材・金属・コンクリート等の再利用を図るため、適切な分別処理を推進する。 2 焼却炉等で処理。焼却炉での焼却が不可能な場合又は処理能力を超える災害廃棄物が発生した場合、応援要請を行うとともに、新たな一時集積等を行う仮置場を選定する。 3 災害廃棄物に混在するアスベスト等有害廃棄物について、地域住民の健康管理及び安全管理に配慮し、専門業者による収集・処理を推進し、適切な処理を図る。	
応援要請	市独自では対応しきれないと認められる場合には、市（本部事務局）と調整の上、国、県、他自治体等の機関や協定締結者、民間事業者、団体等に応援要請を行う。 また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出の支援を受けるものとする。	
不法投棄等の防止	道路、公園等への不法投棄及び野焼きを防止するため、道路管理者等と連携して啓発を行う。また、海洋への不法投棄等による汚染を防止するため、海上保安部との連絡を密にする。	

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第5編

第3項 し尿の収集・処理

項目	概要
体制	市（市民環境対策部）は、災害の状況によりし尿排出量を推定し、し尿処理班を編成する。班の編成は、次の被害規模に応じて、あらかじめ定めている人員及び車両の配置と出勤日数で運用する。 A級：全市的に被害を受けた場合 B級：市の約半分程度被害を受けた場合 C級：市の3分の1程度部分的に被害を受けた場合
収集・処理	1 浸水等により各家庭のトイレがあふれている場合

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

項目	概要
	<p>は、速やかにくみ取りを行う。</p> <p>また、道路の損壊又は冠水等により、バキューム車が進入できない場合は、各家庭で適宜処理するものとし、バキューム車の進入が可能になったときは、速やかにくみ取りを行う。</p> <p>2 避難所状況、立地条件等を考慮して、避難所の適切な、くみ取り体制を構築する。</p> <p>3 し尿処理場で処理。し尿処理場での処理が不可能な場合は、地下水や河川の環境衛生に配慮しながら、下水道管理施設及び仮貯留槽による処理を行う。</p>
<p>仮設トイレの設置等</p>	<p>市域の被災状況及び立地条件を考慮し、以下に掲げるものを設置する。</p> <p>1 市（市民環境対策部） 生活関連物資として備蓄している「トイレ処理セット」を避難所にて配布するとともに、市（上下水道対策部）と調整の上、住民の避難状況やライフラインの被災・復旧状況等を考慮して、民間業者の協力を得て、必要箇所に仮設トイレを設置する。</p> <p>2 市（上下水道対策部） 市（市民環境対策部）と調整の上、住民の避難状況やライフラインの被災・復旧状況等を考慮して、必要箇所にマンホールトイレ上部を設置する。</p>
<p>住民への広報</p>	<p>市（本部事務局）と連携して、各種媒体により広報を実施する。</p> <p>1 くみ取りが行えない場合の各家庭での処理啓発</p> <p>2 仮設トイレ設置場所の周知</p> <p>3 市（上下水道対策部）は、下水道施設の被災状況が把握できるまで、下水道処理区域内の水洗トイレの使用制限及びマンホールトイレの設置箇所について市（本部事務局）と連携して広報を実施する。</p>
<p>応援要請</p>	<p>原則、現有の人員、機材により行うが、必要に応じて機材等の借上げや民間事業者に協力を求める収集・処理能力を超えるし尿が発生した場合や、処理施設等の被害により支障が生じる場合は、市（本部事務局）と調整の上、他市町村、県、自衛隊、和歌山市清掃連合会、一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人一般廃棄物協会等に応援要請を行う。</p>
<p>感染症に対する措置</p>	<p>感染症発生地区及びその周辺の清掃作業は、市（健康対策部）の協力を得て、感染拡大防止に配慮して行う。</p>

「総則・予防計画第3編5-5-2 し尿処理班編成表」参照

「総則・予防計画第3編5-5-3 処理施設の状況」参照

「総則・予防計画第3編5-1-2 防災関連（都市間、企業等）協定等一覧表」参照

第4項 動物の死体（犬、猫等）の収集・処理

災害により死亡した動物の処理は、飼い主が自らの責任で行うが、飼い主不明の場合や、自らの責任で処理することができない場合、市（市民環境対策部）は、収集し、焼却炉で衛生的に焼却処理を行う。

また、焼却施設の被災等により焼却が不可能な場合は、環境に配慮した適切な方法により一時埋設等を行い、焼却機能復旧後に焼却処理を行う。

第5項 報告

市（市民環境対策部）は、災害により発生した災害廃棄物の処理や廃棄物処理施設が被災した際の復旧に対して財政的な支援を受けるため、「災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂環境省環境再生・資源環境局廃棄物処理推進課）」により、県を通じて国へ報告する。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第6節 学校及び幼稚園、保育所等の応急対策

計画の方針

防災計画に基づき、児童生徒（園児）の安全を確保するとともに、被災状況を速やかに把握し、必要な応急措置を講じる。学校施設が避難所として開設された場合は、必要な支援を行うとともに、学校教育の早期再開を図る。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
直ちに	在校児童生徒の安全確保・避難誘導
7日以内	学校教育の段階的な復帰、学用品給与事務

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 初動措置	教育対策部	県教育委員会、各学校
第2項 学校教育の早期再開	教育対策部	県教育委員会、各学校
第3項 学用品の給与	教育対策部	県教育委員会、県福祉保健部、各学校
第4項 幼稚園、保育所等の応急対策	教育対策部、福祉対策部	各幼稚園、各保育所等
第5項 社会教育活動	教育対策部、産業交流対策部	県教育委員会、文化財管理者又は所有者

第1項 初動措置

各学校は、児童生徒の安全を確保するとともに、児童生徒及び学校施設の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を図る。

1 児童生徒の安全確保

項目	概要
安全確保	在校中に災害が発生した場合、児童生徒の安全確保を図るとともに、安全が確認できるまで学校で保護する。

項目	概要
	なお、二次災害防止を図るため、立地条件等を考慮して適切な避難誘導を行う。
保護者への情報発信	児童生徒の状況、各学校が行う措置等について情報発信を行い、混乱防止に努める。
保護者への引渡し	安全が確認された後に、保護者への引渡しを行う。 なお、連絡不通等により引渡しが出来ない児童生徒については、引き続き学校で保護する等適切な措置を図る。
安否確認	休日夜間に災害が発生した場合は、あらかじめ定めた体制により参集し、児童生徒の安否確認を行う。
児童生徒の安全確保後の対応	児童生徒の保護者への引渡し終了後、引き続き応急対策活動を行う。 1 被害情報の報告 児童生徒及び施設の被害状況を確認し、市（教育対策部）へ報告を行う。 2 避難所運営支援 市（避難所運営員）と連携して、避難所運営の支援を行う。

第2項 学校教育の早期再開

各学校は、市（教育対策部）と連携して、学校教育の早期再開に資するために以下の措置を講じる。

1 教育施設の確保・応急教育の実施

学校施設等が災害により損傷した場合、補修等による継続使用又は代替施設利用について速やかに判断し、応急教育の実施に努める。

なお、避難所として使用されている場合、市（避難所運営員）と協議して、学校機能部分と避難機能部分との区域分けを行う。

項目	概要
被害が軽微な場合	応急措置を行い、授業を行う。
被害が甚大な場合	残存の安全な教室、特別教室、屋内体育施設等を利用するとともに、なお不足する場合は、二部授業等の方法により授業を行う。
全面的に施設使用が不可能な場合	近隣の安全な学校や公共施設の利用、仮設教室の建設等により授業を行う。

2 教員の確保

教職員の被災状況を勘案し、学校内で調整を図ることとするが、調整ができない場合は、市（教育対策部）は、補助教員の確保を図る。

3 学校給食の確保

給食設備及び物資の現状を把握し、状況により学校給食（簡易給食）の実施又は中止を決定する。

なお、学校給食の実施については、衛生管理に十分留意して行う。

4 児童生徒のこころのケア

保護者、主治医及びスクールカウンセラー等教育相談機関との連携により、児童生徒のこころのケアを行う。

第3項 学用品の給与

1 給与

各学校は、被害別、学年別に給与対象となる児童生徒を把握した上で、市（教育対策部）及び県と連携して、学用品の給与を行う。

項目	概要
対象者	災害救助法が適用されたときに、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水（土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態になったものを含む。）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒とする。
給与品目	教科書、教科書以外（文房具、通学用品）
給与方法	原則として県において一括購入し、配分は各学校が行う。

2 災害救助法適用時の措置

市（教育対策部）は、災害救助法が適用された場合、必要な書類を整備する。

市（本部事務局）は、市（各対策部）の書類をとりまとめ、県（福祉保健部）へ報告を行う。

「災害対策計画第1編第2章第3節 災害救助法の適用」参照

第4項 幼稚園、保育所等の応急対策

各（幼稚園、保育所等）は、市（教育対策部及び福祉対策部）と連携して、園児・教職員の安全確保を図るため、上記第1項及び第2項に準じて、応急対策を推進する。

第5項 社会教育活動

1 施設対策

災害時、社会教育施設等は、災害応急対策のため、避難所、現地対策本部等に利用される場合も少なくないことから、市（教育対策部及び産業交流対策部）は、被害状況を把握し、その応急処置等、適宜の処置を速やかに実施する。

2 文化事業等の再開

市（産業交流対策部）は、被災者に対して、精神的な支援を実施するため、適切な時期に、芸術・文化・スポーツ事業の再開に努める。

3 文化財対策

市（産業交流対策部）は、文化財の被害調査を実施し、文化庁及び県の指導・助言のもと文化財管理者又は所有者と協議し、復旧対策を推進する。

第7節 罹災証明書等の交付

計画の方針

被害状況調査員、県建築士会等による調査体制を迅速に構築し、家屋の被害認定調査を行う。調査結果は被災者台帳に整理するとともに、各種被災者支援措置を受けるに当たり必要とされる罹災証明書の交付を迅速に行う。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
1か月以内	罹災証明書交付

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 罹災証明書	財政対策部、本部事務局、都市建設対策部	県福祉保健部、県建築士会
第2項 火災証明書	消防対策部	

第1項 罹災証明書

市（財政対策部）は、被災地区の概況調査や応急危険度判定とは別に、被災者生活再建支援金や義援金の配分等の判断材料となる住家被害程度を証明するため、迅速に調査体制を確立し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」及び「罹災証明書等の交付に関する要綱」に基づき、おおむね以下のとおり住家被害認定調査を行う。

「総則・予防計画第3編5-6-3 被害認定基準表」参照

「災害対策計画第6編様式19 罹災証明書等の交付に関する要綱及び各様式」参照

1 調査体制の確立

市（財政対策部）は、市（被害状況調査員、本部事務局、都市建設対策部）及び県建築士会等専門的な知識や経験を有する民間団体による調査体制を組織し、調査方法等について、オリエンテーションを実施する。

- (1) 調査地区の決定
- (2) 担当調査員の編成

- (3) 調査項目、方法の説明
- (4) 調査必要品（調査票、地図等）の配布
- (5) その他必要なこと

2 調査の実施

調査項目は、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）・床上浸水・床下浸水とし、原則被災者立会いのもと、罹災証明書の交付時期・場所や被災者支援のための各施策について説明を行いながら適切かつ公平に実施する。

調査の実施対象については、大規模地震等の場合は全棟、被害地域が少ない水害等の場合は一部地域は全棟及びその他は申請のあった建物、軽微な災害は申請建物のみとする。なお、上記を基本としつつ、航空写真等を活用しながら、被害状況に応じて適切に調査対象地域の設定を行う。

また、罹災証明書交付後において、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、必要に応じて再調査を行う。

〈全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊の認定基準〉

判定種別	被害の程度				
	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊
1 損壊基準判定 住家の損壊、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満
2 損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満

3 被災者台帳の作成

調査結果は、適切に整理しておくとともに、判定結果及び義援金等被災者支援措置実施状況を総合的に管理する「被災者台帳」を作成する。

記載事項
1 氏名
2 生年月日
3 性別
4 住所又は居所
5 住家被害その他市長が別に定める種類の被害の状況
6 支援措置の実施状況
7 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8 その他必要とする事項

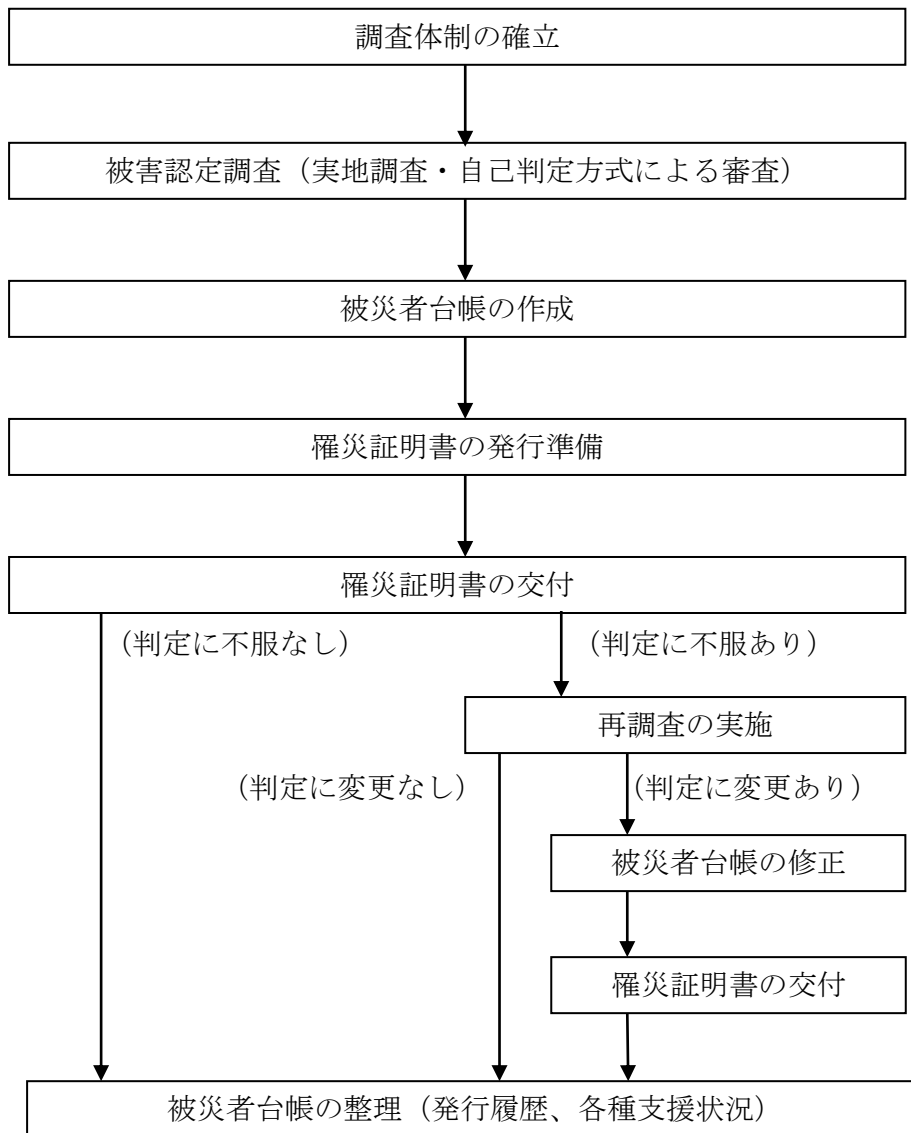
4 罹災証明書の交付

「罹災証明書等の交付に関する要綱」に基づき罹災証明書を交付する。
 なお、証明手数料は無料とする。

5 罹災証明書交付に関する広報の実施

住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付を円滑に行うため、広報紙等により市民へ周知を図るとともに、罹災証明書交付・相談窓口を設置する。

6 罹災証明書の交付に関する手順



第2項 火災証明書

市（消防対策部）は、和歌山市火災調査規程に基づき、火災証明書を交付する。

第8節 市民生活安定のための緊急措置

計画の方針

被災した市民の生活再建と社会秩序の維持を図るため、国・県、関係機関等と連携し、義援金の配分、各種支援金の支給等必要な緊急措置を実施する。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
1か月後2か月以内	義援金及び各種支援金の支給

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 義援金の配分及び各種支援金の支給	福祉対策部、出納対策部	県福祉保健部、日本赤十字社和歌山県支部、県共同募金会、報道機関
第2項 市税の減免等	財政対策部	
第3項 公共料金等の特例措置	本部事務局、消防対策部、市民環境対策部、健康対策部、福祉対策部、都市建設対策部、上下水道対策部	日本放送協会、西日本電信電話(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガスネットワーク(株)
第4項 郵便物の特別取扱等		日本郵便(株)
第5項 各種資金の貸付	福祉対策部、産業交流対策部	県福祉保健部
第6項 社会秩序の維持	本部事務局	県警、地域各種団体
第7項 物価の安定及び物資の安定供給	産業交流対策部	県環境生活部
第8項 雇用対策	産業交流対策部	県商工観光労働部、ハローワーク和歌山
第9項 地域経済復興支援	産業交流対策部	
第10項 災害相談総合窓口の設置	市民環境対策部、各対策部	

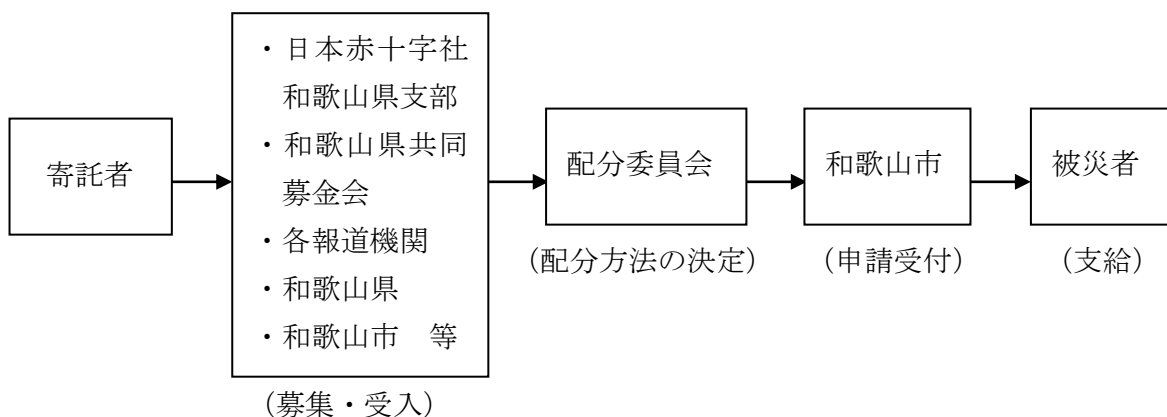
第1項 義援金の配分及び各種支援金の支給

1 義援金

義援金は、災害等により生命や財産に被害を受けた被災者の生活支援を目的として集められ、被害にもとづいて公平に配分される寄付金である。原則として、集められた義援金の全額が被災者に届けられる。

項目	概要
募集	市（福祉対策部）は、県、他市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等と連携して義援金を募集する。 募集期間は一箇月とし、災害の規模により延長することができる。
管理	市（出納対策部）は、市が募集した義援金について、配分委員会に速やかに管理換えを行う。 なお、配分委員会が組織されるまで現金の領収保管は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳を備え付け、出納の状況を記録し、経理するとともに、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。
配分対象、金額の決定	義援金の配分対象、金額等については、義援金募集機関、被災地関係者及び学識経験者等から組織される配分委員会（事務局は県に設置）において協議の上決定する。
配分の実施	市（福祉対策部）は、義援金配分委員会の決定に基づき、義援金を配分対象者へ支給する。

【義援金配分フロー】



2 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市（福祉対策部）は、災害により被害を受けた遺族及び精神又は身体に著しい障害を受けた市民の福祉及び生活の安定を図るため、「和歌山市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う。

また、制度の周知について、各種媒体を通じて広報を行う。

(1) 災害弔慰金

項目	概要
対象となる災害	1 本市の区域で、住家の滅失世帯数が5以上発生した災害 2 県内で住家の滅失世帯が5以上の市町村が3以上発生した災害 3 県内の区域内において、救助法が適用された災害 4 同一災害で救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
対象者	死亡した者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹のうち一人）
支給額	1 災害により死亡した者が、支給対象者の生計維持者であった場合 5,000,000円 2 上記「1」以外の者であった場合 2,500,000円 ※ 災害障害見舞金の支給を既に受けている場合は、その差額とする。

(2) 災害障害見舞金

項目	概要
対象となる災害	「ア 災害弔慰金 対象となる災害」と同じ。
対象者	災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に、「災害弔慰金の支給等に関する法律別表」に掲げる程度の障害がある場合、その者に対して支給する。
支給額	1 支給対象者が生計維持者であった場合 2,500,000円 2 上記「1」以外の者であった場合 1,250,000円

3 被災者生活再建支援金

市（福祉対策部）は、市域に一定規模以上の自然災害が発生し、被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号）が適用された場合、被災者の生活再建を支援するため被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 被災者生活再建支援法の適用

項目	概要
対象となる災害	<p>暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であって次のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものも含む。）が発生した自然災害 2 市内で10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 3 県内で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続することが見込まれる世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
支給額	<ol style="list-style-type: none"> 1 基礎支援金（被害の程度に応じて支給） <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害程度が「対象者1」該当者 100万円 (2) 被害程度が「対象者2」該当者 100万円 (3) 被害程度が「対象者3」該当者 100万円 (4) 被害程度が「対象者4」該当者 50万円 <p>※ 世帯人数が1人の場合は上記金額の3/4の額</p> 2 加算支援金（住宅の再建方法に応じて加算） <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設・購入 200万円 (2) 補修 100万円 (3) 賃貸 50万円 <p>※ 中規模半壊は1/2の額</p> <p>※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200万円（又は100万円）</p> <p>※ 世帯人数が1人の場合は上記金額の3/4の額</p>

(2) 支援金の支給申請

被災者生活再建支援金の支給を受けようとする者は、以下の書類を添付して申請する。

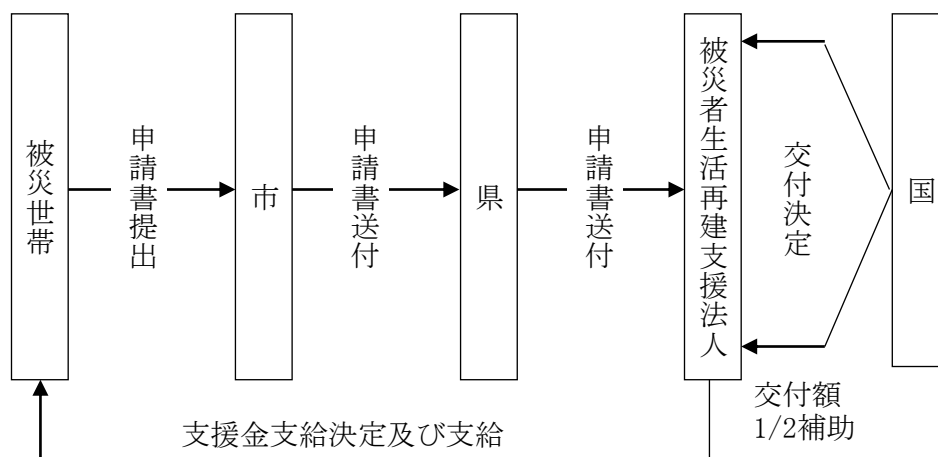
項目	概要
申請時の添付書類	1 罹災証明書 2 住民票 3 預金通帳の写し 4 住宅の建設、購入、補修、貸借又は解体を確認できる領収書・契約書等の写し
申請期間	1 基礎支援金 災害発生から13月以内 2 加算支援金 災害発生から37月以内

(3) 市が実施する事務

- 制度の周知（広報）
- ◎ 住宅の被害認定
- ◎ 罹災証明書等必要書類の発行
- ◎ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
- ◎ 支給申請書の受付・確認等
- ◎ 支給申請書等のとりまとめ及び県への送付
- 支援金の返還に係る請求書の交付
- 加算金及び延滞金の納付に係る請求書の交付
- 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金

● その他上記に係る付帯事務

※ 「◎」は市で行う事務、「○」は委託を受けて行う事務、「●」は必要な事務



第2項 市税の減免等

市（財政対策部）は、被災者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）及び和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）により、和歌山市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出、納付若しくは納入に関する期限の延長又は市税の徴収猶予、減免を実情に応じて実施するとともに、これら減免等について各種媒体を通じて広報を行う。

項目	概要
納期限等の延長	災害により、法又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、「和歌山市税条例第6条」の規定に基づき、納期限等の延長措置を講ずる。
徴収猶予	災害により、被害を受けた納税義務者等が市税を一括して納付することができない場合において、申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない事由があると認められる場合は、「地方税法第15条」の規定に基づき、更に1年以内の延長を行う。
減免	被災納税義務者に対し、該当税目について、「地方税法第323条、第367条、第454条、第532条、第605条の2」の規定及び「和歌山市税条例第45条並びに第69条」等の規定に基づき、減免を行う。

第3項 公共料金等の特例措置

市関係各部及びライフライン等関係機関は、被災住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて可能な限り特例措置を講じるとともに、所掌する特例措置について、各種媒体を通じて広報を行う。

項目	実施担当機関
1 罹災証明手数料及び火災証明手数料の免除	本部事務局、消防対策部
2 し尿くみ取り手数料、ごみ処理手数料の免除等	市民環境対策部
3 保険料の減免等	健康対策部
4 保育料の減免	福祉対策部
5 市営住宅家賃等の減免	都市建設対策部
6 上下水道料金の減免等	上下水道対策部
7 テレビ受信料金の免除等	日本放送協会
8 電話料金・電話工事費の減免等	西日本電信電話株式会社 各通信事業者
9 電気料金・工事費負担金の免除等	関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社
10 都市ガス料金の納付延長等	大阪ガスネットワーク株式会社 各ガス小売事業者

第4項 郵便物の特別取扱等

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、被害状況及び被災地の実情に応じ、地域の各郵便局においての郵便事業にかかわる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

1 郵便関係

(1) 小包郵便料金の免除

総務大臣が告示した場合で、当該災害地の被災者の援助を行う和歌山県、和歌山市、日本赤十字社等にあてた救助物資を内容とする小包郵便料金については、これを免除する。

(2) 郵便はがき等の無償交付

救助法適用時においては、1被災世帯当たり5枚以内の郵便はがき及び郵便書簡1枚を交付する。

2 為替貯金・簡易保険

災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情により、被災地の郵便局において、郵便貯金・簡易保険金・貸付金等の一定金額以内の非常即時払いのほか、保険料・年金掛金の特別払込猶予等の措置を講ずる。

第5項 各種資金の貸付

1 災害援護貸付金

市（福祉対策部）は、被災者の生活再建を支援するため「和歌山市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害援護資金の貸付を行う。

また、これら貸付について各種媒体を通じて広報を行う。

項目	概要
対象となる災害	県内で救助法による救助が行われた市町村が1以上ある災害
対象者	災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯の世帯主であって、「災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項」に規定する要件に該当する者
貸付限度額及び貸付条件	貸付限度額、貸付条件等は、下記のとおりとする。 1 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 (1) 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円 (2) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円 (3) 住居が半壊した場合 2,700,000円 ※ 被災した住宅を建て直すに際し、その住居の残存

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

項目	概要
	部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は 3,500,000円 (4) 住居が全壊した場合 3,500,000円 2 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 (1) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円 (2) 住居が半壊した場合 1,700,000円 ※ 被災した住宅を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は 2,500,000円 (3) 住居が全壊した場合((4) の場合を除く。) 2,500,000円 ※ 被災した住宅を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は 3,500,000円 (4) 住居の全体が滅失した場合 3,500,000円

2 被災身体障害者に対する補装具の交付等

市(福祉対策部)は、和歌山市民生委員・児童委員協議会の協力を得て、被災した身体障害者に対して、補装具の交付等の事業を推進する。

交付内容	1 災害によって補装具を破損若しくは流失した者に対する修理又は交付 2 災害によって負傷又は疾病にかかった者の更正医療費の給付
------	--

3 復旧資金の貸付等

市(産業交流対策部)は、県との連携のもと、被災した中小企業者や農林漁業者等の復旧を促進し早期に経済及び経営の維持安定が得られるようにするため、必要に応じて次の措置を講ずる。

項目	概要
中小企業者に対する復旧資金の融資等	1 株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧貸付制度の利用促進を図る。 2 市内金融機関に対し、中小企業向けの融資の特別配慮を要請し、協力を求める。

項目	概要
	<p>3 「中小企業信用保険法」（昭和25年法律第264号）による経営安定関連保証の特例の適用を認定するとともに、中小企業向けの融資の円滑化を図るため、信用保証協会等の協力を求める。</p> <p>4 中小企業者の負担を軽減し、その復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるための必要な措置を講ずる。</p> <p>5 中小企業者に対する援助・助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。</p>
<p>農林漁業者に対する復旧資金の融資等</p>	<p>1 天災による被災農林漁業者等に向け、再生産等の確保のため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年法律第136号）に基づき、経営資金及び事業資金を貸し付けた金融機関等に対し、和歌山県が利子補給等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業者経営資金 ・農林漁業組合事業資金 <p>2 農業及び漁業協同組合を窓口とする各種融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業近代化資金 ・漁業近代化資金 ・生活営農資金 ・株式会社日本政策金融公庫貸付資金 <p>3 被災農林漁業者等に対する既借入金の償還条件の緩和などの特別措置を講ずる。</p> <p>4 農林漁業者等に対する援助・助成措置について広報するとともに、必要に応じ、融資相談室等を設置する。</p>

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第6項 社会秩序の維持

県警は、被災地及びその周辺において、市（本部事務局）及び地域各種団体と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行う。

第7項 物価の安定及び物資の安定供給

市（産業交流対策部）は、県と連携して、物価の動きを注視するとともに、買い占めや売り惜みが生じないよう監視を行い、必要に応じて関係事業者に対して適正な供給を要請する。

第8項 雇用対策

市（産業交流対策部）は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、労働

相談を実施し、離職者に対して、ハローワーク和歌山を通じた就業機会の確保に努める。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第9項 地域経済復興支援

市（産業交流対策部）は、地域経済の復興を軌道に乗せ、地域をより発展させるため、県や関係団体と連携してイベント・商談会等の実施を推進するとともに、誘客対策を実施する。

第10項 災害相談総合窓口の設置

市（市民環境対策部）は、災害により、市民からの問い合わせ、相談等が頻繁となった場合は、市役所内に災害相談総合窓口を開設し、行方不明者の受付、罹災証明書の交付、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の市が実施する災害対策業務の受付案内のほか、金融、保険等の相談を実施する。

また、市（各対策部）は、各種支援制度の実施に当たり、被災者台帳の活用を含め、被災者への積極的な周知に努め、和歌山市社会福祉協議会、和歌山市民生委員・児童委員協議会その他関係機関の協力を得るとともに、県相談窓口と必要な連携を図る。

第6章 地域の生活基盤を支えるために

第6章 地域の生活基盤を支えるために

第1節 宅地等の応急危険度判定

計画の方針

災害の拡大や二次災害を防止し、住民及び施設利用者の安全を確保するため、宅地及び建築物の応急危険度判定を実施する。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
3日以内	応急危険度判定の実施

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 被災宅地の危険度判定	都市建設対策部	県県土整備部
第2項 被災建築物の応急危険度判定	都市建設対策部、建物を管理する各対策部	県県土整備部、施設管理者
第3項 相談窓口の設置	都市建設対策部	

第1項 被災宅地の危険度判定

市（都市建設対策部）は、地震や降雨等により宅地災害が広範囲に発生した場合に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定を実施して、被害の状況を迅速に把握し、二次災害の防止を図る。

項目	概要
判定実施要否の判断	宅地に関する被害情報を収集し、必要性を検討し、必要と認めた場合は、「被災宅地危険度判定実施本部」（以下、「実施本部」という。）を設置する。 なお、実施本部を設置した場合は、県へ報告する。
判定士の参集・派遣要請	実施本部は、「危険度判定」の資格を有する職員を招集するとともに、県に応援を要請する。

項目	概要
判定士の受入準備	<p>実施本部は、判定が円滑に行われるよう、以下の準備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判定拠点（支所・連絡所等）の設置 ・判定区域、実施順位、期間（原則7日間）の決定 ・資機材、移動手段、宿泊施設の確保 ・判定コーディネーターの配置 ・ガイダンスの実施（調査方法の説明） ・広報の実施
判定の実施	<p>宅地を対象に、外観目視点検調査を行い、判定結果を示すステッカーを、見やすい場所に表示する。</p> <p>危険・・・赤紙を張る。 要注意・・・黄紙を張る。 調査済・・・青紙を張る。</p>
判定結果の集計	実施本部は、判定結果を受理・整理する。

第2項 被災建築物の応急危険度判定

市（都市建設対策部）は、地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定を行い、被災建築物による二次災害の防止を図る。

なお、避難所等多数の被災者を収容している施設については、市（建物を管理する各対策部）及び施設管理者と必要な調整を行いながら実施するものとする。

項目	概要
判定実施要否の判断	<p>建築物被害情報を収集し、必要性を検討し、必要と認めた場合は、「被災建築物応急危険度判定実施本部」（以下、「実施本部」という。）を設置する。</p> <p>なお、実施本部を設置した場合は、県へ報告する。</p>
判定士の参集・派遣要請	<p>実施本部は、「被災建築物応急危険度判定」の資格を有する職員及び地元判定士を招集するとともに、県に応援を要請する。</p>
判定士の受入準備	<p>実施本部は、判定が円滑に行われるよう、以下の準備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判定拠点（支所・連絡所等）の設置 ・判定区域、実施順位、期間（原則10日間）の決定 ・資機材、移動手段、宿泊施設の確保 ・判定コーディネーターの配置 ・オリエンテーションの実施（判定方法の周知） ・広報の実施
判定の実施	<p>主に民間建築物及び避難所を対象に、外観目視点検調査を行い、判定結果を示すステッカーを、建築物の見や</p>

項目	概要
	すい場所に表示する。 危険・・・赤紙を張る。 要注意・・・黄紙を張る。 調査済・・・緑紙を張る。
判定結果の集計	実施本部は、判定結果を受理・整理する。

第3項 相談窓口の設置

市（都市建設対策部）は、判定結果や被災建築物等の所有者からの問い合わせや相談に対応するため、県建築士会等専門的な知識や経験を有する民間団体の協力を得ながら、相談窓口を設置する。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第2節 応急住宅対策

計画の方針

災害により住宅の滅失、破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本に、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供並びに応急仮設住宅の提供等被災者の居住確保のための各施策を実施する。なお、被災者の意向を踏まえた上で、円滑に応急的な住まいの確保を図るものとする。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
4日以内	公営住宅や民間住宅のあっせん

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 公営住宅等の提供	都市建設対策部	公営住宅管理者、民間施設管理者
第2項 応急仮設住宅の建設	都市建設対策部、健康対策部、福祉対策部	県県土整備部、県福祉保健部
第3項 住居障害物の除去及び住宅の応急修理	都市建設対策部	県県土整備部、県福祉保健部
第4項 市営住宅の復旧等	都市建設対策部	県県土整備部

第1項 公営住宅等の提供

市（都市建設対策部）は、次のとおり市営住宅等を活用した住宅確保施策を実施する。

1 公営住宅の活用

市営住宅の空家を活用するとともに、県及び県内各市町村の公営住宅管理者に対し、被災者の応急住宅としての一時使用を要請する。

2 民間住宅の活用

- (1) 不動産関係団体に協力を要請し、民間住宅のあっせんを行う。
- (2) 「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」の適切な運用及び住宅金

融支援機構が実施する住宅建設資金、購入資金又は補修資金の融資制度について周知を図る。
 (3) 災害救助法が適用され、県から委任を受けた場合は、必要に応じて民間住宅を、応急仮設住宅として借上げを行い、被災者へ無償で供与を行う。

3 災害救助法適用時の措置

市（都市建設対策部）は、災害救助法が適用された場合、必要な書類を整備する。

市（本部事務局）は、市（各対策部）の書類をとりまとめ、県（福祉保健部）へ報告を行う。

「災害対策計画第1編第2章第3節 災害救助法の適用」参照

第2項 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、市（都市建設対策部）は、本部長の承認を得て、県（知事）に対して、以下の事項を明らかにして、応急仮設住宅の建設を要請するとともに、その協力を行う。
 なお、県から委任を受けた場合は、市が実施する。

項目	概要
事項	1 必要戸数 2 建設予定地 3 その他必要な事項
要請先窓口	県県土整備部 建築住宅課 N T T 電話 441-3210 F A X 428-2038

1 必要戸数の把握

被災者の需要及び公営住宅管理者から確保できる戸数把握を行う。

2 建設予定地の確保

建設予定地の被災状況を確認するとともに、状況に応じて、下記の事項に留意して、新たな予定地の選定を行う。

- (1) 交通機関、教育機関等社会施設の利用が便利な場所
- (2) ライフライン供給が敷設可能な場所
- (3) 民有地の借上による使用料は、救助費の対象とならない。

【予定地（33か所）】

	場所	施設	面積（㎡）
1	和歌山市東長町9丁目5付近	長町公園	2,348
2	和歌山市出口中ノ丁10番付近	砂山公園	2,981
3	和歌山市太田3丁目2番付近	太田第1公園	472
4	和歌山市市小路30付近	市小路公園	2,369
5	和歌山市田尻7付近	杭ノ瀬公園	2,292

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

6	和歌山市善明寺99付近	善明寺中央公園	2,831
7	和歌山市木ノ本766付近	木本公園	1,453
8	和歌山市鳴神952付近	鳴神公園	2,430
9	和歌山市岩橋1567付近	岩橋公園	1,945
10	和歌山市平井254付近	平井公園	2,546
11	和歌山市本渡447	本渡公園	3,701
12	和歌山市福島135付近	福島公園	1,299
13	和歌山市つつじが丘5丁目3付近	つつじが丘わんぱく第3公園	685
14	和歌山市つつじが丘2丁目3付近	つつじが丘わんぱく第4公園	1,311
15	和歌山市岩橋1523付近	岩橋中央公園	4,522
16	和歌山市広瀬中ノ丁1丁目16付近	岡東公園	3,500
17	和歌山市木広町3丁目3付近	新南公園	4,095
18	和歌山市中之島1495付近	中之島公園	5,554
19	和歌山市禰宜1260付近	松下公園	3,351
20	和歌山市つつじが丘4丁目6付近	つつじが丘中央公園	4,392
21	和歌山市平井470付近	平井中央公園	2,330
22	和歌山市木ノ本70付近	木ノ本佃田児童遊園	1,880
23	和歌山市井辺144付近	岡崎中央児童遊園	700
24	和歌山市西庄北広215番地他7筆	西庄公園グラウンドの一部	10,605
25	和歌山市有田屋町5番	雄湊公園グラウンドの一部	4,800
26	和歌山市関戸3丁目775番1	高津公園グラウンド	6,400
27	和歌山市向191番地(向184-3の一部)	向団地公園グラウンド	450
28	和歌山市吉里2番地(吉里353-1、342-1)	グラウンド(菖蒲ヶ丘団地B12棟裏)	760
29	和歌山市吉礼564番地(吉礼551-1)	グラウンド(菖蒲ヶ丘団地B1棟前)	880
30	和歌山市塩屋6丁目1番(塩屋6丁目199-1)	塩屋団地内空地	550
31	和歌山市つつじが丘4丁目1-2	つつじが丘総合公園新駐車場	6,403

32	和歌山市北出島133	和歌山東公園多目的広場・市民球場	18,804
33	和歌山市西庄1107-38	西庄ふれあいの郷多目的広場	2,796
	計		111,435㎡

3 工事の発注（委任を受けた場合）

県から委任を受けた場合は、施工業者の選定を行い、工事を発注する。

なお、応急仮設住宅の規格は、救助法適用の範囲内とするとともに、入居者に配慮した施設を設置する。

【規格等】

<p>○規格及び限度額 災害救助法の規程に準ずる。 （「総則・予防計画第3編5-6-4 災害救助法による救助の程度・方法及び期間」参照）</p> <p>○集会施設 同一敷地内におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。</p> <p>○入居者への配慮 バリアフリー化等、要配慮者に配慮した整備を図るとともに、地域コミュニティの維持形成のため、必要に応じて小規模な施設の設置を図る。</p>
--

4 入居者の選定（委任を受けた場合）

入居者の選定は、必要に応じて民生委員の意見を聴取し、被災者の資力、その他生活状況を確認の上決定する。

（1）対象者

住家が全焼、全壊又は流失した者であって、居住する住家がなく、自らの資力では住宅を確保することのできない者

（2）優先入居者

ア 寡婦、母子世帯

イ 要配慮者

ウ 失業者 等

5 管理

応急仮設住宅の管理は、県から委任を受けて、市が管理する。

（1）家賃及び維持修理

家賃は無料とし、維持修理代及び地代が必要な場合は、入居者において負担するものとする。

（2）入居者への配慮

必要に応じて、市（健康対策部及び福祉対策部）と連携し、保健師、ケースワーカー、ホ

ームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、入居者の健康管理及び精神的安定を図るとともに、女性を始めとする入居者の意見を反映した、コミュニティの推進を図り、必要に応じて、家庭動物の受入れについても配慮する。

6 書類の整備

市（都市建設対策部）は、必要な書類を整備する。

市（本部事務局）は、市（各対策部）の書類をとりまとめ、県（福祉保健部）へ報告を行う。

「災害対策計画第1編第2章第3節 災害救助法の適用」参照

第3項 住居障害物の除去及び住宅の応急修理

災害救助法が適用され、県から委任を受けた場合、市（都市建設対策部）は、次のとおり、被災者の住居障害物の除去及び住宅の応急修理を行う。

また、制度の周知について、各種媒体を通じて広報を行う。

1 住居障害物の除去

項目	概要
対象者	災害によって住家が半壊、半焼又は床上浸水し、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、玄関等に障害物が流入しているため、一時的に居住できない状態にある者で、自らの資力で障害物の除去ができない者
除去の実施	作業員を選定し、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去を行う。

2 住宅の応急修理

項目	概要
対象者	災害によって住家が半壊又は半焼し、一時的に居住できない状態にある者で、自らの資力で応急修理ができない者
応急修理の実施	施工業者を選定し、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない場所の破損箇所の応急修理を行う。

3 書類の整備

市（都市建設対策部）は、必要な書類を整備する。

市（本部事務局）は、市（各対策部）の書類をとりまとめ、県（福祉保健部）へ報告を行う。

「災害対策計画第1編第2章第3節 災害救助法の適用」参照

第4項 市営住宅の復旧等

1 市営住宅の復旧

市（都市建設対策部）は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により市営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合、国庫から補助を受けて復旧する。

なお、国庫補助適用の基準及び国庫補助率は、「公営住宅法」による。

2 災害公営住宅の建設

市（都市建設対策部）は、大規模な災害が発生し、住宅に被害が及んだ場合に、低所得者被災世帯のため、国庫から補助を受けて災害公営住宅を建設する。

ただし、財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が市に代わって建設管理を行う。建設基準、入居者の条件等は、「公営住宅法」による。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第3節 公共土木施設等の応急対策

計画の方針

関係機関と連携して速やかに公共土木施設等の被害状況の把握に努めるとともに、状況に応じて、被害の拡大防止を図るため、必要な応急対策を行う。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
1時間以内	被害状況の把握

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 道路施設の応急対策	都市建設対策部、各対策部	県県土整備部、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所
第2項 河川の応急対策	都市建設対策部、本部事務局、消防対策部	県県土整備部、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所
第3項 海岸保全施設・港湾施設・漁港の応急対策	産業交流対策部、都市建設対策部、本部事務局、消防対策部	県県土整備部、県農林水産部、近畿地方整備局和歌山港湾事務所、和歌山海上保安部
第4項 農業用施設の応急対策	産業交流対策部、本部事務局、消防対策部	県農林水産部
第5項 土砂災害応急対策	産業交流対策部、都市建設対策部、本部事務局、消防対策部	県県土整備部、県農林水産部
第6項 市有施設の応急対策	建物を管理する各対策部	

第1項 道路施設の応急対策

市（都市建設対策部）及び各道路管理者は、早急に被害状況を把握し交通規制や、迂回路選定等の安全策を講じるとともに、迅速かつ的確な道路啓開により救援、救護活動用ルートや早期に道路交通が確保されるよう応急復旧を行う。

また、必要に応じ他の道路管理者に対して、応急復旧に係る支援を要請するものとする。

1 被害状況の把握

(1) 高速道路・国道・県道の被害状況の把握

市（都市建設対策部）は、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所、県県土整備部、西日本高速道路（株）関西支社和歌山高速道路事務所から被害状況の収集を行う。

(2) 市道の被害状況の把握

市（都市建設対策部）は、「緊急輸送道路、避難路」を中心に、巡視調査を実施するとともに、必要に応じてライフライン関係機関等道路占有施設管理者及び県警から被害状況の収集を行う。

2 交通規制の実施

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

(1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害等において道路施設の破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）するものとする。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条、6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し若しくは制限する。

(3) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

被災者の救難、救助のための人員、物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

3 障害物の除去

市（都市建設対策部）は、人命救助や人命検索、緊急車両の通行が早期に確保できるよう、防災ヘリ及び市（各対策部）等からの情報収集を基に、和歌山県道路啓開協議会構成機関と連携を図りながら、啓開箇所、優先順位、方法等を決定し、必要に応じ土木建設業者等の協力を得て速やかに通行に支障となる路上障害物（放置車両を含む）の除去を行う。

(1) 緊急輸送道路等の確保

災害応急活動を円滑にするため、高速道路インターから国道へ至る道路及び緊急輸送道路の機能の確保を優先的に行う。

(2) 災害時車両の移動やがれき除去について

ア 大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保（約4m）するため、災害対策基本法第76条の6第1項から第4項の規定に基づき道路管理者は所有者等への必要な措置命令又は所有者等が自ら移動することができない場合等の移動・撤去を行う。

イ 路上に倒壊した建物などがれきについては、道路法第42条に基づく道路の維持においてがれき除去を実施することとする。

(3) 障害物の除去は、以下のとおりである。

ア 緊急輸送上、重要な道路

- イ 住民の生命の安全を確保するための重要な道路（避難路）
- ウ 火災消火活動や人命救助活動のため、緊急の道路啓開要請箇所
- エ その他災害応急対策活動上、重要な道路

(4) 県等に対する要請

障害物の除去が困難な場合は和歌山県道路啓開協議会構成機関及び他市町村等に対して応援を要請する。

4 道路の応急復旧

(1) 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

(2) 市の責務

ア 他の道路管理者に対する通報

管内の国道、県道等他の管理者に属する道路が崖崩れ等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

イ 緊急の場合における応急復旧

事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

ウ 知事に対する応援要請

自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請するものとする。

(3) 応急工事

道路施設が被災した場合、被害の拡大防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋等の迅速な施工や、ライフライン関係機関及び各道路管理者と連携し、速やかな応急工事を推進する。

その他「災害対策計画第2編第2節 災害復旧事業の推進」参照

第2項 河川の応急対策

1 被害状況の把握

市（都市建設対策部）は、所管河川及び河川管理施設の被害状況調査を速やかに実施するとともに、各河川管理者から被害状況の収集に努める。

2 応急対策の実施

市（都市建設対策部）は、調査結果に基づき、危険性が高いと判断された箇所について被害の拡大防止を図るため、市（本部事務局及び消防対策部）及び関係機関と連携して、直ちに地域住民に周知を図るとともに必要な応急対策を速やかに実施する。

- (1) 避難情報の伝達
- (2) 避難誘導
- (3) 警戒区域の設定

- (4) 水防工法の実施
- (5) 障害物の除去
- (6) 巡回パトロール
- (7) その他必要なこと

3 応急工事

施設の被害の拡大防止を図るため、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、適切な工法により応急工事を実施する。

その他「災害対策計画第2編第2節 災害復旧事業の推進」参照

第3項 海岸保全施設・港湾施設・漁港の応急対策

1 被害状況の把握

市（産業交流対策部）は、雑賀崎・田ノ浦漁港の被害状況調査を速やかに実施するとともに、市（都市建設対策部）は、各施設管理者から、被害状況の収集を行う。

2 応急対策の実施

各管理者は、調査結果に基づき、危険性が高いと判断された箇所について、被害の拡大防止を図るため、市（本部事務局及び消防対策部）や和歌山海上保安部、漁業組合、各施設管理者等、関係機関と連携して、直ちに地域住民に周知を図るとともに必要な応急対策を速やかに実施する。

- (1) 避難情報の伝達
- (2) 避難誘導
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 埠頭周辺の障害物の除去
- (6) 漁船等の転覆による燃料等の流出、引火、拡散防止
- (7) 流出した漁業用資機材や転覆、流出船の処理対策
- (8) その他必要なこと

3 応急工事

施設の被害の拡大防止を図るため、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により応急工事を実施する。

その他「災害対策計画第2編第2節 災害復旧事業の推進」参照

第4項 農業用施設の応急対策

1 被害状況の把握

市（産業交流対策部）は、被害の拡大防止を図るため、土地改良区、地元水利組合等の協力を得ながら、用排水施設、ため池等農業用施設の被害状況調査を速やかに実施するとともに各施設管理者から、被害状況の収集を行う。

2 応急対策の実施

市（産業交流対策部）は、調査結果に基づき、危険性が高いと判断されたため池について、被害の拡大防止を図るため、市（本部事務局及び消防対策部）や土地改良区等関係機関と連携して、直ちに地域住民に周知を図るとともに必要な応急対策を速やかに実施する。

- (1) 避難情報の伝達
- (2) 避難誘導
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 水防工法の実施
- (5) 障害物の除去
- (6) その他必要なこと

3 応急工事

施設の被害の拡大防止を図るため、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により応急工事を実施する。

その他「災害対策計画第2編第2節 災害復旧事業の推進」参照

第5項 土砂災害応急対策

1 被害状況の把握

市（産業交流対策部及び都市建設対策部）及び県は、土砂災害による被害の拡大防止を図るため、被害状況調査を速やかに実施する。

2 応急対策の実施

市（産業交流対策部及び都市建設対策部）は、調査結果に基づき、危険性が高いと判断された箇所について、土砂災害による被害の拡大防止を図るため、市（本部事務局及び消防対策部）及び県と連携して、直ちに危険箇所地域住民に対し、避難情報の伝達等に努めるとともに、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

- (1) 避難情報の伝達
- (2) 避難誘導
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 県との連携
- (5) その他必要なこと

3 二次災害の防止

地形、地質、降雨状況等により断続的に土砂災害が発生する危険性があることから、二次被害を防止するため必要な措置を実施する。

- (1) 降雨等の気象状況に十分注意し、崩壊斜面及び堆積土砂の監視を実施する。
- (2) 安全性が確認されるまで崩壊箇所周辺の住民に対し避難情報を継続する。
- (3) 作業の安全性が確認できた上で、雨水浸透を防止するため、シート等による斜面養生の実施や倒木や流木等、障害物の除去を行う。

4 応急工事

斜面崩壊防止施設の全壊や決壊、埋そく等により著しい被害が懸念される場合は、砂防ボランティア協会等の技術協力を得るとともに、応急工事の促進を図る。

その他「災害対策計画第2編第2節 災害復旧事業の推進」参照

第6項 市有施設の応急対策

1 利用者等の安全確保

市（建物を管理する各対策部）は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため必要と認められるときは、最寄の避難場所やその他安全な場所（施設内を含む。）に利用者等を避難誘導する。

2 被害状況の把握

市（建物を管理する各対策部）は、各施設管理者等と連携を図りながら所管建物の被害状況調査を速やかに実施する。

- (1) 建物の損壊、傾斜、沈下、浸水状況
- (2) 設備の損傷状況
- (3) ライフラインの状況
- (4) 周辺の被害状況
- (5) その他二次災害予防又は応急対策上必要となる事項

3 応急対策の実施

市（建物を管理する各対策部）は、施設機能の早期回復を図るため、各施設管理者等と連携を図りながら、被災施設の応急対策を速やかに行う。

- (1) 避難情報等の伝達
- (2) 立ち入り禁止措置
- (3) 障害物の除去
- (4) 機能回復のための詳細調査の実施
- (5) その他必要なこと

4 応急工事

市（建物を管理する各対策部）は、施設の被害の拡大防止を図るため、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、適切な工法により応急工事を実施するとともに、必要に応じて非常用電源、通信手段及び代替施設の確保を行う。

その他「災害対策計画第2編第2節 災害復旧事業の推進」参照

第4節 ライフライン施設等の応急対策

計画の方針

生活に欠かせない水道、電気、電話、ガス等ライフライン施設、及び鉄道が災害により被災した場合、各事業者・管理者等は、迅速に緊急調査、応急措置等を講じるとともに、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための会議を開催するなど、相互に連携し施設復旧の効率化と二次災害防止を図る。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
6時間以内	応急給水、マンホールトイレ上部の配送準備

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 上水道施設	上下水道対策部、本部事務局	
第2項 下水道施設	上下水道対策部、本部事務局	
第3項 電力施設		関西電力送配電(株)和歌山配電営業所
第4項 公衆電気通信施設		西日本電信電話(株)和歌山支店、(株)NTTドコモ
第5項 都市ガス施設		大阪ガスネットワーク(株)南部事業部
第6項 液化石油ガス施設		一般社団法人和歌山県LPガス協会市内各支部
第7項 鉄道施設		西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、南海電気鉄道(株)、和歌山電鐵(株)

第1項 上水道施設

1 災害応急対策活動体制の整備

災害発生時、平常組織から切り替えるべき市（上下水道対策部）の災害組織をあらかじめ明確にしておくとともに、災害規模に応じた参集体制を職員に周知徹底し、災害発生後直ちに市（上下水道対策部）に関する災害応急対策を実施する。

大規模な災害が発生した場合、直ちに以下の手順で応急的な措置を実施する。

応急措置の手順	1 被害状況の調査 2 被害拡大の防止 3 応急給水の実施 4 応急復旧の実施
---------	--

2 災害応急対策

災害が発生した場合、絶えず諸施設及び資材倉庫の被害状況の調査を行うとともに、次の事項を実施する。

- (1) 送電線の状況について関西電力送配電株式会社と緊密な連絡を図り、被害を受けた場合は、その復旧の見通しを聴取して停電時における送水対策を樹立するとともに早期復旧を要請する。
- (2) 専用電話線の被害状況を調査し、電話線切断等の故障が生じた場合は、その都度応急修理をして連絡の確保に努める。
- (3) 各ポンプ所の被害状況を調査するとともに、一時的な停電による送水不能な場合に対処するため、各配水池、浄水池の水位を絶えず調査する。
- (4) 浄水施設等の被害状況の調査を行うとともに、給水拠点確保に努める。

3 資機材、車両、人員等の確保

必要な資機材、車両等は、市所有のものを使用し、状況に応じて民間業者等から調達する。また、災害復旧協定による水道工事事業者等との協定締結により、あらかじめ応急復旧対策に応援可能な人員、動員方法等について、調整を行っておくように努める。

「災害発生時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定書」

4 災害時の広報

市（本部事務局）と連携して、テレビ・ラジオ等の各種媒体により広報を実施する。

5 連絡窓口

名称	所在地	連絡先
企業局 経営管理部 企業総務課	市役所13階	電話 073-435-1124

第2項 下水道施設

1 災害応急対策活動体制の整備

災害発生時、平常組織から切り替えるべき市（上下水道対策部）の災害時組織を、あらかじめ明確にしておくとともに、災害規模に応じた参集体制を職員に周知徹底し、下水道に関する災害応急対策活動を実施する。

2 災害応急対策

- (1) 短時間に重要施設の被災状況の概略を把握するため、緊急調査及び点検を行い、必要に応じて応急措置を講ずる。
- (2) 施設全体の被災状況を把握するための応急調査を行い、応急復旧の必要性を判断する。応急復旧が必要と判断された場合には、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。
- (3) 施設の重要性、被災の箇所及びその程度、復旧の難易度並びに施設の将来計画等を勘案して、本復旧水準を定め実施する。
- (4) 管渠の被害に対しては、汚水や雨水の流下に支障となる土砂等の除去や、移動式ポンプを配置して下水排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧を行う。
- (5) 広範囲にわたり排水機能の停止をまねく幹線の被害は、早急に応急復旧を行う。
- (6) 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、現況に適した方法で流入防止等の応急措置を行い、下水排水の円滑化を図る。
- (7) 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小に止めるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材等の補給を行わせる。
- (8) 下水道処理場等が停電した場合は、直ちに非常用発電装置に切り替え、下水処理や下水排水に万全を期する。
- (9) 下水道処理施設に浸水をきたした場合は、土のう等により浸水を阻止するとともに、破損箇所の応急修理を行い、下水処理や下水排水に万全を期する。
- (10) 本復旧工事までの一時的な処理場機能の確保を目的として、水路の仮締切りや配管ルートの変更、仮設沈澱池の設置等の応急措置を実施する。

3 資機材、車両、人員等の確保

必要な資機材、車両等は市所有のものを使用し、状況に応じて民間業者等から調達する。また、必要に応じて下水道事業災害時近畿ブロック支援体制による支援要請を行う。

4 災害時の広報

市（本部事務局）と連携して、テレビ・ラジオ等の各種媒体により広報を実施する。

5 連絡窓口

名称	所在地	連絡先
企業局 下水道部 下水道企画建設課	市役所東庁舎 3階	電話 073-435-1093

第3項 電力施設

1 災害発生時の活動体制

災害により電力施設に被害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、被災に係る予防又は復旧対策を推進するため、警戒本部及び広域停電事故対策本部を設置し、予防対策及び電力施設復旧等応急対策を実施する。

2 情報連絡体制

災害時には、市災害対策本部、消防、警察等の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

3 広報活動

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接被災地域へ周知する。

4 災害応急対策

(1) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(2) 災害時における応急工事

災害時における具体的な応急工事については、次の方針により実施する。

項目	概要
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
配電設備	非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。
通信設備	共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動用無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(3) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

5 連絡窓口

名称	所在地	連絡先
関西電力送配電(株) 和歌山配電営業所 非常災害対策本部	和歌山市岡山丁 40番地	【フリーコール】 電話 0800-777-3081

第4項 公衆電気通信施設

1 通報連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

2 災害時における情報の収集及び連絡

(1) 情報の収集、報告

災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

ア 気象状況、災害予報等

イ 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況

ウ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

エ 被災設備、回線等の復旧状況

オ 復旧要員の稼働状況

カ その他必要な情報

(2) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ当該区域を管轄する次の社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

都道府県、市町村、警察、消防、水防及び海上保安の機関、地方郵政局、総合通信局、気象台又は測候所、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊、その他の必要な機関

3 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、その他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

(1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。

(2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。

(3) 重要回線、設備の把握、各種措置計画の点検等を行うこと。

(4) 災害対策用機器の点検と出動準備及び非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。

(5) 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。

(6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。

(7) その他、安全上必要な措置を講ずること。

4 通信の非常そ通措置

(1) 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳（ふくそう）の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
- イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び「電気通信事業法施行規則」（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び「電気通信事業法施行規則」（昭和60年郵政省令第25号）第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。
- エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 携帯電話の貸出し

株式会社NTTドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地対策本部等への携帯電話の貸出しに努める。

(4) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳（ふくそう）が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

5 災害時における広報

- (1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。
- (3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機からの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で利用案内を実施する。

6 対策要員の確保

- (1) あらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- (2) 対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部に出動する。
- (3) 対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動出来ない対策要員は、最寄の事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。
- (4) 災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、業務の運営又は応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

- ア 社員の非常配置及びサービス標準

- イ 社員の非常招集の方法
- ウ 関係組織相互間の応援の要請方法

7 グループ会社に対する協力の要請

非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資機材、車両等について協力を要請する。

8 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、若しくは発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対して次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(1) 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣を要請する。

(2) 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給を要請する。

(3) 交通及び輸送対策

ア 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係る特別許可を申請する。

イ 災害時等、緊急輸送のための運送業者の協力、若しくは自衛隊等に対し輸送の援助を要請する。

(4) 電源対策

商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。

(5) お客様対応

お客様に対して故障情報、回復情報、輻輳（ふくそう）回避策及び、利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関の連携を図る。

(6) その他必要な事項

9 対策要員の広域応援

大規模地震等により、大都市又は広範囲な地域において災害が発生した場合、被災施設等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、西地域会社、東地域会社、長距離会社及びドコモグループ各社、グループ会社及び工事会社等の稼働を含めた全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。

10 災害時における災害対策用資機材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は資材部門等に要求する。

(2) 輸送

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。

(3) 災害対策用資機材置場等の確保

災害時において必要に応じて、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート、仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

11 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

12 連絡窓口

名称	所在地	連絡先
西日本電信電話(株) 和歌山支店	和歌山市宇須 1-5-41	電 話 073-421-9180 F A X 073-433-2391
(株)NTTドコモ 和歌山支店	和歌山市黒田 33-1	電 話 073-424-6011 F A X 073-473-3010

第5項 都市ガス施設

1 災害発生時の活動体制

災害によりガス施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「災害対策規程」に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と密接に連携して災害応急対策を実施する。

2 情報連絡体制

災害時には、市災害対策本部、消防、県等の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

3 広報活動

- (1) ガス施設の被害状況、火気の使用禁止、復旧状況の現状と見通し等について、防災関係機関及び報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する。
- (2) 市民に対し次の広報を行う。
 - ア ガス施設の復旧状況
 - イ ガス漏れによる二次災害を防止するため、火気等の使用禁止

4 災害応急対策

(1) 危険予防措置

都市ガスの漏洩等による二次災害のおそれがあると判断される場合には、ガス供給を停止

するなどの適切な危険防止措置を講ずる。

(2) 復旧順位

原則として、人命にかかわる拠点及び救急的活動の拠点となる場所を優先するが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから順次実施し、併せて仮設シャワー設備の設置、カセットコンロの配布、圧縮天然ガスボンベ供給等生活支援サービス、代替手段による臨時供給等の顧客支援を実施する。

(3) ガス供給の再開

ガス供給の再開に際しては、被害箇所の修繕を行い、安全を確認するとともに、ガス使用者に供給再開の旨を周知する。

5 連絡窓口

【平日昼間】

大阪ガスネットワーク(株)南部事業部

大阪府堺市堺区住吉橋町2-2-19

・地震・津波発生時 TEL072-238-2375 FAX072-222-3476

・上記以外の災害発生時 TEL072-238-2375 FAX072-222-3476

【夜間休日】

大阪ガスネットワーク(株)南部事業部

大阪府堺市堺区住吉橋町2-2-19

・地震・津波発生時 TEL072-222-0589 FAX072-222-3476

・上記以外の災害発生時 TEL072-238-2716 FAX06-6205-3373

第6項 液化石油ガス施設

1 災害発生時の活動体制

災害により液化石油ガス供給施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該災害の規模その他の状況により、一般社団法人和歌山県LPガス協会に災害対策本部を設置し、災害対策活動等必要な措置を行う。

2 情報連絡体制

災害時には、市災害対策本部、消防、警察等関係機関との情報連絡体制を確立する。

3 広報活動

火気使用の禁止及びガスの供給停止等について広報活動を行い、一般市民の協力を求める。

4 災害応急対策

(1) 危険予防措置

液化石油ガスの漏洩等による二次災害のおそれがあると判断される場合には、ガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講ずる。

(2) 復旧順位

原則として人命にかかわる活動等、応急対策活動の拠点となる場所を優先する。

5 連絡窓口

名称	所在地	連絡先
一般社団法人和歌山県LPガス協会	和歌山市黒田102-1	電話 073-475-4740 FAX 073-475-4741

第7項 鉄道施設

1 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社の応急対策

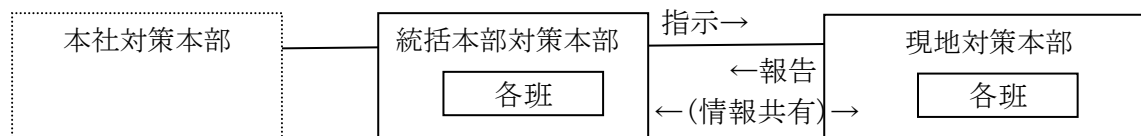
事故等の発生又は発生の恐れがある場合は、統括本部対策本部及び現地対策本部を設置する。

(1) 対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種別	設置標準	招集範囲
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき ○大津波警報が発表されたとき ○特に必要と認めたとき <自動的に設置(招集指示なし)> ○近統エリアにて震度5弱以上の地震が発生したとき 	全ての班 招集可能者の全員
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ○南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ○復旧等に長時間(概ね1日以上)要するとき ○必要と認めたとき 	必要な班 招集可能者の半数程度
第3種体制	<ul style="list-style-type: none"> ○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき ○南海トラフ臨時情報(調査中・巨大地震注意)が発表されたとき ○津波警報が発表されたとき、海外等遠地での地震により津波警報の発表が予想されるとき ○津波注意報の発表または近隣支社で警報以上が発表され、特に必要と認めたとき ○本社がBCP対策会議を開催するとき ○気象庁発表にて、特別な注意が呼びかけられているとき ○その他必要と認めたとき 	必要な班 必要な人数
初動対応室	○事故等が発生し情報収集や復旧等が必要なとき	近畿総合指令所長 必要な人数

<p>第1編 第1章</p>	<p>対応準備室</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係社員への迅速な状況伝達、関係部間で情報収集や共有を行う必要があるとき ○台風、大雨、積雪等により広範囲な災害や輸送障害等が発生する恐れがあるとき ○災害等の発生に伴い、対策本部設置の基準に至らないが、近畿統括本部としての対応が必要なとき 	<p>必要な班 必要な人数</p>
--------------------	--	-----------------------

(2) 統括本部対策本部体制図



<p>連絡先</p> <p>電 話 統括本部 06-7661-3652 和歌山 073-425-6094</p>
--

2 南海電気鉄道株式会社の応急対策

災害発生時における応急処理に関しては、南海電気鉄道株式会社の「災害対策規定」等の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

さらに、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡非常措置及び応急対策を遂行するため、必要に応じて本社に災害対策本部を設置する。

また、災害の程度によって現地で非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地本部を設置し応急対策に当たる。

<p>連絡先</p> <p>【平日昼間 公共交通グループ鉄道事業本部安全推進部】</p> <p style="text-align: right;">電 話 06-6644-7193</p> <p style="text-align: right;">F A X 06-6644-7163</p> <p>【夜間休日 輸送指令】</p> <p style="text-align: right;">電 話 06-6632-8400</p> <p style="text-align: right;">F A X 06-6644-7162</p>

3 和歌山電鐵株式会社の応急対策

災害発生時における応急処理に関しては、和歌山電鐵株式会社の「災害時行動指針」の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

さらに、災害により非常事態の発生した場合は、正確、迅速な情報の収集・連絡、警戒、処理、広報活動等を行い、旅客及び列車運行の安全確保並びに施設の保全を図るため、異常時体制を発令し、異常事態対策本部及び現地対策本部を設置して応急対策に当たる。

<p>連絡先</p> <p style="text-align: center;">電 話 073-478-4131 F A X 073-466-3577</p>

第2編 災害復旧・復興対策

第1節 財務計画

計画の方針

被災者の生活及び都市機能の早期復旧を図るために、応急対策及び復旧（復興）に必要な資金需要額を把握し、財源確保を図る。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
6時間以内	予算に関する連絡調整

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 災害対策基金		
第2項 財政措置	財政対策部、各対策部	

第1項 災害対策基金

災害対策基本法第101条の規定により、広く災害対策に要する臨時的経費に充てるため、別に法令で定めるところにより、災害対策基金を積み立てなければならないものとされている。

本市では、地方財政法第4条の3第1項及び同法第7条第1項の規定に基づき、財政調整基金条例を制定し、基金として積み立てを行い、並びに同法第4条の4の規定に基づき、災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源として運用を図る。

第2項 財政措置

1 応急対策時の措置

市（各対策部）は、市（財政対策部）と協議を行い、応急対策に必要な経費を予備費の充用等により、暫定的な措置を行うとともに、早期にその必要経費を算定して、次の定例市議会に補正予算案を提案して財政措置を行う。

また、緊急を必要とする場合は、そのつど市長専決処分等により財政措置を行う。

2 復旧対策時の措置

(1) 財政対策部

災害復旧（復興）に必要な資金需要額を把握し、財源確保に努めるため、以下の項目を実施する。

ア 予算執行方針・予算編成方針の策定

イ 国が財政の援助を行う法律及び対象事業の一覧表の作成

ウ 復旧（復興）対策に係る財政需要見込み額の把握や歳入見込み額の精査

エ 国、県への各種要望（特別交付税などの地方財政措置等に係る情報収集及び財源措置に係る要望）

オ 災害時の特別な地方債（災害復旧事業債、歳入欠かん等債など）の発行

カ 補正予算又は当初予算の編成

(2) 各対策部

災害により被害を受けた諸施設の復旧方法は、原則として原形復旧とするが、以後の災害に対処するため、必要に応じて改良復旧を行うものとし、その財政措置は、次により行う。

ア 各施設の被害状況、重要度等を考慮して、それぞれの復旧計画を樹立し、その方法を決定する。

イ 各部門にわたり国庫補助金、県補助金及び起債の対象となる事業については、それぞれの承認申請を行う。

ウ 補助金、起債等の対象となる事業で、その特定財源の決定まで工事の施工を見合わせることもできるものについては、その特定財源の決定後において財政措置を行うが、事業によっては緊急に復旧を必要とする場合は、関係機関と十分な協議を行い、承認可能な範囲内において必要最小限の財政措置を行い、歳入欠陥にならないよう留意する。

エ 補助金、起債等の対象とならない市単独で施行する事業については、特にその復旧方法等を十分に審議して、合理的な復旧計画の樹立により必要最小限度の財政措置にとどめることに努め、極力財政負担の軽減を図る。

オ 以上の方法による予算措置については、応急対策必要経費と同様に、次期の定例市議会に提案するが、緊急を必要とする場合は、市長専決処分により財政措置を行う。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第2節 災害復旧事業の推進

計画の方針

被災者の生活及び都市機能の早期復旧を図るために、被害の状況に応じ重要度の高い施設から順次事業を優先して行い、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを推進する。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
6時間以内	予算に関する連絡調整

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 被災施設の復旧	各対策部	県危機管理部、県企画部、 県福祉保健部、県農林水産部、 県県土整備部
第2項 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進	財政対策部、各対策部	

第1項 被災施設の復旧

市（各対策部）は、応急対策の見通しが立ち、初期の混乱が収束した段階において、災害により被災した公共施設の復旧を図る。

復旧は、現状復旧を基本とするが、再発災害防止の観点に配慮し、可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに作成し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、関連事業の促進を図る。特に、災害に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次災害防止の観点から土砂災害防止対策に配慮するものとする。

1 体制整備

市（各対策部）は、被害箇所の詳細調査を速やかに実施するとともに、迅速かつ効果的に復旧・復興を図るため、必要な体制整備を図る。

項目	概要
実施体制	市（各対策部）が連携した全庁横断的な実施体制を構築するとともに、関係機関と必要な連携を図る。

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

項目	概要
計画性	被災施設の重要度や、被災状況を考慮し、事業の優先順位を定める。
財政措置	国庫補助を活用した事業計画を作成する。
市民との共同	住民説明会を開催し、合意形成を図る。

2 災害復旧事業の推進

市（各対策部）は、被災原因について検証し、総合的な見地において、復旧計画を作成し、緊急度の高いものから復旧促進を図る。

また、国又は県が費用の全部又は一部を負担・補助するものについては、事業費の決定を受けるための査定計画を作成するとともに、決定したものについては速やかに実施する。

項目	概要
1 公共土木施設災害復旧事業	<p>河川、砂防施設、治山施設、道路、橋梁等について、災害発生の原因を究明し、関係機関との総合的かつ有機的な連携の下に、迅速かつ適切な下記復旧事業を施行する。さらに、復旧事業の施行と併せて、施設の新設・改良等により、再度の災害発生を未然に防止する。</p> <p>(1) 河川公共土木施設復旧事業 (2) 海岸公共土木施設復旧事業 (3) 砂防設備復旧事業 (4) 地すべり防止施設復旧事業 (5) 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業 (6) 道路公共土木施設復旧事業 (7) 港湾公共土木施設復旧事業 (8) 漁港公共土木施設復旧事業 (9) 下水道施設復旧事業 (10) 公園施設復旧事業</p>
2 農林水産業施設災害復旧事業	<p>農地、農業用施設その他の共同利用施設の復旧については、公共土木施設災害復旧事業計画に準じて施行する。復旧事業の事業主体は、市、土地改良区、農業協同組合等であるが、その推進については、県の技術協力を得るとともに、災害の規模が大きく、かつ、復旧に高度の技術を要する場合には、関係機関と協議の上、県の直轄事業として申請する。</p>
3 都市災害復旧事業	<p>都市計画区域の街路における災害、市街地における土砂堆積等については、早期復旧を図る。併せて、これらの復旧に当たっては、都市環境の整備及び都市の防災構造化の推進を図る。</p>
4 水道施設災害復旧事業	<p>上水道については、特に、市民の日常生活と密接な関係があるため、早期復旧を促進する。</p>

項目	概要
5 住宅災害復旧事業	市民生活の安定を図るため、迅速かつ適正に公営住宅の建設を推進する。
6 社会福祉施設災害復旧事業	施設の性格上、緊急に復旧する必要があるため、国、県その他関係機関の融資を促進するとともに、施設管理者は、計画作成に当たり、災害の再発を防止するため、設置場所、構造その他防災設備等について、十分に検討する。
7 公共医療施設、病院等災害復旧事業	市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により、早期復旧を促進する。
8 学校教育施設災害復旧事業	児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ適切に復旧を促進する。 災害の再発防止のため、原因を究明し、施設の不燃化及び耐震化を図る。
9 社会教育施設災害復旧事業	施設の性格上、緊急に復旧する必要があるため、国、県その他関係機関の融資を促進するとともに、施設管理者は、計画作成に当たり、災害の再発を防止するため、設置場所、構造その他防災設備等について、十分に検討する。
10 文化財災害復旧事業	迅速かつ適切な復旧計画により、早期復旧を促進し、併せて災害の再発を防止する。
11 公共用地・その他災害復旧事業	公共用地については、行政的かつ社会的な影響を勘案し、早期復旧を促進する。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第2項 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

市（財政対策部）は、市において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合は、災害状況を県に報告するとともに、県の実施する調査に協力して、激甚災害指定の促進に努める。

市（各対策部）は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局へ提出する。

「激甚法」に定める財政援助等を受ける事業等は次のとおりである。

項目	概要
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設新設・改良事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅施設建設・補修事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業

項目	概要
<p>第1編 第1章 第2章</p>	<p>(7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 (14) 湛水排除事業</p>
<p>第3章 第4章 第5章 第6章</p> <p>2 農林水産業に関する特別の助成</p>	<p>(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助</p>
<p>第2編</p> <p>3 中小企業に関する特別の助成</p>	<p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p>
<p>第3編 第4編 第5編</p> <p>4 その他の財産援助及び助成</p>	<p>(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p>

第3節 災害復興計画の作成

計画の方針

初期の混乱が収束した段階において、住民の生活復興及び都市復興をより迅速かつ効果的に行うため、「災害復興基本方針」及び「災害復興計画」を作成する。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
1か月以内	災害復興計画の作成準備

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 災害復興基本方針の作成	都市建設対策部、各対策部	県県土整備部
第2項 災害復興計画の作成	都市建設対策部、各対策部	

第1項 災害復興基本方針の作成

市（都市建設対策部）は、市（各対策部）と連携して、国及び県の復興方針に基づき、復興後の市民生活や市街地形成のあり方及びその実現に至る基本的戦略を明らかにした「災害復興基本方針」を作成する。

なお、作成にあたっては、「和歌山市事前復興計画」を参考とする。

項目	概要
国の基本方針 (大規模災害からの復興に関する法律第8条)	復興基本方針は、以下の事項を定める。 1 特定大規模災害からの復興の意義及び目標に関する事項 2 特定大規模災害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針 3 特定大規模災害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項 4 特定大規模災害からの復興のための施策に係る国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

項目	概要
	の確保に関する事項 5 その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項
都道府県の基本方針 (大規模災害からの復興に関する法律第9条)	<p>特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、都道府県復興基本方針を定めることができる。</p> <p>都道府県復興基本方針には、おおむね次に掲げる事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項 2 特定大規模災害からの復興のために都道府県が実施すべき施策に関する方針 3 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項 4 その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

第2項 災害復興計画の作成

市（都市建設対策部）は、市（各対策部）と連携して、「災害復興基本方針」に基づき、災害後の和歌山市の復興に係る市政の最上位の計画として、「災害復興計画」を作成する。

なお、作成にあたっては、「和歌山市事前復興計画」を参考とするほか、広く市民の意向を聴き、反映する。

【記載事項】

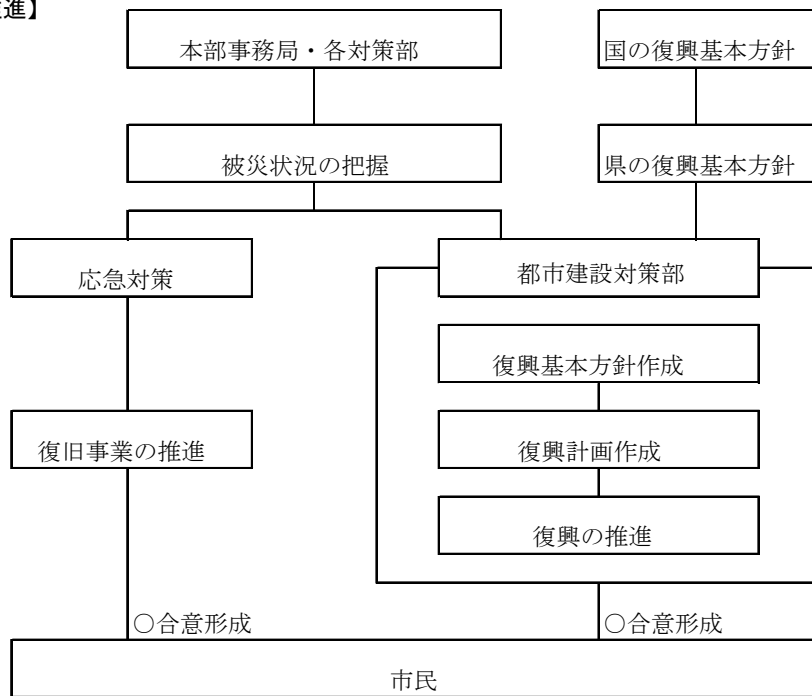
- 1 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
- 2 復興計画の目標
- 3 当該特定市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- 4 復興計画の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
 - (1) 市街地開発事業
 - (2) 土地改良事業
 - (3) 復興一体事業
 - (4) 集団移転促進事業
 - (5) 住宅地区改良事業
 - (6) 都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設の整備に関する事業
 - (7) 津波防護施設の整備に関する事業
 - (8) 漁港漁場整備事業
 - (9) 保安施設事業
 - (10) 液状化対策事業

第2編
第3編
第4編
第5編

- (11) 造成宅地滑動崩落対策事業
- (12) 地籍調査事業
- (13) その他住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業
- 5 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務、その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- 6 復興計画の期間
- 7 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

【復興の推進】

【復興の推進】



第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第3編 広域停電事故応急対策・その他非常災害応急対策

第1節 広域停電事故応急対策

計画の方針

広域的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障をきたす危機事象が発生又はそのおそれがある場合（以下「広域停電事故」という。）に、発生の原因となった施設等の復旧、救助・救急活動、医療活動等を実施するため、「特定危機事象対処計画」の定めるところにより、広域停電事故対策本部等を設置し、防災関係機関の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策の実施に努める。

応急対策の実施に当たっては、「和歌山市停電対策マニュアル」をもとに停電情報の収集や広報活動、避難対策等に取り組み、市民生活の安全・安心を早期に確保する。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
直ちに	広域停電事故対策本部

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 広域停電事故対策本部	本部事務局、各対策部	
第2項 応急対策の実施	上下水道対策部、本部事務局	防災関係機関
第3項 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	本部事務局、各対策部	県、関西電力送配電㈱、その他防災関係機関
第4項 広報・広聴	本部事務局、各対策部	防災関係機関
第5項 救急・救助・医療救護及び捜索活動	消防対策部、健康対策部、各対策部	県警、その他防災関係機関
第6項 避難対策	本部事務局、消防対策部、市民環境対策部、各対策部	防災関係機関
第7項 重要施設に対する燃料供給	本部事務局	和歌山県石油商業組合
第8項 交通及び輸送対策	都市建設対策部、産業交流対策部、本部事務局、消防対策部、財政対策部	県警、その他防災関係機関

第9項 事故復旧	本部事務局、各対策部	関西電力送配電(株)、その他防災関係機関
----------	------------	----------------------

第1編

第1章

第1項 広域停電事故対策本部

1 広域停電事故対策本部の設置

市（市長、副市長、危機管理局長）は、市域に広域停電事故が発生したときは、直ちに被害情報の収集・集約を実施し、救急・救助体制を整え、相当な被害が予想される場合は、「特定危機事象対処計画」の定めるところにより、広域停電事故対策本部又は広域停電事故警戒本部を設置する。

なお、広域停電事故対策本部等は、災害対策本部又は災害警戒本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

2 配備・動員体制

広域停電事故対策本部の組織及び事務分掌は「災害対策計画第1編第1章第1節 災害対策組織」に定める災害警戒本部の組織及び事務分掌を準用し、状況に応じて必要な配備体制の整備を図る。

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2項 応急対策の実施

市（上下水道対策部、本部事務局）及び防災関係機関は「災害対策計画第1編第6章第4節 ライフライン施設等の応急対策」に定めるところにより応急対策を実施する。

「総則・予防計画第3編5-1-2 防災関連（都市間、企業等）協定等一覧表」参照

第2編

第3編

第3項 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

1 被害情報等の収集・伝達

市（本部事務局、各対策部）は、関西電力送配電株式会社との連携や住民からの情報提供等により、停電状況の早期把握に努めるとともに、防災関係機関とも連携し、停電に伴う事故等の被害状況についても情報収集を行う。また、収集した情報については、県災害対策本部や防災関係機関等との共有を図る。

2 通信手段の確保

（1）事故発生時の通信連絡

被害情報等の収集・伝達は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

（2）非常通信の利用

有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、人命救助、事故の支援等のため、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第4編

第5編

第4項 広報・広聴

1 広報活動

(1) 広報活動

市（本部事務局、各対策部）及び防災関係機関は、広域停電事故の発生が予想される場合、又は発生した場合は、社会不安の除去のため、被害状況及び復旧状況についての広報を行う。
また、感電事故や電気火災を防止するため、市民に対し、広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接被害地域へ周知する。

2 広聴活動の実施

市（本部事務局、各対策部）及び防災関係機関は、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、対応窓口を設置し、適切に対応する。

第5項 救急・救助、医療救護及び捜索活動

救急・救助活動は、「災害対策計画第1編第4章第2節消防活動」に、医療救護活動は、「災害対策計画第1編第4章第3節医療救護活動」に、捜索活動については「災害対策計画第1編第4章第4節行方不明者及び遺体の捜索・収容・埋火葬」によるほか次のとおりとする。

1 救急・救助・捜索活動

市（消防対策部）は市（各対策部）及び県警等と必要な連携を図りながら、広域停電事故に対応した資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動等を行う。

2 応援要請

市（消防対策部）は、広域停電事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予測される場合は、県、他市町村等に応援要請する。

3 医療救護活動

市（消防対策部、健康対策部）は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

第6項 避難対策

広域停電事故発生時に行う避難対策については、「災害対策計画第1編第3章第3節避難誘導」によるほか、次のとおりとする。

1 避難所の開設

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

市（本部事務局、市民環境対策部）は、広域停電事故の発生に伴い、住民等を避難させる必要があると判断した場合は、避難所を開設する。

2 避難誘導の実施

避難支援等関係者、施設管理者等は、人命の安全を第一に避難所及び避難経路、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

3 要配慮者対策

避難誘導及び避難所においては、要配慮者（高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7項 重要施設に対する燃料供給

市（本部事務局）は、重要施設の非常用発電設備を稼働させるための燃料が不足した場合には、和歌山県石油商業組合との「大規模災害等発生時における支援等に関する協定」等により、重要施設に燃料供給を行うものとする。

「総則・予防計画第3編5-1-2 防災関連（都市間、企業等）協定等一覧表」参照

第8項 交通及び輸送対策

市（本部事務局、各対策部）は、交通の確保及び緊急輸送のために、道路管理者、県警等と密接な連絡を取り、適切な処置を執られるよう配慮するものとする。

なお、広域停電事故発生時の輸送体制の確立及び交通規制等については、「災害対策計画第1編第4章第5節緊急輸送ネットワークの確保」に定める事項による。

第9項 事故復旧

1 復旧事業の推進

市（本部事務局、各対策部）は、早期に停電復旧が必要となる公共施設等をあらかじめ整理し、関西電力送配電株式会社と情報共有を図る。

また、関西電力送配電株式会社をはじめ防災関係機関と連携し、迅速かつ適切な復旧が図れるよう協力する。

2 復旧完了予定時期の明示

市（本部事務局、各対策部）は、関西電力送配電株式会社に対し、停電復旧予定時期等の明示を求める。

第2節 大規模断水事故応急対策

計画の方針

大規模な断水事故及びそれに伴う濁り水の発生等により、多数の住民の生活に支障をきたす危機事象が発生又はそのおそれがある場合（以下「大規模断水事故」という。）に、発生の原因となった施設等の復旧、給水活動、医療活動等を実施するため、「特定危機事象対処計画」の定めるところにより、大規模断水事故対策本部等を設置し、防災関係機関の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策の実施に努める。なお、この節に記載されている本部事務局は、企業局を含む。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
直ちに	大規模断水事故対策本部

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 大規模断水事故対策本部	本部事務局、各対策部	
第2項 応急対策の実施	本部事務局	防災関係機関
第3項 被害情報等の収集・伝達	本部事務局、各対策部	県、防災関係機関
第4項 給水活動	本部事務局、財政対策部、福祉対策部、健康対策部、各対策部	防災関係機関、日本水道協会、避難支援等関係者
第5項 トイレ等の設備提供	本部事務局、各対策部	民間事業者
第6項 広報・広聴	本部事務局、各対策部	防災関係機関
第7項 医療救護及び消火活動	消防対策部、健康対策部	消防団、その他防災関係機関
第8項 事故復旧	本部事務局	防災関係機関

第1項 大規模断水事故対策本部

1 大規模断水事故対策本部の設置

市（市長、副市長、企業局長）は、市域に大規模断水事故が発生したときは、直ちに応急対策及び被害情報の収集・集約を実施し、相当な被害が予想される場合は、「特定危機事象対処計画」の定めるところにより、大規模断水事故対策本部又は大規模断水事故警戒本部を設置

する。

なお、大規模断水事故対策本部等は、災害対策本部又は災害警戒本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

2 配備・動員体制

大規模断水事故対策本部等の組織及び事務分掌は「災害対策計画第1編第1章第1節 災害対策組織」に定める災害対策本部等の組織及び事務分掌を準用し、状況に応じて必要な配備体制の整備を図る。

第2項 応急対策の実施

市（本部事務局）及び防災関係機関は「災害対策計画第1編第6章第4節 ライフライン施設等の応急対策」に定めるところにより応急対策を実施する。

第3項 被害情報等の収集・伝達

市（本部事務局、各対策部）は、住民からの情報提供等により、断水等の状況の早期把握に努めるとともに、防災関係機関とも連携し、断水等の被害状況についても情報収集を行う。また、収集した情報については、所管省庁へ報告するとともに、県災害対策本部や防災関係機関等との共有を図る。

第4項 給水活動

市（本部事務局、各対策部）は、防災関係機関等の協力のもと、給水活動を行う。給水活動は、「災害対策計画第1編第5章第4節 物資供給対策」に準じ、次のとおりとする。

1 応急給水

市（本部事務局、各対策部）は、生命維持や治療行為に要する水を確保するため、医療機関及び高齢者施設等へ優先的に給水する。また、市民への給水を行うため、給水所を学校等に設置し、給水車等の車両による飲料水の輸送や緊急時用浄水装置等による給水を行う。

2 給水車の確保

市（本部事務局）は、断水事故の規模、態様に応じて、必要な給水車の台数を把握し、日本水道協会等を通じて他市町村等に応援要請を行う。

3 支援物資の受入れ

市（財政対策部及び各対策部）は、支援物資（給水袋、ペットボトル飲料水、ポリタンク等）の受入場所を検討し、受入れを行う。

4 要配慮者への配水

市（福祉対策部）は、市が保有する「避難行動要支援者名簿」を活用し、避難支援等関係者の協力を得ながら、給水が困難な在宅の避難行動要支援者に対し、配水を行う。また、市（健康対策部）は、給水が困難な妊婦世帯等に対し、配水を行う。

このほか、市（本部事務局及び各対策部）は、住民等からの情報提供により給水にいくことが困難な世帯について配水を行う。

第5項 トイレ等の設備提供

市（本部事務局、各対策部）は、マンホールトイレの設置のほか、民間事業者等の協力を得ながら、トイレやシャワー等の設備の提供を行う。

1 マンホールトイレ

市（本部事務局）は、大規模断水事故が発生した市域の特定後、直ちにマンホールトイレの設置箇所を選定・調整し、設置活動を行う。

2 その他の施設利用

市（本部事務局、各対策部）は、市の施設について、又は民間事業者等の協力を得ながら、シャワー・浴場等の利用可能施設、及び給水を目的とした水道利用が可能な施設を確保し、設備の提供を図る。

第6項 広報・広聴

1 広報活動

(1) 広報活動

市（本部事務局、各対策部）及び防災関係機関は、大規模断水事故の発生が予想される場合、又は発生した場合は、社会不安の除去のため、被害状況、復旧状況及び応急給水等の対応状況についての広報を行う。

また、濁り水の誤飲や給湯器等の機器の故障の防止、及び節水への協力について市民に対し、広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接被害地域へ周知する。

2 広聴活動の実施

市（本部事務局）は、速やかに相談窓口を設置し、住民等からの各種問い合わせに対して、各対策部と連携して適切に対応する。

第7項 医療救護及び消火活動

1 医療救護活動

「災害対策計画第1編第4章第3節医療救護活動」によるほか、市（消防対策部、健康対策部）は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

2 消火活動

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

市（消防対策部）は、消防局内に消防警備本部を設置し、消防隊出動体制の強化及び火災
防御体制の確認、断水地域内の消防団との連絡体制強化に努める。

断水事故の規模、態様に応じて、単独で対応できないと予想される場合は、県、他市町村
等に応援要請をするとともに受入体制の準備をする。

第8項 事故復旧

1 復旧事業の推進

市（本部事務局）は、早期に断水復旧が必要となる区域等をあらかじめ整理し、各対策部と
情報共有を図る。

また、防災関係機関と連携し、迅速かつ適切な復旧を図る。

2 復旧完了予定時期の明示

市（本部事務局）は、断水復旧予定時期等の明示に努める。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第3節 職員の配備・動員体制（その他非常災害）

計画の方針

多数の人命に危険が生じる大規模事故が発生又はそのおそれがある場合に、迅速に職員を配備・動員し、必要な警戒活動及び応急対策活動を実施する。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
直ちに	配備体制の伝達

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 配備・動員体制	危機管理局、関係各局	
第2項 伝達及び参集	危機管理局、関係各局	

第1項 配備・動員体制

市長は、次表に基づき配備体制を決定し、動員を命令する。

ただし、災害の形態により、特定の部又は課に対して異なる配備体制の指令を発する等特別の配備体制をとる必要があるときは、その都度定め、これを命令する。

なお、「特定危機事象対処計画」に定める危機事象発生時の体制については、その計画に定めるところによるものとする。

配備・動員体制

本部体制	配備体制	配備基準	動員基準
災害警戒本部	第1警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、警戒の必要があるとき。 その他、危機管理局長が必要と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理局全職員の2/3 関係課の課長及び課長が指名する職員（各課2人程度の職員）
	第2警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 その他、危機管理局長が必要と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理局全職員 関係課の課長及び課長が指名する職員（各課2人程度の職員）

第1編
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第2編
第3編
第4編
第5編

本部体制	配備体制	配備基準	動員基準
災害警戒本部	第3警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・その他、危機管理局担当副市長が必要と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理局全職員 ・副市長 ・公営企業管理者、教育長 ・各局長 ・「災害対策計画第1編第1章第2節第1項2 動員区分」に○を記した課の課長及び課長が指名する職員（各課2人程度）
災害対策本部	第1配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・その他、市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理局全職員 ・副市長 ・公営企業管理者、教育長 ・各局長 ・「災害対策計画第1編第1章第2節第1項2 動員区分」に○を記した課の課長及び課長が指名する職員（各課3人程度の職員）
	第2配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用を必要とする災害が発生したとき。 ・その他、市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員体制
<ul style="list-style-type: none"> ・消防局の動員については、消防局長が別に定める。 ・危機管理部兼務併任者、支部職員（支部長、副支部長、避難所運営員、被害状況調査員）及び緊急防災要員の動員については、危機管理局長が別に定める。 			

第2項 伝達及び参集

危機管理局は、「災害対策計画第1編第1章第2節第2項1 配備体制の伝達」に準じて、関係職員へ伝達を行う。関係各局職員は、「災害対策計画第1編第1章第2節第2項2 職員の参集」に準じて、勤務場所へ参集する。

第4節 その他非常災害応急対策

計画の方針

風水害、地震等の自然災害を除く、その他非常災害（以下「非常災害」という。）発生又はそのおそれがある場合には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、安全に対する配慮と確認を行いながら、火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

活動の内容（開始目標時間）

開始目標時間	活動内容
1時間以内	災害警戒本部、現場指揮本部、消防警備本部の設置

実施担当

項目	担当部	関係機関
第1項 非常災害	危機管理局、消防局、関係各局	県危機管理部、県福祉総務部、県警、自衛隊、医療機関、自主防災組織、事業所、施設管理者、協定締結先
第2項 活動体制	危機管理局、消防局、関係各局	

第1項 非常災害

非常災害とは、山林火災、危険物火災、集団救急救助災害等、和歌山市消防局策定の「警防規程運用要綱 別表第2」で定める災害で次の事項に該当するものをいう（風水害、地震等の自然災害は除く。）。

- 1 火災出動指令における第3出動体制及びこれと同程度の消防隊をもって対応することが必要な災害
- 2 多数の死傷者が生じた災害、又は生じることが予想される災害
- 3 現場最高指揮者が災害の防御上、特に必要と認めた災害
- 4 消防局内規等で定める規模に達する災害

第2項 活動体制

- 1 災害警戒本部・災害対策本部の設置

市長は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害警戒本部を設置する。
これに伴い、市（危機管理局・消防局・関係各局）は、県・防災関係機関・事業者・住民と必要な連携を図り、応急対策に当たることとするが、災害警戒体制では対処できないと認められる場合、災害対策本部を設置する。

なお、組織、事務分掌及び応急対策は、「災害対策計画第1編第1章第1節 災害対策組織」に定める事項による。

ただし、災害の形態により、特定の部又は課に対して異なる配備体制の指令を発する等、特別の配備体制をとる必要があるときは、その都度定め、これを命令する。

2 現場指揮本部、消防警備本部の設置

市（消防局）は、上記1に該当する場合、消防局長を消防警備本部長（以下「警備本部長」という。）として「和歌山市消防局地震警備計画」、「和歌山市風水害等消防活動計画」、「和歌山市消防局警防規程」及び「非常災害時における消防体制」に基づき、現場指揮本部及び消防警備本部を設置・運用し、災害警戒本部等と連携して災害対応に当たる。

なお、風水災害及び地震等災害時の動員、編成、消防活動等は、それぞれ「和歌山市風水害等消防活動計画」及び「和歌山市消防局地震警備計画」に定めるところによる。

（1）動員及び編成

警備本部長又は大隊長は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防力の増強が必要であると認めるときは、以下のとおり消防職員・団員を動員し、消防隊・団消防隊を編成する。

ア 消防職員

（ア）動員は、「和歌山市消防局警防規程」に定める区分により非常招集を発令して行う。

（イ）編成は、「和歌山市消防局警防規程」のとおり行う。

イ 消防団員

動員及び編成は、災害の規模に応じて行う。

（2）消防活動

消防隊が実施する火災防御、救急救助活動その他の消防活動は、「和歌山市消防局警防規程」及び「非常災害時における消防体制」等に基づき活動体制の構築及び初動措置を実施し、県及び警察等関係機関と連携を図るとともに、非常災害の種別、現場状況に即した防御活動の展開に努める。

（3）応援要請

消防警備本部は不測の事態に備え、災害警戒本部等と協議して各協定に基づく応援出動要請及び受入体制を準備する。

「総則・予防計画第3編5-1-2 防災関連（都市間、企業等）協定等一覧表」参照

3 自主防災組織等の活動

地域住民、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、地域の被害状況を把握し、市及び警察署へ情報の提供を行うとともに、自発的に消防活動等の支援を行う。

第4編 東海地震の警戒宣言に伴う対応

東海地震の警戒宣言に伴う対応

1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震予防応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられることに伴い、地震に対する不安のため市民からの問い合わせが殺到することも予想される。

このため、警戒宣言の発令があった場合には、市民の不安、混乱等に備えて、的確な情報提供と被害を最小限に軽減するために必要な措置を講ずる。

2 基本方針

市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、東海地震の警戒宣言が発令された時は、必要な措置を講ずる。

(1) 東海地震注意情報発表時の措置

東海地震注意報が発表されたときは、警戒宣言の発令に備え、関係課において、速やかな対応ができるよう準備を行う。

(2) 警戒宣言発令時の措置

警戒宣言が発令されたときから地震の発生又は警戒解除宣言が発令されるまでの期間においては、警戒本部体制(災害対策計画第1編第1章第1節 災害対策組織 参照)をとり、警戒活動を行う。

3 警戒宣言発令時の対応措置

(1) 警戒宣言の伝達

警戒宣言が発令されたときは、速やかに住民・事業所等に次の情報を伝達する。

- ア 警戒宣言発令に関する情報
- イ 警戒解除宣言に関する情報
- ウ その他必要と認める事項

(2) 警戒体制の確立

ア 警戒本部の設置

- (ア) 予知情報等の収集と伝達
- (イ) 情報交換を通じて県及び関係機関相互の連携を強化
- (ウ) 実施すべき応急対策事項の確認、必要な資機材等の準備、点検
- (エ) その他必要なこと

イ 住民、事業所に対する広報

警戒宣言が発せられたときは、住民及び事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

(ア) 広報の内容

- ・警戒宣言等の内容及びそれによってとられる措置
- ・出火防止、危険防止、発災時の対応等、家庭・職場でとるべき防災への備え
- ・自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- ・流言防止への配慮
- ・避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- ・市や防災関係機関が行う防災活動への協力依頼
- ・その他必要なこと

(イ) 広報の手段

- ・防災関係機関及び報道機関と連携して広報を行う。
- ・防災行政無線、広報車等を活用するとともに、自主防災組織等の住民組織と連携して広報を行う。
- ・広報に当たっては、要配慮者に配慮する。

ウ 消防・水防

迅速な災害対策活動が実施できるよう次の措置を講ずる。

- ・津波に対する高台からの沿岸監視等
- ・消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- ・危険物等の管理、出火防止の徹底指導
- ・その他必要なこと

エ 災害危険箇所対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等災害危険箇所に係る住民については、緊急な場合は、あらかじめ指定した避難所に避難するよう勧告する。

オ 多数の者を収容する施設の点検

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル等多数の者が利用する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保に努める。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第2章 関係者との連携協力の確保

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第6章 防災訓練計画

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

本市は、法第3条第1項の規定に基づき、「地震防災対策推進地域」に、法第10条第1項の規定に基づき、「津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「総則・予防計画第1編第2章第2節 処理すべき事務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）については、「総則・予防計画第3編4-2-3 物資備蓄品目」に定めるところによる。
- (2) 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。物資等については、「総則・予防計画第3編4-2-3 物資備蓄品目」に定めるところによる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、和歌山市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第1編

第2節 他機関に対する応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は「総則・予防計画第3編5-1-2 防災関連（都市間、企業等）協定等一覧表」に定めるところによる。
- 2 市は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第1章

第2章

第3章

第3節 帰宅困難者への対応

- 1 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 中心市街地において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第4章

第5章

第6章

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第2編

第1節 津波からの防護

- 1 市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
- 2 施設の整備、水門等の操作体制については、「総則・予防計画第2編第1章第3節 河川の整備」、「総則・予防計画第2編第1章第4節 海岸保全施設・港湾施設・漁港の整備」に定めるところによる。
- 3 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備については、「総則・予防計画第3編5-3-1 災害時ヘリコプター予定発着地」、「総則・予防計画第3編5-3-2 臨時ヘリポート」に定めるところによる。
- 4 防災行政無線の整備等については、「総則・予防計画第2編第3章第3節 情報収集・伝達体制の整備」に定めるところによる。

第3編

第4編

第5編

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、

「災害対策計画第1編第2章第1節 地震・津波情報及び気象警報等の伝達」に定めるところによる。

第3節 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示等の発令基準は、「災害対策計画第1編第3章第1節 避難指示等の発令」に定めるところによる。

第4節 避難対策等

1 地震発生時において津波による避難指示等の対象となる地域は、「総則・予防計画第1編第4章第1節 地震被害の想定」に定めるところによる。

なお、市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

2 市は、上記「1」に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- (1) 地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難指示等の伝達方法
- (6) 避難所の設備、物資、避難所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

3 市が、避難所の開設時に優先的に行う、応急危険度判定業務の体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等については、「災害対策計画第1編第5章第1節 避難所開設・運営対策」に定めるところによる。

4 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達及び確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

5 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

6 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次

の点に留意するものとする。

- (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
- (2) 津波の発生のおそれにより、市長が避難指示等を行なったときは、上記(1)に掲げる者のうち在宅の者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- (3) 地震が発生した場合、市は上記(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

7 避難所における救護上の留意事項

- (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
- (2) 市は上記(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置

8 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

9 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

第5節 消防機関等の活動

1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 上記「1」に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、和歌山市消防局地震警備計画に定めるところによる。

3 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとする。

2 電気

- (1) 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に必要な電源供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施する。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関関西電力送配電株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。

3 ガス

- (1) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関大阪ガスネットワーク株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。

4 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。

5 放送

- (1) 指定公共機関日本放送協会が行う措置は、別に定めるところによる。
- (2) 指定地方公共機関株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山が行う措置は、別に定めるところによる。

第7節 交通

1 道路及び海上

県警察、道路管理者、和歌山下津港長又は和歌山海上保安部長の講ずる措置については、「災害対策計画第1編第4章第5節 緊急輸送ネットワークの確保」に定めるところによる。

2 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止、その他運行上の措置を講ずる。

3 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、列車、航空機、船舶等の乗客や、駅、港湾のターミナルに

滞在する者の避難誘導計画等を定める。

第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、動物園、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

ク ブロック塀の転倒防止対策

(2) 個別事項

ア 動物園については、猛獣等の逃走防止措置

イ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

(ア) 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設については、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部及び医療救護本部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所、医療救護所が設置される学校及び社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所及び医療救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第9節 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保については、「総則・予防計画第2編第3章第7節 消防活動体制の整備」、「災害対策計画第1編第4章第2節 消防活動」に定めるところによる。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策については、「総則・予防計画第2編第3章第7節 消防活動体制の整備」、「災害対策計画第1編第4章第2節 消防活動」に定めるところによる。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとし、その方策については、「総則・予防計画第2編第3章第7節 消防活動体制の整備」に定めるところによる。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

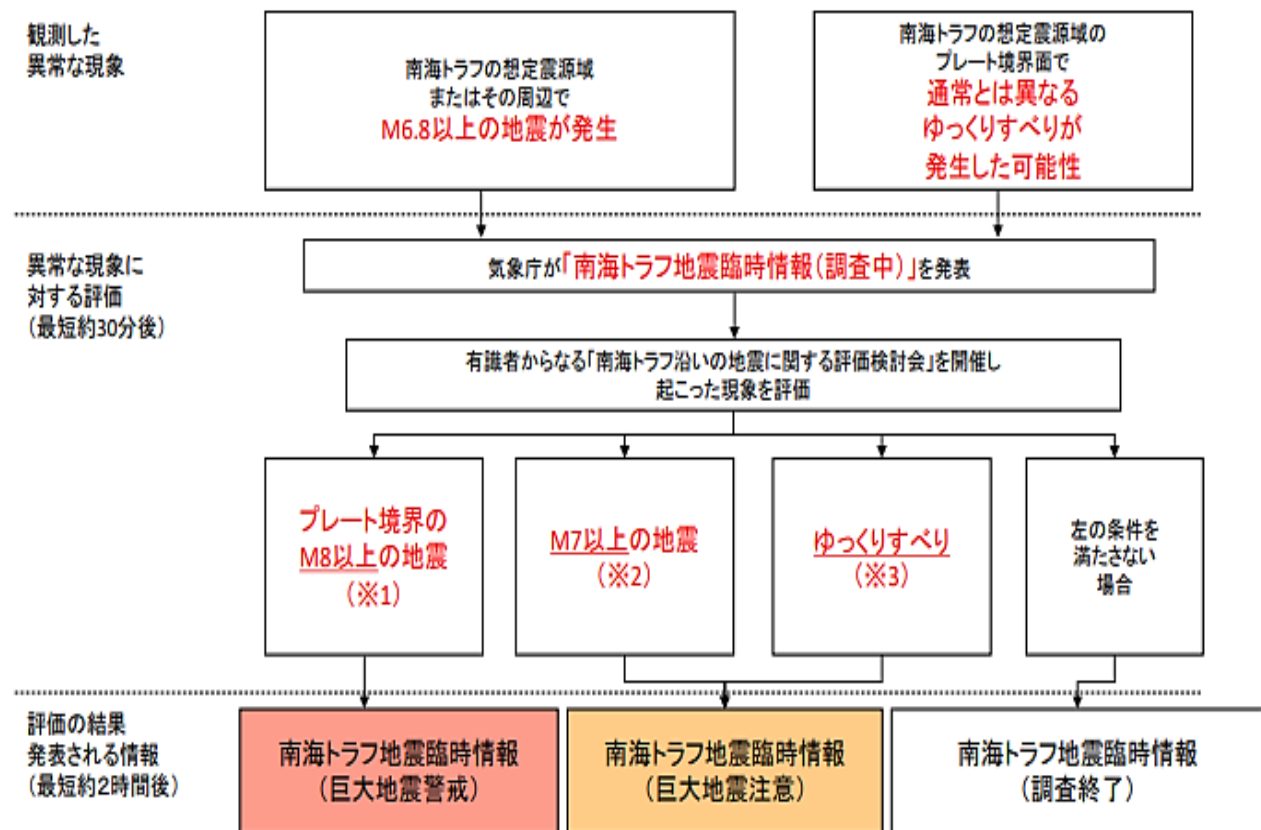
第5編

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表される。

情報発表までの流れ



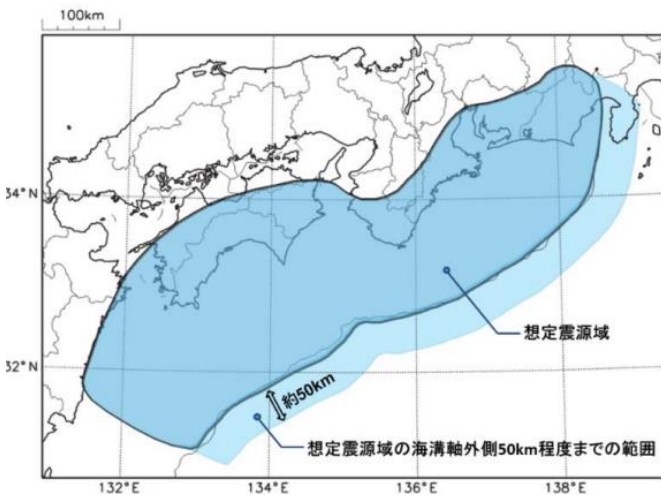
※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(資料：内閣府 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン)

南海トラフ地震の想定震源域



(資料：気象庁)

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達、災害警戒本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、「災害対策計画第1編第2章第1節 地震・津波情報及び気象警報等の伝達」に定めるところによる。

また、災害警戒本部の設置運営方法その他の事項については、「災害対策計画第1編第1章第1節 災害対策組織」に定めるところによる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、「災害対策計画第1編第2章第1節 地震・津波情報及び気象警報等の伝達」に定めるところによる。

また、災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、「災害対策計画第1編第1章第1節 災害対策組織」に定めるところによる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については「災害対策計画第1編第2章第4節 広報・広聴活動」に定めるところによる。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達

市の災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための各種の情報及び避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況等の情報収集は、「災害対策計画第1編第2章第2節 被害情報の収集及び報告」に定めるところによる。

市の災害対策本部からの指示事項等の伝達は、「災害対策計画第1編第1章第1節 災害対策組織」に定めるところによる。

4 災害応急対策をとるべき期間

市は南海トラフ沿いの科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（以下、想定震源域）内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、後発地震（南海トラフの想定震源域内及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。後発地震が発生しないまま2週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間）が経過した場合、地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るものとする。

5 避難対策

（1）地域住民等の避難行動

市は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけ、建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等、南海トラフ地震に対して不安のある者等に対して、事前避難の検討を促す。

また、南海トラフ地震が発生した場合には市内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、土砂災害防止法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域内や防災重点農業用ため池の浸水想定区域内の市民に対して、同様に事前避難の検討を促す。

「総則・予防計画第2編第2章第3節 防災知識の普及」参照

（2）避難所の設置及び運営

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を踏まえた事前避難については、地域住民等が避難をするための場所として避難所を設置するとともに、知人宅や親類宅等への避難を促す。

なお、事前避難は災害後の避難とは異なり、電気・上水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは避難者が自ら準備をし、避難所の運営についても避難者が自ら行うことを基本とする。

6 消防機関等の活動

(1) 消防機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、後発地震に備えた火災の予防及び出火の防止、津波からの円滑な避難の確保等を目的とした津波警報等の情報の収集及び伝達に関して、次の事項を重点として、必要な対策をとるものとする。

なお、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況、緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、他府県への出動の可否について検討する。

- ア 後発地震に備えての消防部隊の編成強化
- イ 津波警報等の収集と伝達体制の確立
- ウ 津波に対する高台からの沿岸監視等
- エ 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- オ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- カ 危険物取扱施設の対応措置の指示
- キ その他必要なこと

(2) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に次のとおり措置をとるものとする。

- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- イ 水門、閘門及防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 水防資機材の点検、整備、配備

7 警備対策

県警察等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。体制については、「災害予防計画第2編第1章第6節 ライフライン施設等の整備」に定めるところによる。

(2) 電気

- ア 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- イ 指定公共機関関西電力送配電株式会社がとる体制は、別に定めるところによる。

(3) ガス

- ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
- イ 指定公共機関大阪ガスネットワーク株式会社がとる体制は、別に定めるところによる。
- ウ ガス事業者は、ガス発生設備その他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

(4) 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社がとる体制及び行う措置は、別に定めるところによる。

(5) 放送

ア 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、正確かつ迅速な報道に努めることとする。

イ 放送事業者は、市、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難所に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。

ウ 指定公共機関日本放送協会和歌山放送局がとる体制は、別に定めるところによる。

エ 指定地方公共機関株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山がとる体制は、別に定めるところによる。

9 金融

指定公共機関日本銀行大阪支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置としてとるべき内容は、別に定めるところによる。

10 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 海上及び航空

ア 和歌山海上保安部、和歌山下津港湾事務所及び近畿地方整備局和歌山港湾事務所は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に行うものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し行うものとする。

ウ 指定地方行政機関大阪航空局関西空港事務所南紀白浜空港出張所は、後発地震の発生に備えて、運航者に対し必要な航空情報の提供等を行うなど、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとし、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

11 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、動物園、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

「災害対策計画第5編第3章第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策」に定めるところによる。

イ 個別事項

(ア) 動物園にあつては、猛獣等の逃走防止措置

(イ) 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法

(ウ) 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護等の方法

(エ) 警戒する措置を講ずる期間における未耐震市有施設の入場規制及び沿岸部の市有施設の閉鎖等による入場者等の安全確保措置

(オ) 警戒する措置を講ずる期間における海水浴場の閉鎖による海水浴客等の安全確保措置
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、11の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

施設管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

(4) 道路、河川、海岸等

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

12 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や情報提供等の帰宅支援に必要な対策を定めるものとする。

13 漁業や遊漁船等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における漁業や遊漁船従事者等の保護等のため、警戒する措置を講ずる期間の休業の呼びかけに関する措置について検討する。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、「災害対策計画第1編第2章第1節 地震・津波情報及び気象警報等の伝達」に定めるところによる。

また、災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、「災害対策計画第1編第1章第1節 災害対策組織」に定めるところによる。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については「災害対策計画第1編第2章第4節 広報・広聴活動」に定めるところによる。
- 3 災害応急対策をとるべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。後発地震が発生しないまま上記の期間が経過した場合、地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るものとする。
- 4 市のとるべき措置

市は、「災害対策計画第1編第2章第4節 広報・広聴活動」に定めるところにより、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

「総則・予防計画第2編第2章第3節 防災知識の普及」参照

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」を中心として、地震防災施設整備事業の一層の推進を図る。整備項目については、「総則・災害予防計画 第4章第4項 地震防災緊急事業五箇年計画」に定めるところによる。

第6章 防災訓練計画

市、防災関係機関、地域住民等の災害対応力強化、連携強化及び防災意識高揚等を図るため、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとし、その方策については、「総則・予防計画第2編第2章第4節 防災訓練」に定めるところによる。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

南海トラフ地震に関する地震防災上必要な教育及び広報については、「総則・予防計画第2編第2章第3節 防災知識の普及啓発」に定めるところによる。

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第1編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編 様式

第6編 様式 目次

様 式 名	(頁)
様式1 被災状況(参集途上)調査報告書	1
様式2 参集・被災状況報告書	2
様式3 被災状況通報受信書	4
様式4 緊急被災状況調査報告書	6
様式5 ため池警戒区域調査表	7
様式6 河川・海岸警戒区域調査表	8
様式7 急傾斜地等警戒区域調査表	9
様式8 土石流警戒溪流調査表	10
様式9 高潮・洪水(内水)警戒区域調査表	11
様式10 警戒区域一覧表	12
様式11 被災状況(被害状況調査員)調査報告書	13
様式12 被災状況(地区別)報告書	15
様式13 即報様式	16
様式14 被災状況(県)報告書	22
様式15 土砂災害緊急FAX送付状(第1報)	27
様式16 部隊等の派遣要請依頼書	28
様式17 部隊等の撤収要請依頼書	29
様式18 和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要請書	30
様式19 和歌山県派遣福祉チーム派遣要請書	32
様式20 罹災証明書等の交付に関する要綱及び各様式	33
様式21 交通規制及び緊急通行車両に関する各様式	44

様式1 被災状況（参集途上）調査報告書

被災状況（参集途上）調査報告書

災 害 種 別		
調 査 年 月 日		年 月 日 時 分～ 時 分
被 災 場 所		
調 査 担 当 職 員 名		部 課
被 災 状 況 等		
参集ルート	(例) ○○町→ ××町 → 市役所	
参集手段	徒歩・自転車・バイク・電車・自動車・その他()	
目撃した家屋・建物の倒壊現場		有・無
例) △△町 家屋倒壊(1軒)		位置: 1
○○町 マンション倒壊		2
		3
目撃した火災現場		有・無
例) △△町(付近)		位置: 1
		2
		3
道路通行に障害のあった箇所		有・無
例) △△町(付近)		位置: 1
		2
		3
2. 交通事故	場所(目標):	場所(目標):
3. 交通渋滞	場所(目標):	場所(目標):
その他の被害情報		

職員が参集途上において、把握した被災状況のうち応急対策上重要であると認める事項について本部長あて報告する際に用いる。

様式2 参集・被災状況報告書

参集・被災状況報告書

災 害 種 別			
報 告 年 月 日	年	月	日 時 分～ 時 分
対 策 部 名	部		
報 告 者 氏 名			
1. 参集者名簿			
班	人数	班	人数
班	人	班	人
班	人	班	人
班	人	班	人
班	人	班	人
		合 計	人
特記事項			
2. 施設被害 □なし □あり (下欄記入)			
施設名	被害状況 (被害があるものにチェックする)		
	ライフライン(□電話 □電気 □上水道 □下水道 □冷暖房 □ガス) 建物 (□崩壊・落階 □基礎部分の破壊 □傾き □他 ())		
	ライフライン(□電話 □電気 □上水道 □下水道 □冷暖房 □ガス) 建物 (□崩壊・落階 □基礎部分の破壊 □傾き □他 ())		
	ライフライン(□電話 □電気 □上水道 □下水道 □冷暖房 □ガス) 建物 (□崩壊・落階 □基礎部分の破壊 □傾き □他 ())		
	ライフライン(□電話 □電気 □上水道 □下水道 □冷暖房 □ガス) 建物 (□崩壊・落階 □基礎部分の破壊 □傾き □他 ())		
特記事項			

(裏面へ)

3. その他の状況	
対策本部 処 理 欄	

※所管内の参集途上報告書の写しを添付する

様式3 被災状況通報受信書

項目	被災状況通報受信書	整理番号：
発信者所属名	市民・その他()	
発信者氏名		
発信者連絡先		
発信者地区(42連合区)		地区
発信者住所		
発信内容		
受信月日	月 日	
受信時間	時 分	
受信者所属名		
受信者氏名		
受信者連絡先	内線()・外線()	
情報種別	裏面「情報種別」から1箇所選択してレ点をつけてください	
件名	裏面「件名」から1箇所選択してレ点をつけてください	
被害分類	裏面「被害分類」から該当箇所すべて選択してレ点をつけてください	
依頼月日	月 日	
依頼時間	時 分	
依頼先所属名		
依頼先氏名		
依頼先連絡先	内線()・外線()	
依頼内容		
対応月日	月 日	
対応時間	時 分	
対応者所属名		
対応者氏名		
対応連絡先	内線()・外線()	
対応内容		
報告受信月日	月 日	
報告受信時間	時 分	
報告受信者所属名		
報告受信者氏名		
報告受信者連絡先	内線()・外線()	

下から1箇所選択

＜情報種別＞

<input type="checkbox"/>	情報 (種別)報告
<input type="checkbox"/>	情報 (種別)連絡
<input type="checkbox"/>	情報 (種別)相談
<input type="checkbox"/>	情報 (種別)その他

下から1箇所選択

＜件名＞

<input type="checkbox"/>	件名 (気象)警報等
<input type="checkbox"/>	件名 (本部)体制
<input type="checkbox"/>	件名 (本部)広報
<input type="checkbox"/>	件名 (本部)その他
<input type="checkbox"/>	件名 (本部)避難情報
<input type="checkbox"/>	件名 (発信者)市民
<input type="checkbox"/>	件名 (発信者)消防
<input type="checkbox"/>	件名 (発信者)警察
<input type="checkbox"/>	件名 (発信者)県
<input type="checkbox"/>	件名 (発信者)支部
<input type="checkbox"/>	件名 (発信者)対策部
<input type="checkbox"/>	件名 (発信者)公共機関
<input type="checkbox"/>	件名 (発信者)その他

下から該当箇所すべて選択

＜被害区分＞

<input type="checkbox"/>	被害 (-)
<input type="checkbox"/>	被害 (問合)避難情報
<input type="checkbox"/>	被害 (問合)消毒液
<input type="checkbox"/>	被害 (問合)トイレ
<input type="checkbox"/>	被害 (問合)ごみ
<input type="checkbox"/>	被害 (問合)異音
<input type="checkbox"/>	被害 (問合)その他
<input type="checkbox"/>	被害 (土砂)崩れ
<input type="checkbox"/>	被害 (土砂)堆積
<input type="checkbox"/>	被害 (土砂)その他
<input type="checkbox"/>	被害 (道路)通行止
<input type="checkbox"/>	被害 (道路)冠水
<input type="checkbox"/>	被害 (道路)破損
<input type="checkbox"/>	被害 (道路)ごみ
<input type="checkbox"/>	被害 (道路)その他
<input type="checkbox"/>	被害 (河川)通行止
<input type="checkbox"/>	被害 (河川)氾濫
<input type="checkbox"/>	被害 (河川)崩壊
<input type="checkbox"/>	被害 (河川)ポンプ
<input type="checkbox"/>	被害 (河川)その他
<input type="checkbox"/>	被害 (ため池)通行止
<input type="checkbox"/>	被害 (ため池)決壊
<input type="checkbox"/>	被害 (ため池)崩壊
<input type="checkbox"/>	被害 (ため池)その他
<input type="checkbox"/>	被害 (生活)上水道
<input type="checkbox"/>	被害 (生活)下水道
<input type="checkbox"/>	被害 (生活)電力
<input type="checkbox"/>	被害 (生活)電話
<input type="checkbox"/>	被害 (生活)ガス
<input type="checkbox"/>	被害 (生活)交通機関
<input type="checkbox"/>	被害 (人被)死者
<input type="checkbox"/>	被害 (人被)行方不明者
<input type="checkbox"/>	被害 (人被)重傷
<input type="checkbox"/>	被害 (人被)軽傷
<input type="checkbox"/>	被害 (住被)全壊
<input type="checkbox"/>	被害 (住被)大規模半壊
<input type="checkbox"/>	被害 (住被)中規模半壊
<input type="checkbox"/>	被害 (住被)半壊
<input type="checkbox"/>	被害 (住被)準半壊
<input type="checkbox"/>	被害 (住被)準半壊に至らない
<input type="checkbox"/>	被害 (住被)床上浸水
<input type="checkbox"/>	被害 (住被)床下浸水
<input type="checkbox"/>	被害 (住被)その他
<input type="checkbox"/>	被害 (非住被)全壊
<input type="checkbox"/>	被害 (非住被)大規模半壊
<input type="checkbox"/>	被害 (非住被)中規模半壊
<input type="checkbox"/>	被害 (非住被)半壊
<input type="checkbox"/>	被害 (非住被)準半壊
<input type="checkbox"/>	被害 (非住被)準半壊に至らない
<input type="checkbox"/>	被害 (非住被)床上浸水
<input type="checkbox"/>	被害 (非住被)床下浸水
<input type="checkbox"/>	被害 (非住被)その他

様式4 緊急被災状況調査報告書

緊急被災状況調査報告書

災 害 種 別	
調 査 年 月 日	年 月 日 時 分～ 時 分
被災場所（地域）	
調査担当職員名	部 課
被災状況	
※ 必要により写真、図面等を添付すること。	
処 理 欄	

市の担当部が、それぞれの区分に従い現場調査を実施した結果、被害があった事項について本部長あて報告する際に用いる。

様式5 ため池警戒区域調査表

ため池警戒区域調査表

(年 月 日調査)

ため池番号			
名 称			
所 在 地			
所有者住所			
所有者氏名			
連 絡 先			
管理者住所			
氏 名			
連 絡 先			
た め 池 の 状 況	堤 高	m	現状 a 満水にしない。 b 堤体から漏水している。 c 堤体に変化が生じている。 d 良好である。 e その他
	堤頂長	m	
	天端幅	m	
	貯水量	m ³	
	流 域	h a	
	取水構造		
	破堤時被害予想戸数	戸	
避 難 対 策	避 難 場 所		
	伝 達 方 法		
	避難上の留意点		
水防対策及び水防作業上の留意点			

様式6 河川・海岸警戒区域調査表

河川・海岸警戒区域調査表

(年 月 日調査)

河川・海岸名		管轄署	
場所			
河川・海岸状況	堤防・護岸の延長及び区域の目標		堤防・護岸の分類
	河川左岸	m	a 建堤形式
	右岸	m	
	海岸	m	b その他
危険予想		被害予想	
被害予想戸数		戸	避難者数
避難対策	避難場所		
	伝達方法		
	避難上の留意点		
水防対策及び水防作業上の留意点			

様式7 急傾斜地等警戒区域調査表

急傾斜地等警戒区域調査表

(年 月 日調査)

地区名		管轄署	
所在地			
目 標	指 定 有 ・ 無 指定年月日、番号 年 月 日 第 号		
が け 地 の 状 況	平均傾斜角度	度	危険因子 a 亀裂又は湧水あり。 b 過去に崩壊した。 c がけ面が急で地盤軟弱である。 d 集水地形である。 e 崩壊のおそれが顕著である。 f 樹木等が少なく表面侵食おそれがある。
	平均高さ	m	
	法尻延長	m	
	現況	山林・農地・その他	
	被害想定区域面積		
	上部（崖上）	m ²	
	下部（崖下）	m ²	
被害予想戸数	戸	避難者数	人
避難場所			
伝達方法			
避難上の留意点			
水防対策及び水防作業上の留意点			

様式8 土石流警戒溪流調査表

土石流警戒溪流調査表

(年 月 日調査)

水系名		管轄署	
溪流名			
所在地			
溪流の状況	溪流延長	m	傾斜風化層厚 m以上 ・ 未満
	土質	花崗岩・流紋岩・その他	河道内堆積砂れき 多い ・ 少ない
	水系模様	直流系	崩壊地 有 ・ 無
	河道横断型	V型	砂防堰堤数 基
	河道横断型	変化多い・変化少ない	砂防堰堤貯砂能力 有 ・ 無
	溪流勾配	度	過去の土石流 有 ・ 無
	危険区域戸数	戸	避難者数 人
避難対策	避難方法		
	伝達方法		
	避難上の留意点		
水防対策及び水防作業上の留意点			

様式9 高潮・洪水（内水）警戒区域調査表

高潮・洪水（内水）警戒区域調査表

(年 月 日調査)

場 所			管轄署	
目 標				
範 囲				
危 険 区 域 の 状 況	危険予想		被害予想	
	危険種別 高潮・洪水（内水）	河岸高 m	T P 高 m	浸水高 m
	被害予想戸数 戸		避難者数 人	
	避難場所			
	伝達方法			
	避難上の留意点			
	水防対策及び水防作業上の留意点			

様式10 警戒区域一覧表

警戒区域一覧表

番号	区域の区分	場所、目標、範囲	危険区域の状況		避難対策			備考
			危険、被害予想	被害予想戸数	避難者数	避難場所	伝達方法	

様式11 被災状況（被害状況調査員）調査報告書

被災状況（被害状況調査員）調査報告書

受付No	
調査No	

地区名		受付日	年 月 日	申請日	年 月 日	
調査員名				調査日	年 月 日	
り災原因				り災日	年 月 日	
り災住所	和歌山市			連絡先		
り災物件	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家 <input type="checkbox"/> その他 (所有者名又は法人名：)					
家族氏名	生年月日	死亡	行方不明	重傷	軽傷	備考
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
り災程度	住家	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない <input type="checkbox"/> 床上浸水 (cm) <input type="checkbox"/> 床下浸水 (cm)				
	非住家	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない <input type="checkbox"/> 床上浸水 (cm) <input type="checkbox"/> 床下浸水 (cm)				
特記事項	*被害箇所を客観的に記載する					

第6編 様式

○ 調査場所周辺の被害状況（道路冠水・土砂崩れ等）

※冠水の痕跡や間取りで把握したもの、聞き取りによる状況把握を含みます。

■確認日時	■被害場所	■最大浸水深等
月 日 AM/PM 時 分	ゼンリン地図へ書込み	cm
■その他（被害状況についての詳細等）		

様式12 被災状況（地区別）報告書

年 月 日

被災状況（地区別）報告書

地区名： _____ 支部長名： _____

り 災 総 数	戸 数		世 帯 数	人 員	
	戸		世帯	人	
人 的 被 害	死 者				
	行 方 不 明				
	負 傷	重 傷			
		軽 傷			
住 家 の 被 害	戸 数		世 帯 数	人 員	
	全 壊	戸	世帯	人	
	大規模半壊	戸	世帯	人	
	中規模半壊	戸	世帯	人	
	半 壊				
	準半壊				
	準半壊に至らない				
	浸 水	床 上	戸	世帯	人
		床 下	戸	世帯	人
非住家の被害					
被害状況等					

支部 ⇒ 市民税課 ⇒ 本部（総合防災課）

様式13 即報様式

即報様式

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮圧日時) (月 日 時 分) (月 日 時 分) 鎮火日時 (月 日 時 分)
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼損程度	全焼 棟 } 計 棟 焼損面積 m ² 半焼 棟 } 建物焼損床面積 m ² 部分焼 棟 } 建物焼損表面積 m ² ぼや 棟 } 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 人 (人)			
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部(署)	台	
			消 防 団	台	
			消防防災ヘリコプター	機	
			海上保安庁	人	
	自 衛 隊	人			
	そ の 他	人			
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第6編 様式

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害															
発生場所																
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) 覚知方法															
事故等の概要																
死 傷 者	<table border="0"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="3"> <table border="0"> <tr> <td>重 症</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>中 等 症</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>軽 症</td> <td>人 (人)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)		<table border="0"> <tr> <td>重 症</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>中 等 症</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>軽 症</td> <td>人 (人)</td> </tr> </table>	重 症	人 (人)	中 等 症	人 (人)	軽 症	人 (人)	計	人	不明	人
死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)														
	<table border="0"> <tr> <td>重 症</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>中 等 症</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>軽 症</td> <td>人 (人)</td> </tr> </table>	重 症	人 (人)	中 等 症	人 (人)		軽 症	人 (人)								
重 症		人 (人)														
中 等 症		人 (人)														
軽 症	人 (人)															
計	人															
不明	人															
救助活動の要否																
要救護者数(見込)	救助人員															
消防・救急・救助 活動状況																
災害対策本部 等の設置状況																
その他参考事項																

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟			
		うち 災害関連死者		人		半壊			棟	床下浸水		棟					
		不明		人		軽傷			人	一部破損		棟	未分類		棟		
	119番通報の件数																
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)									
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)														
	自衛隊派遣要請の状況																
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式14 被災状況（県）報告書

被災状況（県）報告書

第1号様式 災害確定報告

都道府県			区 分			被 害		
災 害 名 ・ 確定年月日		月 日 時確定		そ の 他	田	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
畑	流失・埋没	ha						
	冠 水	ha						
報 告 者 名					文 教 施 設		箇 所	
区 分		被 害			病 院		箇 所	
人 的 被 害	死 者		人		道 路		箇 所	
	行方不明者		人		橋 り ょ う		箇 所	
	負 傷 者	重 傷	人	河 川		箇 所		
		軽 傷	人	港 湾		箇 所		
住 家 被 害	全 壊		棟	砂 防		箇 所		
			世帯	清 掃 施 設		箇 所		
			人	鉄 道 不 通		箇 所		
	半 壊		棟	被 害 船 舶		隻		
			世帯	水 道		戸		
			人	電 話		回 線		
	一 部 破 損		棟	電 気		戸		
			世帯	ガ ス		戸		
			人	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇 所		
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数		世 帯			
		世帯	り 災 者 数		人			
		人						
非 住 家	公 共 建 物		棟	火 災 発 生	建 物	件		
	そ の 他		棟		危 険 物	件		
					そ の 他	件		

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 救 助 法	対 策	名 称						
公立文教施設	千円		都 道 府 県 災 害 救 助 法	本 部 設 置 市 町 村 名	設 置	月	日 時				
農林水産業施設	千円				解 散	月	日 時				
公共土木施設	千円				計 団 体						
その他の公共施設	千円										
小 計	千円										
公共施設被害市町村数	団体				計 団 体						
そ の 他 の 被 害 総 額	農 産 被 害	千円		災 害 適 用 市 町 村 名					計 団 体		
	林 産 被 害	千円									
	畜 産 被 害	千円									
	水 産 被 害	千円									
	商 工 被 害	千円									
そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人							
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人							
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）										

第6編 様式

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名					計
区分							
人的被害	死者	人					
	行方不明者	人					
	負傷者	重傷	人				
		軽傷	人				
住家被害	全壊	棟					
		世帯					
		人					
	半壊	棟					
		世帯					
		人					
	一部破損	棟					
		世帯					
		人					
	床上浸水	棟					
		世帯					
		人					
床下浸水	棟						
	世帯						
	人						
非住家	公共建物	棟					
	その他	棟					
り災世帯数	世帯						
り災者数	人						
被害総額	千円						
	公立文教施設	千円	()	()	()	()	
	農林水産業施設	千円	()	()	()	()	
	公共土木施設	千円	()	()	()	()	
	その他の公共施設	千円	()	()	()	()	
	その他被害	千円					
消防職員出動延人数	人						
消防団員出動延人数	人						
都道府県災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	
	解散	月日	月日	月日	月日	月日	
災害対策本部設置市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	

第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日		災害名							計	
		区分								
人的被害	死者		人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
そ	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
畑		流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
の	学 校	箇所								
	病 院	箇所								
	道 路	箇所								
	橋 り よ う	箇所								
	河 川	箇所								
	港 湾	箇所								
	砂 防	箇所								
	清 掃 施 設	箇所								
	崖 く ず れ	箇所								
	鉄 道 不 通	箇所								
	被 害 船 舶	隻								
	他	水 道	戸							

第6編 様式

都道府県名

発生年月日		災害名					計										
区分																	
電	話	回線															
電	気	戸															
ガ	ス	戸															
その他	ブロック塀等	箇所															
火災発生	建	物件															
	危	険物件															
	そ	の他物件															
り	災	世帯数	世帯														
り	災	者数	人														
公	立	文	教	施	設	千円	() () () () () ()										
農	林	水	産	業	施	設	千円	() () () () () ()									
公	共	土	木	施	設	千円	() () () () () ()										
そ	の	他	の	公	共	施	設	千円	() () () () () ()								
小	計	千円	() () () () () ()														
	公	共	施	設	被	害	市	町	村	数	団	体					
その他	農	産	被	害	千	円											
	林	産	被	害	千	円											
	畜	産	被	害	千	円											
	水	産	被	害	千	円											
	商	工	被	害	千	円											
そ	の	他	千	円													
被	害	総	額	千	円												
都	道	府	県	設	置	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日		
				災	害	對	策	本	部	解	散	月	日	月	日		月
災害対策本部設置市町村				団	体	団	体	団	体	団	体	団	体	団	体	団	体
災害救助法適用市町村				団	体	団	体	団	体	団	体	団	体	団	体	団	体
消防職員出動延人数				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

様式15 土砂災害緊急FAX送付状（第1報）

土砂災害緊急FAX送付状（第1報）

_____ 建設部 行き
 _____ 砂防課 行き

報告者
 所属 _____
 氏名 _____

災害報告（ 年 月 日 時 現在）

ふりがな								地区名	
発生場所	[市・郡]		[区・町・村]		大字				
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時 分				
災害形態	土石流・急傾斜地崩壊・地すべり・河道閉塞・その他（ ）								
被害状況	人的被害	死者	名	被害者	才	農地被害	(種類・面積)	概略のポンチ絵（別途添付してもよい）	
		行方不明	名	者	才				
		負傷者	名	年齢	才				
	人家被害	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設（重要・一般）の名称は要記載)					
		半壊	戸						
		一部破損	戸						
		床上浸水	戸						
		床下浸水	戸						
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸（空積・練積・RC・その他）					
	公共土木施設被害	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)							
	(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物 等)								
二次災害の可能性	(有・無)								
避難状況（集落名、種類（勧告・指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載）									

- * [添付図面等]
 - ・ゼンリンの地図等災害発生場所が特定できるもの
 - * 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること
 - * 写真は、別途e-mailにて送付して下さい。
- 建設部 @pref.wakayama.lg.jp
 県庁 砂防課 e0806001@pref.wakayama.lg.jp

様式16 部隊等の派遣要請依頼書

部隊等の派遣要請依頼書

年 月 日

和 歌 山 県 知 事 様

和 歌 山 市 長

部 隊 等 の 派 遣 要 請 依 頼 書

災害対策基本法第68条の2の規定により、部隊等の災害派遣要請を下記のとおり依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 区 域
 - (2) 活動内容
- 4 その他

様式17 部隊等の撤収要請依頼書

部隊等の撤収要請依頼書

年 月 日

和歌山県知事様

和歌山市長

部隊等の撤収要請依頼書

年 月 日災害派遣を受けた部隊等の撤収要請を下記の通り依頼いたします。

記

- 1 撤収日付
- 2 撤収要請を依頼する理由

様式18 和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要請書

和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間		時		分		現在	
1 要請機関名	TEL			発信者			
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急(調査・広報) (4) 火災防御 (5) その他						
3 活動内容	調査	広報	撮影	傷病者搬送	空中消火	救急	救助
	輸送(品名数量)) その他()			
4 発生場所 及び 発生時間	市町村		地内				
	(発生時間)	年	月	日	時	分	
	(目標)						
	(離着陸場所)						
5 現地の気象 条件	天候	風向	風速	気温			
	視程	m	気象予警報(警報・注意報)		
6 現場指揮者	所属・職名・氏名						
7 現場との 連絡手段	無線種別(全国波、県波) 現場指揮本部(車)呼出名称(コールサイン)						
8 要請を 必要と する 理由	<p>※ 災害の状況、要請する活動内容、受け入れ体制を記入すること (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記入のこと)</p>						
目 標	<p>別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、住宅地図のページ数を明記のこと</p>						

和歌山県防災航空センター TEL 0739-45-8211
FAX 0739-45-8213

9	傷病者	フリガナ		年齢	歳	性別	男・女	
		氏名						
	症状							
	離着場所の 目標等	出場先の 所在地 及び目標		搬送先の 所在地 及び目標				
	搭乗者	医師の氏名			関係者の 氏名			
		看護師の氏名						
	病院への搬送方法	救急車の手配	有 ・ 無		病院の手配	有 ・ 無		
	受入病院	所在地 名称		連絡先	TEL			
搬送先の消防本部の担当者職氏名		消防本部		課 TEL				
10 必要資機材								
11 他航空機への要請	有 ・ 無		(有の場合) 機関名		要請機数		機	
12 その他必要事項								

※ 以下の項目は、防災航空隊で出場の可否を決定の後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (全国波、県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)	
2 到着予定時間	年 月 日 (曜日)	時 分
3 活動予定時間	時間 分	
4 燃料の確保	要手配 ・ 手配不要 〇 (ドラム缶 本)	

受信者	和歌山県防災航空隊	
-----	-----------	--

様式19 和歌山県災害派遣福祉チーム派遣要請書

様式第11号

和歌山県災害派遣福祉チーム派遣要請書

年 月 日

和歌山県知事

(市町村名) 長

避難所等の運営等に必要ことから、和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第10の1(2)の規定に基づき、下記のとおり和歌山県災害派遣福祉チームの派遣を要請します。

記

	派遣先施設名	所在地	連絡責任者 職氏名	派遣希望 職種
1				
2				
3				

【記入担当者】 部署名：
職氏名：
連絡先：
メール：

様式20 罹災証明書等の交付に関する要綱及び各様式

罹災証明書等の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害によって市内で生じた被害について、市が証明書を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第111条に規定する建物をいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号に掲げる建築物をいう。
- (3) 住家 被災者が現に居住のために使用している建物をいう。
- (4) 非住家 住家以外の建物をいう。
- (5) 自己判定方式 被害の程度が明らかに準半壊に至らないとき又は被害の程度の証明を希望しないときに、実地調査を行わず、申請者が提出した写真等により、罹災内容を審査する方式をいう。
- (6) 罹災証明書 住家及び住家に付随する車両及び家財等について、罹災の事実及びその程度（以下「罹災状況」という。）を実地調査又は自己判定方式により審査し、当該罹災状況を証明する書類をいう。
- (7) 非住家罹災証明書 非住家及び非住家に付随する車両及び資財等について、罹災の事実及びその程度を実地調査又は自己判定方式により審査し、当該罹災状況を証明する書類をいう。
- (8) 被災証明書 建築物、車両、家財等について、罹災の事実を実地調査又は自己判定方式により審査し、罹災の事実を証明する書類をいう。

(申請者)

第3条 次条第1項に規定する交付申請者又は第5条第1項に規定する交付申請者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 所有者
- (2) 居住者
- (3) 管理者
- (4) 代表者その他の役員及び従業員（所有者が法人である場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者

(罹災証明書及び非住家罹災証明書)

第4条 罹災証明書及び非住家罹災証明書の交付申請者は、罹災証明書等交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、実地調査を行うとき又は相当な

第6編 様式

理由により添付できない書類があるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 罹災状況を確認することができる写真
- (2) 罹災場所を確認することができる地図
- (3) 本人確認ができる資料の写し
- (4) 修繕の見積書又は請求書

2 前項の規定による提出は、災害が発生した日の翌日から起算して3月以内に行わなければならない。

ただし、期間を経過したことについてやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の適用を受けようとする者は、罹災証明書等交付申請遅延理由書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による提出があったときは、内容を審査し、罹災証明書（別記様式第3号）又は非住家罹災証明書（別記様式第4号）を当該提出した者に交付するものとする。

（被災証明書）

第5条 被災証明書の交付申請者は、罹災証明書等交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、実地調査を行うとき又は相当な理由により添付できない書類があるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 罹災の事実を確認することができる写真
- (2) 罹災場所を確認することができる地図
- (3) 本人確認ができる資料の写し
- (4) 修繕の見積書又は請求書

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、被災証明書（別記様式第5号）を当該提出した者に対し、交付するものとする。

（代理人）

第6条 申請者に代わって、前2条の手続を行おうとするときは、市長に委任状（別記様式第6号）を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月8日から施行する。

別記様式第1号（第4条、第5条関係）

罹災証明書等交付申請書

(宛先) 和歌山市長

申請者 <small>*本人確認できる資料を添付してください</small> <small>(罹災物件との関係)</small>	現住所			連絡先			
	フリガナ						
	申請者氏名						
	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 居住者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 代理人						
申請年月日	年	月	日	罹災年月日	年	月	日
罹災場所等	和歌山市						
	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家 <input type="checkbox"/> その他 <small>(所有者名又は法人名：)</small>						
世帯構成	氏名	生年月日			年 月 日		
		年 月 日			年 月 日		
		年 月 日			年 月 日		
		年 月 日			年 月 日		
罹災原因							
<p>上記の災害にて、被害を受けましたので、</p> <p> <input type="checkbox"/> 罹災証明書又は非住家罹災証明書の交付を申請します。 → <input type="checkbox"/> 自己判定方式（写真等による判定）希望 <input type="checkbox"/> 被災証明書の交付を申請します。 </p>							

【市処理欄】 ※以下は記入不要です。

提出書類	<input type="checkbox"/> 被災状況写真 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 本人確認資料 <input type="checkbox"/> 見積書・請求書 <input type="checkbox"/> 委任状
確認者	
備考	

年 月 日 受理

罹災証明書等交付申請遅延理由書

（宛先）和歌山市長

申請者	現住所		
	申請者氏名		
（罹災物件との関係）			
申請年月日	年	月	日
	罹災年月日	年	月
		日	日
罹災場所	和歌山市		
罹災原因			
遅延理由			

別記様式第3号（第4条関係）

（整理番号）

罹災証明書

世帯主住所		
世帯主氏名		
世帯構成員	氏名	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

和歌山市長

印

(裏面)

<罹災証明書について>

- (1) この証明は、災害救助の一環として、災害に係る罹災の程度を市長が証明するものです。
- (2) 証明書により証明する事項は、損害額を証明するものではありません。
- (3) 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- (4) この証明は、原則として一世帯一枚の発行となりますので大切に保管してください。
- (5) この証明の内容は、各種減免措置などの手続きで使用するため、本市関係部局へ提供させていただきます。

別紙様式第4号（第4条関係）

第 号

非住家罹災証明書

申請年月日	年 月 日	罹災年月日	年 月 日
罹災場所等	和歌山市		
*罹災した住所	(所有者名又は法人名：)		
罹災原因			

罹災程度	
罹災内容	<input type="checkbox"/> 床上浸水 (cm) <input type="checkbox"/> 床下浸水 (cm) <input type="checkbox"/> 建物 (<input type="checkbox"/> 外部 <input type="checkbox"/> 内部)

上記のとおり、罹災したことを証明します。

和歌山市長



年 月 日

(裏面)

<非住家罹災証明書について>

- (1) この証明は、災害救助の一環として、災害に係る罹災の程度を市長が証明するものです。
- (2) 証明書により証明する事項は、損害額を証明するものではありません。
- (3) 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- (4) この証明は、原則として一世帯一枚の発行となりますので大切に保管してください。
- (5) この証明の内容は、各種減免措置などの手続きで使用するため、本市関係部局へ提供させていただきます。

別記様式第5号（第5条関係）

第 号

被災証明書

申請年月日	年 月 日	罹災年月日	年 月 日
罹災場所等	和歌山市		
* 罹災した住所	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家 <input type="checkbox"/> その他（所有者名又は法人名： ）		
世帯構成	氏名	生年月日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
罹災原因			

罹災内容	住家	<input type="checkbox"/> 建物（ <input type="checkbox"/> 外部 <input type="checkbox"/> 内部 ）
	非住家	<input type="checkbox"/> 建物（ <input type="checkbox"/> 外部 <input type="checkbox"/> 内部 ）
	その他	<input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 家財 <input type="checkbox"/> 外部構造物(カーポート等) <input type="checkbox"/> その他（ ）

上記のとおり、被災したことを証明します。

和歌山市長



年 月 日

(裏面)

<被災証明書について>

- (1) この証明は、災害救助の一環として、災害に係る罹災の事実を市長が証明するものです。
※ 被害の程度を証明するものではありません。
- (2) 証明書により証明する事項は、損害額を証明するものではありません。
- (3) 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- (4) この証明は、原則として一世帯一枚の発行となりますので大切に保管してください。
- (5) この証明の内容は、各種減免措置などの手続きで使用するため、本市関係部局へ提供させていただきます。

別記様式第6号（第6条関係）

委任状

年 月 日

（宛名）和歌山市長

代理人 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

私は上の者を代理人と認め、次の証明書の交付申請及び受領に関する権限を委任します。

（該当する□欄にチェックしてください。）

罹災証明書又は非住家罹災証明書に関すること。

被災証明書に関すること。

委任者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

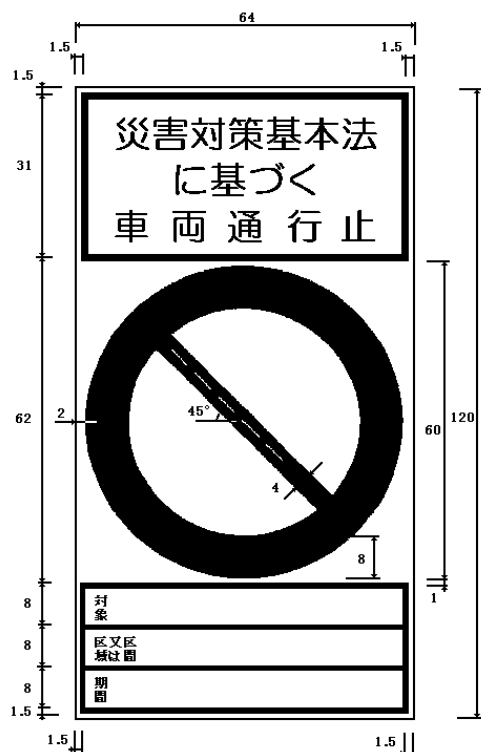
様式21 交通規制及び緊急通行車両に関する各様式

緊急通行車両等事前届出書

地震防災 応急対策用 災害		緊急通行車両等事前届出書		年 月 日
和歌山県公安委員会		殿		住所 氏名 電話番号
番号標に表示 されている番号		住所 氏名 電話番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあ っては輸送人員又は品名)		住所 氏名 電話番号		
使用者	住所 氏名	() 局 番		
出 発 地		() 局 番		

(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付のうえ、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

災害対策基本法施行規則第5条による災害時における交通の規制に係る標示の様式第2



備考

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白地とする。
2. 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

災害対策基本法施行規則第6条の2による緊急通行車両の標章様式第4



備考

1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月、及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する装置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

災害対策基本法施行規則第6条の2による緊急通行車両の証明書式第5

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有 効 期 限		
備 考		

〔備考〕用紙は、日本工業規格A4とする。

和歌山市地域防災計画
(災害対策計画)

令和7年3月
(2025年)

発行者 和歌山市危機管理局
危機管理部 総合防災課

〒640-8157 和歌山市八番丁12番地

TEL (073)-435-1199

FAX (073)-435-1299

E-mail:sogobosai@city.wakayama.lg.jp